みよし広域連合介護保険事業計画（第９期）
三好市高齢者保健福祉計画（第10次）
東みよし町高齢者福祉計画（第10次）

令和６年３月

みよし広域連合

目 次

第１部　みよし広域連合介護保険事業計画（第９期）

第１章 計画策定にあたって

第１節　計画の策定趣旨 1
第２節　計画の概要 2

第２章 高齢者を取り巻く現状と将来推計

第１節　人口の現状及び将来推計..... 6
第２節　高齢者の世帯の状況 9
第３節　認定者数の推移と将来推計 10
第４節　介護保険サービスの利用状況..... 12
第５節　各種調査報告..... 16

第３章 地域で支え合う環境づくり

第１節　地域支援事業の推進..... 39
第２節　住み慣れた地域で安心して暮らしつづけられるために..... 67

第４章 介護保険事業の適正・円滑な運営

第１節　介護保険サービスの基盤整備..... 69
第２節　給付適正化の推進..... 94
第３節　地域密着型サービス運営委員会の設置並びに指導監督の実施 98
第４節　介護サービス基盤の整備..... 99
第５節　計画の点検・評価方法 99
第６節　介護保険料等の設定について.....101

参考資料

みよし広域連合介護保険事業計画策定委員会設置要綱.....108
策定委員名簿 110

第２部　三好市高齢者保健福祉計画（第 10 次）

第１章 計画策定にあたって

１　計画策定の趣旨 111
２　法令の根拠と位置づけ.....112
３　計画期間と見直し.....113
４　計画策定の体制 113
５　計画の進行管理 113

第２章 三好市の高齢者を取り巻く現状と課題

１　高齢者の状況 114
２　将来推計 119
３　今後の重点課題 120

第３章 計画の基本的な考え方

１　三好市の目指す姿（基本理念）.....121
２　計画推進における役割 122
３　施策の体系.....123

第４章 基本理念の実現に向けた施策の展開

第１節　生きがいのある健やかなまちづくり 124
（１）高齢者の社会参加の促進 124
（２）高齢者の就労支援の充実 124
（３）高齢者を敬う社会づくり.....125

第２節　住み慣れた地域でいつまでも暮せるまちづくり 126
（１）要介護にならないための介護予防の推進 126
（２）住まいと生活支援の充実 128
（３）在宅医療・介護連携の推進 131

（４）入所施設の充実 132
（５）低所得者対策の推進.....133
（６）介護保険サービスの充実 133

第３節　安全・安心で高齢者にやさしいまちづくり 134
（１）認知症対策・虐待対策の推進.....134
（２）高齢者を地域で支えるまちづくりの形成.....136
（３）高齢者の交通安全の推進 138

第４節　三好市独自の地域包括ケアシステムの構築 138
（１）地域包括ケアシステムの構築.....138
（２）地域ケア会議の推進 139
（３）相談体制の整備 140

第５章 アンケート結果による現状

現状調査結果 142

第６章 活動事例

活動事例の報告 148

参考資料

三好市高齢者保健福祉計画策定委員会設置条例 150
三好市高齢者保健福祉計画策定委員会委員名簿 152

第３部　東みよし町高齢者保健福祉計画（第 10 次）

第１章　計画策定にあたって

第１節　計画策定の趣旨について 153
第２節　計画の法的位置づけ.....153
第３節　上位計画との整合性.....153
第４節　計画の期間 154
第５節　計画の策定体制 154
第６節　計画見直しにおける基本的な考え方について 155

第２章　高齢者を取り巻く現状と将来推計

第１節　人口・高齢者数の現状と将来推計 157
第２節　要支援・要介護認定者数の推計と将来推計結果 160
第３節　介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果.....161

第３章　計画の基本構想

第１節　基本理念.....171
第２節　基本目標.....172
第３節　施策体系.....173

第４章　いきいきとした高齢者の健康づくりの推進

第１節　高齢者の健康維持と増進 174
第２節　感染症予防対策 175

第５章　地域で支え合う環境づくりの推進

第１節　地域生活支援（地域包括ケア体制の推進） 176
第２節　医療と介護の連携.....177
第３節　在宅高齢者対策 178

第４節　ひとり暮らし高齢者対策.....182
第５節　高齢者虐待の防止.....186
第６節　認知症高齢者対策の推進.....187
第７節　成年後見制度利用促進.....189

第６章　豊かな長寿社会づくりの推進
第１節　生きがいづくり.....190
第２節　高齢者の住まいの確保.....194

参考資料
東みよし町高齢者保健福祉計画策定委員会設置条例.....195
東みよし町高齢者福祉計画策定委員名簿.....196

第１部

みよし広域連合介護保険事業計画（第９期）

は じ め に

高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、平成 12（2000）年度に介護保険制度が導入され 23 年が経過しました。この間、制度改正を重ね、介護サービスの基盤が整備され、現在では高齢者やその家族を支える仕組みとして欠かせない制度として定着してきた一方、高齢者の増加とともに介護サービスの利用者も増加し、介護給付費の増大へとつながっております。

みよし広域連合管内では、令和 7（2025）年にはいわゆる団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となりますが、介護が必要となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組んでまいります。

また、その先を展望しますと、団塊ジュニア世代が 65 歳以上になる令和 22（2040）年には、介護ニーズが高い 85 歳以上の人口増加が見込まれるとともに、支え手となる生産年齢人口の減少が見込まれます。

このような状況を踏まえ、みよし広域連合では令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度までの介護保険事業についての方向性を示し、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができる社会を実現するため、地域包括ケアシステムを進め、本事業計画に掲げた施策に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

結びになりますが、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提言をいただきましたみよし広域連合介護保険事業計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力をいただきました市民の皆様や関係各位に、心から感謝申し上げます。

令和 6 年 3 月

みよし広域連合長　　高井　美穂

第１章
計画策定にあたって

第1節　計画策定趣旨
第2節　計画策定の概要

第1章　計画策定にあたって

第1節　計画の策定趣旨

高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして平成 12 年に介護保険制度が創設され、その間、サービスの充実が図られてきました。制度創設から23年が経過した今では、高齢者に介護はなくてはならないものとして定着しています。

我が国では、地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込量を踏まえ、介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な取組み内容や目標を検討することが重要であるとしています。

みよし広域連合における高齢者人口は令和元（2019）年をピークとして減少傾向にありますが、高齢化は年々進んでいます。

加えて、令和 7（2025）年には団塊の世代のすべてが 75 歳以上となることから、後期高齢者の割合も増加していくと見込まれます。さらに、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22（2040）年に向け、介護ニーズの高い 85 歳以上人口の増加、高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、今後の介護保険のサービスは需要の増加、多様化していくことが想定され、また、少子化による現役世代人口が急減することを踏まえ、長期的な視点も必要となっています。

こうしたなか、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていく施策が必要になってまいります。

そのためには、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら十分な介護サービスの確保のみにとどまらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの理念に基づき、地域の実情に応じた各種サービスの提供に向け、関係団体等の連携を図っていくとともに、それを支える介護人材の確保及び業務効率化の取組強化が重要な課題となっております。

このような状況を踏まえ、本計画は、これまでの取組を引き継ぎつつ、継続して地域包括ケアシステムの充実を進めるとともに、制度の持続可能性を確保していくことができるよう、中長期的な視点に基づいて、『みよし広域連合第 9 期介護保険事業計画』を策定するものです。

第2節　計画の概要

1　計画の位置づけ

本計画は、介護保険法第 117 条第１項の規定に基づき、「市町村介護保険事業計画」として、みよし広域連合の介護保険事業に関する事項を定めるもので、別に老人福祉法第 20 条の８第１項に基づき、各市町が定める「市町村老人福祉計画」と整合性を図り策定したものです。

2　各種計画との関連

計画の策定にあたっては、三好市と東みよし町が主体的に計画推進に取り組む「高齢者（保健）福祉計画」と本介護保険事業計画との十分な連携のもと、制度の基本理念に沿って、双方が主体的に取り組むものとします。

また、本計画は、地方自治法に規定する「市町村総合振興計画」の基本構想に即して定めるほか、医療、保健、福祉に係る計画と調和を保つものとします。

3　計画期間

本計画は、令和６(2024)年を初年度とする令和８(2026)年までの３年間を計画期間とし、団塊世代が 75 歳以上となる令和７(2025)年、さらに団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22(2040)年の高齢化の状況及び介護需要を予測し、本計画で具体的な取組内容や目標を位置付けることが必要となっています。

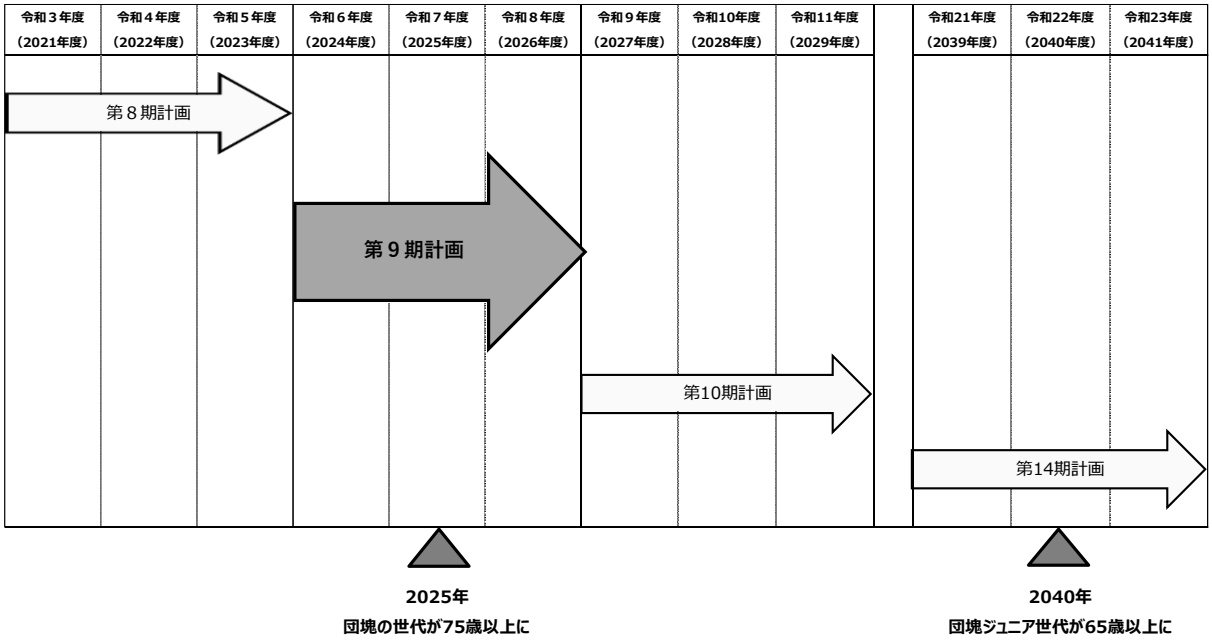

4 計画の策定・推進

（1）策定委員会の設置

本計画の策定にあたり、これまでの施策・事業の実施状況及び課題について、把握・点検を行うとともに、「みよし広域連合介護保険事業計画等策定委員会設置要綱」に基づき、学識経験者、保健、福祉、医療関係者、その他広域連合長が必要と認める者からなる「みよし広域連合介護保険事業計画策定委員会」を開催し、本計画を策定しました。

（2）計画の進行管理

本計画で策定した基本目標・基本施策等の実施及び実現に向けて、三好市及び東みよし町の関係課並びにその他関係機関との連携を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう支援します。

（3）日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況等を総合的に勘案して、保険者が定める区域となっています。

第８期計画に引き続き、本計画では、地理的条件、人口、社会的条件、生活形態、地域活動、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、構成市町である三好市、東みよし町を「日常生活圏域」として２圏域と設定しています。

① 日常生活圏域の区分

圏域名	総人口	65 歳以上 高齢者人口	75 歳以上 高齢者人口	高齢化率
三　好　市	22,995 人	10,876 人	6,042 人	47.3%
東 みよし町	13,451 人	4,970 人	2,514 人	36.9%
合　　計	36,446 人	15,846 人	8,556 人	43.5%

令和５年９月末現在　住民基本台帳

② 地域包括支援センター設置状況

名称	所在地	担当圏域
みよし地域包括支援センター	三好市池田町シンマチ 1476 番地 1	三　好　市
東みよし町地域包括支援センター	三好郡東みよし町昼間 3673 番地 1	東 みよし町

令和５年９月末現在

5 基本的な考えと制度改正の概要

（1）計画の見直しにおける基本的な考え方

全国介護担当課長会議（令和５年７月 31 日）より

①　基本的な考え方

Ⅰ　本計画期間中には、団塊の世代が全員 75 歳以上となる令和７(2025）年を迎えることになる。

II　高齢者人口がピークを迎える令和 22(2040）年を見通すと、85 歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。

III 都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要となる。

（2）見直しのポイント

① 介護サービス基盤の計画的な整備

Ⅰ　地域の実情に応じたサービス基盤の整備

○　中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要がある。

○　医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要である。

○　中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要である。

II　在宅サービスの充実

○　居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要である。

○　居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及を行う。

② 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

Ⅰ　地域共生社会の実現

○　地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであ

り、地域住民を地域づくりや日常生活の自立に向けた支援を担う主体として観念することが重要である。

○　地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待する。

○　認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要である。

○　多様な主体による介護予防や日常生活支援のサービスを総合的に実施できるよう、総合事業の充実化を推進する。

II　介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備

III 保険者機能の強化

○　給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

③ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

I　都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進

II　介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用

III 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

（3）制度改正の概要

令和５年５月に「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和５年法律第 31 号）」が公布されました。この法律により、介護情報基盤の整備や介護サービス事業者の財政状況の見える化、介護サービス事業者等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務、看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化、地域包括支援センターの体制整備などを定めたところです。

また、６月には、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる共生社会の実現を推進することを目的とする「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、法律に沿った施策を総合的かつ計画的に推進することが求められているところです。

第２章
高齢者を取り巻く現状と将来推計

第1節　人口の現状及び将来推計
第2節　高齢者の世帯の状況
第3節　認定者数の推移と将来推計
第4節　介護保険サービスの利用状況
第5節　各種調査報告

第2章　高齢者を取り巻く現状と将来推計

第1節　人口の現状及び将来推計

1　現在の人口構成

令和５年９月末現在の人口ピラミッドをみると、みよし広域連合で最も人口が多い層は、男性・女性ともに 70 歳から 74 歳となっています。人口全体でみると、０歳から 14 歳の年少人口は 8.9%、15 歳から 64 歳の生産年齢人口は 47.6%、65 歳以上の高齢者人口は 43.5%となっています。

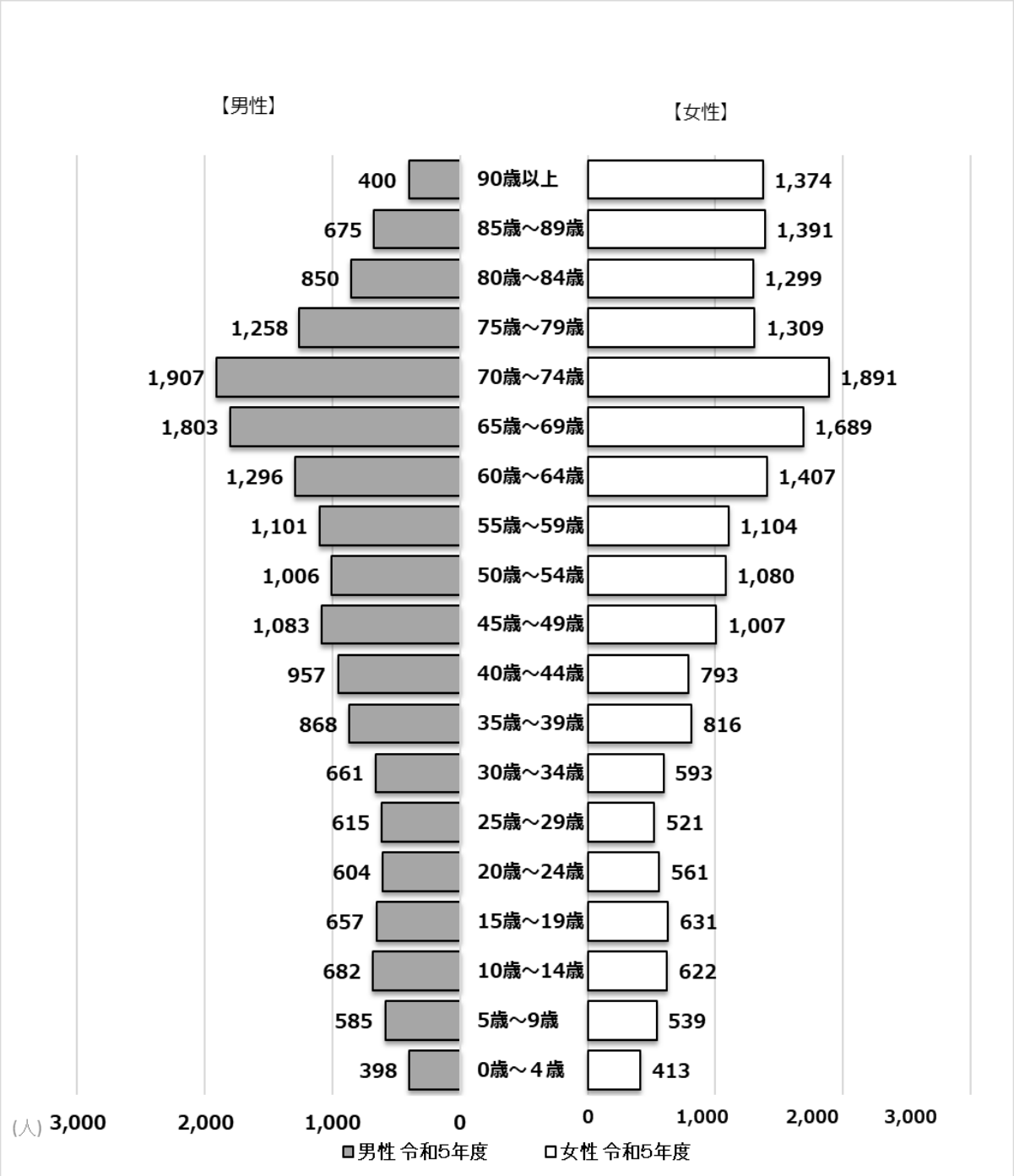

※資料：住民基本台帳　令和５年９月末日現在

2　高齢者人口及び高齢化率の推移

総人口は平成 30（40,905 人）年から令和５（36,446 人）年にかけて 4,459 人減少しており、今後も引き続き減少することが見込まれています。また、これまで増加傾向にあった 65 歳以上の高齢者人口も、令和元年（16,141 人）を境に減少傾向に転じ、平成 30 年（16,133 人）から令和５年（15,846 人）にかけて 287 人減少しています。内訳としては、前期高齢者が 416 人の増加であるのに対して、後期高齢者は 703 人の減少となっています。

また、高齢化率は、平成 30 年（39.4%）から令和５年（43.5%）にかけて 4.1%上昇しています。

（単位：人）

	第７期			第８期		
	平成30年（2018年）	令和元年（2019年）	令和２年（2020年）	令和３年（2021年）	令和４年（2022年）	令和５年（2023年）
総人口	40,905	40,044	39,002	38,200	37,362	36,446
年少人口（０歳～14歳）	3,861	3,776	3,587	3,496	3,391	3,239
生産年齢人口（15歳～64歳）	20,911	20,127	19,293	18,630	17,991	17,361
40歳～64歳	12,883	12,461	11,984	11,555	11,183	10,834
高齢者人口（65歳以上）	16,133	16,141	16,122	16,074	15,980	15,846
65歳～74歳（前期高齢者）	6,874	7,025	7,286	7,567	7,445	7,290
75歳以上（後期高齢者）	9,259	9,116	8,836	8,507	8,535	8,556
高齢化率	39.4%	40.3%	41.3%	42.1%	42.8%	43.5%
総人口に占める75歳以上の割合	22.6%	22.8%	22.7%	22.3%	22.8%	23.5%

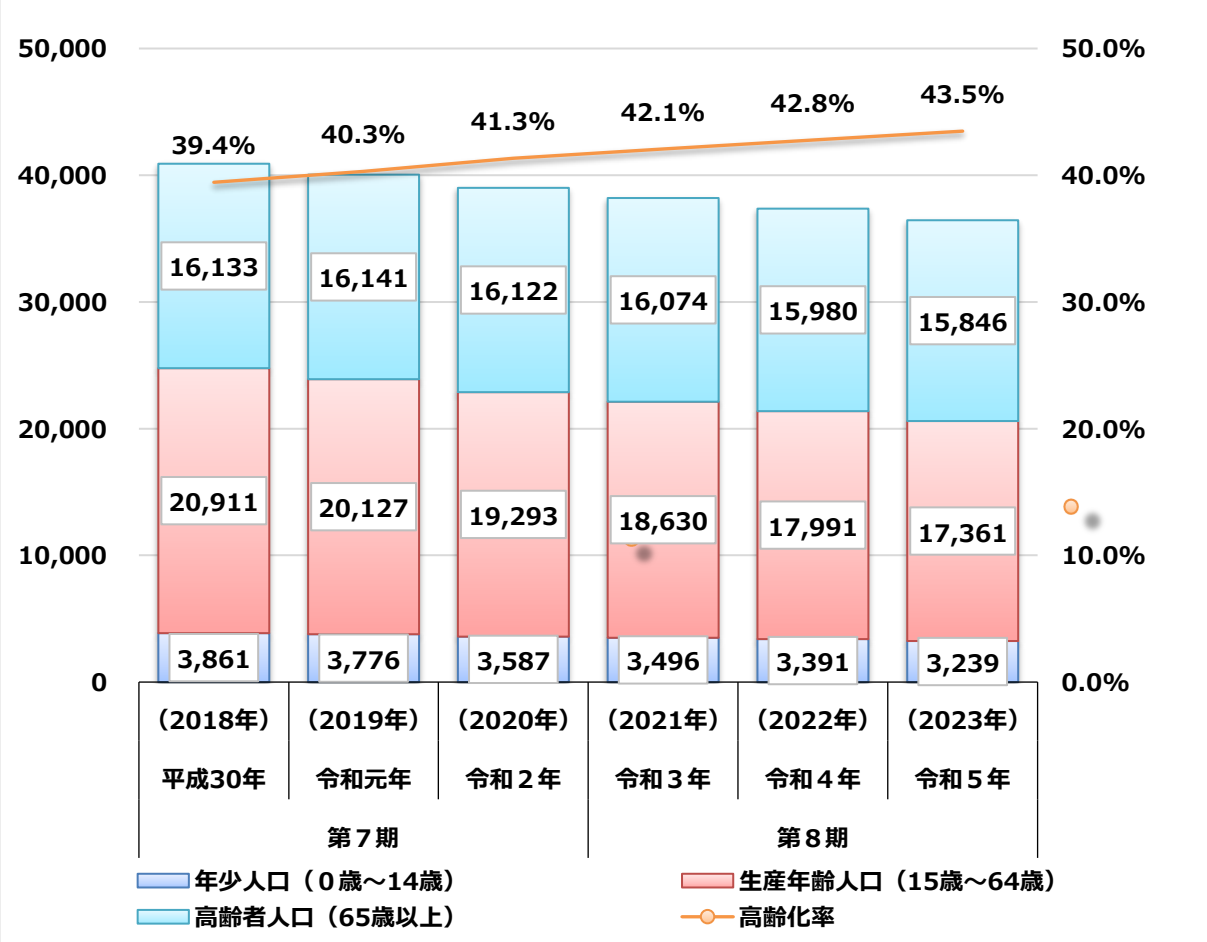

※資料：住民基本台帳　各年９月末日現在

3　人口の将来推計

平成 30（2018）年から令和５（2023）年の各年９月末現在の住民基本台帳人口を用いて、コーホート変化率法による人口推計を行った結果、総人口は今後も減少すると見込まれていますが、高齢化率は上昇を続け、団塊世代が 75 歳以上となる令和 7（2025）年には高齢化率は 44.8%に到達する見込みとなっています。また、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22（2040）年には高齢化率が 49.3%に到達する見込みとなっています。

高齢者人口は、総人口の減少に伴い、令和６（2024）年以降についても減少となる見込みとなり、また、令和 11（2029）年には高齢者人口が生産年齢人口を上回る見込みです。

（単位：人）

	第９期			第10期			第14期
	令和６年（2024年）	令和７年（2025年）	令和８年（2026年）	令和９年（2027年）	令和10年（2028年）	令和11年（2029年）	令和22年（2040年）
総人口	35,584	34,742	34,205	33,066	32,252	31,446	23,168
年少人口（０歳～14歳）	3,128	3,009	2,883	2,749	2,618	2,492	1,606
生産年齢人口（15歳～64歳）	16,726	16,180	15,997	15,264	14,890	14,464	10,129
40歳～64歳	10,520	10,218	10,251	9,763	9,578	9,315	6,741
高齢者人口（65歳以上）	15,730	15,553	15,325	15,053	14,744	14,490	11,433
65歳～74歳（前期高齢者）	7,041	6,818	6,541	6,197	5,911	5,666	3,782
75歳以上（後期高齢者）	8,689	8,735	8,784	8,856	8,833	8,824	7,651
高齢化率	44.2%	44.8%	44.8%	45.5%	45.7%	46.1%	49.3%
総人口に占める75歳以上の割合	24.4%	25.1%	25.7%	26.8%	27.4%	28.1%	33.0%

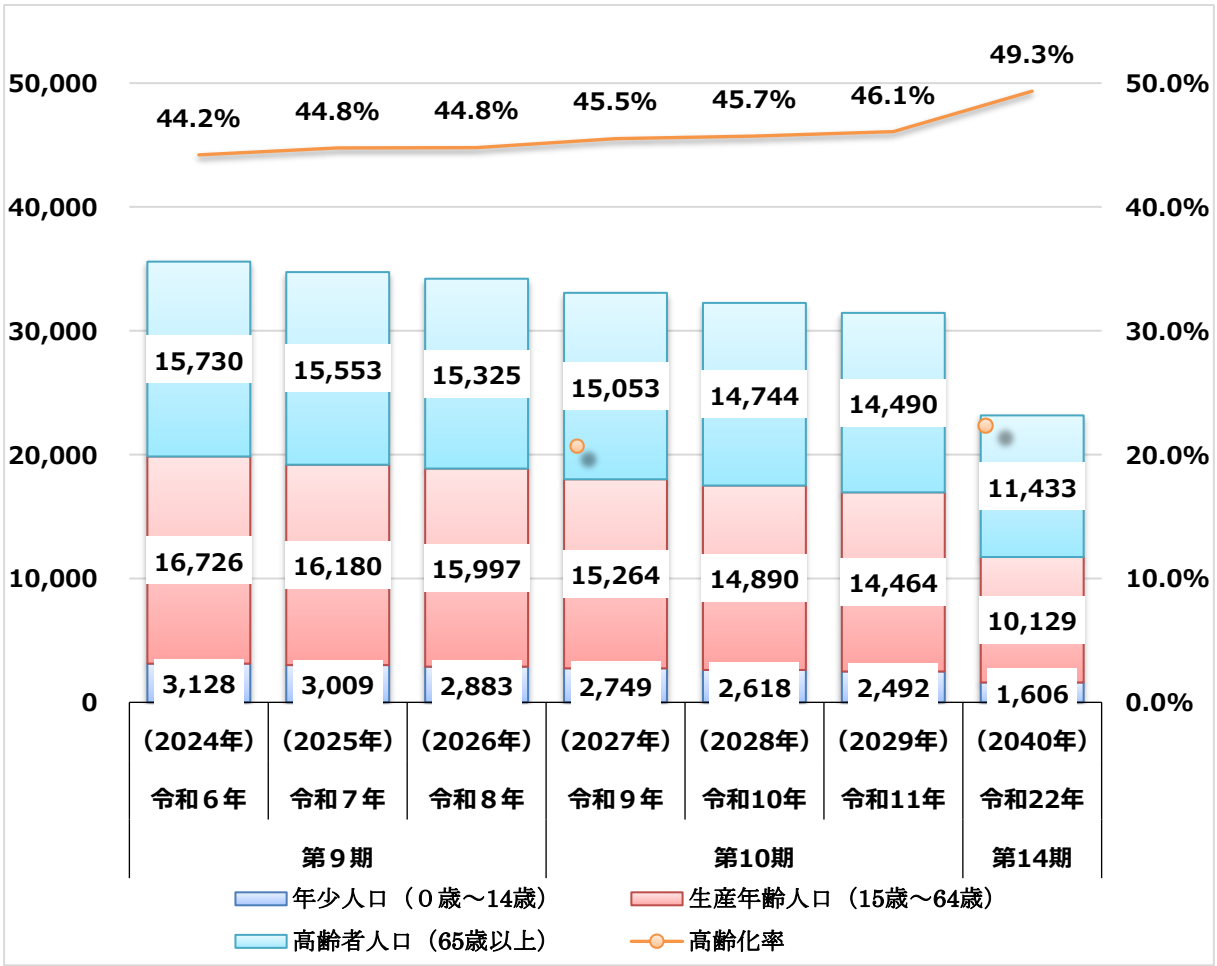

※資料：住民基本台帳人口に基づきコーホート変化率法で推計。

※「コーホート変化率法」は、同年に出生した集団（コーホート）の過去における実績人口の変化率に基づき将来人口を推計する方法。

第2節　高齢者の世帯の状況

世帯数の推移をみると、一般世帯数は減少傾向にあり、令和２年では 15,438 世帯と、平成 27 年の 16,558 世帯から 1,120 世帯減少しています。

高齢者を含む世帯数も減少傾向にあり、令和２年では 9,628 世帯と、平成 27 年の 9,776 世帯から 148 世帯減少しています。

しかし、一般世帯に占める高齢独居世帯数の割合は年々上昇し、令和２年では 19.7%で、の高齢独居世帯数は 3,036 世帯、高齢夫婦世帯数は 2,322 世帯となっています。

(単位：世帯)

	平成27年(2015年)	平成28年(2016年)	平成29年(2017年)	平成30年(2018年)	令和元年(2019年)	令和２年(2020年)
一般世帯	16,558	16,334	16,110	15,886	15,662	15,438
高齢者を含む世帯	9,776	9,746	9,717	9,687	9,658	9,628
高齢独居世帯	2,977	2,989	3,001	3,012	3,024	3,036
高齢夫婦世帯	2,220	2,240	2,261	2,281	2,302	2,322
一般世帯に占める高齢独居世帯の割合	18.0%	18.3%	18.6%	19.0%	19.3%	19.7%

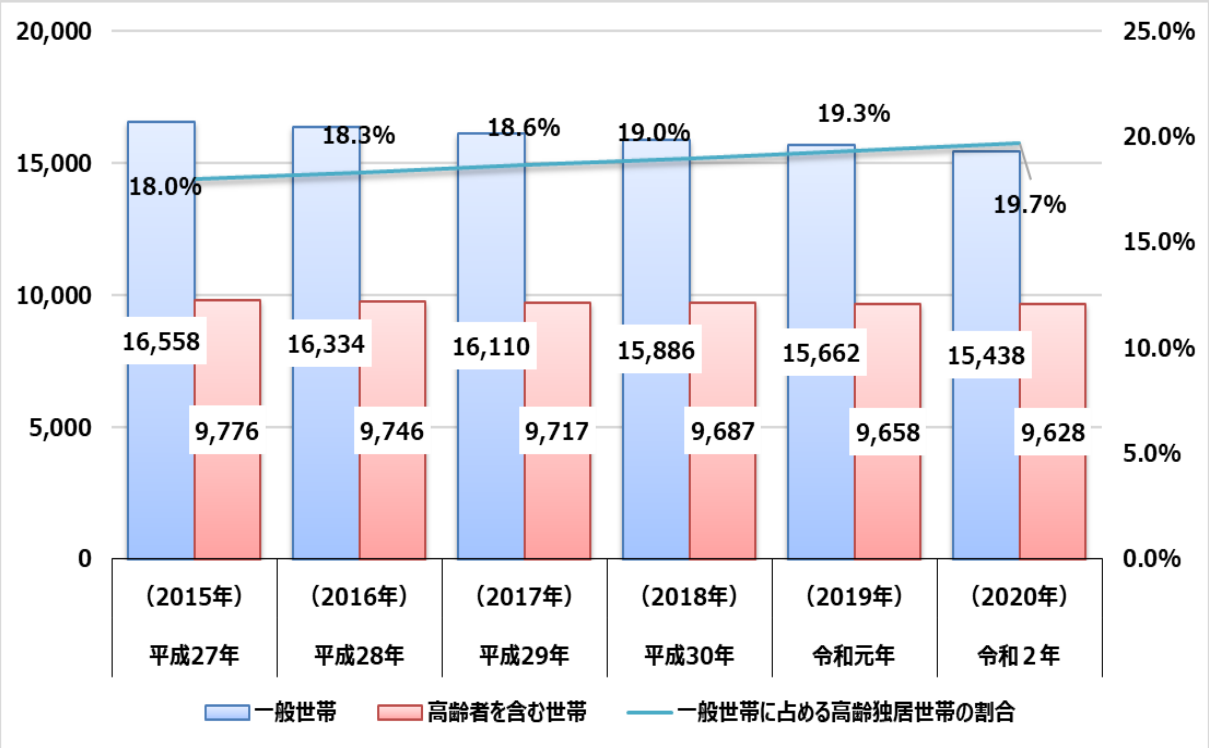

※資料：総務省「国勢調査」 ただし、国勢調査は５年ごとの指標値のみが公表されているため、それ以外の年度については各指標値を直線で結んだ際に算出される値となっている。

※一般世帯数は、世帯総数から学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所などの入院者、社会施設の入所者、矯正施設の入所者等から成る施設等の世帯を除いた世帯数。

※高齢者を含む世帯数は、一般世帯のうち、65 歳以上の世帯員が１人以上いる世帯数。

※高齢独居世帯数は、高齢者を含む世帯のうち、世帯員が 65 歳以上の高齢者１名のみの世帯数。

※高齢夫婦世帯数は、世帯員が夫婦のみの世帯のうち、夫および妻の年齢が 65 歳以上の世帯数。

第3節　認定者数の推移と将来推計

1　現状の認定者数

要支援・要介護認定者数の推移をみると、令和元年から令和 5 年にかけて減少しています。認定区分別にみると要介護２が各年で最も多く、要支援１は最も少なくなっています。また、要介護３、要介護４の中重度者が増加傾向となっています。

令和２年以降は新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、新規申請者数の減少により認定率も減少しています。

（単位：人）

区分	第7期			第8期		
	平成30年（2018年）	令和元年（2019年）	令和２年（2020年）	令和３年（2021年）	令和４年（2022年）	令和５年（2023年）
第1号被保険者数	16,097	16,105	16,085	16,074	15,980	15,855
要支援・要介護認定者数	3,433	3,491	3,416	3,352	3,339	3,254
第1被保険者数	3,389	3,445	3,368	3,307	3,298	3,216
第2被保険者数	44	46	48	45	41	38
認定率	21.1%	21.4%	20.9%	20.6%	20.6%	20.3%

*本指標の「認定率」は、第１号被保険者の認定者数を第１号被保険者数で除した数。

（単位：人）

区分	第7期			第8期		
	平成30年（2018年）	令和元年（2019年）	令和２年（2020年）	令和３年（2021年）	令和４年（2022年）	令和５年（2023年）
要支援・要介護認定者数	3,433	3,491	3,416	3,352	3,339	3,254
要支援１	320	306	295	276	258	259
要支援２	655	648	594	569	568	569
要介護１	462	457	462	491	509	472
要介護２	698	708	690	655	634	605
要介護３	485	494	512	529	527	533
要介護４	484	525	503	514	533	535
要介護５	329	353	360	318	310	281

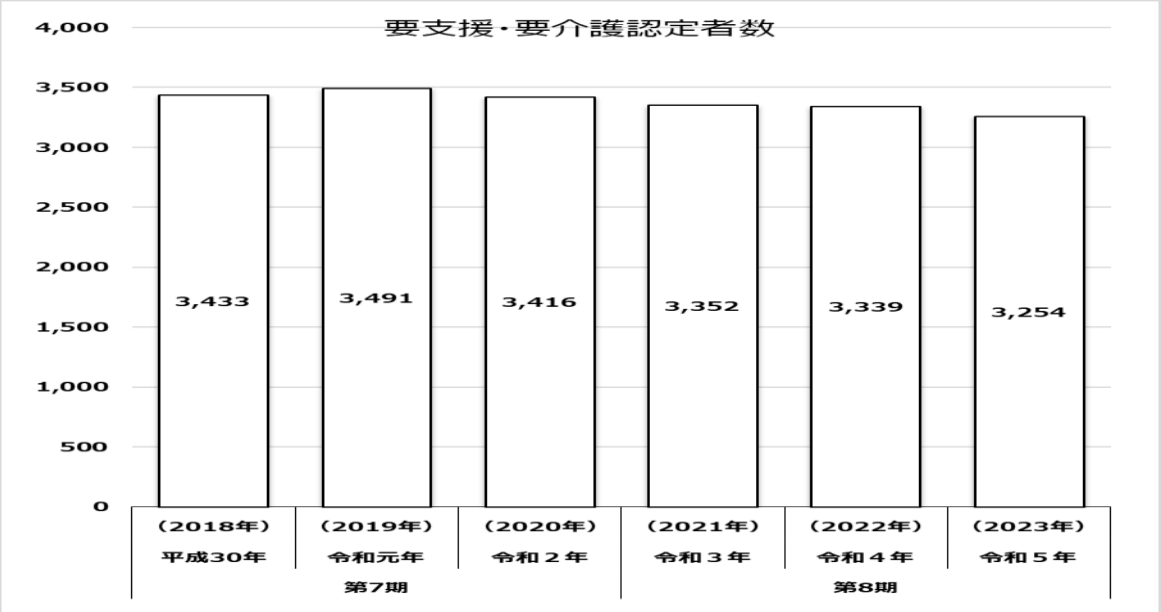

※資料：厚労省「介護保険事業状況報告」（地域包括ケア「見える化」システムより）各年９月末日現在

2 認定者数の将来推計

第１号被保険者の減少に伴い要支援・要介護認定者数も減少を続ける見込みとなっています。

（単位：人）

区分	第９期			第10期			第14期
	令和６年（2024年）	令和７年（2025年）	令和８年（2026年）	令和９年（2027年）	令和10年（2028年）	令和11年（2029年）	令和22年（2040年）
要支援・要介護認定者数	3,252	3,215	3,154	3,097	3,035	2,983	2,748
要支援１	256	251	242	238	233	229	219
要支援２	566	554	542	531	522	512	477
要介護１	483	480	471	463	453	446	413
要介護２	595	592	586	576	564	555	519
要介護３	526	524	516	507	496	487	447
要介護４	556	550	540	530	520	511	456
要介護５	270	264	257	252	247	243	217

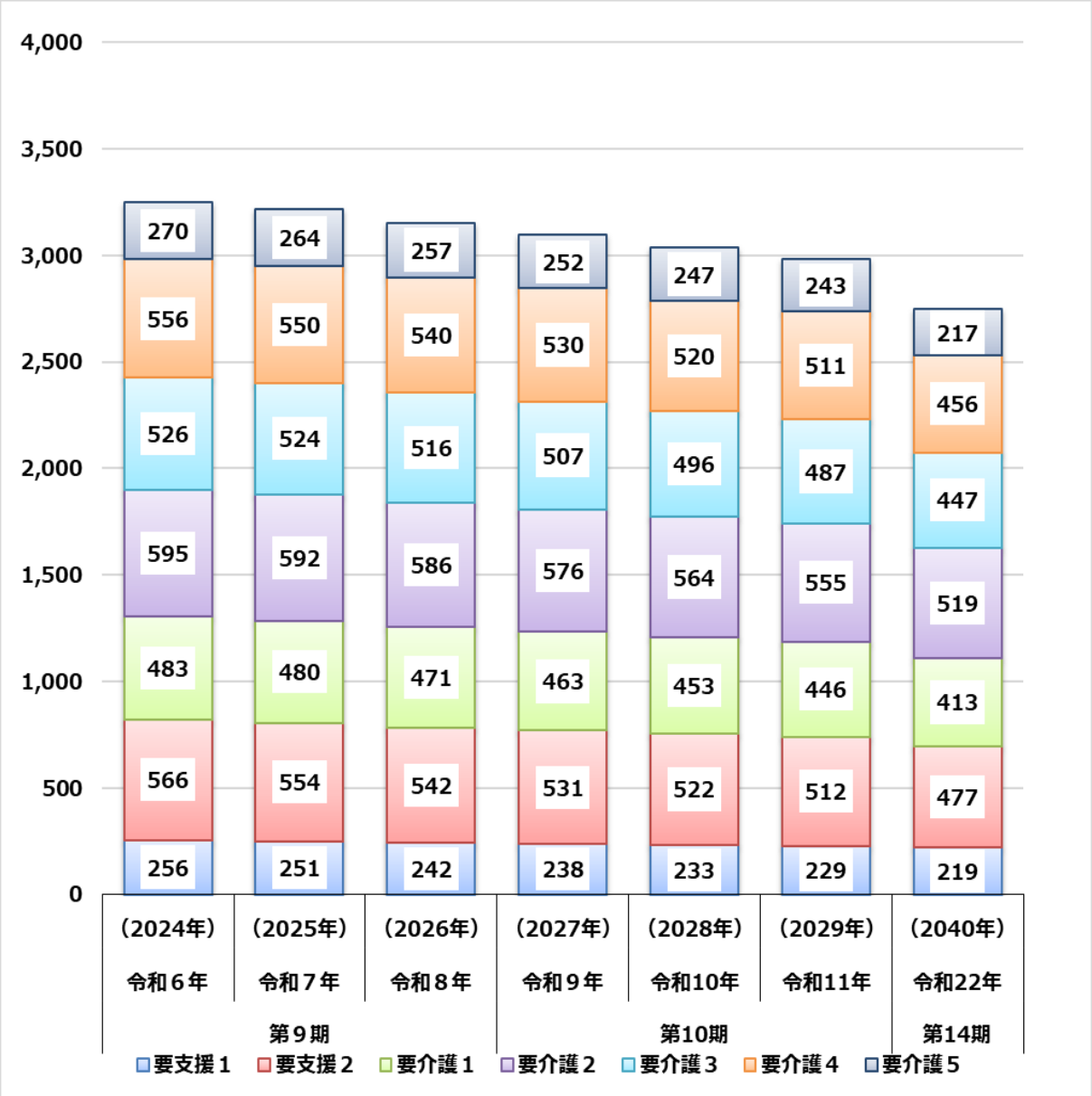

※資料：厚労省「介護保険事業状況報告」（地域包括ケア「見える化」システムより）各年９月末日現在

第4節　介護保険サービスの利用状況

各サービス別に第８期計画の計画値と介護保険事業状況報告（令和３年度は年報、令和４年度は月報）による給付実績を比較して、第８期計画の評価・分析を行いました。

Ⅰ　介護予防サービス／居宅サービス（介護給付）

（1）介護予防サービス

介護予防サービスの計画対比をみると、令和３年度は 105.5%、令和４年度は 102.7%となり計画値を若干上回っています。各サービスの中では、特に介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防福祉用具貸与が計画値より上回っています。要因としては、65 歳以上の高齢者人口が増加したことに伴い、介護予防のニーズが高まったことが考えられます。令和３年度と令和４年度の実績値の比較では、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、全体では減少しています。

（単位：千円、人）

	令和３年度			令和４年度		
	計画値	給付実績	計画対比	計画値	給付実績	計画対比
（1）介護予防サービス	115,091	121,451	105.5%	117,578	120,699	102.7%
①介護予防訪問入浴介護	0	28	-	0	0	-
利用人数	0	1	-	0	0	-
②介護予防訪問看護	30,915	31,046	100.4%	31,652	28,497	90.0%
利用人数	77	88	114.0%	79	79	100.5%
③介護予防訪問リハビリテーション	9,164	12,498	136.4%	9,978	16,517	165.5%
利用人数	23	30	129.7%	25	38	150.3%
④介護予防居宅療養管理指導	1,412	1,391	98.5%	1,413	1,241	87.9%
利用人数	22	15	69.3%	22	16	72.0%
⑤介護予防通所リハビリテーション	48,432	51,999	107.4%	49,214	48,226	98.0%
利用人数	112	116	103.3%	114	108	94.4%
⑥介護予防短期入所生活介護	1,038	257	24.8%	1,039	416	40.1%
利用人数	4	1	20.8%	4	1	22.9%
⑦介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	-	0	75	-
利用人数	0	0	-	0	0	-
⑧介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	-	0	0	-
利用人数	0	0	-	0	0	-
⑨介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	-	0	44	-
利用人数	0	0	-	0	0	-
⑩介護予防福祉用具貸与	13,385	16,741	125.1%	13,536	16,984	125.5%
利用人数	257	276	107.2%	260	268	103.2%
⑪特定介護予防福祉用具購入費	1,805	1,536	85.1%	1,805	1,534	85.0%
利用人数	6	6	104.2%	6	5	87.5%
⑫介護予防住宅改修	6,404	4,796	74.9%	6,404	4,909	76.7%
利用人数	8	7	81.3%	8	6	69.8%
⑬介護予防特定施設入居者生活介護	2,536	1,158	45.7%	2,537	2,256	88.9%
利用人数	3	2	55.6%	3	3	88.9%

（2）居宅サービス（介護給付）

居宅サービスの計画対比をみると、令和３年度は 101.0%、令和４年度は 100.1%と、概ね計画どおりとなっています。サービス別にみると、令和３年度・令和４年度ともに訪問介護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、福祉用具貸与の利用人数は、計画値を上回っています。

（単位：千円、人）

	令和３年度			令和４年度		
	計画値	給付実績	計画対比	計画値	給付実績	計画対比
（１）居宅サービス	1,354,401	1,368,566	101.0%	1,364,499	1,365,459	100.1%
①訪問介護	219,243	227,055	103.6%	220,898	229,895	104.1%
利用人数	413	421	102.0%	416	442	106.1%
②訪問入浴介護	21,327	16,649	78.1%	22,181	14,674	66.2%
利用人数	24	19	80.9%	25	18	73.7%
③訪問看護	100,657	92,029	91.4%	102,278	92,117	90.1%
利用人数	179	177	98.8%	182	188	103.1%
④訪問リハビリテーション	23,422	26,556	113.4%	23,981	33,214	138.5%
利用人数	50	54	108.3%	51	67	130.4%
⑤居宅療養管理指導	13,448	16,560	123.1%	13,567	14,696	108.3%
利用人数	132	162	123.0%	133	154	115.5%
⑥通所介護	389,527	381,329	97.9%	391,291	370,539	94.7%
利用人数	425	399	93.9%	427	396	92.7%
⑦通所リハビリテーション	175,414	186,069	106.1%	178,016	177,598	99.8%
利用人数	217	220	101.3%	220	223	101.2%
⑧短期入所生活介護	242,555	253,525	104.5%	242,690	256,514	105.7%
利用人数	146	145	99.5%	146	143	98.2%
⑨短期入所療養介護（老健）	3,228	1,292	40.0%	3,229	1,449	44.9%
利用人数	3	3	88.9%	3	2	63.9%
⑩短期入所療養介護（病院等）	0	0	-	0	0	-
利用人数	0	0	-	0	0	-
⑪短期入所療養介護(介護医療院)	10,352	15,357	148.3%	10,358	12,941	124.9%
利用人数	11	13	116.7%	11	9	84.8%
⑫福祉用具貸与	92,870	95,960	103.3%	93,344	102,737	110.1%
利用人数	639	672	105.2%	643	675	105.0%
⑬特定福祉用具購入費	3,570	2,947	82.5%	3,850	3,952	102.6%
利用人数	13	11	80.8%	14	14	99.4%
⑭住宅改修費	7,505	5,478	73.0%	7,505	7,628	101.6%
利用人数	10	7	73.3%	10	9	89.2%
⑮特定施設入居者生活介護	51,283	47,761	93.1%	51,311	47,506	92.6%
利用人数	22	22	98.9%	22	21	96.6%

2 地域密着型介護予防サービス／地域密着型サービス

（1）地域密着型介護予防サービス

地域密着型介護予防サービスの計画対比をみると、令和３年度は 49.6%、令和４年度は 32.4%と、計画値を下回っています。要因としては、令和３年度末に介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が廃止となったことが考えられます。

（単位：千円、人）

	令和３年度			令和４年度		
	計画値	給付実績	計画対比	計画値	給付実績	計画対比
（1）地域密着型介護予防サービス	8,640	4,284	49.6%	8,645	2,803	32.4%
①介護予防認知症対応型通所介護	0	0	-	0	0	-
利用人数	0	0	-	0	0	-
②介護予防小規模多機能型居宅介護	3,565	1,451	40.7%	3,567	28	0.8%
利用人数	4	1	35.4%	4	0	-
③介護予防認知症対応型共同生活介護	5,075	2,834	55.8%	5,078	2,775	54.7%
利用人数	2	1	54.2%	2	1	50.0%

（2）地域密着型サービス

地域密着型サービスの計画対比をみると、令和３年度は 96.9%、令和４年度は 84.4%と、計画値を下回っています。要因としては、令和３年度末に小規模多機能型居宅介護事業所が廃止となったことが考えられます。

（単位：千円、人）

	令和３年度			令和４年度		
	計画値	給付実績	計画対比	計画値	給付実績	計画対比
（2）地域密着型サービス	919,312	890,684	96.9%	946,520	799,031	84.4%
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4,661	907	19.5%	4,664	0	-
利用人数	2	0	-	2	0	-
②夜間対応型訪問介護	0	0	-	0	0	-
利用人数	0	0	-	0	0	-
③地域密着型通所介護	136,681	139,937	102.4%	137,410	98,804	71.9%
利用人数	179	171	95.4%	180	160	89.1%
④認知症対応型通所介護	3,074	2,354	76.6%	3,076	1,037	33.7%
利用人数	2	2	91.7%	2	2	100.0%
⑤小規模多機能型居宅介護	56,397	44,750	79.3%	59,225	682	1.2%
利用人数	22	22	97.7%	23	1	4.3%
⑥認知症対応型共同生活介護	589,678	565,097	95.8%	613,253	555,377	90.6%
利用人数	205	193	94.2%	213	188	88.3%
⑦地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	-	0	0	-
利用人数	0	0	-	0	0	-
⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	128,821	137,639	106.8%	128,892	143,131	111.0%
利用人数	39	40	101.7%	39	40	101.7%
⑨看護小規模多機能型居宅介護	0	0	-	0	0	-
利用人数	0	0	-	0	0	-

3　施設サービス

施設サービスの計画対比をみると、令和 3 年度は 97.0%、令和 4 年度は 96.9%と、計画値を下回っています。要因としては、介護医療院の転換が当初の見込みより進まなかったことが考えられます。

(単位：千円、人)

		令和３年度			令和４年度		
		計画値	給付実績	計画対比	計画値	給付実績	計画対比
（1）施設サービス		2,713,236	2,631,986	97.0%	2,714,742	2,631,420	96.9%
	①介護老人福祉施設	1,282,754	1,284,827	100.2%	1,283,466	1,273,853	99.3%
	利用人数	423	418	98.8%	423	410	96.9%
	②介護老人保健施設	1,084,922	1,060,869	97.8%	1,085,524	1,071,457	98.7%
	利用人数	345	334	96.7%	345	332	96.2%
	③介護医療院	345,560	217,731	63.0%	345,752	223,349	64.6%
	利用人数	80	52	65.1%	80	53	66.8%
	④介護療養型医療施設	0	68,559	-	0	62,760	-
	利用人数	0	19	-	0	18	-

4　介護予防支援／居宅介護支援

介護予防支援の計画対比をみると、令和 3 年度は 95.9%、令和 4 年度は 92.5%と、計画値を下回っています。要因としては、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、要支援 1 及び要支援 2 の認定者数が減少したことが考えられます。

(単位：千円、人)

	令和３年度			令和４年度		
	計画値	給付実績	計画対比	計画値	給付実績	計画対比
（1）介護予防支援	22,793	21,851	95.9%	23,177	21,439	92.5%
利用人数	430	408	94.8%	437	399	91.2%
（2）居宅介護支援	204,987	203,910	99.5%	206,592	207,313	100.3%
利用人数	1,173	1,166	99.4%	1,182	1,173	99.3%

5　総給付費

総給付費の計画対比をみると、令和 3 年度は 98.2%、令和 4 年度は 95.7%と、計画値を下回っています。

(単位：千円)

		令和３年度			令和４年度		
		計画値	給付実績	計画対比	計画値	給付実績	計画対比
	総給付費	5,338,460	5,242,732	98.2%	5,381,753	5,148,164	95.7%
	予防給付推計	146,524	147,586	100.7%	149,400	144,942	97.0%
	介護給付推計	5,191,936	5,095,146	98.1%	5,232,353	5,003,222	95.6%

第5節　各種調査報告

Ⅰ　介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

要介護状態になる前の高齢者について、要介護状態になるリスクの発生状況及び各種リスクに影響を与える日常生活の状況を把握し、地域の抱える課題を特定することを目的に実施しました。

（1）調査概要

対 象 者	令和４年 10 月１日現在、みよし広域連合を構成する三好市、東みよし町にお住まいの65歳以上の方（要介護１～５の方を除く）
実施期間	令和４年 12 月 12 日（月）～令和５年１月４日（水）
実施方法	郵送配布、郵送回収
有効回答数 **（有効回収率）**	2,592 件（64.8%） ※返送いただいた調査票のうち、全問無回答や締切後に返送があったものに関しては、集計結果に含んでいません。

（2）リスク該当状況

一般高齢者（非認定者）のリスク該当状況をみると、全体では認知機能の低下リスク（48.5%）、うつのリスク（39.7%）、転倒リスク（37.7%）、閉じこもりリスク（29.5%）、口腔機能の低下リスク（27.3%）、運動器の機能低下リスク（23.0%）、栄養改善のリスク（7.7%）、ＩＡＤＬ［３点以下］（7.1%）、低栄養のリスク（1.4%）の順で該当率が高くなっています。

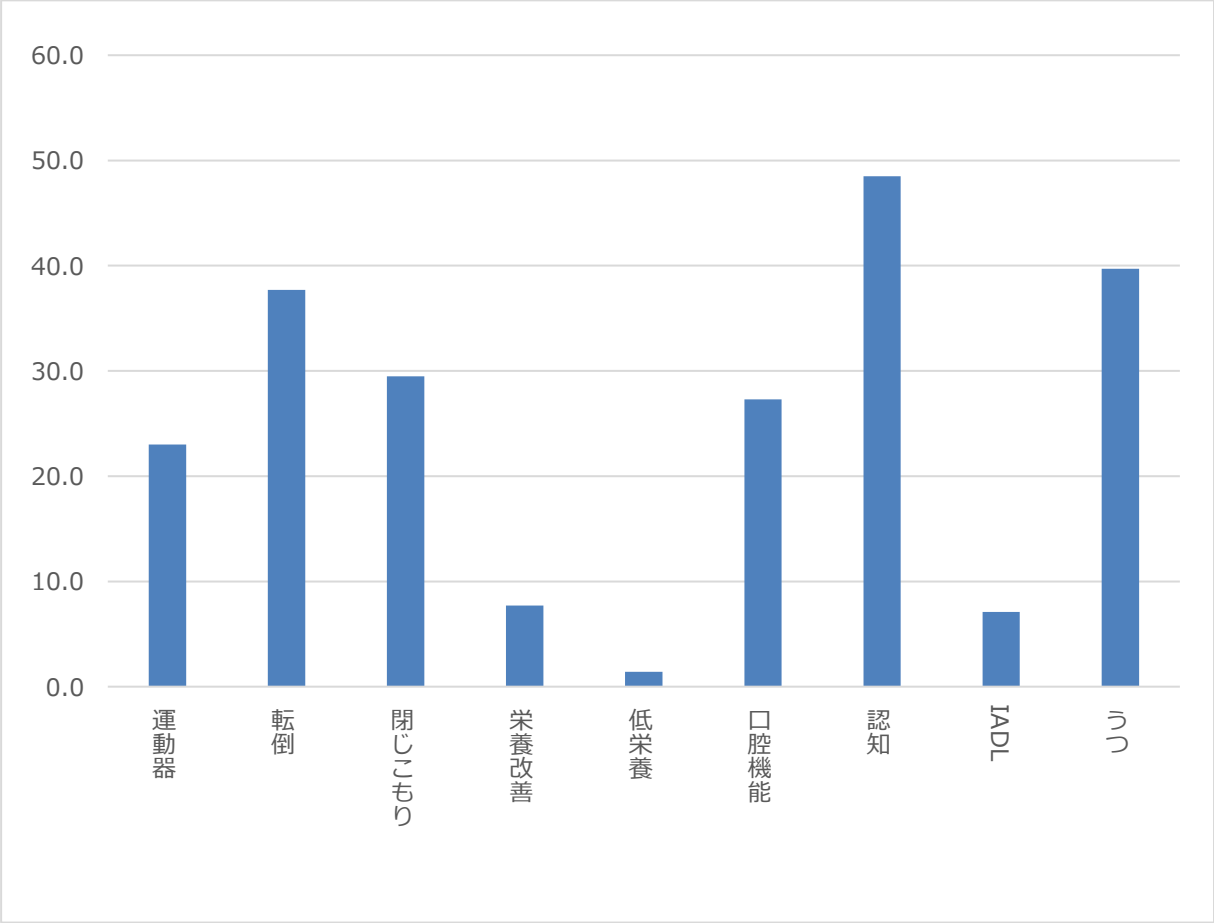

※ＩＡＤＬ：買い物・洗濯・掃除・料理・金銭管理・服薬管理・交通機関の利用・電話の対応などの手段的日常生活動作。

（3）会・グループ等への参加頻度

会・グループ等への参加頻度をみると、最も参加頻度が高いものは⑦町内会・自治会（43.4%）、次いで、③趣味関係のグループ（24.1%）⑧収入のある仕事（24.0%）の順となっています。「年に数回」も除くと、⑧収入のある仕事（20.6%）、③趣味関係のグループ（17.3%）、②スポーツ関係のグループやクラブ（14.1%）の順で多くなっています。

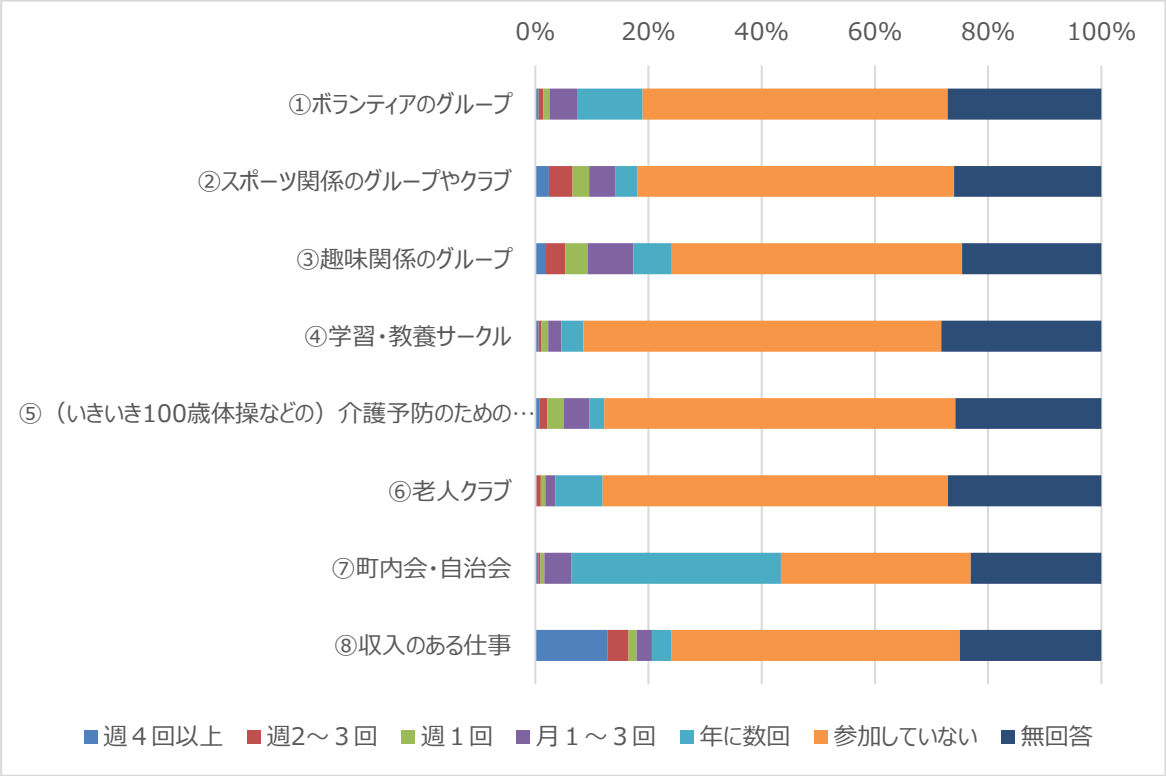

（単位：%）

	週４回以上	週２～３回	週１回	月１～３回	年に数回	参加していない	無回答
①ボランティアのグループ	0.6	0.8	1.1	4.9	11.6	53.9	27.2
②スポーツ関係のグループやクラブ	2.4	4.2	2.9	4.6	3.9	55.9	26.0
③趣味関係のグループ	1.9	3.4	3.9	8.1	6.8	51.2	24.6
④学習・教養サークル	0.6	0.5	1.2	2.3	3.9	63.2	28.3
⑤（いきいき 100 歳体操などの）介護予防のための通いの場	0.7	1.4	2.9	4.6	2.6	62.0	25.8
⑥老人クラブ	0.2	0.8	0.8	1.7	8.4	61.0	27.1
⑦町内会・自治会	0.5	0.4	0.7	4.8	37.0	33.5	23.1
⑧収入のある仕事	12.8	3.7	1.4	2.7	3.4	51.0	25.0

（4）健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意向

地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、参加者として参加してみたいと思うかたずねると、「参加したい（既に参加している方を含む）」と回答した方が 56.6%、また、お世話役として参加してみたいと思うかとたずねると、「参加したい（既に参加している方を含む）」と回答した方が 34.9%となっています。

【地域づくり活動に対する参加者としての参加意向】

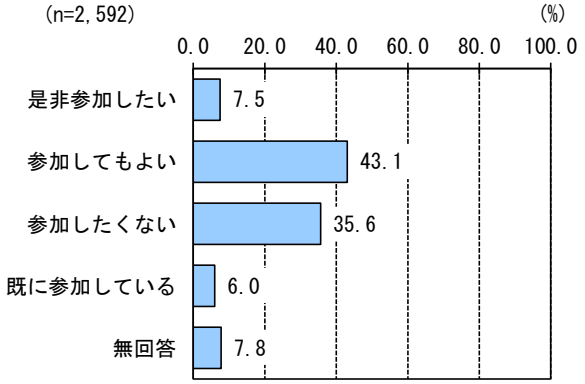

【地域づくり活動に対するお世話役としての参加意向】

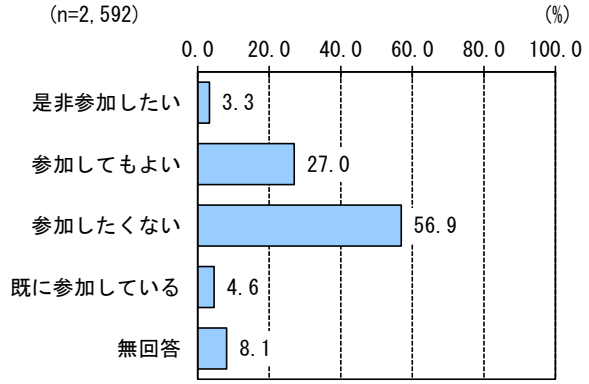

2　在宅介護実態調査の集計結果

（1）調査概要

対　象　者	在宅で生活をしている要支援・要介護者のうち、令和４年 11 月１日以降に要介護認定の更新申請・区分変更申請を行った方
実施期間	令和４年 11 月１日（火）～令和５年５月 10 日（水）
実施方法	認定調査員による聞き取り調査
有効回答数 （有効回収率）	600 件（100.0%）

（2）家族等による介護の頻度

「ほぼ毎日」の割合が最も高く 49.8%となっている。次いで、「ない（24.5%）」、「週１日以下（10.7%）」となっている。

図表１　家族等による介護の頻度（単数回答）

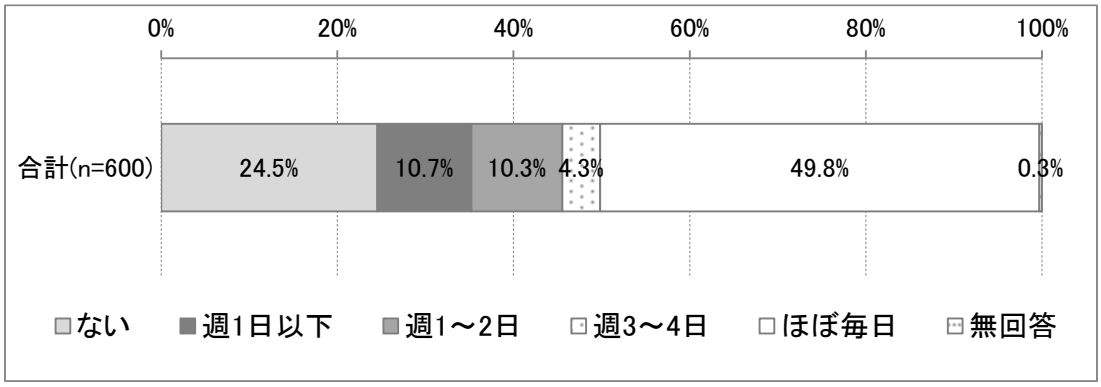

（3）介護のための離職の有無

「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」の割合が最も高く91.4%となっている。次いで、「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）（6.0%）」、「主な介護者が転職した（1.1%）」となっている。

「主な介護者が仕事をやめた(転職除く)」の年齢の内訳として、30 代は 1 名、40 代は 2 名、50 代は 3 名、60 代は 16 名、70 代は 5 名の合計 27 名となっている。

図表２　介護のための離職の有無（複数回答）

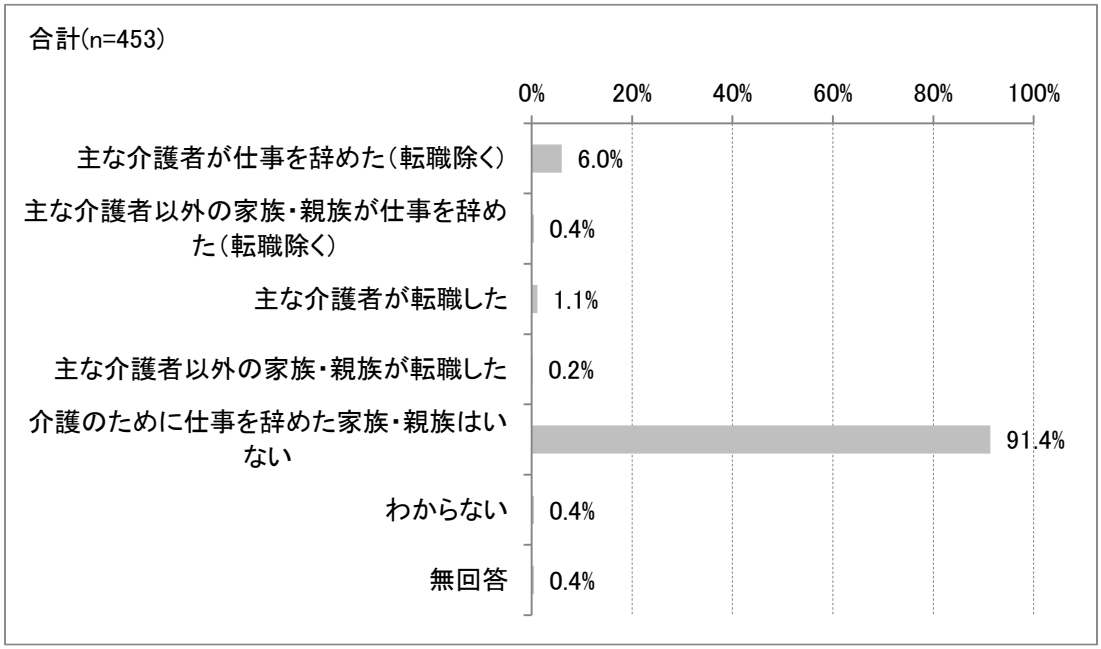

（4）施設等検討の状況

「検討していない」の割合が最も高く 75.3%となっている。次いで、「検討（17.3%）」、「申請済み（6.7%）」となっている。

「申請済み」の介護度の内訳として、要支援 1 は 6 名、要支援 2 は 13 名、要介護 1 は 20 名、要介護 2 は 31 名、要介護 3 は 24 名、要介護 4 は 7 名、要介護 5 は 3 名の合計 104 名となっている。

図表 3　施設等検討の状況（単数回答）

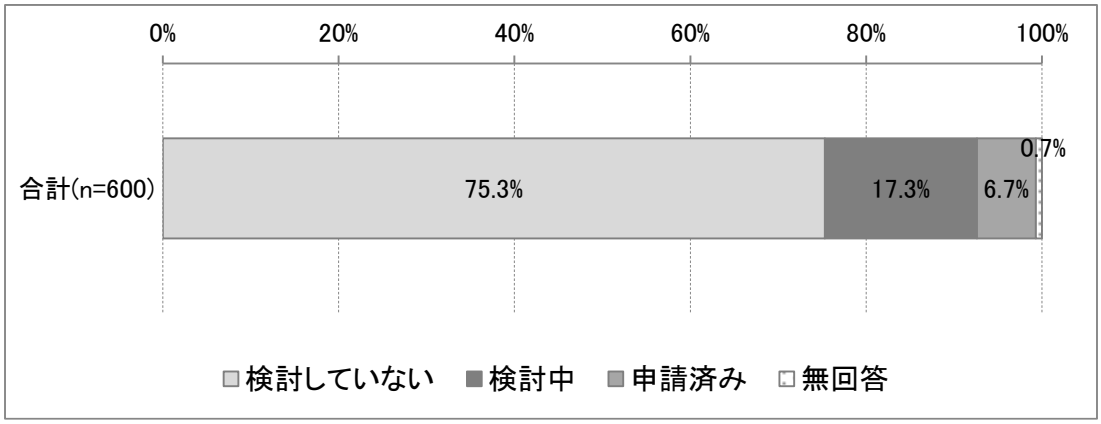

（5）今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護

「認知症状への対応」の割合が最も高く28.5%となっている。次いで、「入浴・洗身（24.1%）」、「外出の付き添い、送迎等（23.0%）」となっている。

図表４　今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護（複数回答）

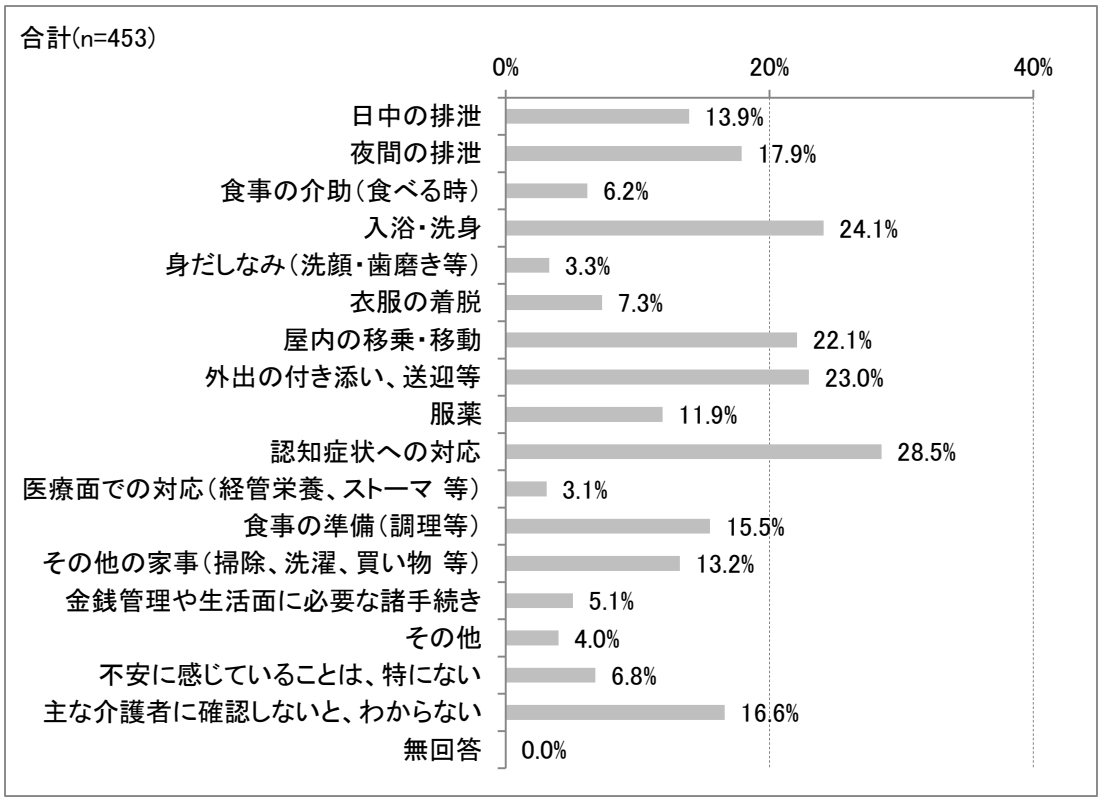

3　特別養護老人ホームの待機者の状況調査結果

特別養護老人ホームの待機者の状況（実待機者数や待機者の居場所等）を把握するために調査を実施しました。

（1）調査概要

対　　象	令和５年４月１日時点 入所申込状況：特別養護老人ホーム（地域密着型含む） ９事業所 入所・入居状況：介護保険施設以外 13 事業所
実施方法	郵送配布、郵送回収
有効回答数	特別養護老人ホーム（地域密着型含む）　100% 介護保険施設以外　100%

（2）待機者の状況について

令和５年４月１日時点における特別養護老人ホームに入所を希望する待機者の状況は以下のとおりとなりました。

① 事業所から回答のあった待機者数‥‥‥‥‥‥‥‥　369 件
② 介護保険被保険者の資格のない者‥‥‥‥‥‥‥‥‥41 件
③ 重複して申込みしている者‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥74 件
④ 既に特別養護老人ホームに入所している者‥‥‥‥33 人

※①～③は重複者がいるため延べ件数

①の全待機者（369 件）のうち、②から④を順に除することで待機者の実数としています。

実待機者	**221 人**

⑤ 実待機者の日常生活圏域別の人数

圏　域	人　数	全待機者に占める割合
三好市	174 人	47.15%
東みよし町	47 人	12.74%
合　計	221 人	59.89%

（3）実待機者（221 人）のうち真に入所が必要とされる待機者について

① 令和５年３月サービス実績で短期入所生活介護（療養型・医療院含む
以下、ショートロングという。）を 20 日以上利用している者・・・・・・・・・・・・・・・50 人
② 令和５年４月１日時点で入所要件の要介護３以上を満たさない者・・・・・42 人

実待機者から①、②を順に除することで真に入所が必要と判断される待機者としています。

真に入所が必要とされる待機者	**129 人**

③ 日常生活圏域別の人数

圏 域	人 数	実待機者に占める割合
三好市	96 人	43.44%
東みよし町	33 人	14.93%
合 計	129 人	58.37%

（4）実待機者（221 人）のサービス利用状況について

実待機者のサービス利用状況は以下のとおりとなっています。
※令和５年３月サービス提供分の利用実績より

① 実待機者（221 人）のサービス利用状況

（ア） 在宅 サービス	（イ） 特養以外の介護保険施設	（ウ） グループホーム	（エ） ショート ロング	（オ） サービス 実績なし
64 人	43 人	25 人	50 人	39 人
28.96%	19.46%	11.31%	22.62%	17.65%

※在宅サービスのうち給付管理対象外の居宅療養管理指導は含んでいません。
※実待機者のうち在宅サービスを受けている者が約３割、介護保険施設等でサービスを受けている者は５割を超えています。

② 在宅サービス利用者（64 人）の日常生活圏域別の人数

三好市	東みよし町	合計
48 人	16 人	64 人

（5）真に入所が必要とされる待機者（129 人）のサービス利用状況について

真に入所が必要とされる待機者のサービス利用状況は以下のとおりとなっていました。

※令和５年３月サービス提供分の利用実績より

① 真に入所が必要とされる待機者（129 人）のサービス利用状況

（ア）在宅サービス	（イ）特養以外の介護保険施設	（ウ）グループホーム	（エ）サービス実績なし
45 人	36 人	19 人	29 人
34.88%	27.91%	14.73%	22.48%

※在宅サービスのうち給付管理対象外の居宅療養管理指導は含んでいません。

② 在宅サービス利用者の日常生活圏域別の人数

三好市	東みよし町	合計
34 人	11 人	45 人

（6）待機者の居場所について

令和５年４月１日時点の待機者の居場所は以下のとおりです。

なお、（ア）の在宅と（イ）の介護保険施設等については、令和５年３月のサービス提供分の利用状況から居場所を判断しています。

① 実待機者（221 人）の居場所

（ア）在宅	（イ）介護保険施設等	（ウ）サ高住	（エ）生活支援ハウス	（オ）養護老人ホーム	（カ）有料老人ホーム	（キ）ケアハウス	（ク）その他
51 人	118 人	1 人	1 人	4 人	2 人	5 人	39 人
23.08%	53.39%	0.45%	0.45%	1.81%	0.90%	2.27%	17.65%

※実待機者のうち在宅で生活している者は約２割、介護保険施設等やその他の施設で生活している者は約６割となっています。

② 真に入所が必要とされる待機者（129 人）の居場所

(ア) 在宅	(イ) 介護保険施設等	(ウ) サ高住	(エ) 生活支援ハウス	(オ) 養護老人ホーム	(カ) 有料老人ホーム	(キ) ケアハウス	(ク) その他
40 人	55 人	0 人	0 人	0 人	2 人	3 人	29 人
31.01%	42.63%	0％	0％	0％	1.55%	2.33%	22.48%

介護保険施設等とは：特養（ショートステイ含む）、老健、療養型、医療院、特定施設、ＧＨ
その他の施設等とは　：サ高住、生活支援ハウス、養護老人ホーム、有料老人ホーム、ケアハウス

（7）施設の空床状況

みよし広域連合管内の介護保険施設等、その他の施設の空床状況は以下のとおりとなっています。

① 定員及び空床数（空床数は令和５年３月末から５月末までの３ヶ月の平均）

種　類	定員	空床数	空床率
介護保険施設等	1244 人	135.33	10.88%
その他の施設	376 人	48.67	12.94%
合　計	1620 人	184.00	11.36%

※空床状況は、利用者が入院・外泊期間中において居室が当該利用者のために確保されているような場合等は考慮せず、調査基準日等に空床となっている数値です。
※介護保険施設等のうちグループホームの定員は 225 人、空床数は 51.67 床、空床率は 22.96%となっています。また、空床数には、休止中のグループホームも含まれています。

② 日常生活圏域別の介護保険施設等、その他の施設の定員及び空床状況

介護保険施設等（ショートステイ含む）

種　類	定員	空床数	空床率
三好市	882 人	102.33	11.60%
東みよし町	362 人	33.00	9.12%
合　計	1244 人	135.33	10.88%

その他の施設

種　類	定員	空床数	空床率
三好市	322 人	47.33	14.70%
東みよし町	54 人	1.33	2.46%
合　計	376 人	48.66	12.94%

（8）施設整備状況

第８期計画（令和３年度から令和５年度）から現在までの施設の整備状況

（令和５年７月１日現在）

年月日	区分	サービス名称	定員
平成 30 年４月１日	新規指定	短期入所生活介護	10
平成 30 年 11 月１日	新規指定	介護医療院（療養型から転換）	16
令和元年７月１日	新規指定	介護医療院	48
令和２年７月 31 日	１ユニット休止	認知症対応型共同生活介護	9
令和４年３月 31 日	廃止	小規模多機能型居宅介護	25
令和４年４月１日	１ユニット休止	認知症対応型共同生活介護	9
令和５年３月７日	休止	認知症対応型共同生活介護	18

※介護保険施設（ショートステイ含む）と地域密着型サービス（通所系等の在宅サービス除く）のみ掲載している。

（9）今後の施設整備について

本調査結果により、全待機者の **369** 名のうち実待機者が **221** 人、真に入所が必要とされる待機者が **129** 人となっています。

そこからサービス利用状況等を把握することで実待機者の在宅サービス利用者が **64** 人、真に入所が必要とされる待機者は **45** 人となり、更に待機者の居場所を把握したことにより、実待機者のうち在宅生活していると思われる利用者は **51** 人、真に入所が必要とされる待機者は **40** 人となりました。

また、施設の種類によってばらつきはあるものの、介護保険施設の１ヶ月の空床状況は約 **135** 床、介護保険施設以外の施設は約 **49** 床となっており、地域密着型サービスの認知症対応型共同生活介護は約 **52** 床となっています。

施設サービスは、介護サービスの中でも介護者負担をより軽減することができる重要なサービスでありますが、特別養護老人ホームの待機者数や施設の空床状況を勘案すると、第９期介護保険事業計画に利用定員を増員するための新たな地域密着型サービスの入所・入居施設の整備は見込まないこととします。

4　介護人材実態調査結果

本調査は、三好市又は東みよし町所在の介護保険サービス事業所の雇用状況等を調査することにより、介護人材に係る地域の実情の把握、今後の介護人材の確保に向けた施策の検討への活用のための基礎資料とすることを目的に実施しました。

（1）調査概要

対　　象	令和５年４月１日時点 三好市または東みよし町所在の介護保険サービス事業所 96 事業所 （（介護予防）福祉用具貸与、（介護予防）特定福祉用具販売事業所を除く）
実施方法	郵送配布、郵送、窓口持参又はメールによる回収
有効回答数	90 事業所（回収率 93.8%）

※回答は事業所ごとの従業員数とし、複数の事業所で兼務している場合は、それぞれの事業所において計上しています。

※１ヶ月以上の療休、産休、育休、介護休暇等のため実際に従事していない者及びボランティア（賃金の支払いを受けていない者）の人数は含めていません。

※本調査において「正規職員」とは、期限の定めのない雇用契約による者、「非正規職員」とは、期限の定めのある雇用契約による者を指します。

（2）従業員数の年齢層等による内訳

全体で見ると 60 歳台の占める割合が最も大きく（全体の４分の１程度）、続いて 50 歳台、40 歳台となっています。

正規職員については、50 歳台が最も多く、続いて 40 歳台、30 歳台となっており、非正規職員については、60 歳台が最も多く、続いて 70 歳以上、50 歳台となっています。

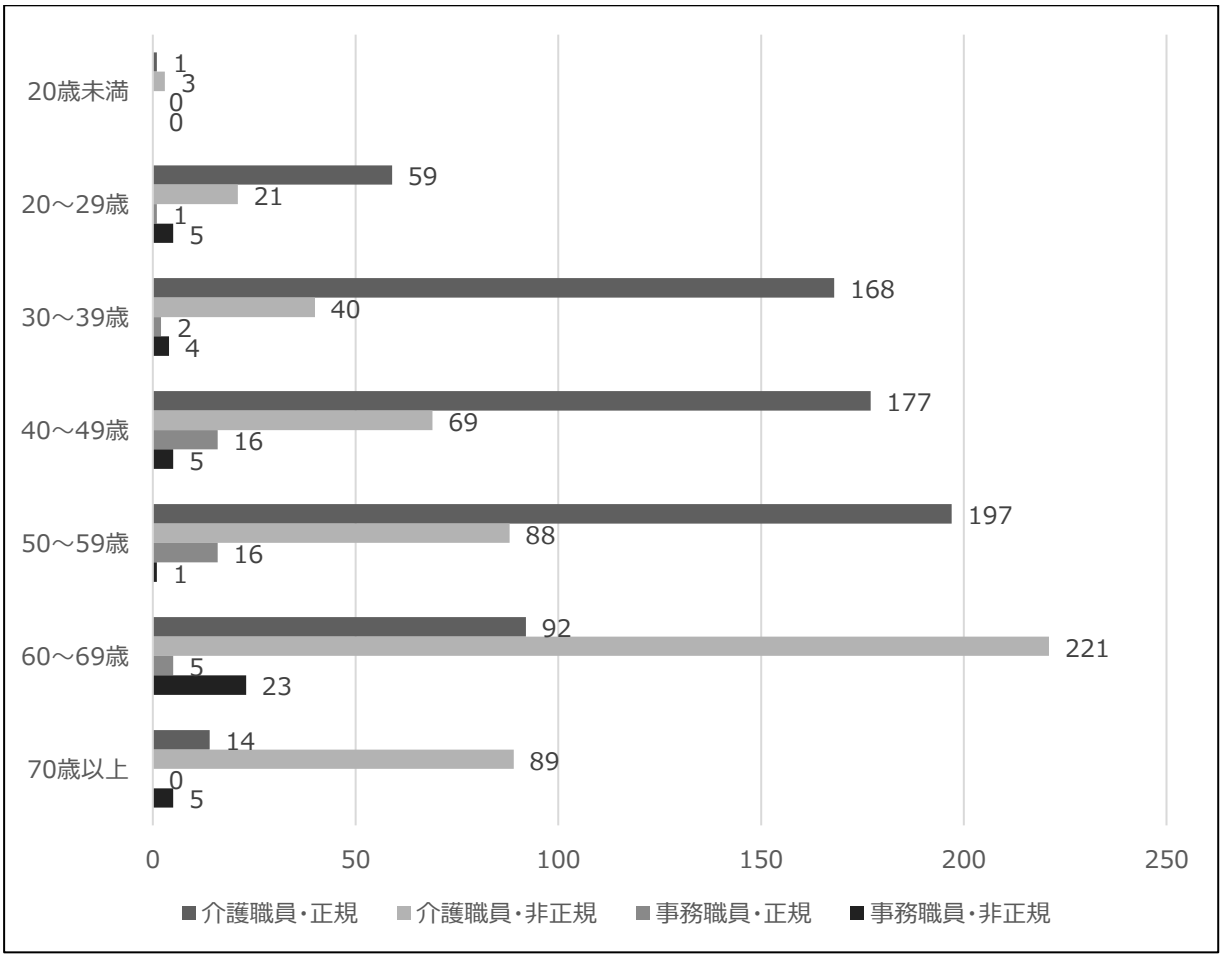

年　　齢	介護職員				事務職員				計（人）
	正　規		非正規		正　規		非正規		
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
20 歳未満	1	0.1%	3	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	4
20～29 歳	59	4.5%	21	1.6%	1	0.1%	5	0.4%	86
30～39 歳	168	12.7%	40	3.0%	2	0.2%	4	0.3%	214
40～49 歳	177	13.4%	69	5.2%	16	1.2%	5	0.4%	267
50～59 歳	197	14.8%	88	6.7%	16	1.2%	1	0.1%	302
60～69 歳	92	7.0%	221	16.6%	5	0.4%	23	1.7%	341
70 歳以上	14	1.1%	89	6.7%	0	0.0%	5	0.4%	108
計	708	53.6%	531	40.0%	40	3.1%	43	3.3%	1,322

（3）従業員数の有する資格等による内訳

全体で見ると、介護福祉士の占める割合が最も大きく（全体の３割程度）、続いて介護に従事するが資格を有しない者、ヘルパー２級等の資格を有する介護士となっています。

正規職員については、介護福祉士が最も多く、続いて介護に従事するが資格を有しない者、准看護師となっており、非正規職員については、介護福祉士とヘルパー２級等の資格を有する介護士が同数で最も多く、続いて介護に従事するが資格を有しない者となっています。

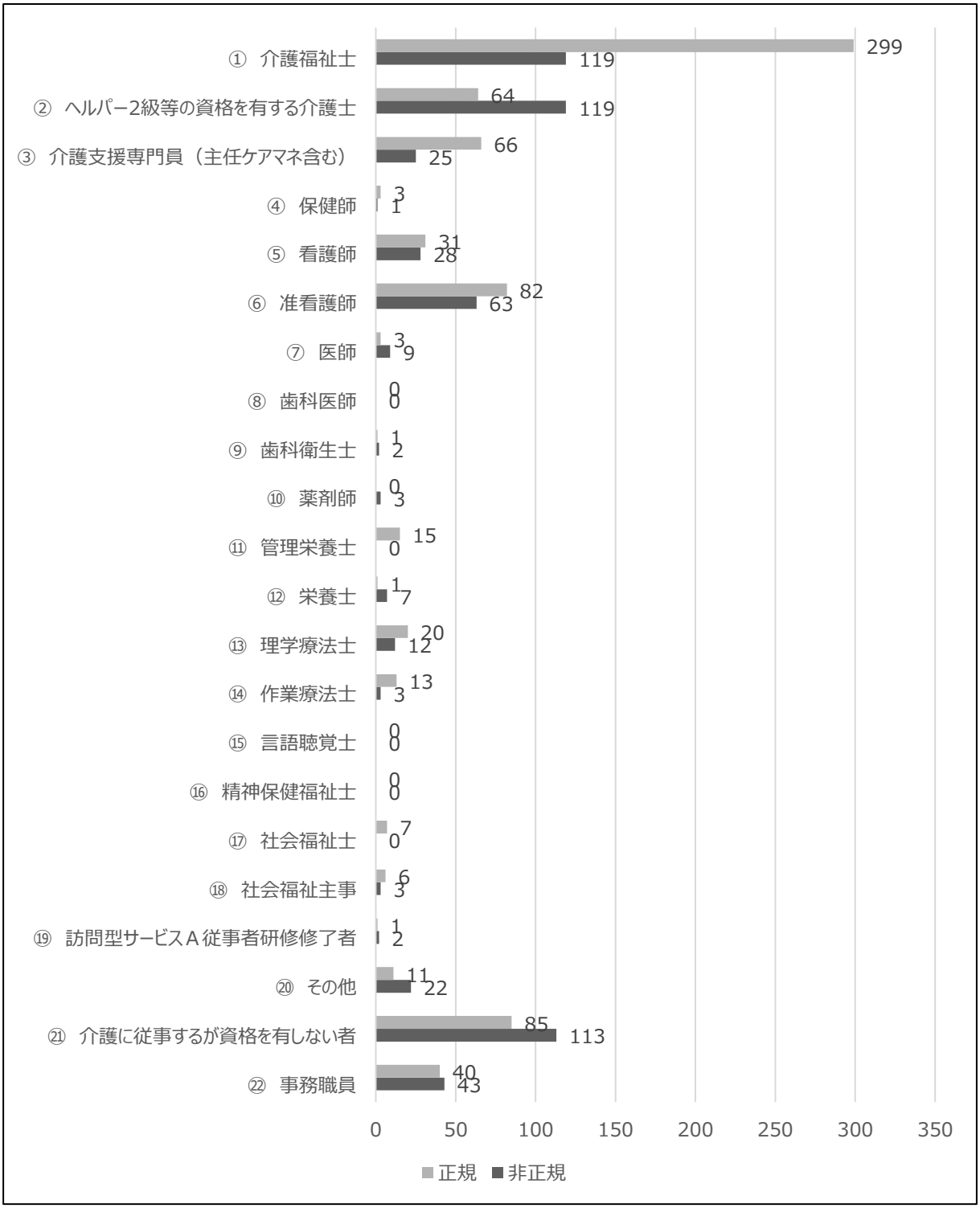

職　　種		正　規		非正規		計
		人数	割合	人数	割合	（人）
介護職員	①　介護福祉士	299	22.7%	119	9.0%	418
	②　ヘルパー2 級等の資格を有する介護士（初任者研修等含む）	64	4.8%	119	9.0%	183
	③　介護支援専門員（主任ケアマネ含む）	66	5.0%	25	1.9%	91
	④　保健師	3	0.2%	1	0.1%	4
	⑤　看護師	31	2.3%	28	2.1%	59
	⑥　准看護師	82	6.2%	63	4.8%	145
	⑦　医師	3	0.2%	9	0.7%	12
	⑧　歯科医師	0	0.0%	0	0.0%	0
	⑨　歯科衛生士	1	0.1%	2	0.2%	3
	⑩　薬剤師	0	0.0%	3	0.2%	3
	⑪　管理栄養士	15	1.1%	0	0.0%	15
	⑫　栄養士	1	0.1%	7	0.5%	8
	⑬　理学療法士	20	1.5%	12	0.9%	32
	⑭　作業療法士	13	1.0%	3	0.2%	16
	⑮　言語聴覚士	0	0.0%	0	0.0%	0
	⑯　精神保健福祉士	0	0.0%	0	0.0%	0
	⑰　社会福祉士	7	0.5%	0	0.0%	7
	⑱　社会福祉主事	6	0.5%	3	0.2%	9
	⑲　訪問型サービスＡ従事者研修修了者	1	0.1%	2	0.2%	3
	⑳　その他（認知症介護基礎研修、実務者研修　等）	11	0.8%	22	1.7%	33
	㉑　介護に従事するが資格を有しない者	85	6.4%	113	8.5%	198
㉒　事務職員		40	3.0%	43	3.3%	83
計		748	56.5%	574	43.5%	1,322

※複数の資格を保有している者については、令和５年４月１日現在で最も求められている資格を選択

（4）採用者数・離職者数の年齢層等による内訳

採用者数について、正規職員は 20 歳台の採用が最も多く、続いて 30 歳台、50 歳台となっています。非正規職員は 60 歳台の採用が最も多く、続いて 20 歳台と 40 歳台が同数となっています。

離職者数について、正規職員は 50 歳台の離職が最も多く、続いて 20 歳台、40 歳台となっています。非正規職員は 60 歳台の離職が最も多く、続いて 20 歳台と 30 歳台が同数となっています。

（採用者数）

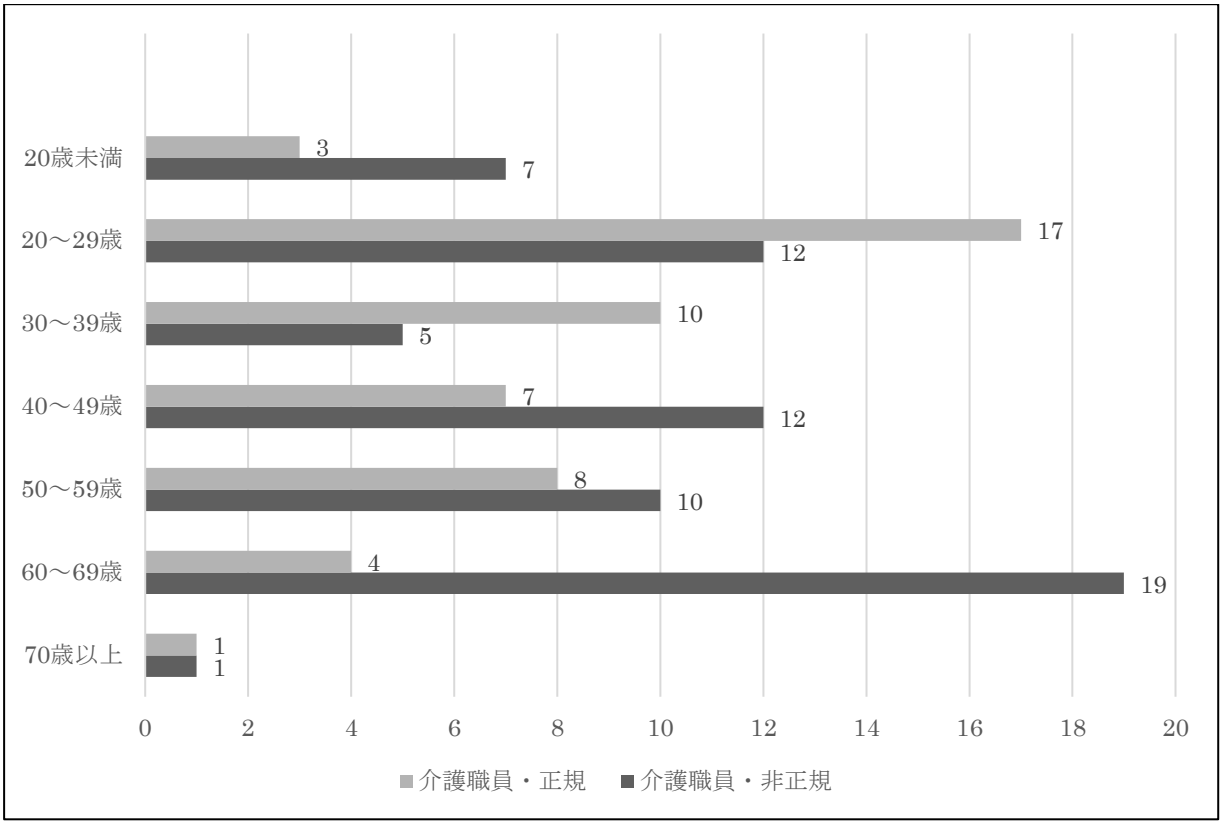

年　　齢	介護職員				計（人）
	正　規		非正規		
	人数	割合	人数	割合	
20 歳未満	3	2.6%	7	6.0%	10
20～29 歳	17	14.7%	12	10.3%	29
30～39 歳	10	8.6%	5	4.3%	15
40～49 歳	7	6.0%	12	10.3%	19
50～59 歳	8	6.9%	10	8.6%	18
60～69 歳	4	3.4%	19	16.5%	23
70 歳以上	1	0.9%	1	0.9%	2
計	50	43.1%	66	56.9%	116

（離職者数）

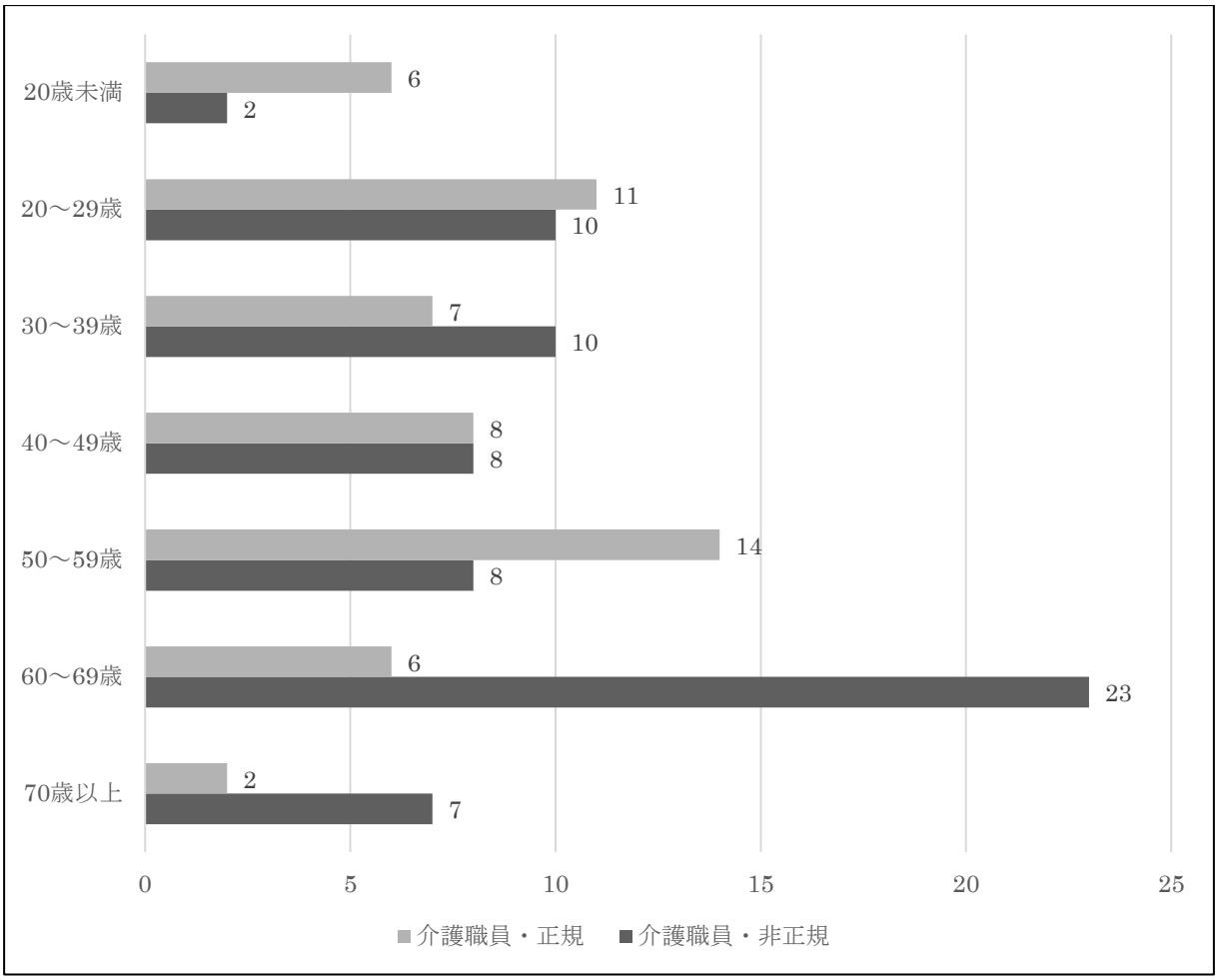

年　　齢	介護職員				計（人）
	正　規		非正規		
	人数	割合	人数	割合	
20 歳未満	6	4.9%	2	1.6%	8
20～29 歳	11	9.0%	10	8.2%	21
30～39 歳	7	5.7%	10	8.2%	17
40～49 歳	8	6.6%	8	6.6%	16
50～59 歳	14	11.5%	8	6.6%	22
60～69 歳	6	4.9%	23	18.9%	29
70 歳以上	2	1.6%	7	5.7%	9
計	54	44.2%	68	55.8%	122

（5）離職者数の勤続年数による内訳

正規職員について、４割程度が３年未満の勤続年数で離職しており、５年未満の離職者数は４分の３程度となっています。

また、非正規職員については、７割程度が３年未満の勤続年数で離職しています（契約期間満了による非正規職員１人の離職を含む）。

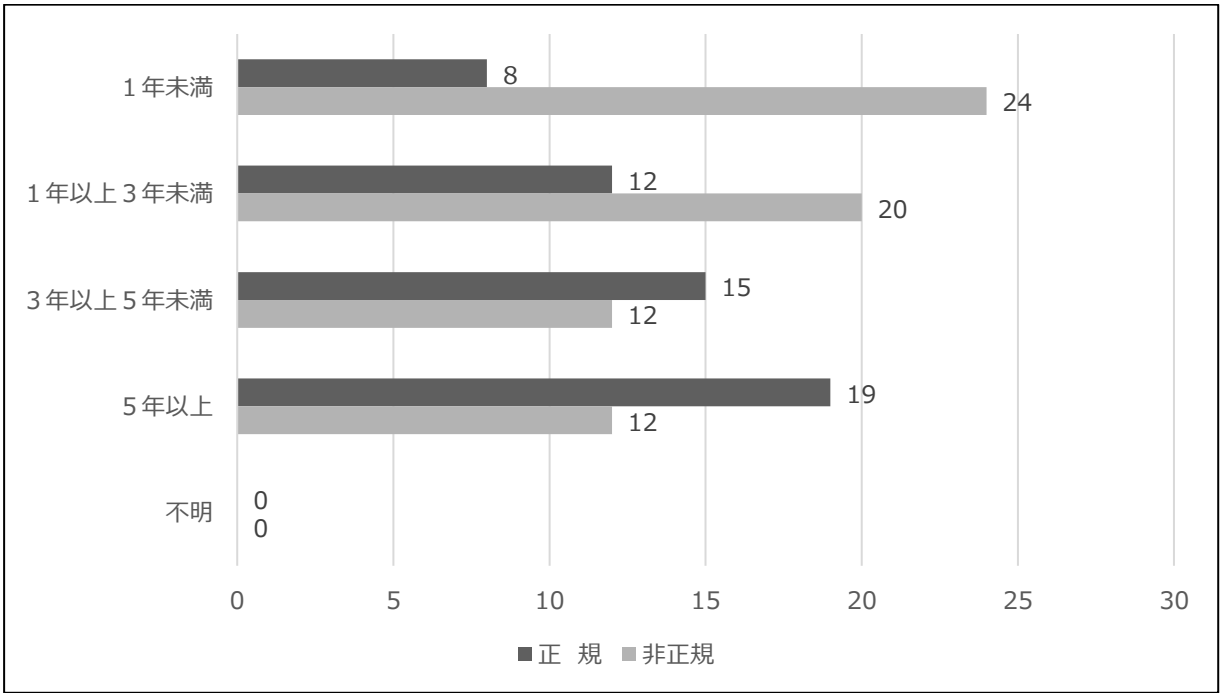

	介護職員				計（人）
	正 規		非正規		
	人数	割合	人数	割合	
１年未満	8	6.6%	24	19.7%	32
１年以上３年未満	12	9.8%	20	16.4%	32
３年以上５年未満	15	12.3%	12	9.8%	27
５年以上	19	15.6%	12	9.8%	31
不明	0	0.0%	0	0.0%	0
計	54	44.3%	68	55.7%	122

（6）従業員の不足による受入人数への影響

本設問について、影響が生じていると答えた事業所は 33 事業所であり、全体の３分の１の事業所で従業員不足により受入人数への影響が生じています。特に、サービスの種類ごとの影響が生じている事業所の割合は（介護予防）訪問看護が高く（８割）、続いて介護予防支援、訪問介護・訪問型サービス、（介護予防）訪問入浴介護となっています（５割）。

また、特定施設入居者生活介護は、回答事業所が１事業所でしたが、影響は生じていないとの回答でした。

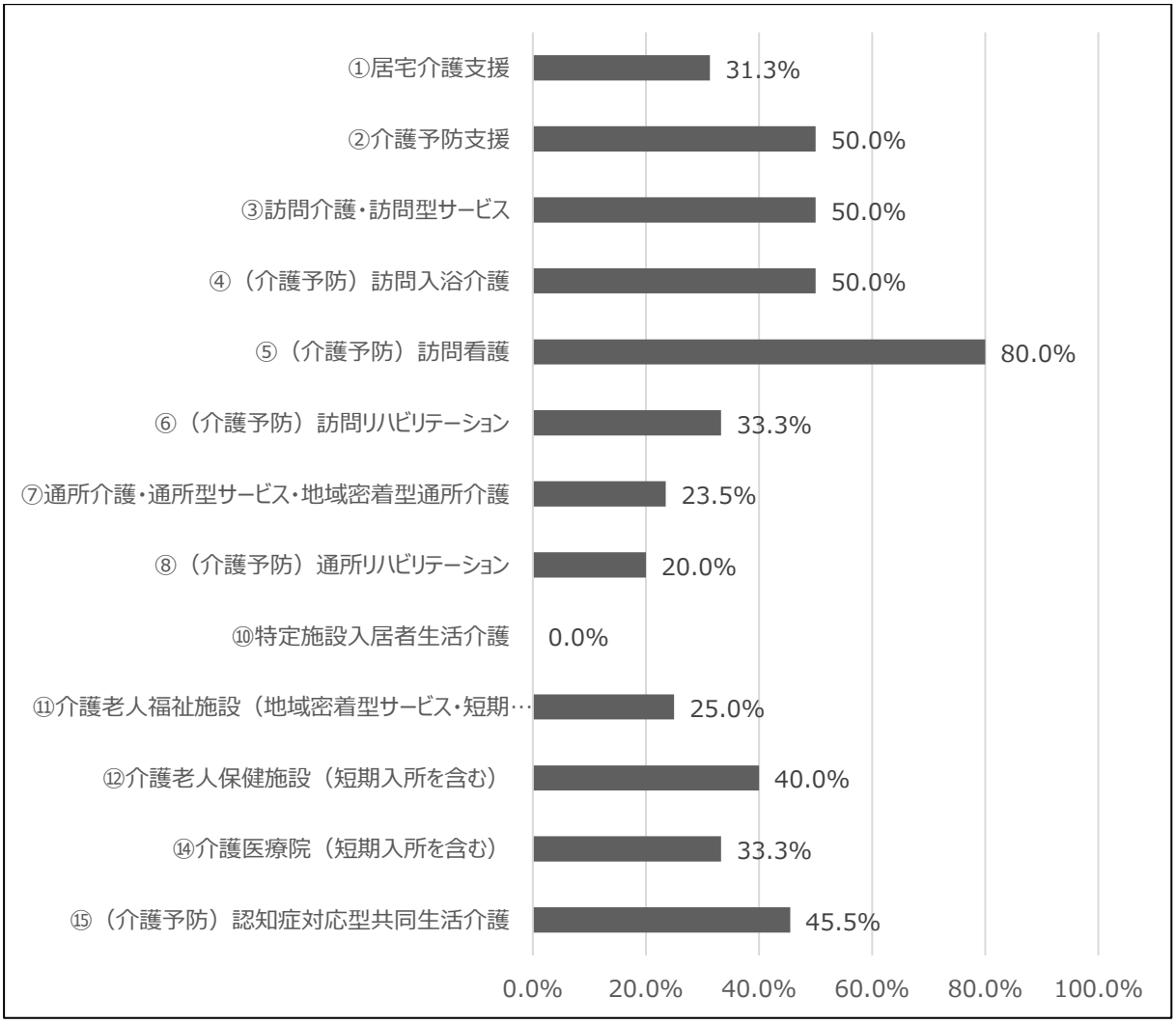

※回答が 0 件のサービス区分はグラフから除外

サービス種類	①影響が生じている	②影響は生じていない	計
①居宅介護支援	5	11	16
②介護予防支援	1	1	2
③訪問介護・訪問型サービス	6	6	12
④（介護予防）訪問入浴介護	1	1	2
⑤（介護予防）訪問看護	4	1	5
⑥（介護予防）訪問リハビリテーション	1	2	3
⑦通所介護・通所型サービス・地域密着型通所介護	4	13	17
⑧（介護予防）通所リハビリテーション	1	4	5
⑨（介護予防）短期入所生活介護（⑪に該当する事業所を除く）	－	－	－
⑩特定施設入居者生活介護	0	1	1
⑪介護老人福祉施設（地域密着型サービス・短期入所を含む）	2	6	8
⑫介護老人保健施設（短期入所を含む）	2	3	5
⑬介護療養型医療施設（短期入所を含む）	－	－	－
⑭介護医療院（短期入所を含む）	1	2	3
⑮（介護予防）認知症対応型共同生活介護	5	6	11
計	33	57	90

（7）従業員の不足の理由

従業員の不足の理由について、20 事業所から採用が難しいとの回答、9 事業所から離職者が多いとの回答がありました。

その他に、事業所の経営状況等による従業員不足は 7 事業所が回答しており、事業拡大等で必要人員が増えたという回答は 3 事業所から、経営状況の悪化によるものという回答は 4 事業所からありました。

また、その他において、従業員の高齢化を理由とした現在又は将来の不足についての記載が見られました。

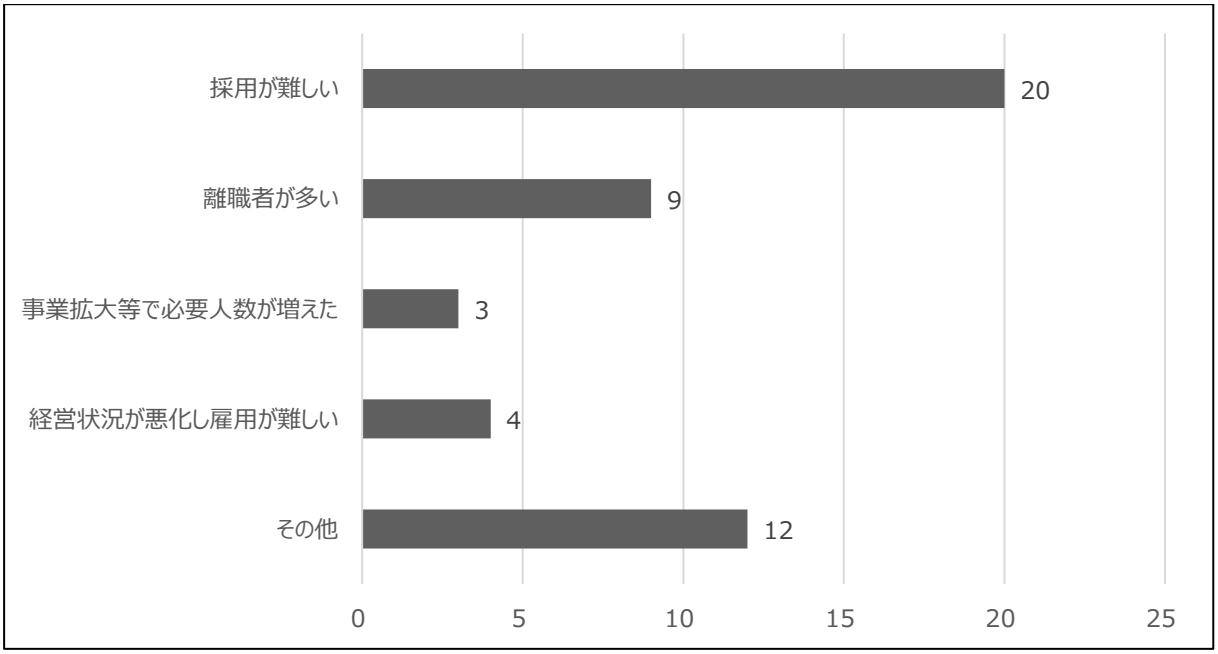

	回答数
採用が難しい	20
離職者が多い	9
事業拡大等で必要人数が増えた	3
経営状況が悪化し雇用が難しい	4
その他	12

第３章
地域で支え合う環境づくり

第1節　地域支援事業の推進
第2節　住み慣れた地域で安心して暮らしつづけられるために

第3章　地域で支え合う環境づくり

第1節　地域支援事業の推進

1　総合事業の実施

総合事業は、旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護（以下「旧介護予防訪問介護等」という。）により提供されていた専門的なサービス、住民主体の支援等の多様なサービスの「介護予防・生活支援サービス事業」と住民主体の介護予防活動の育成及び支援等を行う「一般介護予防事業」（旧二次予防事業及び旧一次予防事業）からなり、平成 29 年 4 月から構成市町が実施主体となり事業を実施しています。

介護予防・生活支援サービス事業は、従前の旧介護予防訪問介護等相当の訪問型・通所型サービスに加え、緩和した基準の訪問型・通所型サービスＡ、住民主体によるサービスＢ、短期集中で介護予防を行うサービスＣを提供しています。

また、その対象者は「要支援認定者」及び「基本チェックリストにより事業対象者と判断された者」（以下「要支援者等」という。）が必要なサービスを利用できます。

（1）介護予防・生活支援サービス事業

要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を実施することにより、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるように支援することを目的として事業を実施しています。また、要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、専門的なサービスに加え住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進することを目的としています。

（※表中の単位は、年間の延べ人数、回数、件数、箇所）

①訪問型サービス（従前相当・緩和した基準）	
取組内容	要支援者等に対して、旧介護予防訪問介護に相当するサービス（身体介護を伴うサービス）及び旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準による訪問型サービス（生活援助のみを行うサービス）を提供しています。
現状と課題	●三好市 訪問型サービス（ホームヘルプサービス）は、身体介護（利用者の身体に直接触れる介護サービス）を必要とする従前相当サービスより、掃除や洗濯等の生活援助を行うサービスＡの利用の方が多くなっています。 ●東みよし町 怪我や病気をきっかけに要介護状態へ移行する可能性が高い人が多くいます。

今後の方向性	●三好市 一人暮らしの高齢者世帯が多くなっていることから、居宅で生活し続けることができるよう必要に応じたサービスの提供を支援していきます。 ●東みよし町 利用者の状態が悪化しないよう連携を図りつつ、健康維持へ貢献していきます。 また、定期的に従事者研修を開催し、従事者の育成を図っていきます。

【訪問型サービス（従前相当）】

	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度（2021 年）	令和４年度（2022 年）	令和５年度（2023 年）	令和６年度（2024 年）	令和７年度（2025 年）	令和８年度（2026 年）
三好市	455 人	415 人	452 人	460 人	460 人	460 人
東みよし町	57 人	96 人	96 人	90 人	90 人	90 人

【訪問型サービス（緩和した基準）】

	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度（2021 年）	令和４年度（2022 年）	令和５年度（2023 年）	令和６年度（2024 年）	令和７年度（2025 年）	令和８年度（2026 年）
三好市	1,892 人	1,820 人	1,868 人	1,900 人	1,900 人	1,900 人
東みよし町	1,709 人	1,537 人	1,537 人	1,600 人	1,600 人	1,600 人

②通所型サービス（従前相当・緩和した基準）	
取組内容	要支援者等に対して、旧介護予防通所介護に相当するサービス（身体介護を伴うサービス）及び旧介護予防通所介護に係る基準よりも緩和した基準による通所型サービス（生活機能向上のための支援等）を提供しています。
現状と課題	●三好市 通所型サービス（デイサービス）は、従前相当サービスの利用が多くなっています。デイサービス利用時に運動を中心とした機能訓練だけでなく、入浴や食事等のサービスを併せて利用される方が多くなっています。 ●東みよし町 怪我や病気をきっかけに要介護状態へ移行する可能性が高い人が多くいます。 通所型サービスは人との交流や食事、入浴により心身共にリフレッシュが可能であり、利用回数を増やして欲しいという意見もあります。
今後の方向性	●三好市 今後も日常生活上の支援や機能訓練、運動等の支援に加え、入浴・排せつ・食事の介護等が提供できるよう支援していきます。

	●東みよし町 　体操やレクリエーション、会話等を行うことが利用者の心身の状態の安定につながっているため、継続的にサービスを行っていきます。介護の必要性が比較的低くても人との交流の時間を切実に欲している方へのサポートを過不足なく行います。

【通所型サービス（従前相当）】

	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度（2021 年）	令和４年度（2022 年）	令和５年度（2023 年）	令和６年度（2024 年）	令和７年度（2025 年）	令和８年度（2026 年）
三好市	1,955 人	1,751 人	1,832 人	1,900 人	1,900 人	1,900 人
東みよし町	1,579 人	1,534 人	1,723 人	1,610 人	1,610 人	1,610 人

【通所型サービス（緩和した基準）】

	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度（2021 年）	令和４年度（2022 年）	令和５年度（2023 年）	令和６年度（2024 年）	令和７年度（2025 年）	令和８年度（2026 年）
三好市	752 人	685 人	730 人	750 人	750 人	750 人
東みよし町	1,780 人	1,501 人	1,462 人	1,390 人	1,390 人	1,390 人

③訪問型・通所型サービスＢ	
取組内容	訪問型は、要支援者等の居宅において、介護予防を目的として、主に住民ボランティア等、住民主体の自主活動として行う生活援助等の多様な支援について実施を目指します。 　通所型は、住民主体による要支援者等を中心とした定期的な利用が可能な自主的な通いの場づくり（体操、運動等の活動）を実施しています。
現状と課題	●三好市 　訪問型について、三好市全体で１団体が発足したものの、要支援者等からの依頼がないため実績はありません。団体数が少ないため、地域全体に情報提供することも難しくなっており、継続的にサービスが必要な方は、訪問型サービスＡを利用しています。 　通所型について、住民主体によるご近所デイサービスとして定着し、それぞれの地域で特色あるものとなっています。これまでは、登録団体が伸び悩んでいましたが、通いの場から通所型サービスＢに移行する地域団体が出てきています。 ●東みよし町 　両サービスともに、住民主体による自主活動を行う団体がありません。
今後の方向性	●三好市 　関係団体が連携して地域住民に情報提供を行い、通所型サービスＢの実施団

	体が増えるよう支援していきます。 ●東みよし町 　両サービスとも、地域支えあい推進協議体を通じて、住民主体による組織づくりを図ります。

【訪問型サービスＢ】

	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度（2021 年）	令和４年度（2022 年）	令和５年度（2023 年）	令和６年度（2024 年）	令和７年度（2025 年）	令和８年度（2026 年）
三好市	1 箇所 0 人	1 箇所 0 人	1 箇所 0 人	1 箇所 5 人	1 箇所 5 人	1 箇所 5 人
東みよし町	―	―	―	―	―	―

【通所型サービスＢ】

	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度（2021 年）	令和４年度（2022 年）	令和５年度（2023 年）	令和６年度（2024 年）	令和７年度（2025 年）	令和８年度（2026 年）
三好市	5 箇所 404 人	4 箇所 539 人	6 箇所 550 人	6 箇所 550 人	6 箇所 550 人	6 箇所 550 人
東みよし町	―	―	―	―	―	―

④訪問型・通所型サービスＣ	
取組内容	要支援者等に対して、保健・医療の専門職により「運動器の機能向上」、「口腔機能向上」、「栄養改善」を目的に、短期間の運動教室を実施しています。また、心身の状況等により通所による事業への参加が困難な要支援者等を対象に、専門職がその居宅を訪問して、生活機能等に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導を行っています。
現状と課題	●三好市 訪問型について、初回と３か月後の２回のみの訪問指導であるため、実施期間のみで著しく改善するケースは少ないと思われます。なお、現在は理学療法士の訪問指導が主となっていますが、令和４年度は歯科衛生士の訪問も実施しました。今後もケースにより、理学療法士だけでなく、栄養士や管理栄養士による栄養指導等も実施していきます。 通所型について、通いの場の普及に伴い、年度ごとに実施地区を検討しています。令和５年度は、中心部の池田、井川（三野の対象者は井川に通所）と高齢化率の高い西祖谷、東祖谷の４箇所で実施し、１回あたりの参加人数は 15 人前後で、約２か月間の短期集中での介護予防に取り組んでいます。ただ、期間中の効果はありますが、期間終了後の個人での継続した介護予防(体操等の継続）が難しい

	状況です。また、同じ市民の方が毎年参加することも多いのが現状で、介護予防が必要な新規の対象者の掘り起しも必要です。 ●東みよし町 訪問型について、通所型サービスと同時に広報していますが、訪問型の申込がなく、個別での声かけを行うも希望する人がいない状況です。訪問になると人が来るのが面倒だと感じられる人が多く、メリットが伝わりにくいことが課題となっています。 通所型について、送迎があるのが魅力となっており、毎年同じ人の希望が多くなっています。そのため、令和５年度は新規の方のみ募集を行いました。教室参加中は全体的に体力評価が向上しますが、教室終了後から自宅で継続した運動ができていないことが課題であったため令和４年度からフォローアップ教室を実施しました。
今後の方向性	●三好市 訪問型について、訪問型サービスＣが終了した利用者の方に、各専門員より受けた指導を継続してもらい、介護予防を継続するよう推進していきます。また、対象者の掘り起しのため、介護支援専門員や健康づくり課へのサービス内容の普及を行います。 通所型について、通いの場での住民主体の介護予防体操（いきいき百歳体操）が普及し、地域での実施団体も増えたことから、短期集中サービスを終了した方が、地域での介護予防体操に移行して継続していけるように支援していきます。また、通いの場が三好市全域に普及してきており、短期集中サービスＣを実施しなくても住民主体による介護予防活動がされています。今後は通いの場が普及していない地域に絞り、事業実施をしていくことから事業としては縮小する方向となっています。 ●東みよし町 訪問型について、指導の効果等に対して理解が得られるよう広報を行っていきます。また、相談や介護保険の申請をしても利用のない人、山間部等でサービス利用につながりにくい人がいるところへ赴き、通所型サービスの利用希望のない方等を対象に声かけしていきます。「自宅に来るのが嫌」という方については自宅以外の場所（集会所等）で実施する等代替案を提案し利用してもらえるようにします。 通所型について、自宅で継続することが重要だということを理解してもらえるよう働きかけます。今後もフォローアップ教室の開催についても継続し、年２回程の開催を検討していきます。

【訪問型サービス C】

	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度（2021 年）	令和４年度（2022 年）	令和５年度（2023 年）	令和６年度（2024 年）	令和７年度（2025 年）	令和８年度（2026 年）
三好市	14 人	15 人	12 人	20 人	20 人	20 人
東みよし町	3 人	0 人	5 人	5 人	5 人	5 人

【通所型サービスＣ（のびのび教室）】

	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度（2021 年）	令和４年度（2022 年）	令和５年度（2023 年）	令和６年度（2024 年）	令和７年度（2025 年）	令和８年度（2026 年）
三好市	0 回 0 人	40 回 408 人	39 回 460 人	20 回 250 人	20 回 250 人	20 回 250 人
東みよし町	10 回 171 人	30 回 629 人	20 回 337 人	20 回 400 人	20 回 400 人	20 回 400 人

（2）一般介護予防事業

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する者を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進することを目的に事業を実施しています。

①介護予防把握事業	
取組内容	地域の実情に応じ、効果的かつ効率的に収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に把握し、住民主体の介護予防活動へつなげることを目的に事業を実施しています。
現状と課題	●三好市 地域包括支援センターの総合相談支援事業や地区住協単位のネットワーク会議に参加し、地域住民、民生委員、医療機関、家族等から情報提供を受け、状況を把握するために訪問し、介護予防活動や各種サービスへつなげています。また、介護や医療のレセプトデータを分析し、科学的な根拠から効果的なアウトリーチを実施しています。 ●東みよし町 本人、家族、民生委員、近隣住民及び関係機関からの相談により、実態把握を行っています。関係機関から情報提供により早期対応できたケースもあるものの、地域とのつながりがない人等の情報がないため、実態を把握することが難しい状況です。
今後の方向性	●三好市 総合相談支援業務や高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業により把握した事例を分析し、地域の実態を把握していきます。また、健康状態不明者や重症化予防者等にアウトリーチを実施することで、将来的に要介護者となる方を把握していきます。 ●東みよし町 自分からＳＯＳを発信できない人たちに対して、積極的なアウトリーチを通して支援の入り口を作っていきます。

【介護予防把握事業】

	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度（2021 年）	令和４年度（2022 年）	令和５年度（2023 年）	令和６年度（2024 年）	令和７年度（2025 年）	令和８年度（2026 年）
三好市	212 人	231 人	218 人	250 人	250 人	250 人
東みよし町	453 人	399 人	405 人	450 人	450 人	450 人

②介護予防普及啓発事業　　きらめき元気アップ教室	
取組内容	通所事業所等に通い「いきいき百歳体操等」を実施することで「運動器の機能向上」やその他のプログラムを実施することで「栄養改善」、「口腔機能向上」を図れるよう事業を実施しています。
現状と課題	●三好市 令和３年度は新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数が減少していましたが、令和４年度から利用者は増加傾向となっています。継続的に介護予防に取り組んでいますが、新しい利用者の掘り起しが必要です。 ●東みよし町 送迎付きの事業のため安定した利用がありますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者数の減少傾向が続いています。また、介護申請等のため利用を中止する方がいます。
今後の方向性	●三好市 今後も継続して、いきいき百歳体操やレクリエーションを中心とした教室を実施していきます。また、地域に密着した事業所と連携し、フレイル予備群の掘り起しを行い、効果的なフレイル予防を行っていきます。 ●東みよし町 長期的な利用を促すことで継続的な健康維持を図ります。

【きらめき元気アップ教室】

	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度（2021 年）	令和４年度（2022 年）	令和５年度（2023 年）	令和６年度（2024 年）	令和７年度（2025 年）	令和８年度（2026 年）
三好市	20 箇所 4,617 人	17 箇所 5,594 人	17 箇所 6,024 人	17 箇所 6,500 人	17 箇所 6,600 人	17 箇所 6,700 人
東みよし町	5 箇所 173 人	5 箇所 146 人	5 箇所 120 人	5 箇所 300 人	5 箇所 300 人	5 箇所 300 人

②介護予防普及啓発事業　水中運動教室	
取組内容	生活機能の維持・向上を目的として、専門の指導員による膝や腰に負担の少ない水中でのストレッチやウォーキング等の運動を実施しています。
現状と課題	●三好市　●東みよし町 加齢による運動器の衰えや日常生活活動の低下による筋肉の減少等によって要介護状態になることを予防しています。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和３年度に水中運動教室を休止したため、利用者が減少しましたが、その後利用者は増加傾向にあります。
今後の方向性	●三好市 ストレッチ及び水中運動を基本とし、その他運動器の機能向上プログラムも行い、介護予防を行っていきます。 ●東みよし町 教室を継続し、介護予防を図っていきます。

【水中運動教室】

	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度（2021 年）	令和４年度（2022 年）	令和５年度（2023 年）	令和６年度（2024 年）	令和７年度（2025 年）	令和８年度（2026 年）
三好市	1 箇所 17 人	1 箇所 192 人	1 箇所 228 人	1 箇所 250 人	1 箇所 260 人	1 箇所 270 人
東みよし町	1 箇所 7 人	1 箇所 111 人	1 箇所 122 人	1 箇所 160 人	1 箇所 160 人	1 箇所 160 人

②介護予防普及啓発事業　いきいき百歳体操	
取組内容	住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、高齢者が元気でいきいきと自分らしい生活を送ることができる地域の実現をめざし、誰もが身近な場所で気軽に取り組める「いきいき百歳体操（徳島県版）」の普及を進めております。
現状と課題	●三好市 地域住民の方が自主的に介護予防の普及啓発を目的とした「いきいき百歳体操」に取り組んでいます。また、単発開催ではありますがオンラインを活用し、普及啓発に取り組んでいます。 ●東みよし町 令和３年度は新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数が減少していましたが、新規登録は増加傾向にあります。しかし、サロン活動を一旦自粛したのちに、サロンに戻らない方もいます。 フレイル予防の重要性を再び周知し、介護予防の普及を進めていきます。
今後の方向性	●三好市 今後も継続的に理学療法士や保健師等の専門職が通いの場に介入し、継続して取り組んできた体操の測定評価を行っていきます。また、体成分分析装置（インボ

	ディ）を導入し、科学的な結果からも運動指導や保健指導を行っていきます。なお、オンライン開催も継続していきますが、インターネット環境が整っていない場所やパソコン等が苦手な高齢者は参加が困難な状況となっています。 ●東みよし町 フレイル予防の取り組みと「いきいき百歳体操」の効果を再度周知し、通いの場の新設や、長期的に活動している通いの場への新しい知識の浸透を促し、効果的な活動を支援していきます。

【いきいき百歳体操】

	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度（2021 年）	令和４年度（2022 年）	令和５年度（2023 年）	令和６年度（2024 年）	令和７年度（2025 年）	令和８年度（2026 年）
三好市	61 箇所 1,028 人	60 箇所 1,020 人	64 箇所 1,050 人	65 箇所 1,075 人	67 箇所 1,100 人	69 箇所 1,125 人
東みよし町	35 箇所 401 人	32 箇所 393 人	34 箇所 388 人	40 箇所 430 人	45 箇所 465 人	50 箇所 500 人

②介護予防普及啓発事業　介護予防講演会	
取組内容	介護予防に関する普及啓発を図るために、理学療法士等の専門職による講義、実技を合わせた介護予防に関する講演会を実施しています。
現状と課題	●三好市 老人クラブ、婦人会、地区住協等の市民団体、学校関係からの依頼により、介護予防の講演を実施しています。 ●東みよし町 サロン活動が活発となり、参加している高齢者の介護予防についての意識は高まっていると思われます。しかし、地域全体でみると、介護予防の必要性に対する意識は未だに低いと思われます。
今後の方向性	●三好市 高齢者の方は介護予防に取り組んでもらえるよう気づきの機会を増やしていきます。また、学生の方には、高齢者の方がどんな状況で生活しているのか、そこから、どう接すればよいかを学習してもらえるよう講演会を実施していきます。 ●東みよし町 色々な講師に来ていただき、介護予防の必要性を理解してもらえるように講義と実技による講演会にしていきます。様々な世代に参加していただけるよう広報活動を行います。

【介護予防講演会】

	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度（2021 年）	令和４年度（2022 年）	令和５年度（2023 年）	令和６年度（2024 年）	令和７年度（2025 年）	令和８年度（2026 年）
三好市	5 回 182 人	6 回 197 人	4 回 150 人	5 回 180 人	5 回 180 人	5 回 180 人
東みよし町	0 回 0 人	1 回 35 人	1 回 35 人	1 回 40 人	1 回 40 人	1 回 40 人

②介護予防普及啓発事業　介護予防体操の放映	
取組内容	自宅でも介護予防に取り組めるよう、ケーブルテレビやホームページで、「いきいき百歳体操」の普及啓発を行っています。
現状と課題	●三好市　●東みよし町 ケーブルテレビにおいて、自宅でも介護予防体操に取り組めるよう「いきいき百歳体操」を放送しています。 また、三好市ホームページから、徳島県理学療法士会が作成した「いきいき百歳体操徳島版　筋力づくり編」（ＹｏｕＴｕｂｅ）にリンクを貼っていますが、こちらについてはインターネット環境が必要となっています。
今後の方向性	●三好市　●東みよし町 今後も自宅で「いきいき百歳体操」に取り組めるように、ケーブルテレビやホームページでの普及啓発を行っていきます。

【介護予防体操の放映状況】

	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度（2021 年）	令和４年度（2022 年）	令和５年度（2023 年）	令和６年度（2024 年）	令和７年度（2025 年）	令和８年度（2026 年）
三好市	放映中	放映中	放映中	継続		
東みよし町	不定期に放映	不定期に放映	不定期に放映	継続		

③地域介護予防活動支援事業　地域いきいき事業	
取組内容	地域住民組織の自主的な活動に対し、講師の派遣等を行い、地域づくりを支援しています。
現状と課題	●三好市 地域での介護予防の学習・啓発等が自主的に行われています。運動指導士による身体機能を向上させる体操やレクリエーション、歯科衛生士による口腔ケアの講座と舌体操、有識者によるフレイル予防啓発と講義等、内容は多岐に渡っています。令和３年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、当事業の利用が減少していましたが、令和５年度にかけて実施回数・人数とも回復傾向にあります。

	●東みよし町 活動する地域住民組織がありません。
今後の方向性	●三好市 消毒と換気をしながら、引き続き従来の事業を実施していきます。 ●東みよし町 地域住民組織の立ち上げを図ります。

【地域いきいき事業】

	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度 （2021 年）	令和４年度 （2022 年）	令和５年度 （2023 年）	令和６年度 （2024 年）	令和７年度 （2025 年）	令和８年度 （2026 年）
三好市	3 回 133 人	18 回 474 人	20 回 500 人	20 回 500 人	20 回 500 人	20 回 500 人
東みよし町	―	―	―	―	―	―

③地域介護予防活動支援事業　介護予防教室	
取組内容	地域住民組織の自主的な活動に対し、「運動器の機能向上」、「認知症予防」等の講習を行い、地域づくりを支援しています。
現状と課題	●三好市 通いの場は、地域の住民が自主的に介護予防活動に取り組む場となっており、地域の介護予防の拠点となっています。新たに通いの場を立ち上げたい団体が増えており、支援を行っています。 ●東みよし町 老人クラブ、地域のサロンや運動会等のイベントで、介護予防普及啓発の講習を行っています。介護予防に対して関心の高い地域とそうでない地域との格差があります。
今後の方向性	●三好市 通いの場を拠点とした介護予防の普及は効果的であるため、今後も活動の支援を行っていきます。また、一般介護予防以外での介護予防教室（高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施）を定期的に実施し、生活習慣病を含めた重症化予防の普及（認知症予防、骨折予防、食事指導）についても実施していきます。 ●東みよし町 今後も継続していきながら、介護予防に対して関心の低いと思われる地域を把握し、アプローチしていきます。

【介護予防教室】

	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度（2021 年）	令和４年度（2022 年）	令和５年度（2023 年）	令和６年度（2024 年）	令和７年度（2025 年）	令和８年度（2026 年）
三好市	63 回 1,316 人	66 回 1,270 人	70 回 1,300 人	70 回 1,300 人	70 回 1,300 人	70 回 1,300 人
東みよし町	10 回 246 人	68 回 920 人	55 回 500 人	60 回 550 人	60 回 550 人	60 回 550 人

④介護予防事業評価事業	
取組内容	ストラクチャー指標、プロセス指標等の評価指標を活用しながら、介護予防事業を効果的に実施するための検証を行うため事業評価を実施しています。
現状と課題	●三好市　●東みよし町 徳島県理学療法士会に委託して、事業評価をしていますが、通所型サービス C（のびのび教室）のみの評価になっています。通いの場でも体力測定を実施していますが、介護予防の全体での評価までには至っていません。
今後の方向性	●三好市 通いの場での介護予防が主流になってきています。令和５年度より体成分分析装置（インボディ）を本格的に取り入れ、科学的な結果を基に保健指導や栄養相談を行っています。分析結果の積み上げにより、科学的な事業評価も実施していきます。 ●東みよし町 分析結果をもとに、介護予防事業を効果的に実施します。継続するとともに３から６ヶ月後の評価を見える化し、検討していきます。

【介護予防事業評価】

	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度（2021 年）	令和４年度（2022 年）	令和５年度（2023 年）	令和６年度（2024 年）	令和７年度（2025 年）	令和８年度（2026 年）
三好市	0 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
東みよし町	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回

2　包括的支援事業

包括的支援事業は、地域のケアマネジメントを総合的に行うために、第 1 号介護予防支援事業、総合相談支援業務、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント業務があり、これらの事業は、地域包括支援センターが一括して事業を実施しています。第６期の制度改正では、これらの「地域包括支援センターの運営」に加え、「在宅医療・介護連携の推進」「生活支援サービスの体制整備」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」に係る事業が位置づけられたため、平成 29 年度から構成市町が実施主体となり体制づくりや取組を開始しています。

また、地域包括支援センターにおいては、これらの事業と十分に連携し、それぞれの地域の実情にあった地域包括ケアシステムを構築していく重要な機関となっています。併せて、中長期的な視野も踏まえ、行政（市町）機能の一部として、高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防のケアマネジメント及び地域ケア会議等を通じたケアマネジメント支援等を実践しながら、行政（市町）と一体となって、地域包括ケアシステム構築に向けた取組を推進できるよう地域包括支援センターの体制強化を図っていくことが重要であります。

直営型、委託型にかかわらず、行政（市町）機能の一部として地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として期待されることから、平成 29 年度に地域包括支援センターの実施主体を構成市町とし、三好市直営 1 箇所、東みよし町委託 1 箇所で 2 つの地域包括支援センターを設置し、適切な人員配置、行政（市町）との連携強化、ＰＤＣＡによる効果的な事業の運営という観点から機能強化を図っています。

令和６年度より、要支援者に行う介護予防支援について、地域包括支援センターに加えて、居宅介護支援事業所も市町村からの指定を受けて実施できることとなる他、地域包括支援センターが行う総合相談支援業務についても、その一部をケアマネ事業所等に委託することが可能となるなど、地域包括支援センターの効果的な業務の実施に資する業務負担軽減を図るための体制整備が求められています。

（１）地域包括支援センターの運営

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態等を把握し、また、本人、家族、関係機関等からの相談を受け、地域における適切な機関、保健・医療・福祉サービスの制度の利用につなげる等の支援を実施しています。

①第１号介護予防支援事業	
取組内容	地域包括支援センターは、要支援者等が総合事業のサービスを適切に利用できるよう介護予防ケアマネジメント業務を実施しています。
現状と課題	●三好市 要支援者等の認定者数が減少していることから、ケアマネジメントＡの件数も前回計画値の平均の約 3,100 件から減少しています。

	●東みよし町 　事業対象者も申請が可能であり、申請からサービス利用までの待機時間が少なくスムーズに利用ができています。
今後の方向性	●三好市 　総合相談支援業務を継続し、それぞれの課題に対する必要な支援を把握し、適切なサービスや関係機関、制度の利用につなげていきます。 ●東みよし町 　これからも継続してアセスメントを行い、適切なサービスにつなげていきます。

【ケアマネジメントＡ】

	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度（2021 年）	令和４年度（2022 年）	令和５年度（2023 年）	令和６年度（2024 年）	令和７年度（2025 年）	令和８年度（2026 年）
三好市	2,835 件	2,580 件	2,680 件	2,600 件	2,600 件	2,600 件
東みよし町	1,200 件	1,114 件	1,125 件	1,200 件	1,250 件	1,250 件

【ケアマネジメントＢ】

	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度（2021 年）	令和４年度（2022 年）	令和５年度（2023 年）	令和６年度（2024 年）	令和７年度（2025 年）	令和８年度（2026 年）
三好市	56 件	94 件	99 件	100 件	100 件	100 件
東みよし町	43 件	126 件	64 件	60 件	80 件	80 件

②総合相談支援業務	
取組内容	地域における総合相談窓口として、高齢者に関する様々な相談を受け、適切なサービス機関や制度の利用につなげる等の支援を行っています。
現状と課題	●三好市 　総合相談は包括支援センター事業の入り口となる重要な業務です。 　生活課題の解決に取り組み、適切なサービスや制度の利用につなげていますが、相談内容が以前と比べ困難化、複雑化しています。 ●東みよし町 　住民への周知や関係機関との連携強化を図り、相談窓口としての業務が遂行できています。相談内容が複雑化、深刻化している場合には、支援に時間を要することがあります。
今後の方向性	●三好市 　総合相談支援業務を継続し、それぞれの課題に対する必要な支援を把握し、適切なサービスや関係機関、制度の利用につなげていきます。

	●東みよし町 　専門職の知識向上のための研修に参加し、その知識を生かしたワンストップサービスの充実を図ります。また、他機関との連携を継続していきます。

【総合相談支援業務】

	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度（2021 年）	令和４年度（2022 年）	令和５年度（2023 年）	令和６年度（2024 年）	令和７年度（2025 年）	令和８年度（2026 年）
三好市	595 件	518 件	500 件	550 件	550 件	550 件
東みよし町	467 件	514 件	515 件	520 件	520 件	520 件

③権利擁護業務	
取組内容	地域の住民や民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者に対し、専門的・継続的な視点から権利擁護のために必要な支援を行っています。
現状と課題	●三好市 　令和４年３月に三好市権利擁護センターを設立し、令和５年度より相談案件について、有識者を交えた定例の検討会を行っています。困難事案は継続事案になることが多く、きめ細やかに継続的な支援が必要となっています。 ●東みよし町 　家庭内の問題が複雑化しているため、関係機関と情報共有を行い、ケース会議や地域ケア会議等で権利擁護のための支援を検討し、専門家につないでいます。支援につながっていないケースが潜在していると思われます。
今後の方向性	●三好市 　三好市権利擁護センターの検討会を活用し、成年後見人制度の活用促進、老人福祉施設等への措置支援、高齢者の虐待への対応等、専門職の視点を交えた適切な支援を実施していきます。また、地域連携ネットワークを構築し、権利擁護支援における課題を地域全体で解決できるよう連携していきます。 ●東みよし町 　成年後見制度や高齢者虐待、消費者被害に対する広報活動や研修会を開催し、地域住民や福祉関係者等の権利擁護に対する理解を深めます。 　個人の尊厳が守られるよう、専門職として、サービスや制度の利用を促進します。

【権利擁護に関する相談受付】

	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度（2021 年）	令和４年度（2022 年）	令和５年度（2023 年）	令和６年度（2024 年）	令和７年度（2025 年）	令和８年度（2026 年）
三好市	12 件	18 件	20 件	26 件	28 件	30 件
東みよし町	7 件	3 件	8 件	10 件	10 件	10 件

④包括的・継続的ケアマネジメント業務　介護支援専門員に対する研修会	
取組内容	地域の関係機関と連携・協力の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を実施しました。
現状と課題	●三好市 年２回程度、介護支援専門員研修会（講師を招いての講義や事例検討会、意見交換会）を開催し、介護支援専門員の資質向上やネットワーク構築に努めています。また、対面方式だけでなく、新型コロナウイルス感染症の影響により普及したリモート型の実施形態をとり、研修会に参加しやすい環境を整えていきます。 ●東みよし町 年４回、ケアマネ研修会（講師を招いての講義や事例検討会、意見交換会）を開催し、資質の向上やネットワーク構築に努めています。業務が多忙となり、参加できない介護支援専門員に対するフォローができていません。
今後の方向性	●三好市 今後もいろんな形態の研修会（対面方式、ハイブリッド方式）を開催し、介護支援専門員の資質向上を行い、併せて地域の介護支援専門員との連携強化を図っていきます。 ●東みよし町 今後も同様に研修会を開催し、資質向上や新しい情報発信を行いながら、地域の介護支援専門員との連携強化を図っていきます。また介護支援専門員との意見交換等で、実情を把握し、必要な支援を行っていきます。また、欠席した介護支援専門員に対する支援のあり方を検討していきます。

【介護支援専門員に対する研修会】

	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度（2021 年）	令和４年度（2022 年）	令和５年度（2023 年）	令和６年度（2024 年）	令和７年度（2025 年）	令和８年度（2026 年）
三好市	2 回 67 人	2 回 70 人	2 回 70 人	2 回 80 人	2 回 80 人	2 回 80 人
東みよし町	4 回 83 人	4 回 115 人	4 回 130 人	2 回 70 人	2 回 70 人	2 回 70 人

④包括的・継続的ケアマネジメント業務　介護支援専門員に対する個別支援	
取組内容	地域の関係機関と連携・協力の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を実施しました。
現状と課題	●三好市 事例について他職種から専門的な助言を得ることで、高齢者の日常生活の課題を明らかにし、介護予防に資するケアプランが作成できるよう支援しています。 ●東みよし町 介護支援専門員からの相談はほぼ一定数であり、主に主任介護支援専門員が対応、アドバイスを行っています。また専門分野における相談には、それぞれの専門職が対応しています。しかし、問題を抱えていても個別の相談のない介護支援専門員もいるため、状況が確認できない場合があります。
今後の方向性	●三好市 高齢者一人ひとりの支援方法を検討し「自立支援の考え方の徹底」と「介護支援専門員の資質向上」を目指し、多職種連携のネットワークを構築していきます。また、必要時はケース会議に参加し、後方支援を行っていきます。 ●東みよし町 介護支援専門員からの多様な相談に対するアドバイスを適切に行い、一人で問題を抱え込まないよう支援していきます。また、それぞれの現状を把握しながら、必要な時はケース会議への参加及び後方支援を行っていきます。

【介護支援専門員に対する個別支援】

	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度（2021 年）	令和４年度（2022 年）	令和５年度（2023 年）	令和６年度（2024 年）	令和７年度（2025 年）	令和８年度（2026 年）
三好市	73 件	69 件	70 件	80 件	80 件	80 件
東みよし町	122 件	96 件	120 件	125 件	125 件	125 件

⑤指定介護予防支援業務	
取組内容	地域包括支援センターは包括的支援業務を実施するとともに、指定介護予防支援事業所として要支援者が介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう介護予防支援業務を実施しています。
現状と課題	●三好市 要支援認定者等の人数が減少しており、ケアマネジメント数も減少傾向にあります。要支援者が適切な介護サービスを利用できるよう細かなアセスメントを行うよう努めます。 ●東みよし町 関係機関との調整に時間を要するケースが増えてきています。またケアプランを提案してもサービス利用につながらないケースもあります。暫定での利用を希望されるケースが増えています。

今後の方向性	●三好市 　適切なアセスメントの実施により、要支援者が介護サービス等の適切な利用等を行うことができるよう予防給付に関するケアマネジメント業務を行います。 ●東みよし町 　丁寧な説明と適切なアセスメントを行い、利用者が望む生活の実現に向けてケアマネジメントを行っていきます。

【ケアマネジメント】

	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度（2021 年）	令和４年度（2022 年）	令和５年度（2023 年）	令和６年度（2024 年）	令和７年度（2025 年）	令和８年度（2026 年）
三好市	3,407 件	3,311 件	3,282 件	3,300 件	3,300 件	3,300 件
東みよし町	1,500 件	1,521 件	1,539 件	1,560 件	1,580 件	1,600 件

3　包括的支援事業（社会保障充実分）

（１）地域ケア会議推進事業

①地域ケア個別会議	
取組内容	地域包括支援センターでは、個別ケースの検討を通じた個別課題の解決、ネットワークの構築及び地域課題の発見を目的とする地域ケア会議を実施しています。
現状と課題	●三好市 　地域ケア個別会議が取り扱う困難事例は内容が複雑化しており、公的サービスだけでなく他の社会資源を活用する等、長期的な関わりあいが必要になってきています。一方、介護支援専門員の事例に対する対応力が上がってきており、地域ケア個別会議に至らずに解決している場合もあります。 ●東みよし町 　必要に応じて地域ケア個別会議を実施しています。個人だけではなく、家族全体に対する支援が必要な複雑な問題が増えており、複数回の開催や長期化している事例が多くなっています。
今後の方向性	●三好市 　多職種が協働して個別事例の支援内容を検討し、困難事案に対する課題解決を図ります。課題の検討を積み重ね、地域課題を明らかにし、地域ケア推進会議への政策提言につなげていきます。また、新しく立ち上げた三好市権利擁護センターとの連携により、効果的な支援やサービスを検討し、提案できるようにしていきます。 ●東みよし町 　関係機関とネットワークを強化し、役割分担しながら困難事例に対する課題解決を図ります。また、地域課題を検討し、今後必要な新たな支援やサービスを検討、提案できるようにしていきます。

【地域ケア個別会議】

	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度（2021 年）	令和４年度（2022 年）	令和５年度（2023 年）	令和６年度（2024 年）	令和７年度（2025 年）	令和８年度（2026 年）
三好市	6 件	3 件	6 件	6 件	6 件	6 件
東みよし町	11 件	5 件	7 件	10 件	10 件	10 件

②地域ケア推進会議	
取組内容	個別事例の検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に結びつけていくために構成市町が実施主体となり、地域ケア会議を実施しています。
現状と課題	●三好市 多職種や地域住民団体の代表者が参加する地域ケア会議を開催し、個別ケースの課題から市全体の地域課題を把握し、これらを分析・検討していき政策形成につなげています。 ●東みよし町 高齢者が自動車運転免許証を返納した場合、移動手段の確保が難しくなっています。 また、生活支援が必要な方が増加傾向にある中で、新型コロナウイルス感染症の影響により閉じこもりがちになったり、家族関係の複雑化や近所付き合いの希薄化によって孤立し、支援が困難になったりする方も増えてきています。
今後の方向性	●三好市 地域ケア会議で出された課題から、目の前の問題解決だけでなく、多様な地域課題を把握し、地域包括ケアシステムの構築を実現し、高齢化の進む三好市で安心して生活していくための方法を、多職種で協議していきます。 ●東みよし町 現在実施している事業の拡大や新規事業の実施を検討していきます。また、関係機関や地域との連携を強め、地域の見守り・支え合いを強化していきます。

【地域ケア推進会議】

	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度（2021 年）	令和４年度（2022 年）	令和５年度（2023 年）	令和６年度（2024 年）	令和７年度（2025 年）	令和８年度（2026 年）
三好市	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回
東みよし町	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回

（2）在宅医療・介護連携推進事業

①在宅医療・介護連携推進事業	
取組内容	医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するため、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的とし、広域連合が主体となり、事業を実施していました。
現状と課題	ＰＤＣＡサイクルに沿った取組により、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築が望まれます。地域の医療・介護資源の把握、在宅医療・介護関係者に関する相談支援、地域住民への普及啓発、医療・介護関係者の情報共有の支援及び医療・介護関係者の研修を行っていますが、在宅医療・介護連携の課題の抽出及び切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進については、実施に至っていない状況です。 地域包括支援センターが取り組む地域包括ケアシステムの理念に基づき、事業の推進を検討していく必要があります。
今後の方向性	令和６年度より三好市及び東みよし町が実施主体となり、事業を実施します。 関係機関による連絡協議会等により現状の分析及び課題の抽出から施策を立案していきます。 医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者との協働・連携をしていきます。

【検討会】

	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度（2021 年）	令和４年度（2022 年）	令和５年度（2023 年）	令和６年度（2024 年）	令和７年度（2025 年）	令和８年度（2026 年）
三好市	－	－	－	１回	１回	１回
東みよし町	－	－	－	１回	１回	１回
広域連合	－	－	－	－	－	－

【多職種研修】

	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度（2021 年）	令和４年度（2022 年）	令和５年度（2023 年）	令和６年度（2024 年）	令和７年度（2025 年）	令和８年度（2026 年）
三好市	－	－	－	１回	１回	１回
東みよし町	－	－	－	１回	１回	１回
広域連合	－	２回	３回	－	－	－

【シンポジウム・講演会】

	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度（2021 年）	令和４年度（2022 年）	令和５年度（2023 年）	令和６年度（2024 年）	令和７年度（2025 年）	令和８年度（2026 年）
三好市	－	－	－	１回	１回	１回
東みよし町	－	－	－	１回	１回	１回
広域連合	－	－	１回	－	－	－

（3）生活支援体制整備事業

①生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置　・協議体の設置	
取組内容	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくため、第１層（市町区域）及び第２層（日常生活圏域）に、コーディネーターを配置し地域における一体的な生活支援等サービスの提供体制の整備を推進します。 また、生活支援コーディネーターと生活支援等サービスの多様な提供主体等が参画する定期的な情報の共有・連携強化の場を設置し、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による整備体制を推進します。
現状と課題	三好市・東みよし町とも、第１層はコーディネーターを１人配置しています。また、第２層は三好市では６人配置、東みよし町では１人配置しています。 ●三好市 第 2 層協議体を設置し協議を行った結果、訪問型・通所型サービスＢが発足しました。今後は、地域の元気づくりのための活動をどのようなかたちで起こせるか、具体的に誰がどのように取り組むのか、経費はどう確保するのかが課題となっています。 ●東みよし町 令和４年度に第 2 層コーディネーターを配置し、第 1 層・第 2 層ともに座談会を開催しています。各地区のニーズや課題を抽出し、課題の解決や地域資源の活用等について推進員の方々と話し合っています。
今後の方向性	●三好市 地域住民が持つ情報やネットワークを生活支援コーディネーターとともに共有し、連携し協議体運営に取り組みます。そして、第 1 層・第 2 層協議体で挙がった声を大切にし、課題の解決や地域活動の充実化、新しい活動の創出につながるよう推進していきます。 また、協議体では、自由な発想から活動に結び付けていくプロセスづくりが重要であるため、時間はかかりつつも、その情報やネットワークを共有し、さまざまな取り組みアイデアを検討していきます。 ●東みよし町 定期的に座談会等を開催し、情報の共有や連携強化を図っていくとともに、これまでに抽出したニーズや課題を整理し、今後担い手の養成や必要な取組の実施に向けて進めていく予定です。

【三好市】

	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度（2021 年）	令和４年度（2022 年）	令和５年度（2023 年）	令和６年度（2024 年）	令和７年度（2025 年）	令和８年度（2026 年）
第１層	１回	１回	１回	１回	１回	１回
第２層	12 回	18 回	13 回	13 回	13 回	13 回

【東みよし町】

	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度（2021 年）	令和４年度（2022 年）	令和５年度（2023 年）	令和６年度（2024 年）	令和７年度（2025 年）	令和８年度（2026 年）
第１層	２回	２回	２回	３回	３回	３回
第２層	７回	４回	３回	４回	４回	４回

②生活支援体制整備事業　　生活支援サポーター養成講座（フレイルサポーター）	
取組内容	生活支援サポーターのスキルアップを行い、旧町村地域で活動できるフレイルサポーターの組織体制を構築します。
現状と課題	●三好市 三好市社会福祉協議会が生活支援体制整備事業の一環として養成した生活支援サポーターを中心に、フレイルサポーターの養成を実施しています。フレイルサポーターとなり、実際にサポーターとして活動ができる人材の確保と組織化を行っていきます。 ●東みよし町 令和３年度にフレイルサポーターを養成後、サロンへの訪問及び介護予防教室の運営について協力いただいています。フレイルサポーターが代表でサロン立ち上げも行っており、地域の担い手として活躍の場を広げています。
今後の方向性	●三好市 三好市社会福祉協議会により養成されたフレイルサポーターが活躍できるよう、各種介護予防教室に参加していただき、フレイルチェック（質問票や体力テストにより心身の状態を確認）を行っていただいております。フレイル予防の大切さをフレイルサポーターと地域の方々が一体となって健康意識を高めていきます。 ●東みよし町 養成講座を開催し、フレイルサポーターの増員を予定しています。また活動の場を広げるため、フレイルサポーターと意見交換を行いながら主体的に関わっていただけるよう必要に応じて座談会等も開催したいと考えています。

【三好市】

	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度（2021 年）	令和４年度（2022 年）	令和５年度（2023 年）	令和６年度（2024 年）	令和７年度（2025 年）	令和８年度（2026 年）
実施回数	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回
対象延人数	101 人	54 人	60 人	60 人	60 人	60 人

【東みよし町】

	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度（2021 年）	令和４年度（2022 年）	令和５年度（2023 年）	令和６年度（2024 年）	令和７年度（2025 年）	令和８年度（2026 年）
実施回数	1 回	0 回	1 回	0 回	1 回	0 回
対象延人数	11 人	0 人	10 人	0 人	10 人	0 人

（4）認知症総合支援事業

①認知症初期集中支援推進事業	
取組内容	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の方やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置しています。
現状と課題	●三好市 チームで関わる方を医療機関受診や、介護保険サービス等につなげることが難しく支援が長期化となり、独居や身寄りのない方の支援の難しさがあります。 また、若年性認知症の方が利用できるサービスが少なく家族の負担も大きい現状があります。さらに、チーム員は他の業務と兼務であり、多忙なサポート医とのチーム員会議等もなかなか実施できないのが課題となっています。 ●東みよし町 現在は地域ケア会議で対応する事案が多く、認知症初期集中支援チームとしての対象者の掘り起こしが少ない状況です。初期集中支援チームとして対象者の掘り起こしに時間を割き、早期発見し、いろいろな機関につなげていく必要性があります。
今後の方向性	●三好市 認知症の方や認知症が疑われる人で医療や介護のサービスを受けていない方に対し、初期集中支援チームが介入し、医療機関の受診や必要なサービスが利用できるよう支援していきます。また、各関係機関と連携を図れるよう認知症初期集中チーム員会議を開催していきます。 ●東みよし町 早期に対応が必要なケースをいち早く見つけ出し、認知症初期集中支援チームとして、関係機関と協議や検討を行っていきます。広報等で幅広く周知し相談数の確

	保を目指します。 　認知症地域支援推進員としての活動を充実し、地域の認知症対策・対応を広げていきたいと考えています。

【認知症初期集中支援チームの設置及び協議】

	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度 （2021 年）	令和４年度 （2022 年）	令和５年度 （2023 年）	令和６年度 （2024 年）	令和７年度 （2025 年）	令和８年度 （2026 年）
三好市	1 箇所 1 回	1 箇所 1 回	1 箇所 1 回	1 箇所 1 回	1 箇所 1 回	1 箇所 1 回
東みよし町	1 箇所 2 回	1 箇所 2 回	1 箇所 2 回	1 箇所 2 回	1 箇所 2 回	1 箇所 2 回

②認知症地域支援・ケア向上事業 認知症地域支援推進員・認知症カフェ	
取組内容	認知症の方やその家族、地域住民、介護や福祉等の専門家等が気軽に集い、情報交換や相談を行っております。認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置しています。
現状と課題	●三好市 　徳島県立三好病院と共催し、認知症の方や家族、地域住民、支援者が集まり、手話やピアノ演奏に合わせての歌、ミニ講座、レクリエーション等を行い、交流を図っています。また、情報交換や相談対応も行っています。 　令和５年度については、新たに井川町の「三好市文化財多目的施設　辻のいろり」を拠点として毎月開催しています。併せて、山城地区のいきいきサロンにて奇数月に１回、開催しています。新型コロナウイルス感染症の影響により参加者数が減少していましたが、令和５年度にかけて参加者数は増加傾向となっています。 ●東みよし町 　本人や地域住民、グループホーム、民生委員、専門職が参加していますが、現在は新型コロナウイルス感染症の影響により、少人数での開催となっています。地域の認知症の方や家族の参加が少なくなっています。またボランティアとして活動していただける方も少ない状況です。
今後の方向性	●三好市 　活動拠点として「三好市文化財多目的施設　辻のいろり」を置き、毎月、認知症カフェを開催します。認知症カフェでは、地域の人が気軽に集いレクリエーション等を実施し、地域で支えあうための場所としていきます。また、認知症の方や家族、地域住民、支援者が気軽に集まり相談しやすい環境づくりやボランティアが地域で自主的な運営ができるよう支援していきます。

	●東みよし町 　認知症サポーターやオレンジスマイルの人がボランティアとして活躍してくれるよう仕組みづくりを行っていきます。また認知症カフェを増やすことができるよう広報活動を行い、認知症になっても暮らしやすい町づくりを行っていきます。

【認知症カフェの開催】

	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度（2021 年）	令和４年度（2022 年）	令和５年度（2023 年）	令和６年度（2024 年）	令和７年度（2025 年）	令和８年度（2026 年）
三好市	12 回 89 人	12 回 126 人	18 回 150 人	18 回 150 人	18 回 150 人	18 回 150 人
東みよし町	10 回 106 人	10 回 106 人	10 回 106 人	10 回 110 人	10 回 110 人	10 回 110 人

4　任意事業

　地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるように、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、被保険者及び要介護被保険者を現に介護する者等に対し、介護保険制度の適切な実施を図るための「介護給付費適正化事業」や要介護者及び要介護者家族の在宅介護を支援するための「家族介護支援事業」等を実施しています。

（1）家族介護支援事業

①介護用品支給事業	
取組内容	在宅介護をしている家族介護者の方に対して、経済的負担の軽減を図り、要介護者（要介護 4 又は 5 の方）で当該高齢者の属する世帯及び介護者の属する世帯とも住民税非課税の方に、世帯在宅生活の継続と安定を図ることを目的として、介護用品（紙おむつ、尿とりパット等）の支給をしています。
現状と課題	要介護者の在宅生活の支援と介護者の経済的負担の軽減を図るため実施しました。介護用品支給件数は増加傾向にあります。
今後の方向性	今後も継続し、実施していきます。

【介護用品支給件数】

	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度（2021 年）	令和４年度（2022 年）	令和５年度（2023 年）	令和６年度（2024 年）	令和７年度（2025 年）	令和８年度（2026 年）
三好市	106 件	120 件	143 件	144 件	144 件	144 件
東みよし町	23 件	22 件	33 件	36 件	36 件	36 件

②家族介護教室	
取組内容	家族介護者の介護の知識、技術、介護サービスの適切な利用方法の習得や介護者同士の交流等を図れる教室を開催し、精神的・身体的負担の軽減を図っています。
現状と課題	社会福祉法人へ委託し事業を実施しており、介護の知識、技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得、介護者相互の交流等を内容とした教室を開催しております。三好市及び東みよし町の社会福祉協議会に委託して実施しています。
今後の方向性	今後も介護の知識、技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得、介護者相互の交流等を内容とした教室を開催していきます。

【家族介護教室】

	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度（2021 年）	令和４年度（2022 年）	令和５年度（2023 年）	令和６年度（2024 年）	令和７年度（2025 年）	令和８年度（2026 年）
三好市	0 回	1 回	6 回	6 回	6 回	6 回
東みよし町	0 回	1 回	2 回	2 回	2 回	2 回

③家族介護慰労事業	
取組内容	在宅で寝たきり高齢者等（要介護 4 又は 5 の方）を介護している住民税非課税世帯のうち、介護サービスを利用せずに介護を行っている場合に介護慰労金を支給します。
現状と課題	介護者の精神的・経済的負担を軽減するために実施しています。第８期期間中では令和４年度に１件支給しました。
今後の方向性	今後も継続し、実施していきます。

【介護慰労金の支給】

	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度（2021 年）	令和４年度（2022 年）	令和５年度（2023 年）	令和６年度（2024 年）	令和７年度（2025 年）	令和８年度（2026 年）
三好市	0 件	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件
東みよし町	0 件	0 件	0 件	1 件	1 件	1 件

（2）その他の事業

①住宅改修支援事業	
取組内容	居宅介護支援等を受けていない要介護認定者等のために、介護支援専門員等が「住宅改修が必要な理由書」を作成した場合に経費を助成しています。
現状と課題	介護支援専門員等が「住宅改修が必要な理由書」を作成した場合に経費を助成しており、件数は減少傾向となっています。
今後の方向性	今後も継続し、実施していきます。

【助成件数】

	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度（2021 年）	令和４年度（2022 年）	令和５年度（2023 年）	令和６年度（2024 年）	令和７年度（2025 年）	令和８年度（2026 年）
三好市	0 件	0 件	0 件	2 件	2 件	2 件
東みよし町	13 件	11 件	8 件	8 件	8 件	8 件

②認知症サポーター養成講座	
取組内容	地域における認知症高齢者に関する正しい知識を持ち、地域の中で認知症の方及びその家族を支援する認知症サポーターを養成することにより、誰もが住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して住み続けられる地域づくりを推進しています。
現状と課題	●三好市 中高生や地域、職域団体の方に対して認知症サポーター養成講座を実施し、サポーターの人数は年々増えています。また、同講座修了者の方に対し、認知症サポーターステップアップ講座受講も開催しています。 ●東みよし町 認知症サポーター養成講座は高齢者が多く受講しています。 認知症サポーター養成講座を受講しても、それぞれの捉え方の違いもあり、認知症に対する理解が得られていない事例があります。若い世代から壮年層の受講者が少ない状況です。
今後の方向性	●三好市 認知症に関する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の方や家族を手助けする認知症サポーター養成に引き続き取り組んでいきます。また、認知症サポーター養成講座受講者の方が、より実際の活動につなげるためのステップアップ講座を開催します。また、認知症サポーター等が支援チーム（チームオレンジ）を作り、認知症の方やその家族のニーズに合った具体的な支援ができるよう取り組んでいきます。 ●東みよし町 小学校高学年から中学生、事業所に向けて認知症サポーター養成講座を拡大していきます。またステップアップ教室を開催し、今後、チームオレンジとして活動できるように仕組みづくりを行っていきます。

【認知症サポーター養成講座】

	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度（2021 年）	令和４年度（2022 年）	令和５年度（2023 年）	令和６年度（2024 年）	令和７年度（2025 年）	令和８年度（2026 年）
三好市	6 回 178 人	10 回 259 人	10 回 260 人	10 回 260 人	10 回 260 人	10 回 260 人
東みよし町	5 回 141 人	4 回 76 人	3 回 70 人	3 回 70 人	3 回 70 人	3 回 70 人

③成年後見制度利用支援事業	
取組内容	低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬を助成します。認知症高齢者や親族等による行政手続き等の困難な者が増加すると見込まれることから、成年後見制度の利用促進を図りました。
現状と課題	●三好市　●東みよし町 相談事例があった場合、助言・支援しながら必要な事例に対しては市町の長より申立てを実施しました。また、成年後見制度の周知については十分ではあるといえないため、潜在的なニーズの掘り起しが必要となっています。 近年、単身世帯や身寄りのない高齢者等の増加により、市町の長による申立ての件数が増加傾向にあります。
今後の方向性	●三好市　●東みよし町 広報・啓発活動を行い、他の権利擁護事業との連携や相談窓口の機能強化を実施していきます。

【三好市】

	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度（2021 年）	令和４年度（2022 年）	令和５年度（2023 年）	令和６年度（2024 年）	令和７年度（2025 年）	令和８年度（2026 年）
申立件数	0 件	1 件	3 件	2 件	2 件	2 件
報酬	3 件	5 件	5 件	6 件	7 件	8 件

【東みよし町】

	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度（2021 年）	令和４年度（2022 年）	令和５年度（2023 年）	令和６年度（2024 年）	令和７年度（2025 年）	令和８年度（2026 年）
申立件数	2 件	2 件	1 件	3 件	4 件	5 件
報酬	2 件	2 件	4 件	5 件	7 件	9 件

第2節　住み慣れた地域で安心して暮らしつづけられるために

1　災害や感染症に対する備え

現状と課題	災害発生時や感染症流行時においても、継続して介護サービスや支援を受けられるよう、日頃からの介護事業所等との連携が求められています。
今後の方向性	令和３年度介護保険制度改正により、介護保険事業所に対して業務継続計画（ＢＣＰ）の策定が令和６年度から義務化されました。 今後は、運営指導、集団指導及び運営推進会議等により点検を行い、また関連法令等についても周知していきます。

2　介護人材の確保及び業務の効率化

現状と課題	令和５年度に、三好市又は東みよし町所在の介護保険サービス事業所に対して介護人材実態調査を行いました。本調査によると、令和４年度の採用者数（116人）を離職者数（122 人）が上回っており、また、全体の約３分の１の事業所が従業員の不足により受入人数への影響が生じていると答えています。事業別でみると（介護予防）訪問看護では８割、介護予防支援、訪問介護・訪問型サービス及び（介護予防）訪問入浴介護では５割の事業所が、影響が生じていると感じており、事業所が必要と考える従業員数と実際の従業者数の乖離が明確となりました。 また、年齢別でみた介護職員の数について、全体のうち 60 歳以上の職員の占める割合が約 34.0%であり、「高齢者の就業促進」の体制が進んでいることが分かりました。しかし、60 歳以上の職員の数が減少した場合には、介護人材不足が加速することが見込まれることが分かりました。 現在及び将来的な介護人材不足に対応するため、介護人材の確保に向けた取り組みが求められます。
今後の方向性	介護事業所に向けた人材確保（介護資格のない者、元気高齢者、生活スタイルに合わせて働きたい者、外国人などの就労支援や離職中の有資格者の復職支援）・業務効率改善（介護ロボット・ＩＣＴ導入、文書の簡素化等の業務の効率化による介護職員の負担軽減や、ハラスメント対策の実施など働きやすい環境の整備等）に関する研修の開催を検討していきます。 また、国、県が行っている介護人材確保に向けた取り組みについての周知、啓発等、既存の施策の有効性を高めていきます。

３　高齢者の住まいの充実（有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅）

現状と課題	高齢者一人ひとりの健康状態や家族の状況、経済状況は様々であり、住まいへのニーズも多様化しているなど、高齢者の個々の状況に応じた多様な住まい（住宅・施設）の確保が求められています。 令和５年度時点で、みよし広域連合管内には住宅型有料老人ホームが４施設、サービス付き高齢者向け住宅は１施設あり、多様な介護ニーズの受け皿としての役割を担っています。
今後の方向性	徳島県や近隣市町村との情報連携の強化を図りつつ、高齢者が安心して暮らせる多様な住まいの確保に努めます。

第４章
介護保険事業の適正・円滑な運営

第1節　介護保険サービスの基盤整備
第2節　給付適正化の推進
第3節　地域密着型サービス運営委員会の設置並びに指導監督の実施
第4節　介護サービス基盤の整備
第5節　計画の点検・評価方法
第6節　介護保険料等の設定について

第4章　介護保険事業の適正・円滑な運営

第1節　介護保険サービスの基盤整備

令和３年度、令和４年度は実績値、令和５年度は見込値、令和６年度から令和８年度は計画値、令和 22 年度は参考値として、見える化システムによる自動推計値を記載しています。

1　居宅サービス

(1) 訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の自宅を訪問し、食事・排泄・入浴等の介護（身体介護）や、掃除・洗濯・買い物・調理等の生活の支援（生活援助）を行います。通院等を目的とした乗車・移送・降車の介助サービスを提供する事業所もあります。

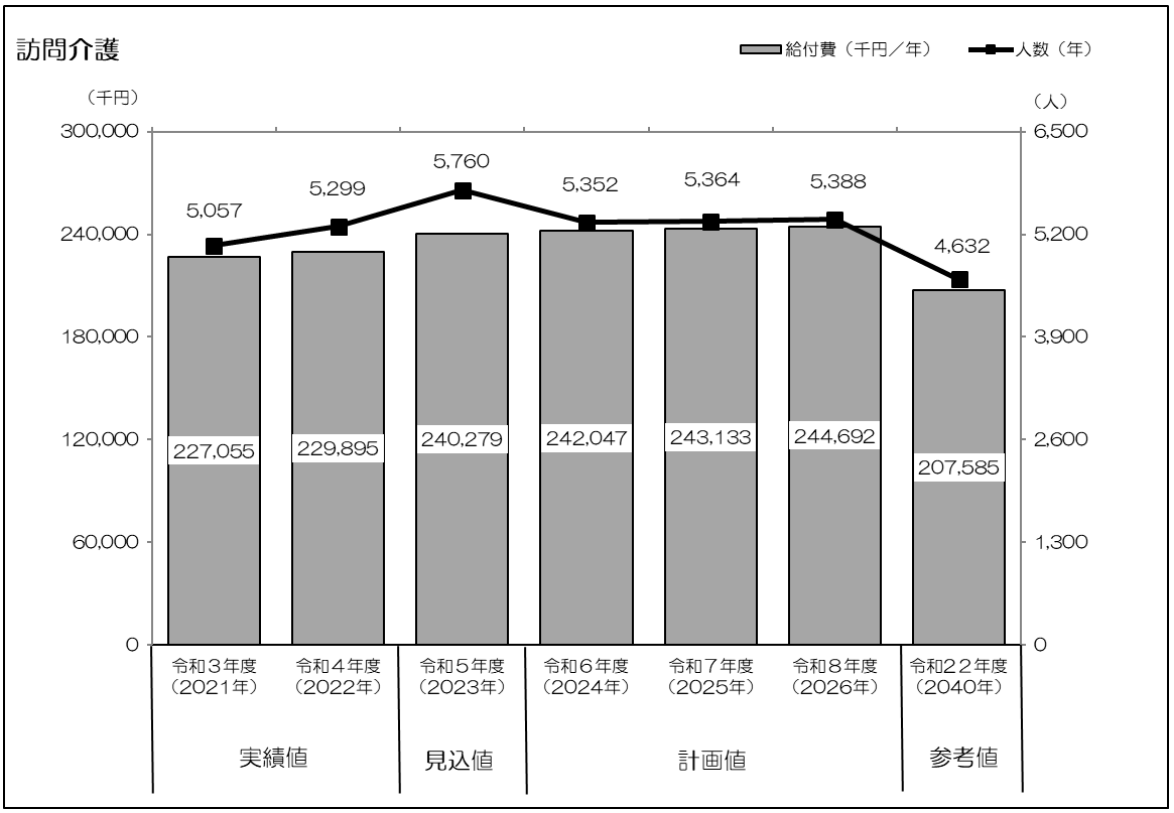

（2）訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護

利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指して行います。看護職員と介護職員が利用者の自宅を訪問し、持参した浴槽によって入浴の介護を行います。

介護予防訪問入浴については、令和４年度以降に利用がないことから、本計画期間中においては見込んでおりません。

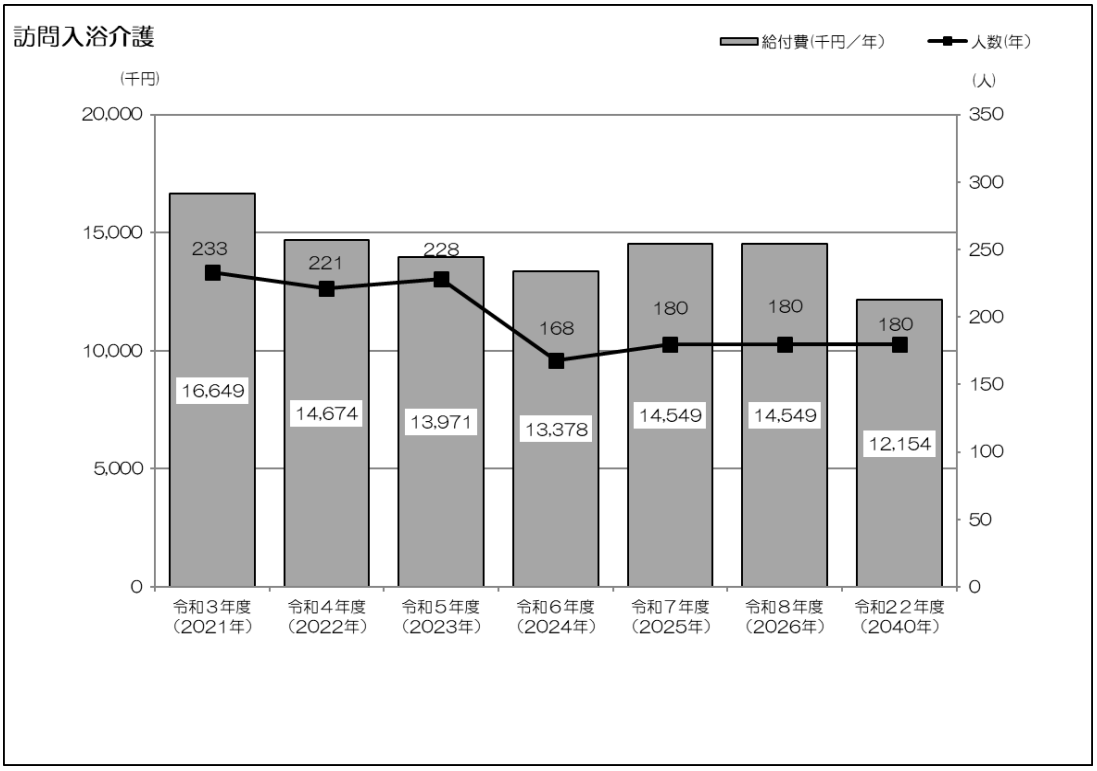

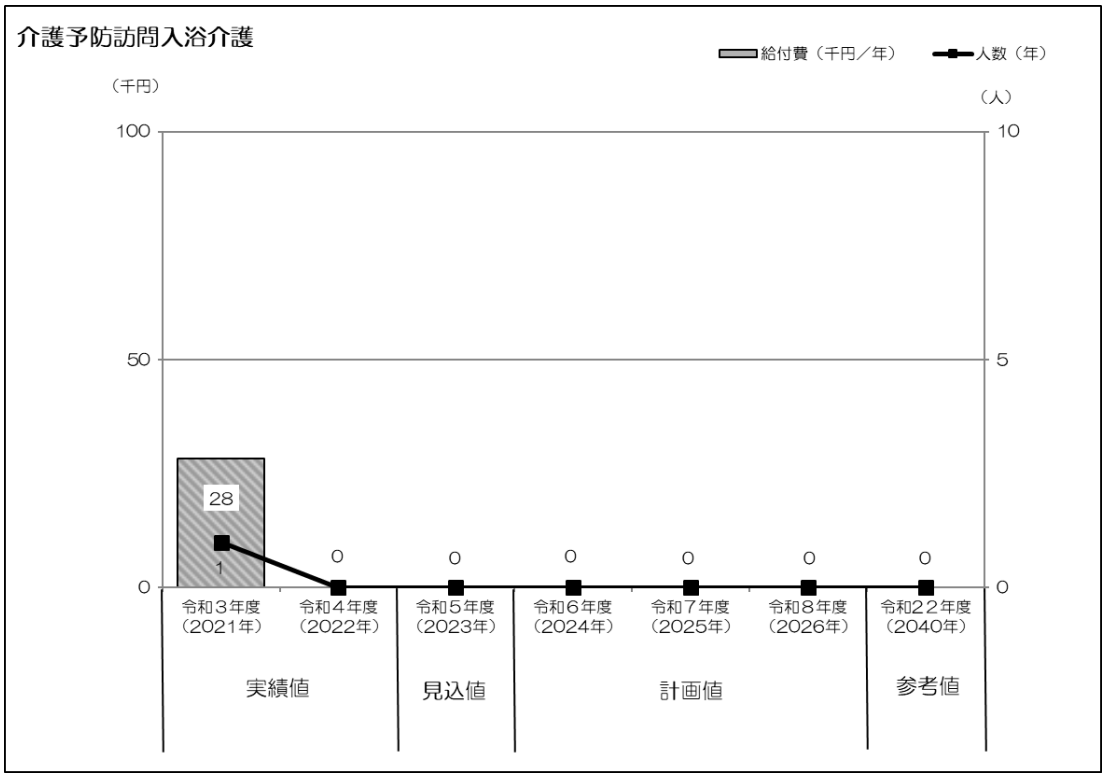

（3）訪問看護／介護予防訪問看護

利用者の心身機能の維持回復等を目的として、看護師等が疾患のある利用者の自宅を訪問し、主治医の指示に基づいて療養上の世話や診療の補助を行います。

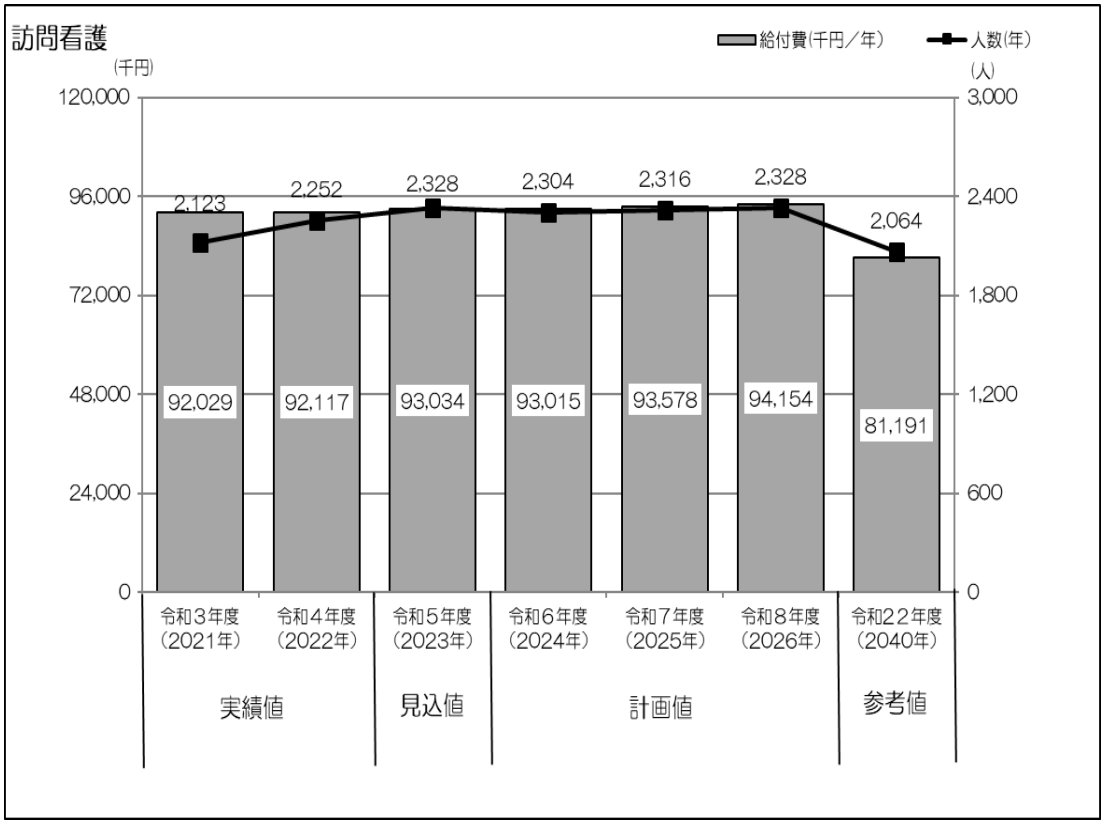

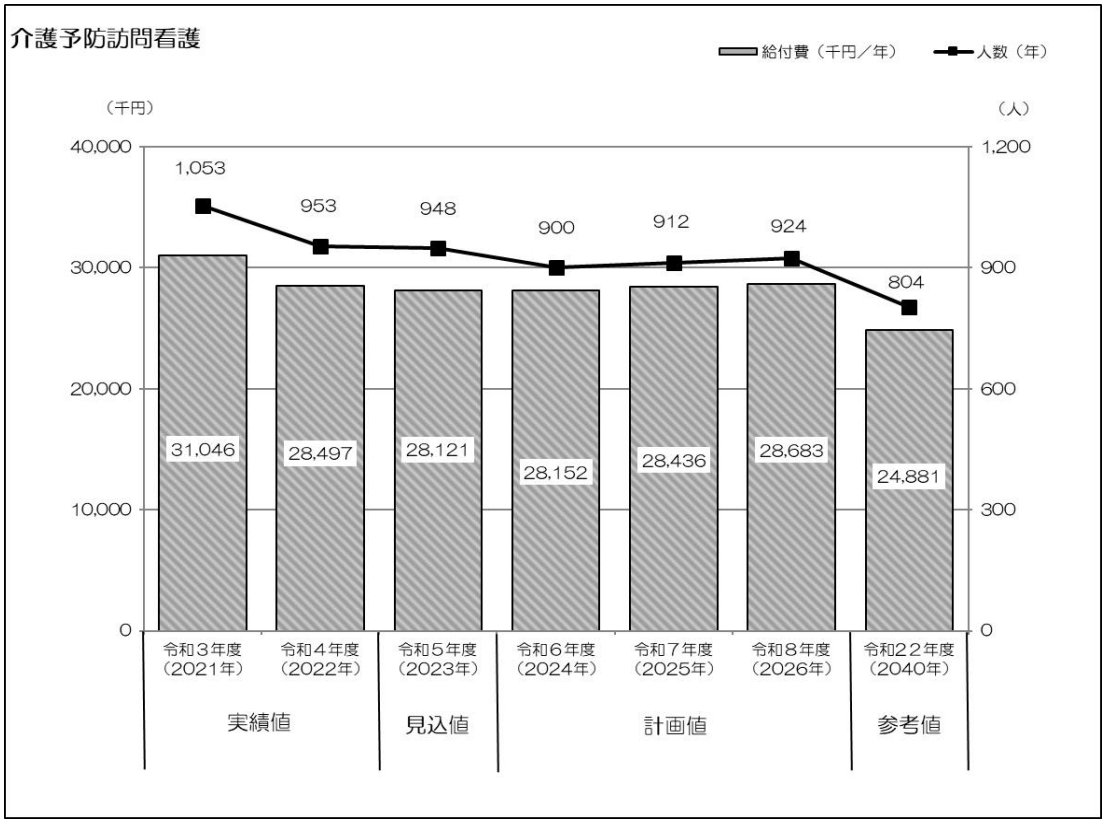

（4）訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が利用者の自宅を訪問し、心身機能の維持回復や日常生活の自立に向けたリハビリテーションを行います。

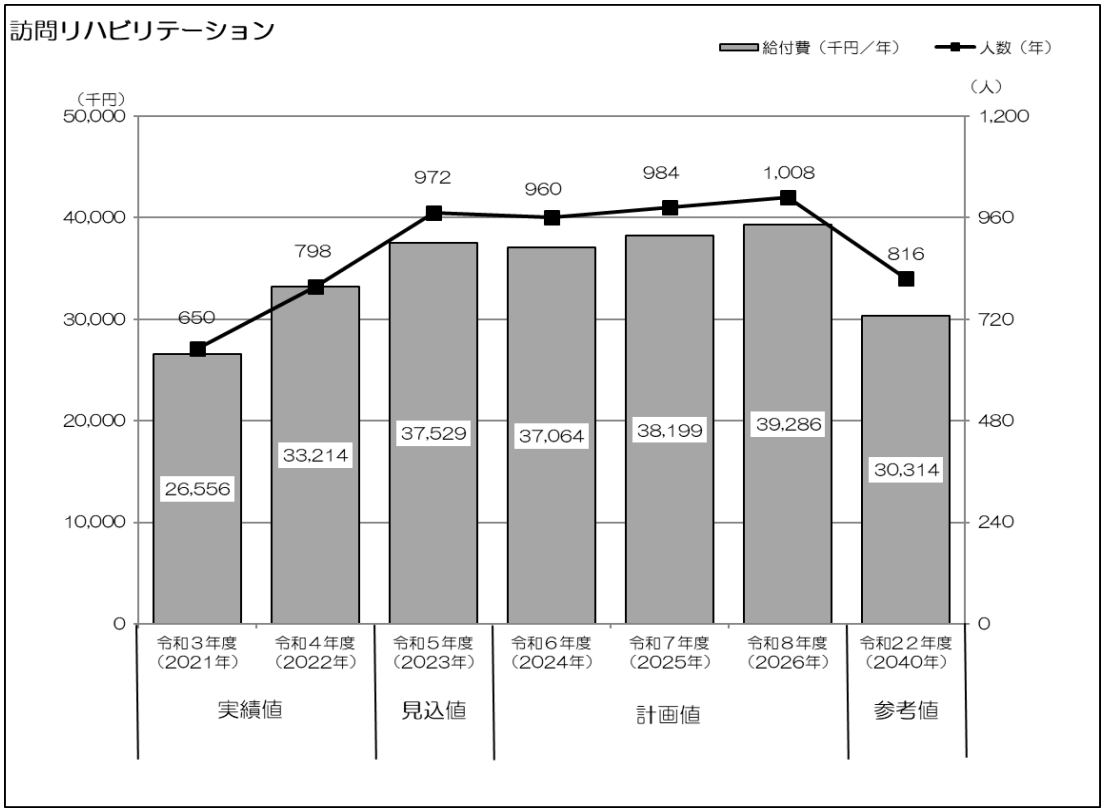

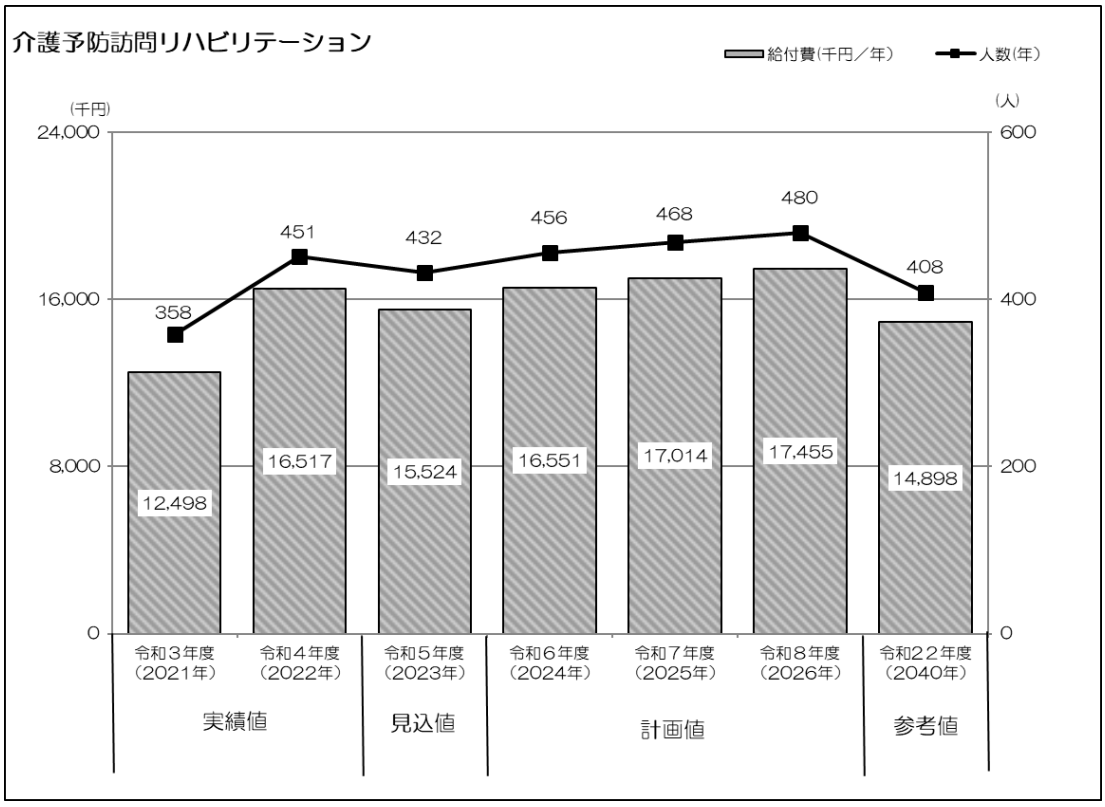

（5）居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導

在宅で療養していて、通院が困難な利用者へ医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が家庭を訪問し療養上の管理や指導、助言等を行うサービスです。

また、介護支援専門員に対して、ケアプランの作成に必要な情報提供も行います。

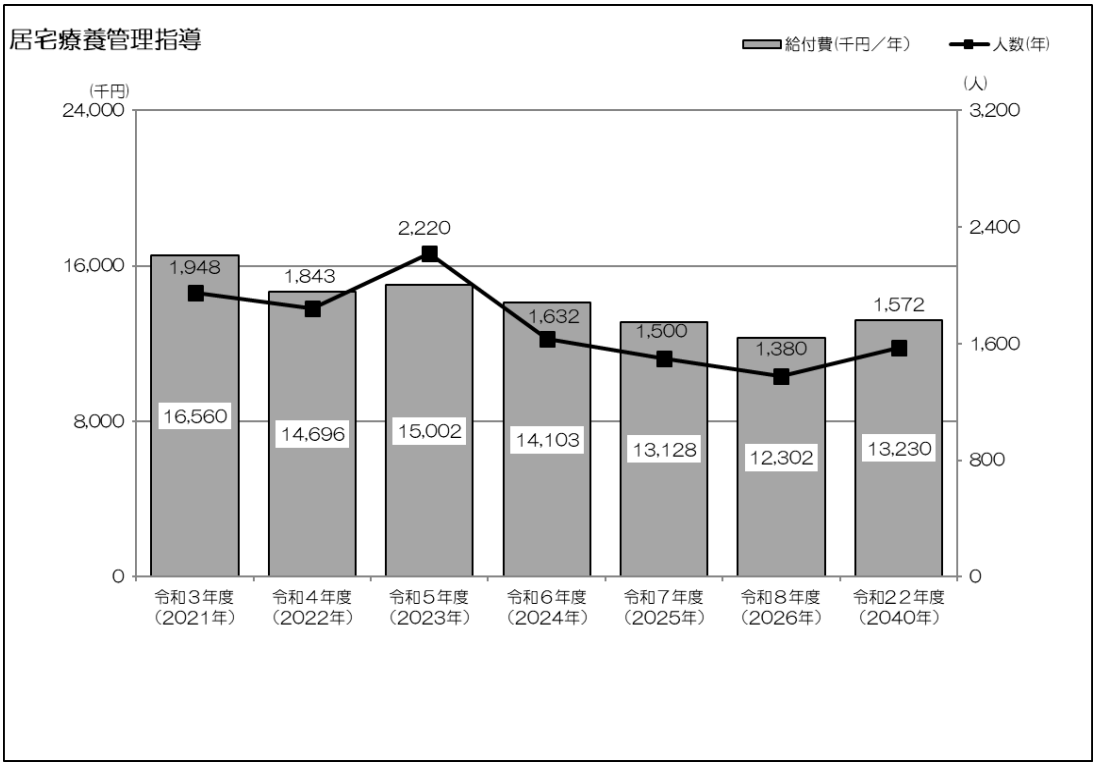

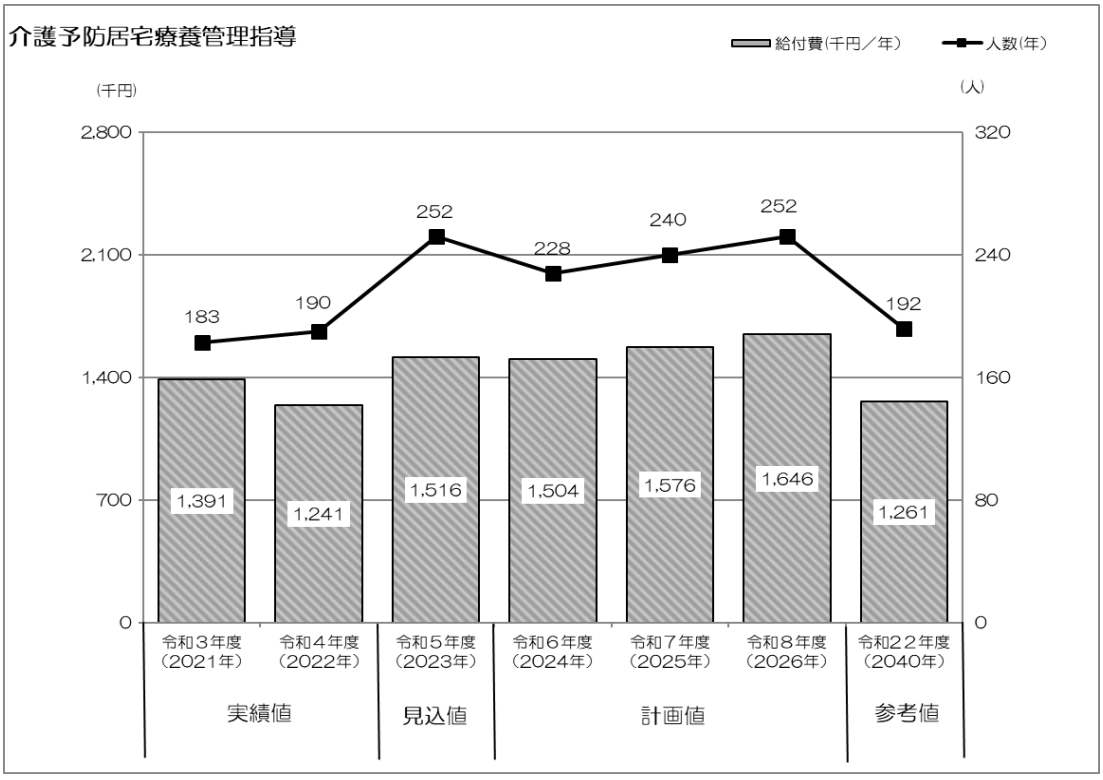

（6）通所介護

利用者が通所介護の施設（利用定員 19 人以上のデイサービスセンター等）に通い、施設では、食事や入浴等の日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービス等を日帰りで提供します。生活機能向上グループ活動等の高齢者同士の交流もあり、施設は利用者の自宅から施設までの送迎も行います。

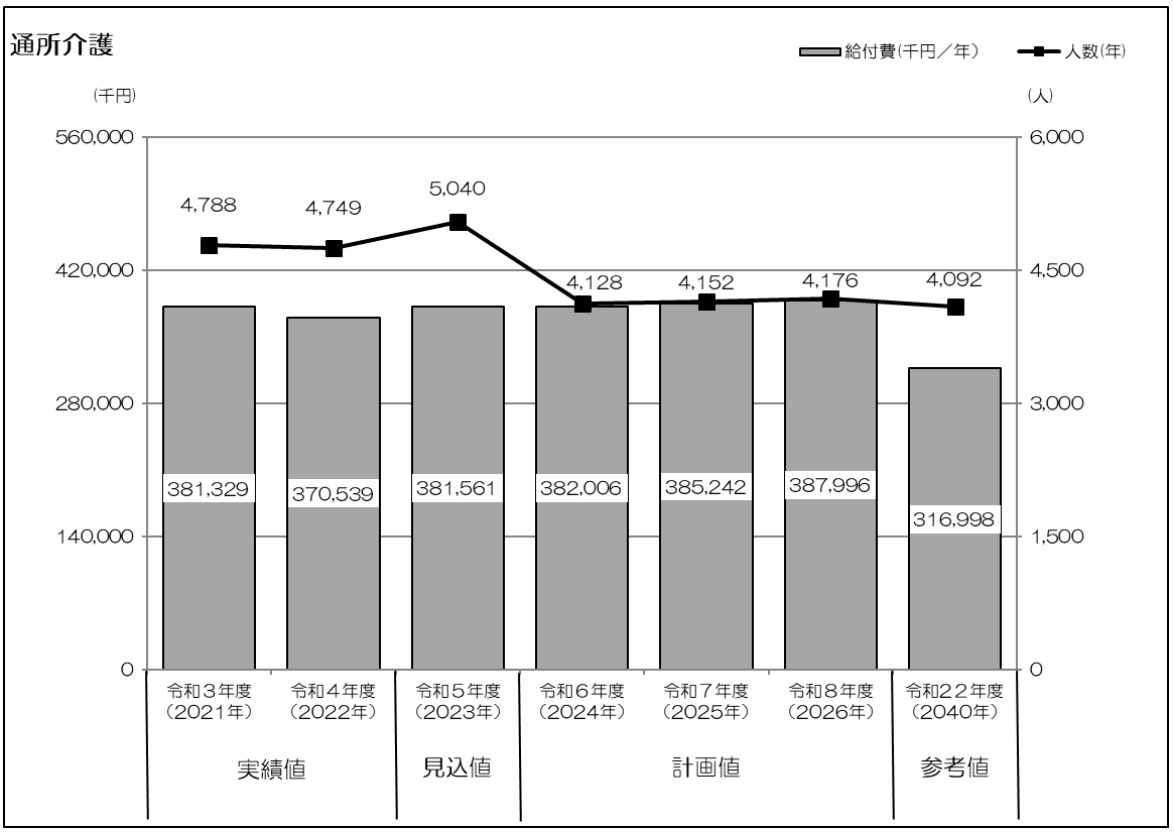

（7）通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション

利用者が通所リハビリテーションの施設（老人保健施設、病院、診療所等）に通い、食事や入浴等の日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービス等を日帰りで提供します。

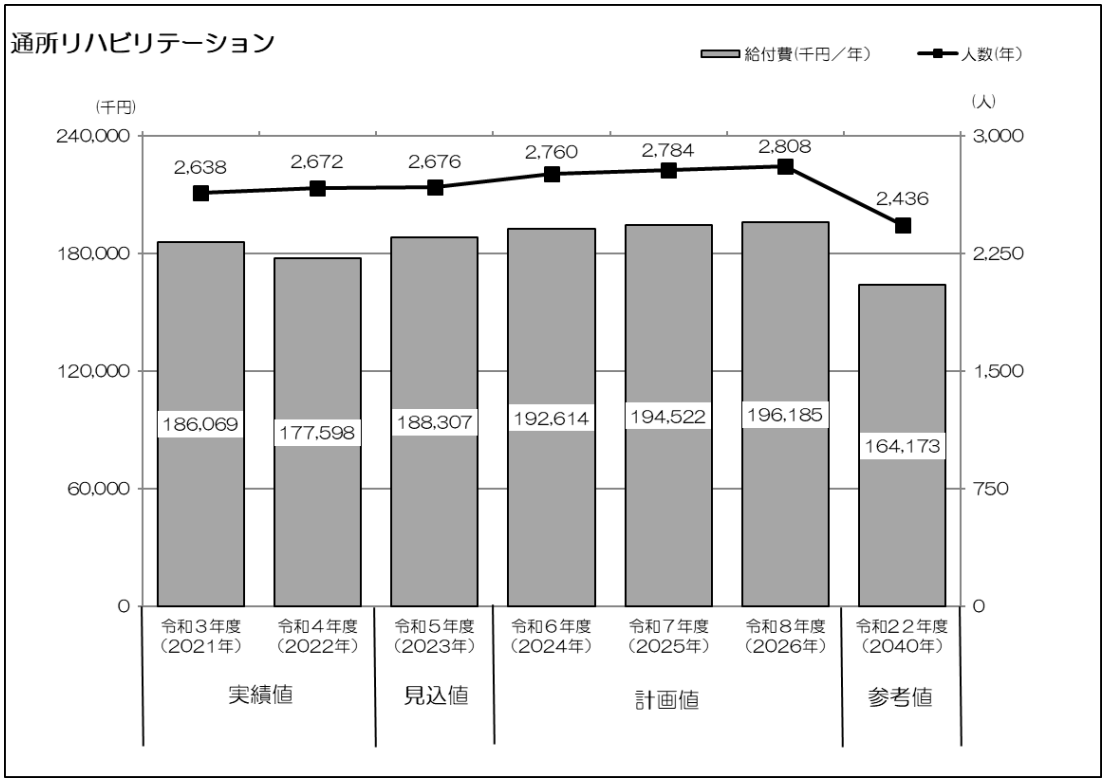

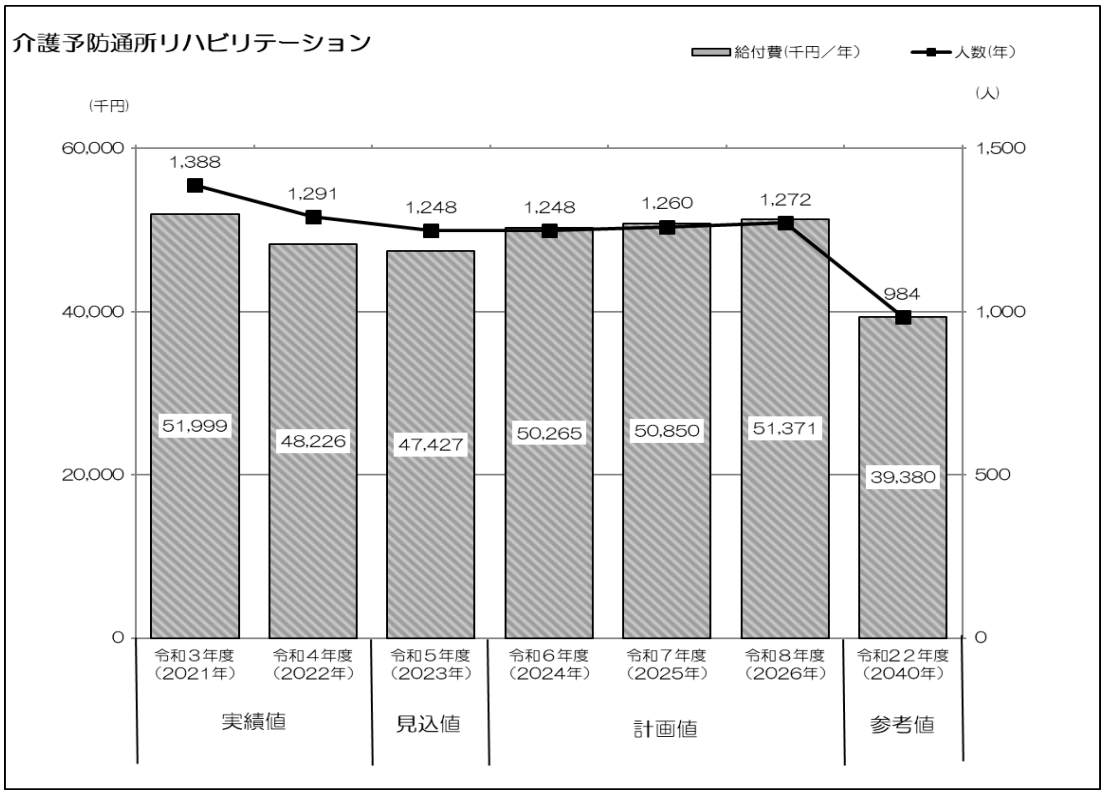

（8）短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等が、常に介護が必要な方の短期間の入所を受け入れ、入浴や食事等の日常生活上の支援や、機能訓練等を提供します。

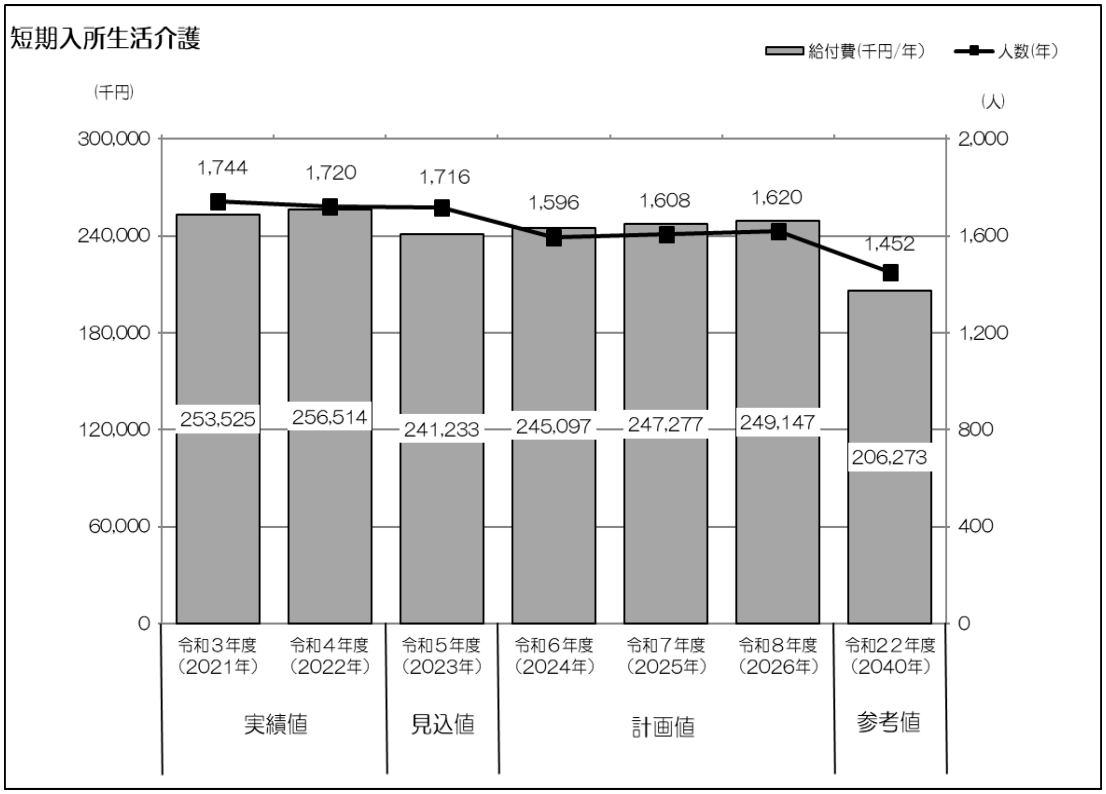

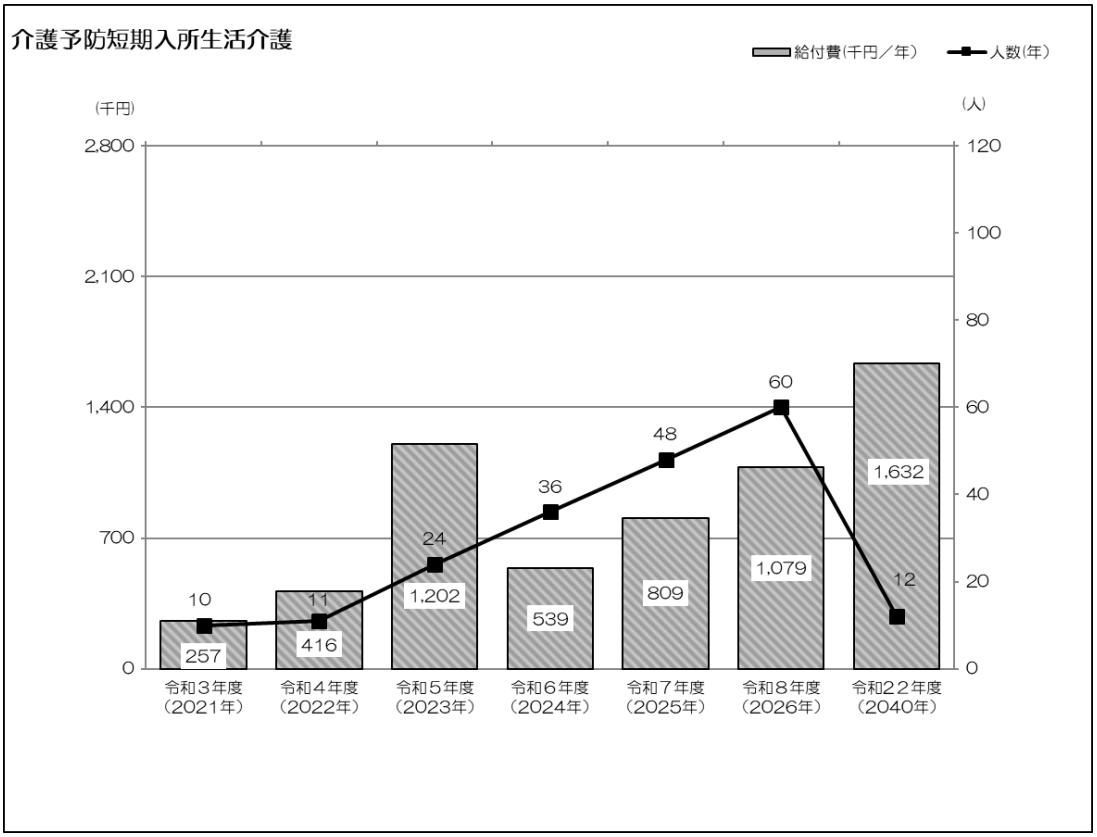

（9）短期入所療養介護／介護予防短期入所療養介護

医療機関や介護老人保健施設、介護医療院が、日常生活上の世話や、医療、看護、機能訓練等を提供します。

また、介護老人保健施設・介護医療院の介護予防短期入所療養介護については、近年の実績が令和４年度のみのため、本計画においては見込んでおりません。

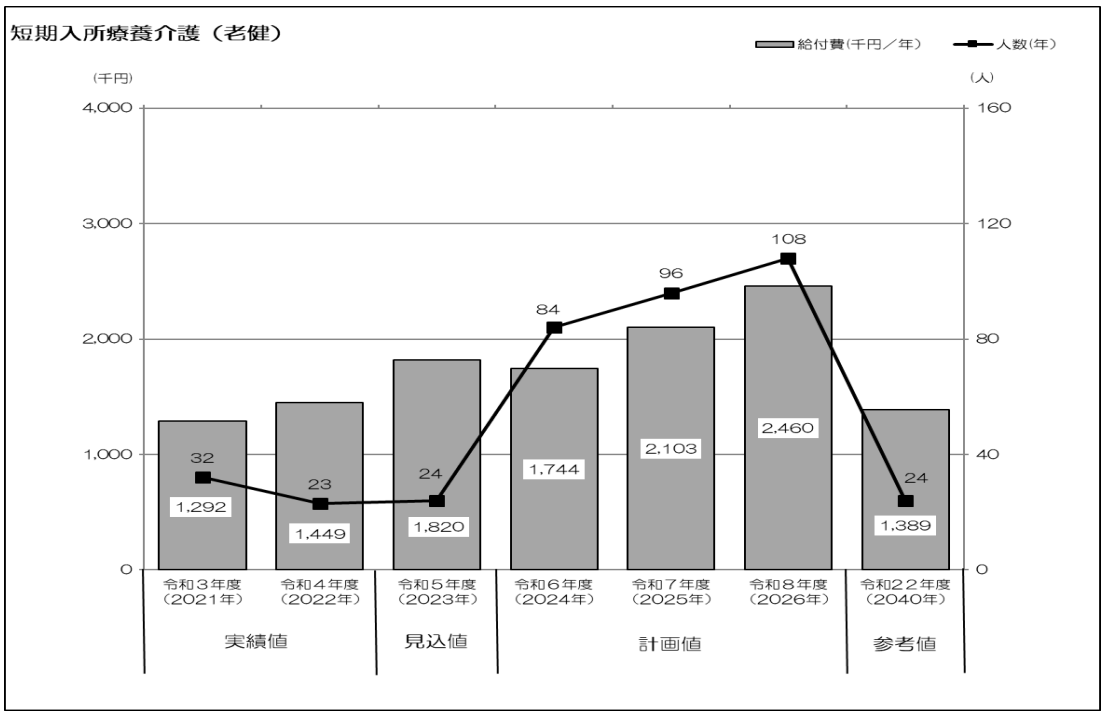

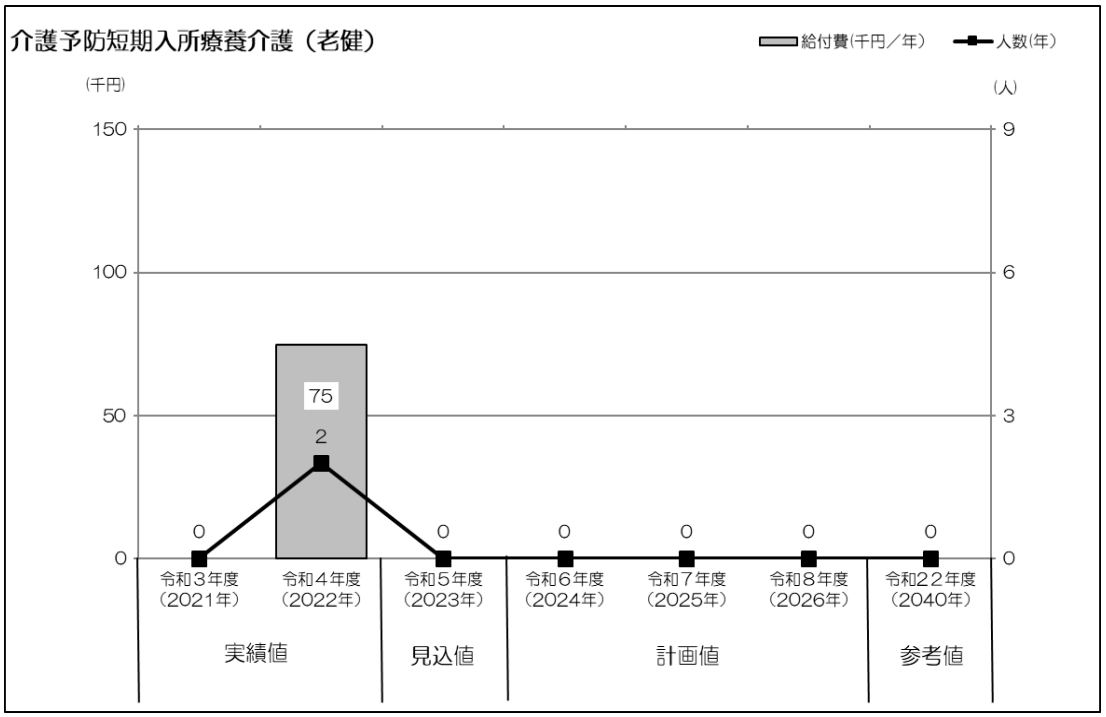

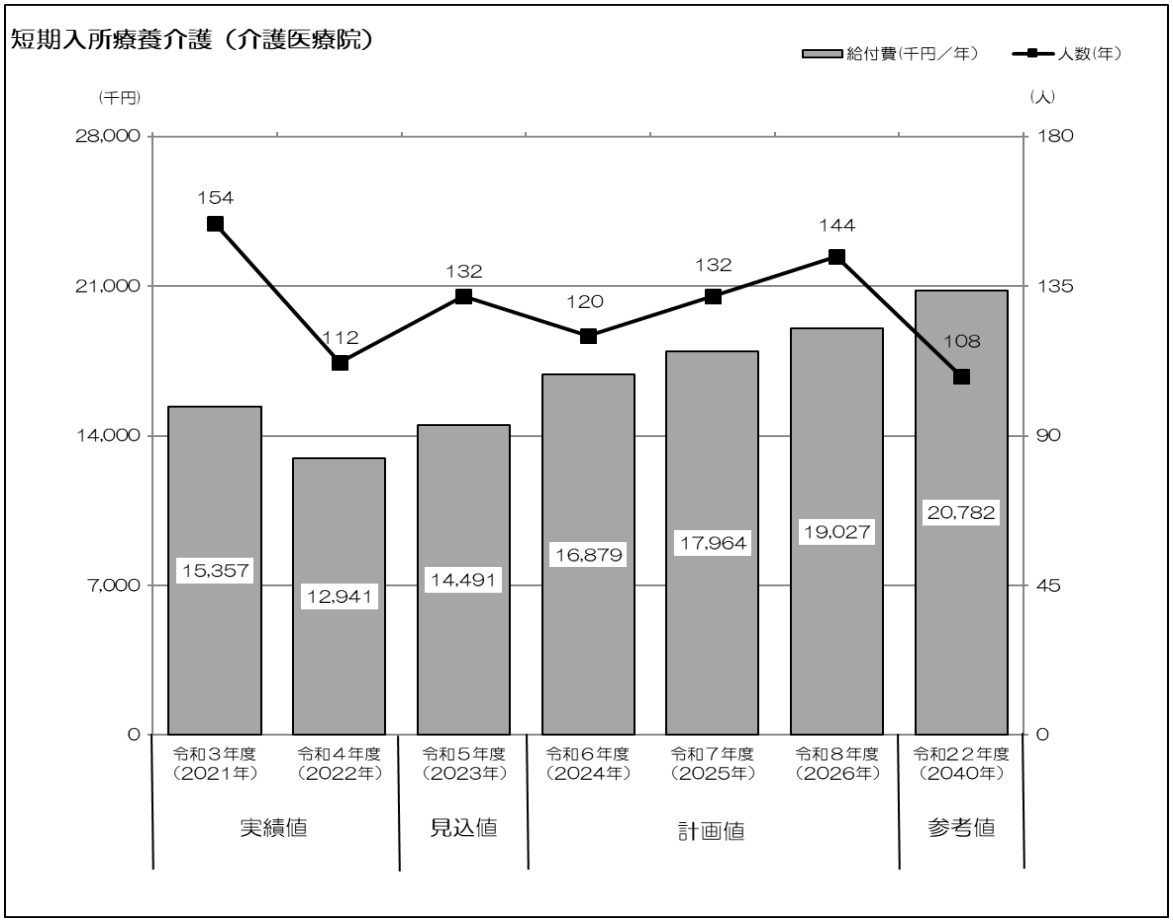
短期入所療養介護（介護医療院）
給付費(千円／年)
人数(年)
(千円)
(人)
28,000
21,000
14,000
7,000
0
180
135
90
45
0
154
112
132
120
132
144
108
15,357
12,941
14,491
16,879
17,964
19,027
20,782
令和３年度（2021年）
令和４年度（2022年）
令和５年度（2023年）
令和６年度（2024年）
令和７年度（2025年）
令和８年度（2026年）
令和22年度（2040年）
実績値
見込値
計画値
参考値

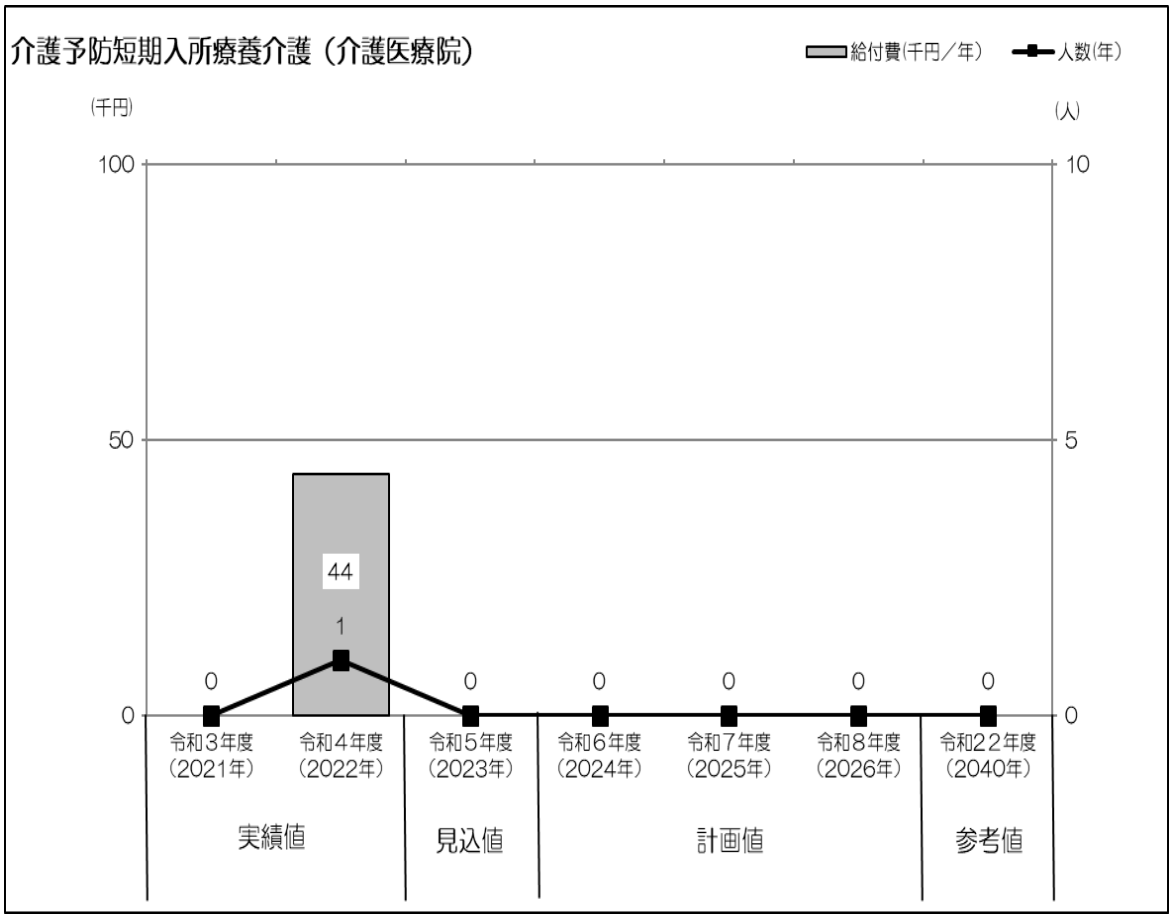
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）
給付費(千円／年)
人数(年)
(千円)
(人)
100
50
0
10
5
0
44
1
0
0
0
0
0
0
令和３年度（2021年）
令和４年度（2022年）
令和５年度（2023年）
令和６年度（2024年）
令和７年度（2025年）
令和８年度（2026年）
令和22年度（2040年）
実績値
見込値
計画値
参考値

（10）特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホーム等が、食事や入浴等の日常生活上の支援や、機能訓練等を提供します。

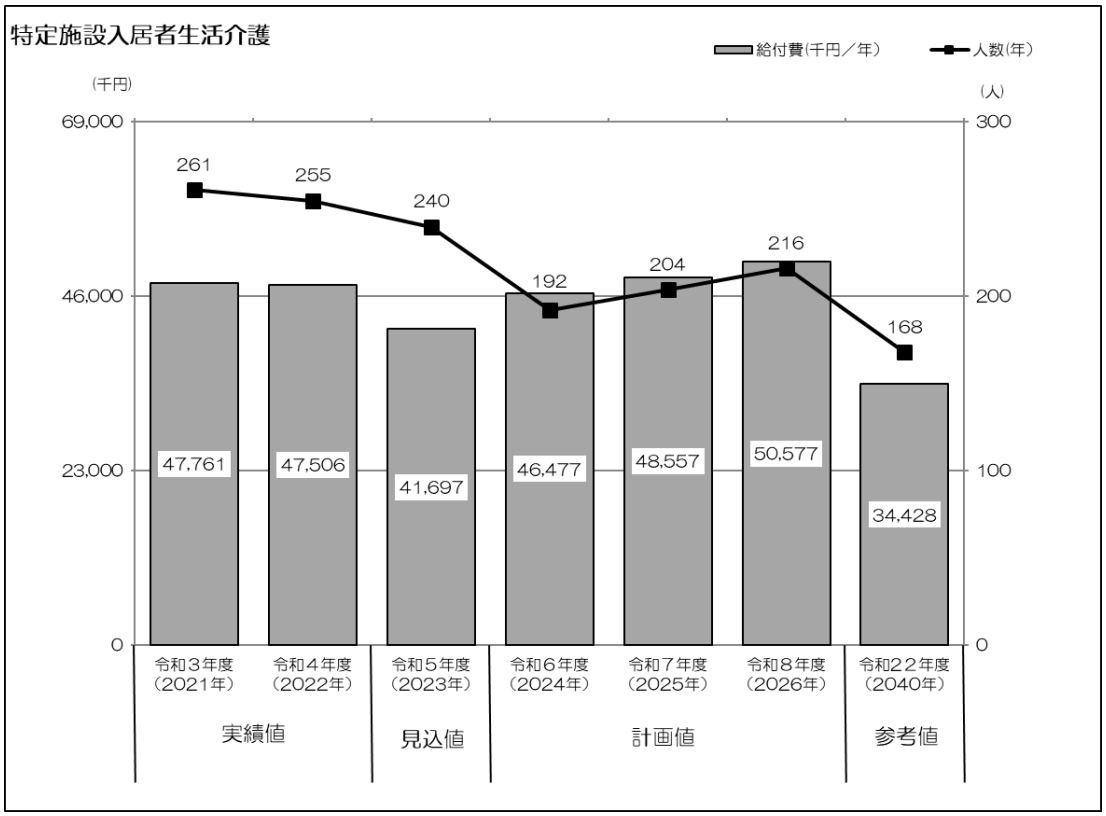

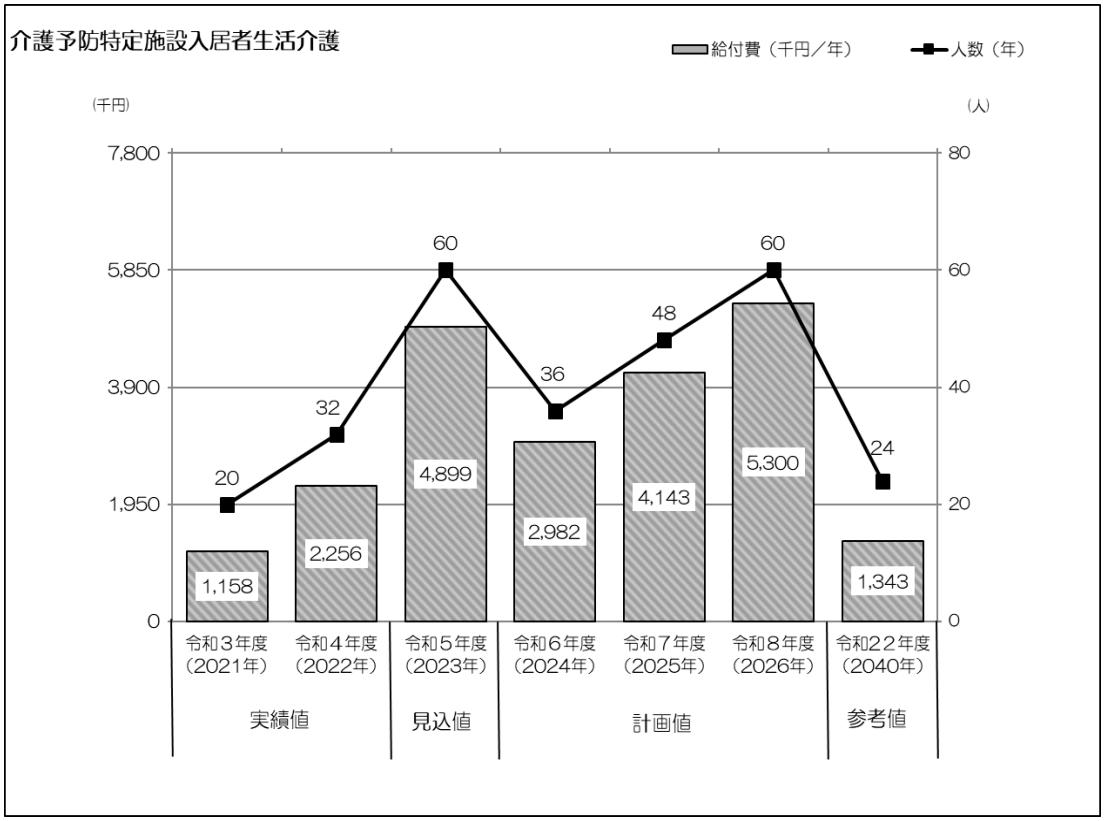

（11）福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与

利用者の心身の状況、希望及びその生活環境等を踏まえ、適切な福祉用具を選ぶための援助・取付け・調整等を行い、福祉用具を貸与します。福祉用具を利用することで日常生活上の便宜を図り、家族の介護の負担軽減等を目的として実施します。

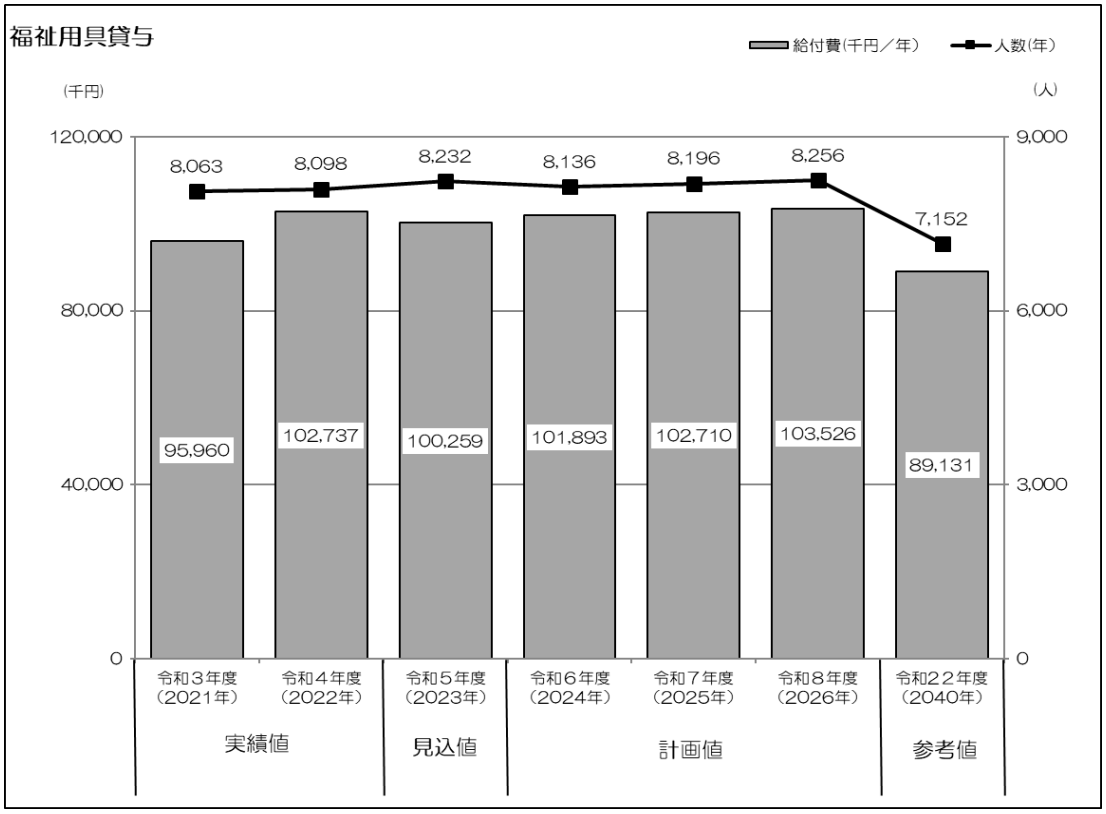

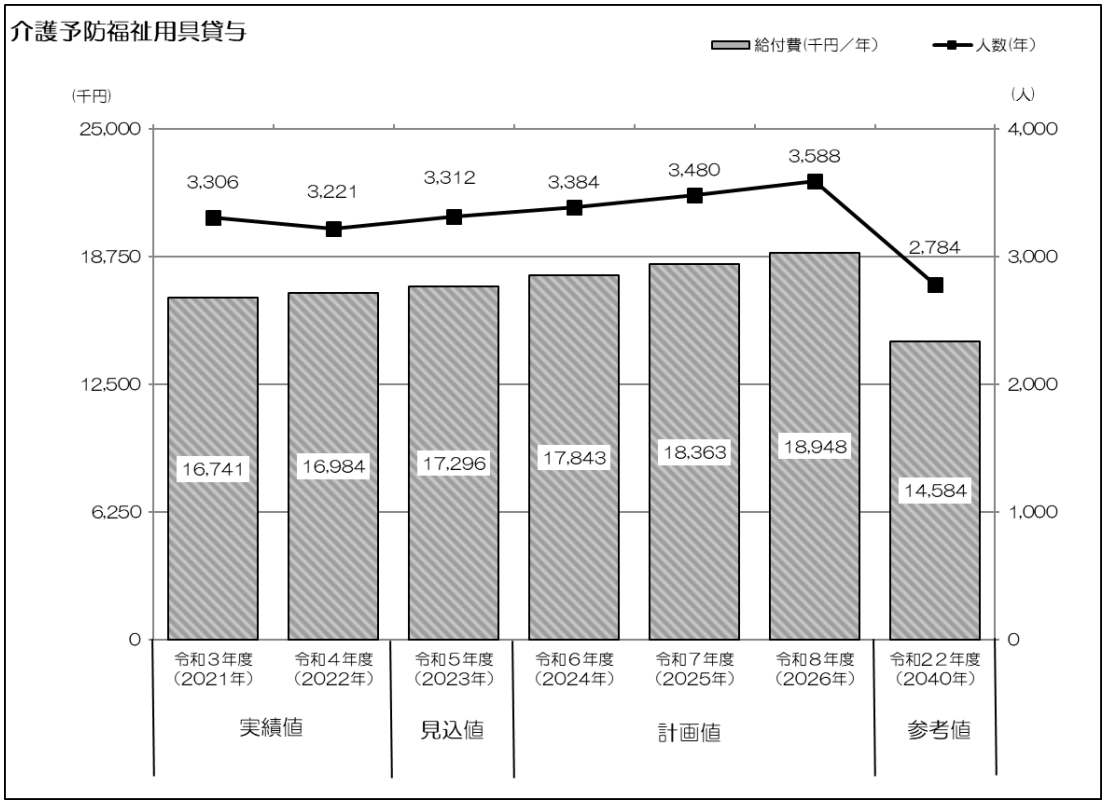

（12）特定福祉用具販売／特定介護予防福祉用具販売

入浴や排泄に用いる、貸与になじまない福祉用具を販売します。福祉用具を利用することで日常生活上の便宜を図り、家族の介護の負担軽減等を目的として実施します。

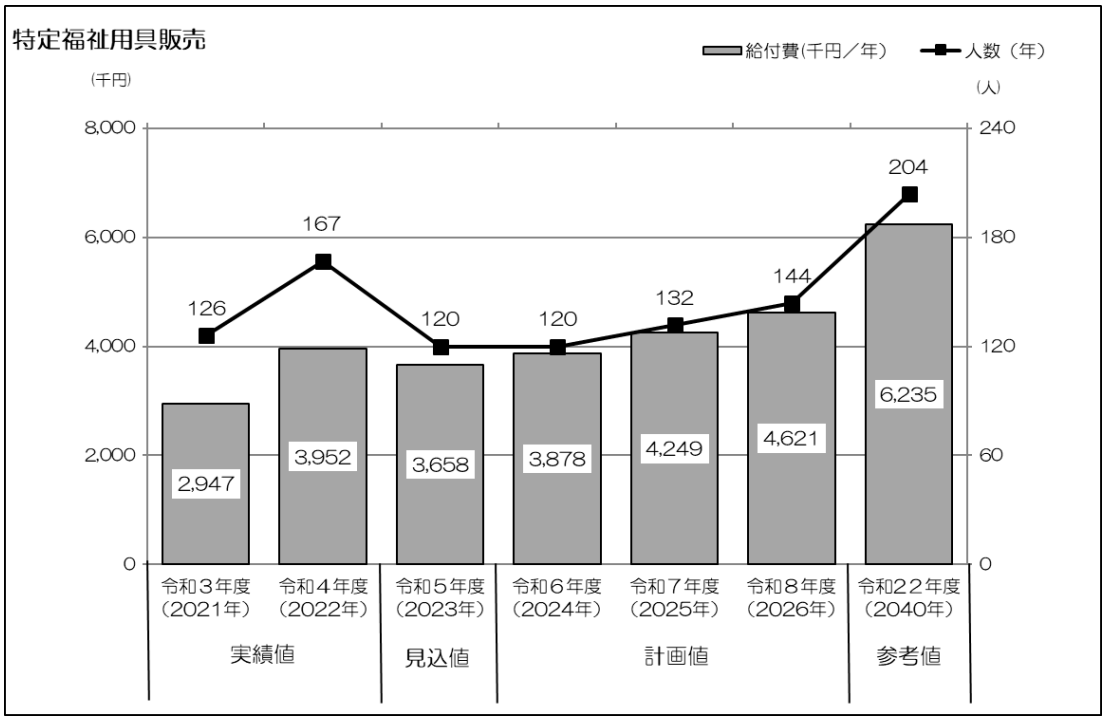

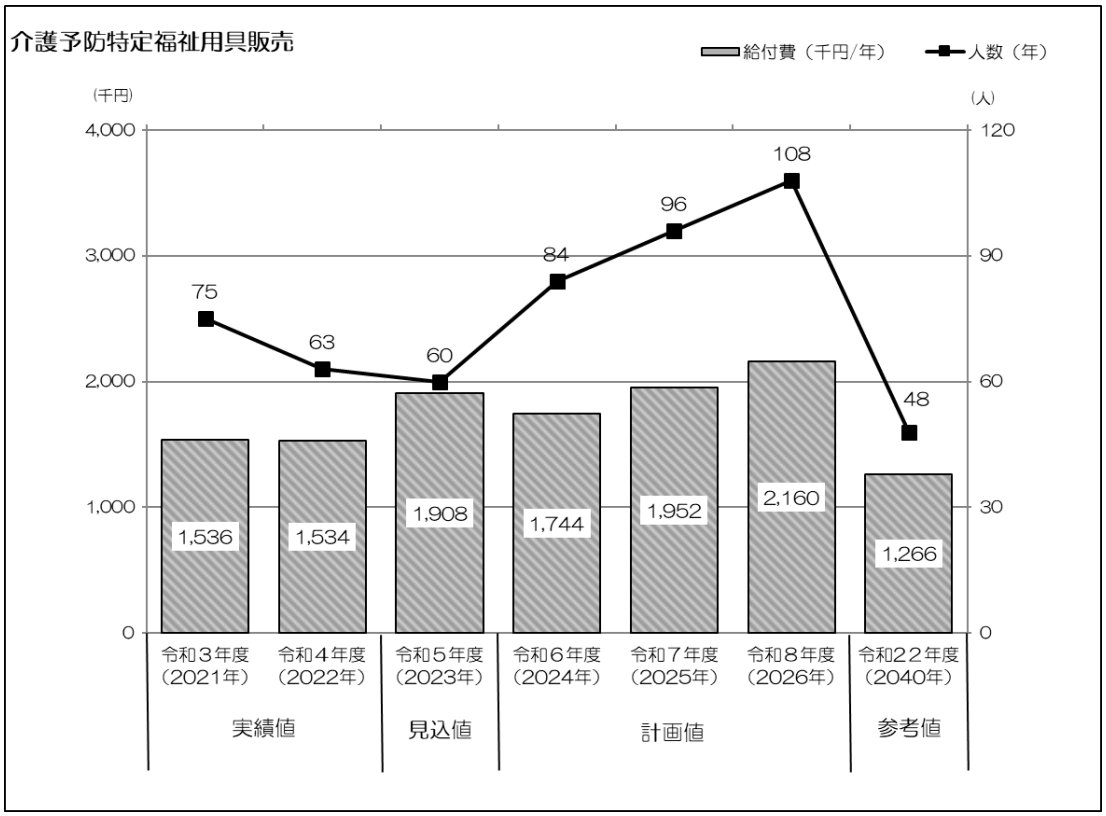

（13）住宅改修／介護予防住宅改修

手すりの取付け、段差の解消、滑り止め防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料変更、引き戸への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え、その他これらに付帯して必要となる住宅改修を行った場合、住宅改修費の一部を支給します。

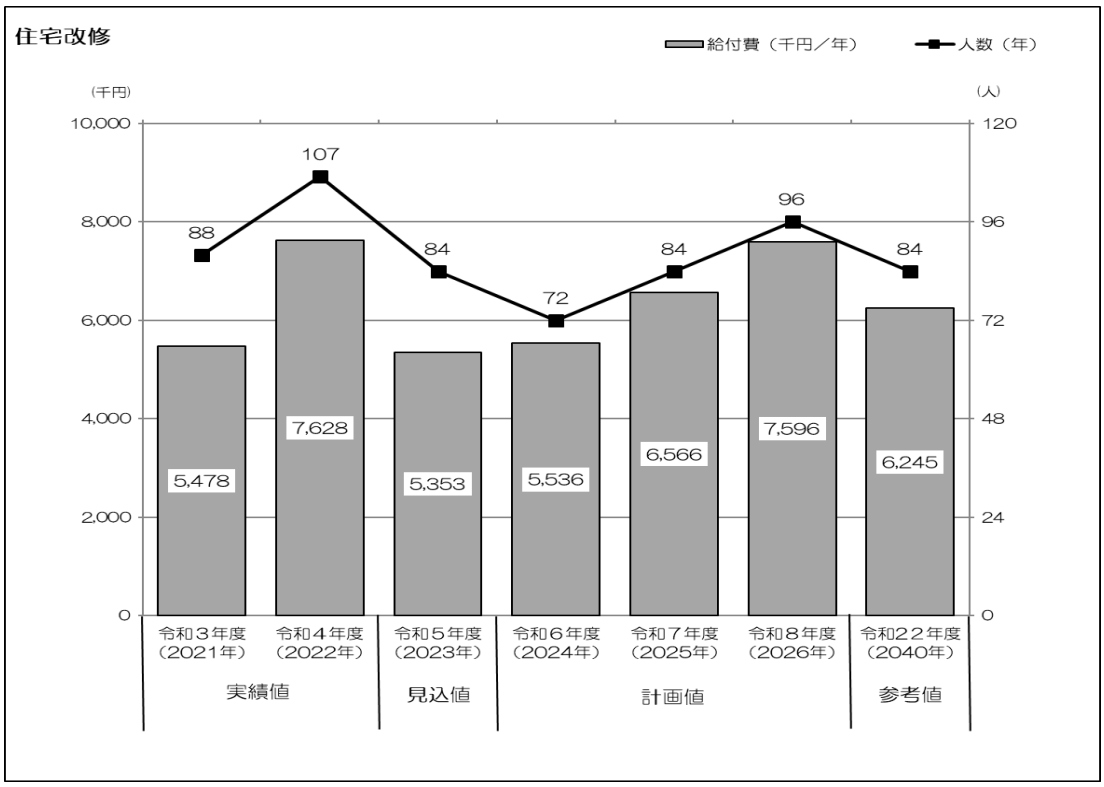

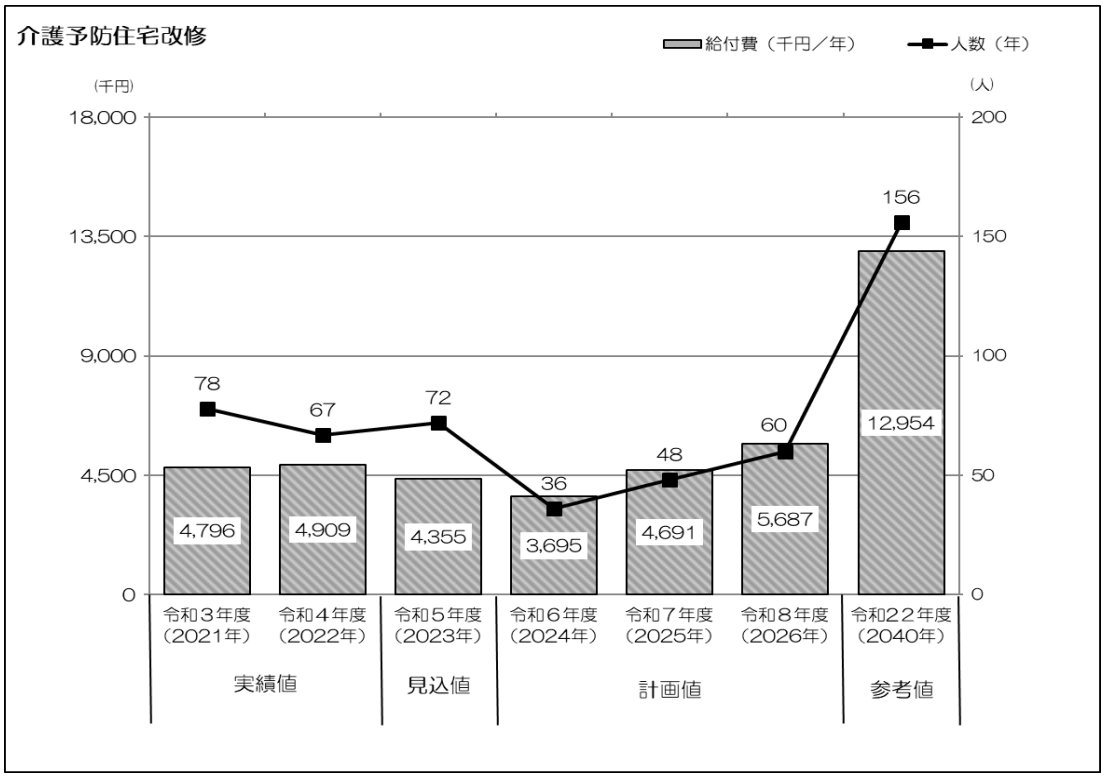

2　地域密着型サービス

（1）定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回や随時通報への対応等、利用者の心身の状況に応じて、24 時間 365 日必要なサービスを必要なタイミングで柔軟に提供します。また、サービスの提供にあたっては、訪問介護員だけでなく看護師等も連携しているため、介護と看護の一体的なサービス提供を受けることもできます。

令和４年度以降実績がないため、本計画においては見込んでおりません。

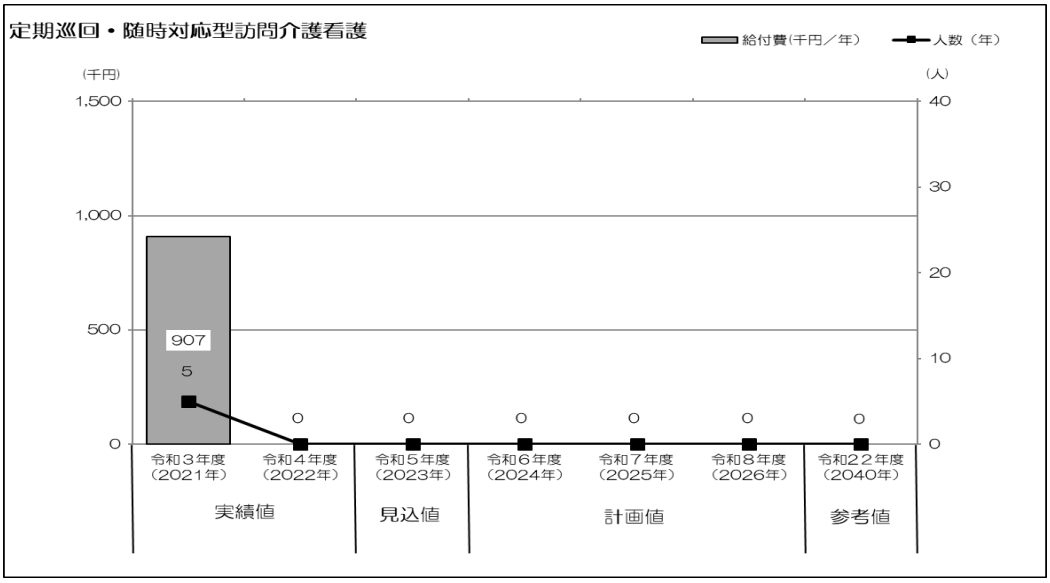

（2）認知症対応型通所介護

認知症の利用者が通所介護の施設（デイサービスセンターやグループホーム等）に通い、施設では、食事や入浴等の日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービス等を日帰りで提供します。施設は利用者の自宅から施設までの送迎も行います。

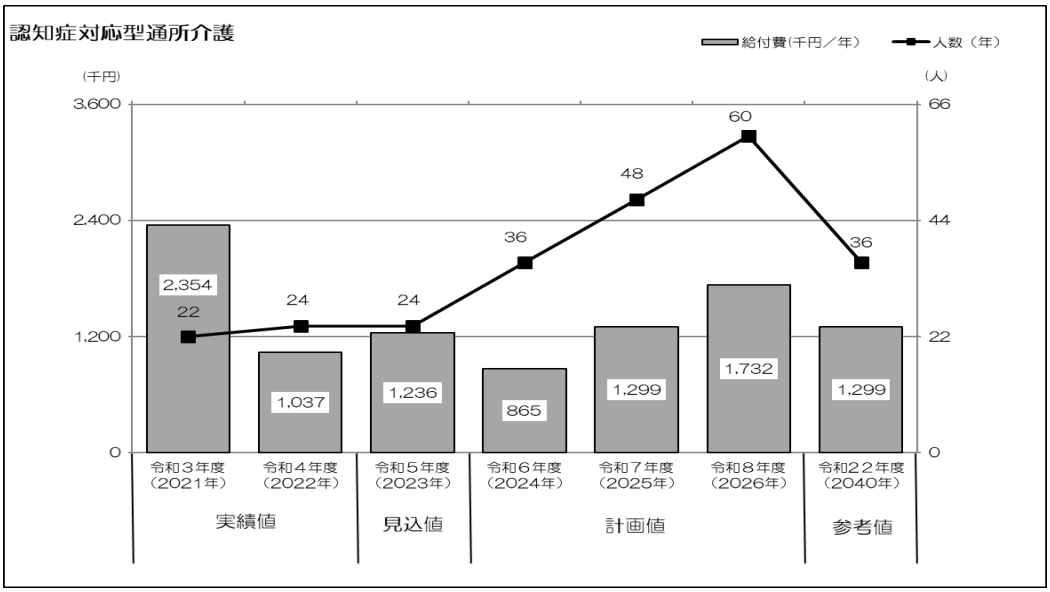

（3）小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組合せ、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで日常生活上の支援や機能訓練を行います。令和３年度末に小規模多機能型居宅介護事業所が廃止となり、管内に事業所がなくなったため、令和６年度以降は、見込んでおりません。

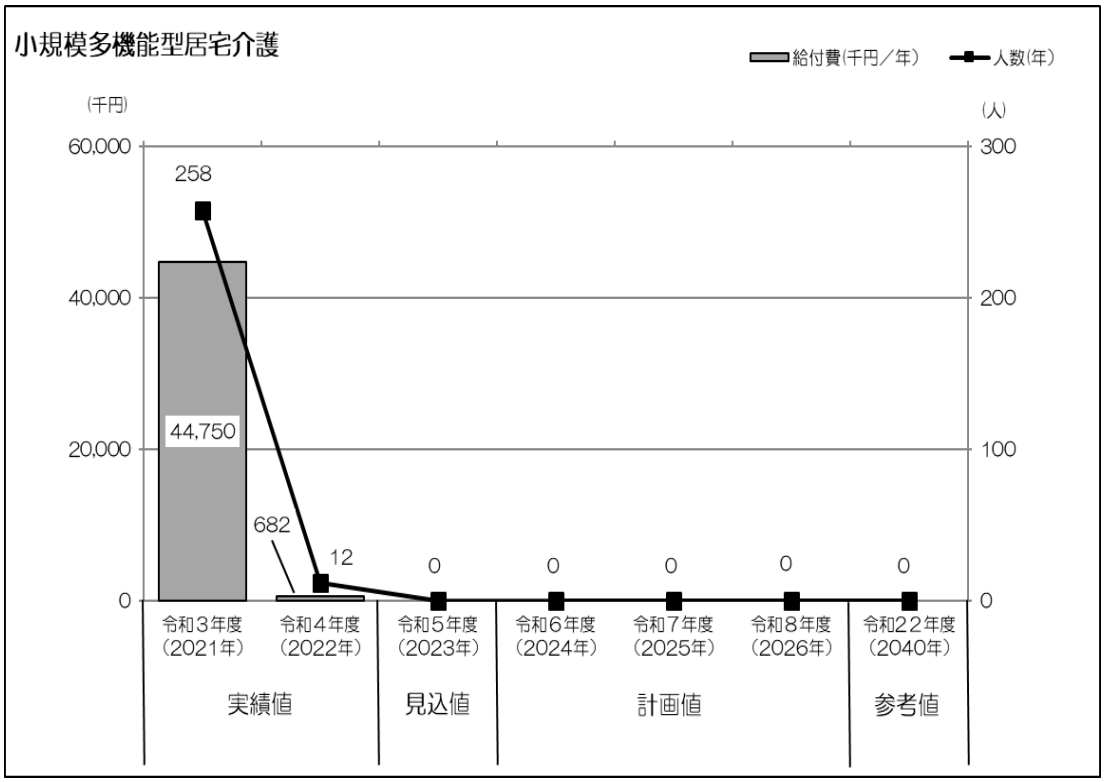

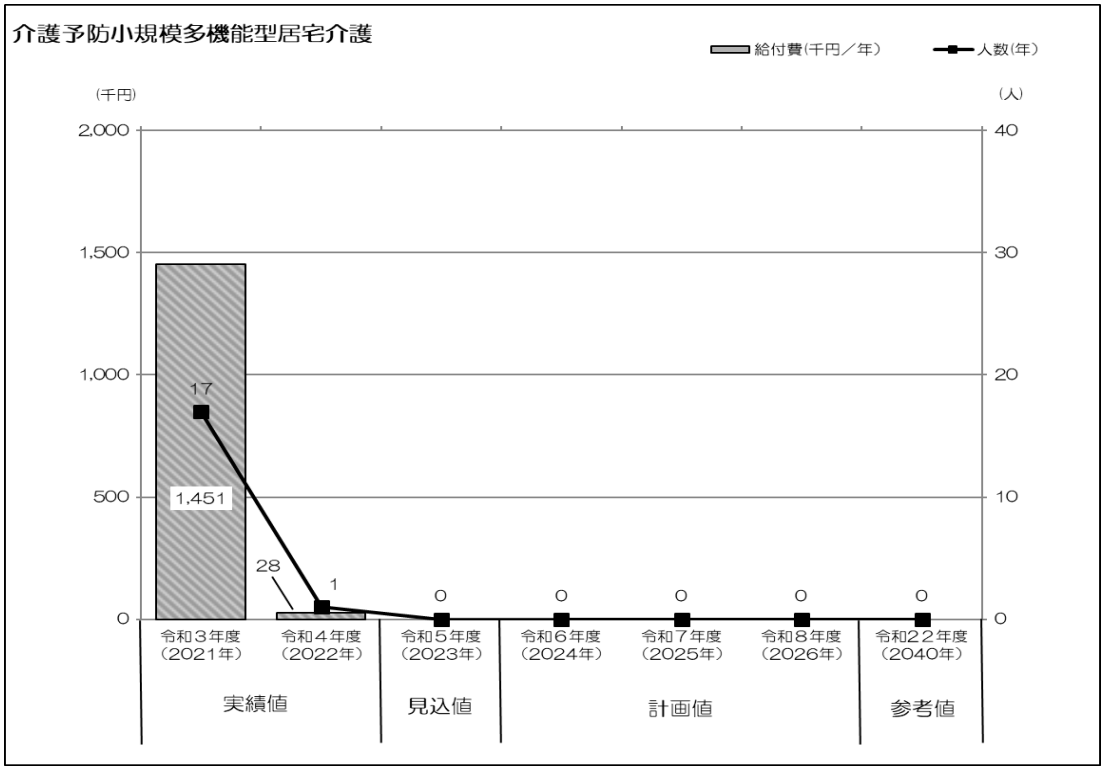

（4）認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の利用者が、グループホームに入所し、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、食事や入浴等の日常生活上の支援や、機能訓練等のサービスを受けます。

グループホームでは、１つの共同生活住居に５～９人の少人数の利用者が、介護スタッフとともに共同生活を送ります。

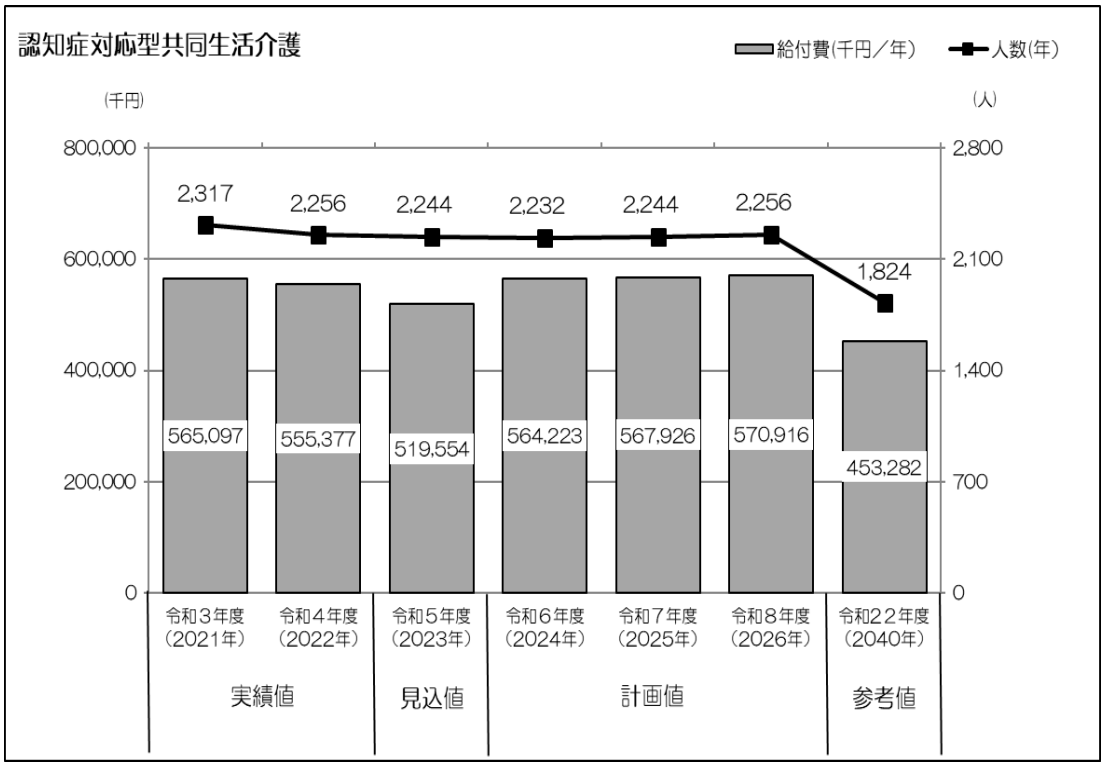

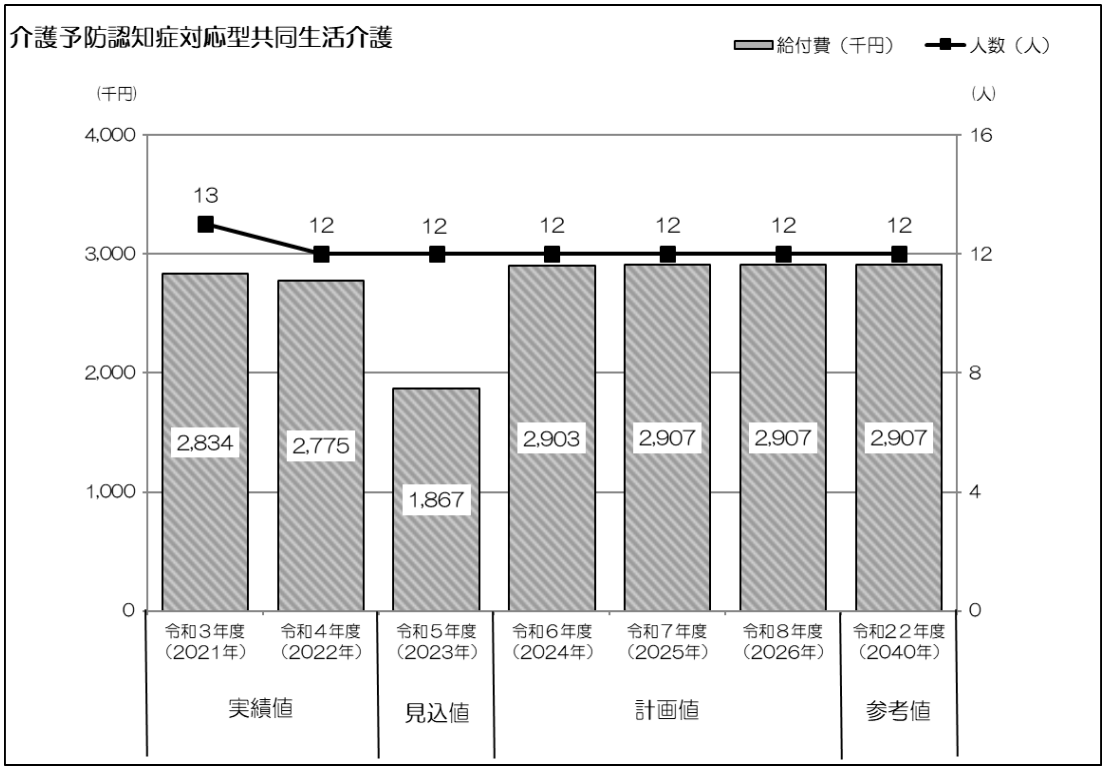

（5）地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

入所定員 30 人未満の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が、常に介護が必要な方の入所を受け入れ、入浴や食事等の日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話等を提供します。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、明るく家庭的な雰囲気があり、地域や家族との結びつきを重視した運営を行うこととされています。

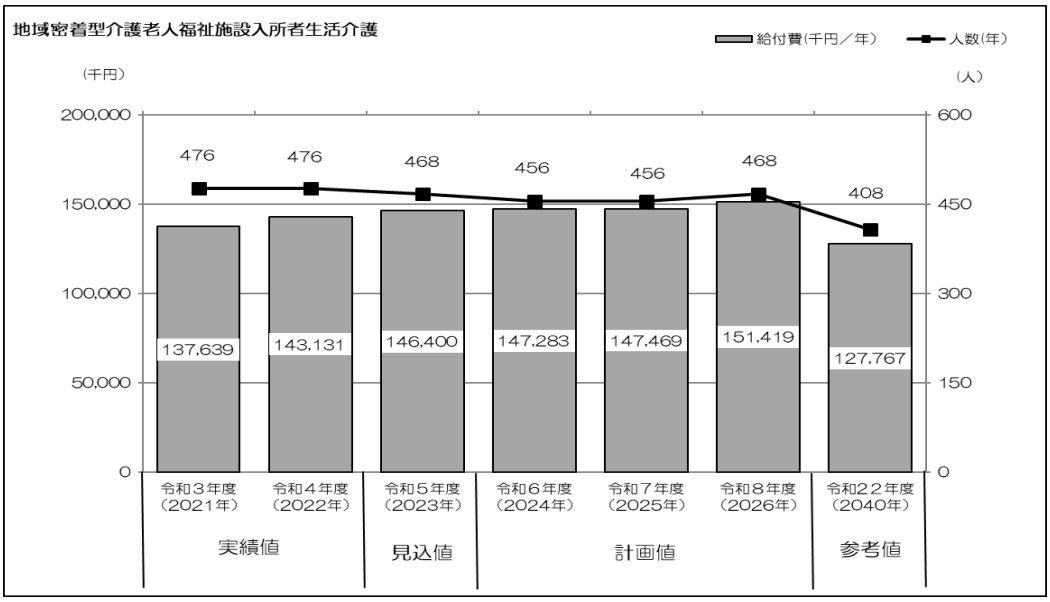

（6）地域密着型通所介護

利用者が地域密着型通所介護の施設（利用定員 19 人未満のデイサービスセンター等）に通い、施設では、食事や入浴等の日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービス等を日帰りで提供します。施設は利用者の自宅から施設までの送迎も行います。

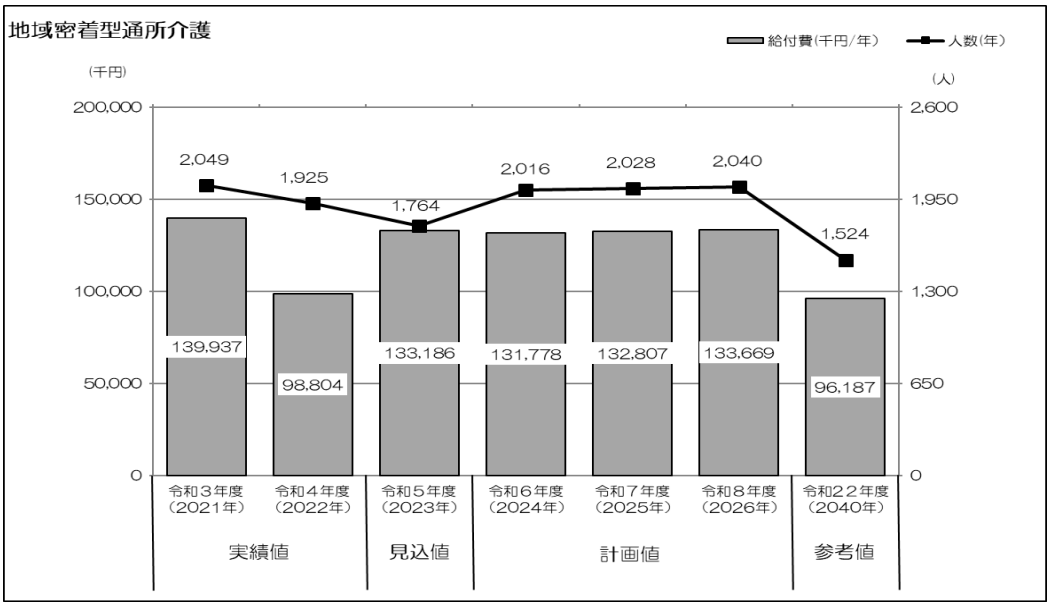

（7）地域密着型特定施設入居者生活介護

指定を受けた入居定員 30 人未満の有料老人ホームや軽費老人ホーム等が、食事や入浴等の日常生活上の支援や、機能訓練等を提供します。

これまで実績がなく、本計画期間中に施設の整備計画はないため、見込んでおりません。

（8）看護小規模多機能型居宅介護

利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問（介護）」に加えて、看護師等による「訪問（看護）」も組み合わせることで、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、介護と看護の一体的なサービスの提供を受けることができます。

これまで実績がなく、本計画期間中にサービスの実施は、見込んでおりません。

3　居宅介護支援・介護予防支援

介護支援専門員が、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じた介護サービスを利用するためのケアプランを作成し、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、事業者や関係機関との連絡・調整を行います。

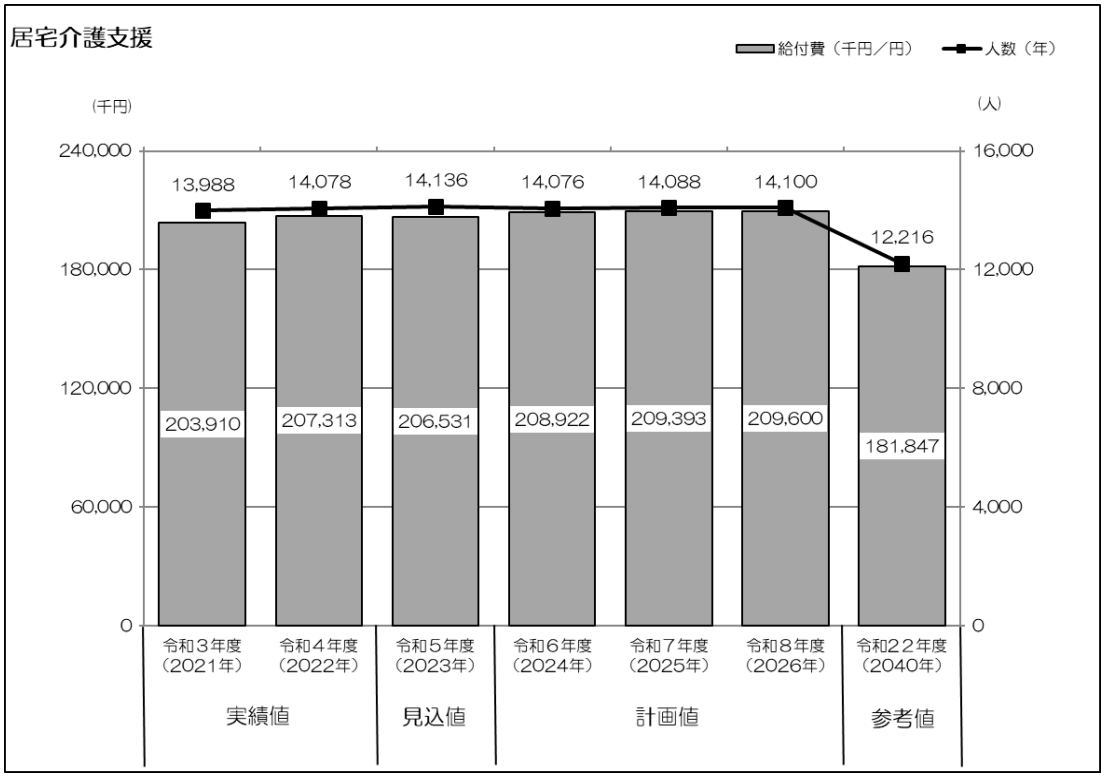

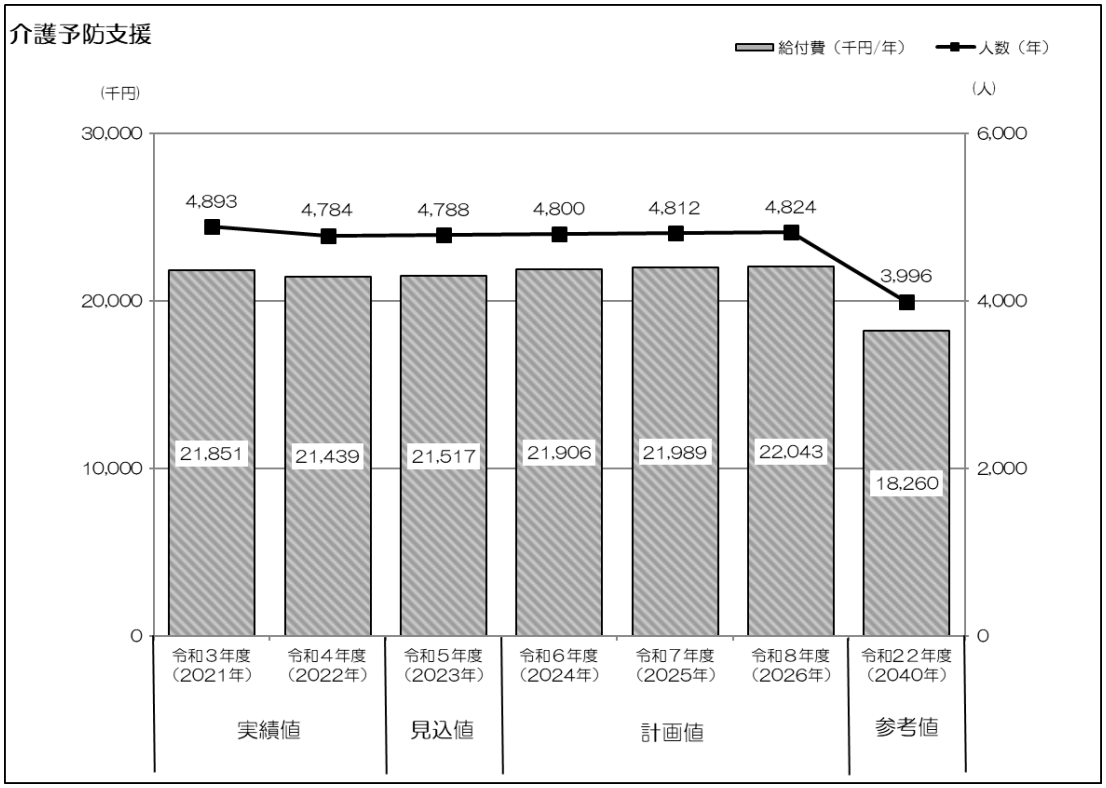

4　施設サービス

（1）介護老人福祉施設

入所者が可能な限り在宅復帰できることを念頭に、常に介護が必要な方の入所を受け入れ、入浴や食事等の日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話等を提供します。

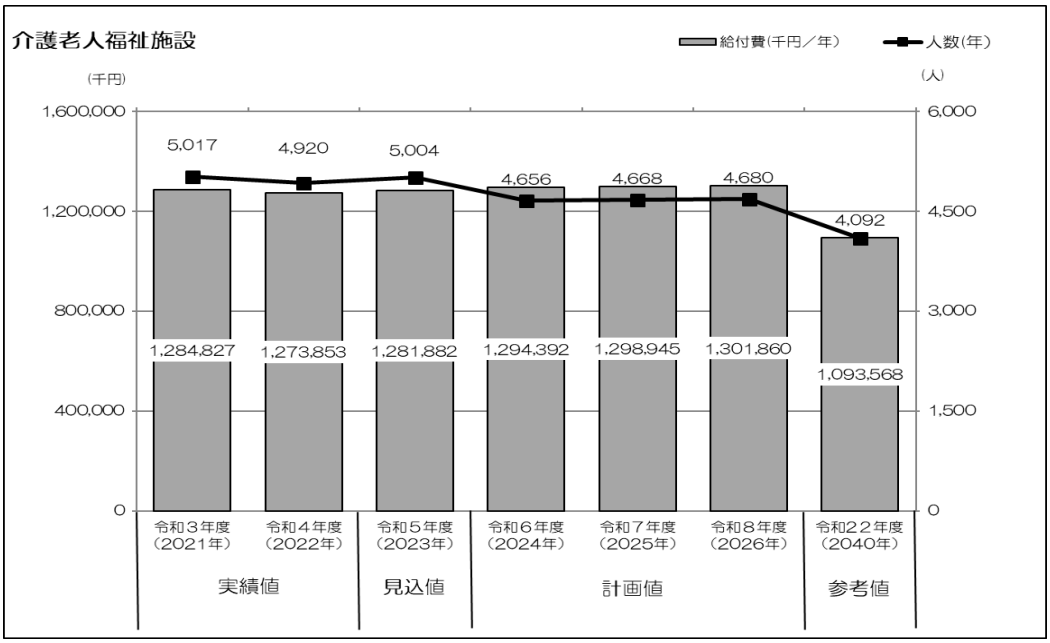

（2）介護老人保健施設

在宅復帰を目指している方の入所を受け入れ、入所者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、リハビリテーションや必要な医療、介護等を提供します。

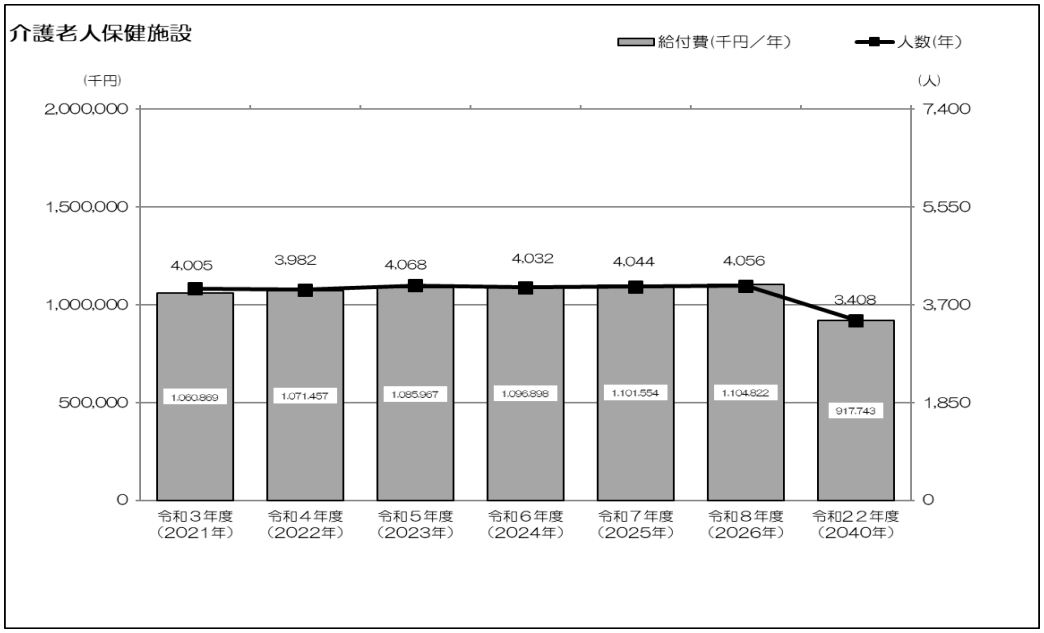

（3）介護療養型医療施設

長期にわたって療養が必要な方の入所を受け入れ、入所者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、機能訓練や必要な医療、介護等を提供します。

令和６年３月 31 日で経過措置期間が終了となるため、令和６年度以降は、見込んでおりません。

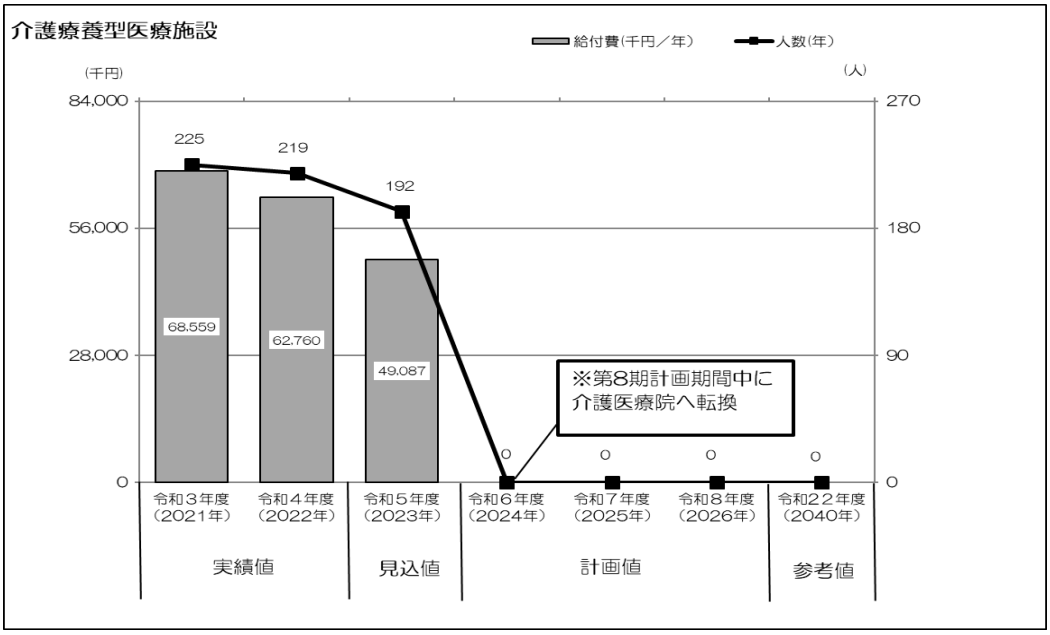

（4）介護医療院

長期にわたって療養が必要である方の入所を受け入れ、入所者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、療養上の管理、看護、介護、機能訓練、その他必要な医療と日常生活に必要なサービス等を提供します。

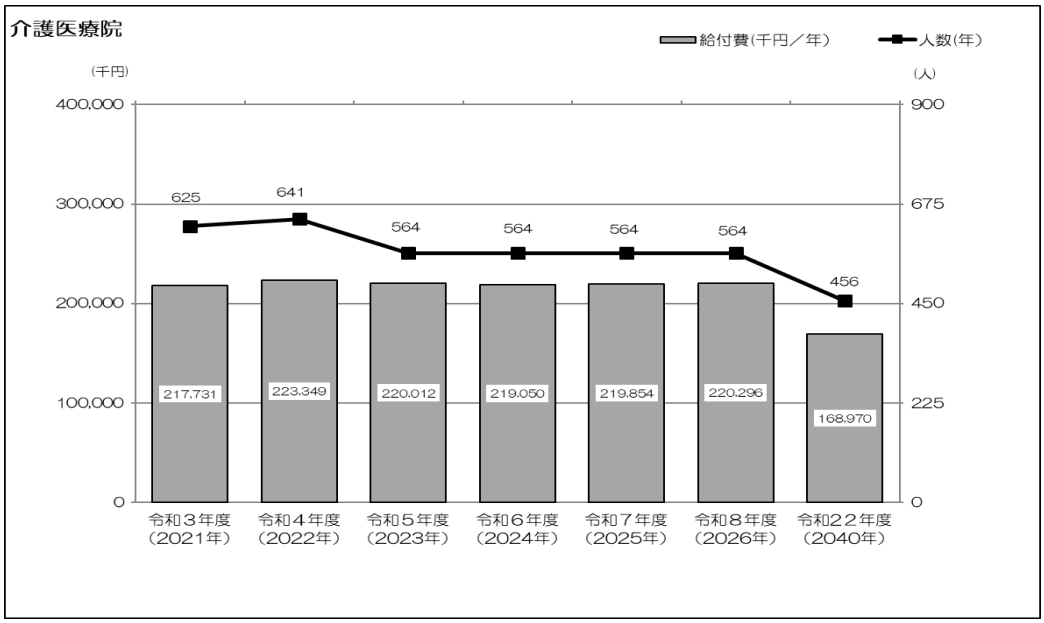

5　介護給付費の推計

（単位：千円）

	令和３年度（実績）	令和４年度（実績）	令和５年度（見込み）	令和６年度（推計）	令和７年度（推計）	令和８年度（推計）
居宅サービス	1,368,566	1,365,459	1,378,196	1,395,731	1,411,777	1,426,118
訪問介護	227,055	229,895	240,279	242,047	243,133	244,692
訪問入浴介護	16,649	14,674	13,971	13,378	14,549	14,549
訪問看護	92,029	92,117	93,034	93,015	93,578	94,154
訪問リハビリテーション	26,556	33,214	37,529	37,064	38,199	39,286
居宅療養管理指導	16,560	14,696	15,002	14,103	13,128	12,302
通所介護	381,329	370,539	381,561	382,006	385,242	387,996
通所リハビリテーション	186,069	177,598	188,307	192,614	194,522	196,185
短期入所生活介護	253,525	256,514	241,233	245,097	247,277	249,147
短期入所療養介護（老健）	1,292	1,449	1,820	1,744	2,103	2,460
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	15,357	12,941	14,491	16,879	17,964	19,027
福祉用具貸与	95,960	102,737	100,259	101,893	102,710	103,526
特定福祉用具購入費	2,947	3,952	3,658	3,878	4,249	4,621
住宅改修費	5,478	7,628	5,353	5,536	6,566	7,596
特定施設入居者生活介護	47,761	47,506	41,697	46,477	48,557	50,577
地域密着型サービス	890,684	799,031	800,376	844,149	849,501	857,736
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	907	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	139,937	98,804	133,186	131,778	132,807	133,669
認知症対応型通所介護	2,354	1,037	1,236	865	1,299	1,732
小規模多機能型居宅介護	44,750	682	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	565,097	555,377	519,554	564,223	567,926	570,916
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	137,639	143,131	146,400	147,283	147,469	151,419
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0
施設サービス	2,631,986	2,631,420	2,636,949	2,610,340	2,620,353	2,626,978
介護老人福祉施設	1,284,827	1,273,853	1,281,882	1,294,392	1,298,945	1,301,860
介護老人保健施設	1,060,869	1,071,457	1,085,967	1,096,898	1,101,554	1,104,822
介護医療院	217,731	223,349	220,012	219,050	219,854	220,296
介護療養型医療施設	68,559	62,760	49,087	—	—	—
居宅介護支援	203,910	207,313	206,531	208,922	209,393	209,600
介護サービスの給付費計	5,095,146	5,003,222	5,022,051	5,059,142	5,091,024	5,120,432

※千円以下の端数処理の関係により、数値が一致しない場合があります。

6　介護予防給付費の推計

（単位：千円）

	令和３年度（実績）	令和４年度（実績）	令和５年度（見込み）	令和６年度（推計）	令和７年度（推計）	令和８年度（推計）
介護予防サービス	121,451	120,699	122,248	123,275	127,834	132,329
介護予防訪問入浴介護	28	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	31,046	28,497	28,121	28,152	28,436	28,683
介護予防訪問リハビリテーション	12,498	16,517	15,524	16,551	17,014	17,455
介護予防居宅療養管理指導	1,391	1,241	1,516	1,504	1,576	1,646
介護予防通所リハビリテーション	51,999	48,226	47,427	50,265	50,850	51,371
介護予防短期入所生活介護	257	416	1,202	539	809	1,079
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	75	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	44	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	16,741	16,984	17,296	17,843	18,363	18,948
特定介護予防福祉用具購入費	1,536	1,534	1,908	1,744	1,952	2,160
介護予防住宅改修	4,796	4,909	4,355	3,695	4,691	5,687
介護予防特定施設入居者生活介護	1,158	2,256	4,899	2,982	4,143	5,300
地域密着型介護予防サービス	4,284	2,803	1,867	2,903	2,907	2,907
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,451	28	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	2,834	2,775	1,867	2,903	2,907	2,907
介護予防支援	21,851	21,439	21,517	21,906	21,989	22,043
予防給付費計	147,586	144,942	145,633	148,084	152,730	157,279

※千円以下の端数処理の関係により、数値が一致しない場合があります。

7　総給付費の推計

（単位：千円）

	令和３年度（実績）	令和４年度（実績）	令和５年度（見込み）	令和６年度（推計）	令和７年度（推計）	令和８年度（推計）
総給付費	5,242,732	5,148,164	5,167,684	5,207,226	5,243,754	5,277,711
介護給付費計	5,095,146	5,003,222	5,022,051	5,059,142	5,091,024	5,120,432
予防給付費計	147,586	144,942	145,633	148,084	152,730	157,279

8　地域支援事業費の推計

（単位：千円）

		第8期計画			第9期計画		
		令和３年度（2021年）	令和４年度（2022年）	令和５年度（2023年）	令和６年度（2024年）	令和７年度（2025年）	令和８年度（2026年）
（１）介護予防・日常生活支援総合事業		173,744	163,642	174,754	208,955	212,083	205,458
	訪問型サービス	44,355	41,691	40,985	52,820	50,691	48,872
	通所型サービス	82,265	77,086	81,270	103,986	100,255	96,918
	その他生活支援サービス	0	0	0	0	0	0
	介護予防ケアマネジメント	24,358	17,745	17,809	16,863	16,571	16,061
	審査支払手数料・高額介護予防サービス費相当事業等	1,385	1,072	1,405	1,495	1,478	1,476
	一般介護予防事業	21,381	26,048	33,285	33,791	43,088	42,131
（２）包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業		63,958	77,712	113,243	89,787	98,942	98,393
	包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	60,353	73,015	106,724	81,878	91,033	90,484
	任意事業	3,605	4,697	6,519	7,909	7,909	7,909
（３）包括的支援事業（社会保障充実分）		12,469	12,826	16,993	17,440	16,998	16,998
	在宅医療・介護連携推進事業	72	59	2,059	2,556	2,259	2,259
	生活支援体制整備事業	11,754	12,249	13,349	13,449	13,449	13,449
	認知症初期集中支援推進事業	70	158	550	550	532	532
	認知症地域支援・ケア向上事業	442	91	610	479	348	348
	認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	0	0	0	0	0	0
	地域ケア会議推進事業	131	269	425	406	410	410
地域支援事業費計		250,172	254,181	304,992	316,182	328,024	320,850

※千円以下の端数処理の関係により、数値が一致しない場合があります。

第2節　給付適正化の推進

給付適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するよう促すことであり、適切なサービスの確保とその効果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度を目指すものです。

これらを実現するため、第９期における国の指針に基づき、介護給付適正化計画を「要介護認定の適正化」、「ケアプラン点検及び住宅改修・福祉用具点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」の３事業に再編し、介護給付の適正化に取り組んでいきます。

また、介護保険法第 117 条第 2 項第 3 号及び第 4 号の規定により、市町村介護保険事業計画において、介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定めるものとされているため、本計画において「介護給付適正化計画」を一体的に策定するものとします。

Ⅰ　介護保険給付費適正化事業の推進

（Ⅰ）認定調査チェック

取組内容	要介護認定においては、全国一律の基準に基づき行われていることから、認定調査及び認定審査会がその基準に沿って実施されているかを常に意識し、基準の共有を行うことで、適正な認定が行われるように取り組んでいます。 認定調査全件の点検を実施し、不備が認められた場合、認定調査員に確認し必要に応じて認定調査票を修正するとともに、認定調査の平準化を図っています。
現状と課題	審査会事務局職員が、全件（直営調査・委託調査）調査特記の点検を行っています。また、新型コロナウイルスの影響で認定調査に制限が出ているところもあります。このようなことを踏まえ、感染症対策を行ったうえで適正な認定調査を実施しています。
今後の方向性	調査特記の全件点検を継続していきます。また、調査員のスキルアップのため研修の受講や勉強会・情報共有の場を設け、認定調査の平準化のため直営調査と委託調査をバランスよく行います。

【調査特記の点検】

	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度（2021 年）	令和４年度（2022 年）	令和５年度（2023 年）	令和６年度（2024 年）	令和７年度（2025 年）	令和８年度（2026 年）
件数	2,423 件（全件）	2,567 件（全件）	3,981 件（全件）	全件	全件	全件

※令和３・４年度は、新型コロナウイルスの影響で、更新申請の方に限り認定調査を免除されている方がいます。内訳として、令和３年度は 1,552 件、令和４年度は 1,384 件となっております。

【調査員のスキルアップ】

	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度（2021 年）	令和４年度（2022 年）	令和５年度（2023 年）	令和６年度（2024 年）	令和７年度（2025 年）	令和８年度（2026 年）
研修受講	直営全員受講	直営全員受講	直営全員受講	直営全員受講	直営全員受講	直営全員受講
勉強会（情報共有）	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回	12 回

（2）ケアプラン点検

取組内容	ケアマネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているかを、介護支援専門員とともに検証確認しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに健全なる給付の実施を支援しています。
現状と課題	自立支援に資するケアマネジメントの実践に向けた支援のため、毎年度テーマを定めて実施しています。点検の質を高めるためには、専門的な知識の習得が課題となっています。
今後の方向性	国保連合会の介護給付適正化システムの帳票等を活用して、管内にあるすべての居宅介護支援事業所を対象として面談等によるケアプラン点検を実施することにより、自立支援に資する適正なケアプランの作成に向けた取組の支援を行います。また、居宅介護支援事業所の運営指導等においてケアプラン点検を行うことにより、効率的・効果的な取組を実施していきます。

【ケアプラン点検】

	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度（2021 年）	令和４年度（2022 年）	令和５年度（2023 年）	令和６年度（2024 年）	令和７年度（2025 年）	令和８年度（2026 年）
件数	32 件	32 件	32 件	32 件	32 件	32 件

【運営指導によるケアプラン点検】

	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度（2021 年）	令和４年度（2022 年）	令和５年度（2023 年）	令和６年度（2024 年）	令和７年度（2025 年）	令和８年度（2026 年）
件数	0 件	0 件	16 件	20 件	20 件	20 件

（3）住宅改修等の点検

取組内容	住宅改修については、事前申請時の書類の点検や工事施工前後の現地調査を行い、受給者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修となってないか確認を行っています。また、福祉用具購入・貸与についても、受給者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用となっているか利用状況等の確認を行っています。
現状と課題	住宅改修については、事前申請時の書類の点検や現地調査を行うことで適正な給付につなげることができています。福祉用具調査については、ケアプラン点検の中で利用状況等を確認しています。点検の質を高めるためには、専門的な知識の習得が課題となっています。
今後の方向性	住宅改修は、改修費が高額、改修規模が大きく複雑、事前申請時の書類では現状が分かりにくいケースについて現地調査等を実施していきます。福祉用具は、現地調査に加え、ケアプラン点検を活用することで効率的・効果的な事業の実施を行っていきます。

【住宅改修申請書等の書類の点検】

	実績値		見込値	計画値		
	令和 3 年度（2021 年）	令和 4 年度（2022 年）	令和 5 年度（2023 年）	令和 6 年度（2024 年）	令和 7 年度（2025 年）	令和 8 年度（2026 年）
件数	166 件（全件）	174 件（全件）	146 件（全件）	全件	全件	全件

【住宅改修現地調査】

	実績値		見込値	計画値		
	令和 3 年度（2021 年）	令和 4 年度（2022 年）	令和 5 年度（2023 年）	令和 6 年度（2024 年）	令和 7 年度（2025 年）	令和 8 年度（2026 年）
件数	12 件	12 件	8 件	12 件	12 件	12 件

【福祉用具等調査（ケアプラン点検含む）】

	実績値		見込値	計画値		
	令和 3 年度（2021 年）	令和 4 年度（2022 年）	令和 5 年度（2023 年）	令和 6 年度（2024 年）	令和 7 年度（2025 年）	令和 8 年度（2026 年）
件数	35 件	38 件	36 件	40 件	40 件	40 件

（4）縦覧点検・医療情報との突合

取組内容	国保連合会介護給付適正化システムにより、介護報酬請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行うとともに、医療と介護の重複請求の排除等を図っています。
現状と課題	徳島県国民健康保険団体連合会に委託し、全件実施しています。また、みよし広域連合独自で導入している介護給付費適正化システムを活用し、不適切な給付の確認を行っています。しかし、国民健康保険団体連合会から提供される適正化に関する帳票が多く、内容も複雑であるため、一部において有効に活用ができていないことが課題となっています。
今後の方向性	効果が期待される帳票を優先的に点検していきます。

【縦覧点検・医療情報との突合】

	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度（2021年）	令和４年度（2022年）	令和５年度（2023年）	令和６年度（2024年）	令和７年度（2025年）	令和８年度（2026年）
件数	696件（全件）	951件（全件）	824件（全件）	全件	全件	全件

（5）介護給付費通知

取組内容	保険者から受給者（家族を含む）に対して、利用サービスの内容と費用総額などの内容を年４回通知します。受給者や事業者に対して適正なサービス利用が行えているか改めて確認してもらい、適正な請求に向けた抑制効果を図っています。
現状と課題	介護報酬の請求及び費用の給付状況等を年４回通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービス利用の普及啓発を行っています。費用対効果を見込みづらいことが課題となっています。
今後の方向性	介護給付適正化主要事業から除外されることにより、今後は実施しません。

【介護給付費通知】

	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度（2021年）	令和４年度（2022年）	令和５年度（2023年）	令和６年度（2024年）	令和７年度（2025年）	令和８年度（2026年）
件数	４回（12月分）	４回（12月分）	４回（12月分）	―	―	―

第3節　地域密着型サービス運営委員会の設置並びに指導監督の実施

取組内容	地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、介護保険の被保険者、介護サービスの事業者、保健・医療・福祉関係者、学識経験者等からなる「地域密着型運営委員会」を設置し、地域密着型サービス事業所の指定、地域密着型サービスの質の確保及び地域密着型サービス事業の運営の評価に関し協議を行います。 また、地域密着型施設等に対し、法令等を遵守した運営が健全かつ円滑に行われるよう毎年指導監督等を実施しています。
現状と課題	地域密着型運営委員会を開催し、地域密着型（介護予防）サービス事業所の新規指定及び指定更新に関する事業の運営の評価に関し協議を行っています。また、運営指導は、指定有効期限内（６年間）におおむね１回以上の実施を行っています。
今後の方向性	今後も継続して実施していきます。

【地域密着型サービス運営委員会】

	実績値		見込値		計画値	
	平成 30 年度（2018 年）	令和元年度（2019 年）	令和２年度（2020 年）	令和３年度（2021 年）	令和４年度（2022 年）	令和５年度（2023 年）
	１回	１回	１回	１回	１回	１回

【運営指導】

	実績値		見込値		計画値	
	令和３年度（2021 年）	令和４年度（2022 年）	令和５年度（2023 年）	令和６年度（2024 年）	令和７年度（2025 年）	令和８年度（2026 年）
居宅介護支援事業所	０件	０件	４件	４件	５件	２件
介護予防支援事業所	０件	１件	０件	１件	１件	１件
地域密着型サービス事業所	０件	２件	８件	３件	３件	３件

第4節　介護サービス基盤の整備

取組内容	高齢者が、たとえ要介護状態等になっても、可能な限り住み慣れた地域で、継続して日常生活を営むことができるよう、広域連合と関係市町が連携し、多様化する利用者のニーズを反映した十分な質・量のサービスを確保できる地域密着型サービス等の基盤整備について検討を行っています。
現状と課題	特別養護老人ホームの待機者の状況調査結果からは、在宅で生活していると思われる待機者は 51 人となっており、その中でも真に入所が必要とされる待機者は 40 人となっています。 その一方で、各施設での１ヶ月の空床状況については、介護保険施設（グループホーム、ショートステイを含む）は約 135 床、他の有料老人ホーム等の施設は約 49 床となっています。この中には、介護職員の人材が不足していることにより休止している介護保険施設も見受けられます。 このことから、介護サービス基盤の整備については、待機者の状況や介護人材の確保等を総合的に勘案することが必要となっています。
今後の方向性	施設サービスは、介護サービスの中でも介護負担をより軽減することができる重要なサービスではありますが、中長期的な人口の動態や介護ニーズの見込み等の視点も必要になっています。 今後の高齢化の推移、住民のニーズ、待機者の状況、既存施設の整備状況、介護人材の状況等を踏まえながら、給付と負担のバランスにも留意し、引き続き施設整備の在り方の検討を行っていきます。 第９期期間中の地域密着型の入所・入居施設の整備については予定しておりません。

第5節　計画の点検・評価方法

取組内容	介護保険事業の円滑な推進のため、保健・医療・福祉関係者、学識経験者で構成された地域包括支援センター運営協議会等において、事業の点検や評価を行います。 また、新しい介護予防・日常生活支援総合事業については、国のガイドライン等を踏まえつつ、実施をしていく中で地域の実情に沿った取り組みが可能となるよう、行政・関係団体等が一体となって評価・検討を行っています。
現状と課題	地域包括支援センター運営協議会等において、事業の点検や評価を実施しています。
今後の方向性	今後も継続して実施していきます。また、第９期介護保険事業計画についてフェイスシートを活用しながら評価するとともに、評価の実施方法を検討していきます。

【地域包括支援センター運営協議会】

	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度（2021 年）	令和４年度（2022 年）	令和５年度（2023 年）	令和６年度（2024 年）	令和７年度（2025 年）	令和８年度（2026 年）
三好市	１回	１回	１回	１回	１回	１回
東みよし町	２回	２回	２回	１回	１回	１回

第6節　介護保険料等の設定について

Ⅰ　介護保険料の算定

（1）第1号被保険者介護保険料の推計手順

第９期介護保険事業計画における第１号被保険者介護保険料算出作業全体のイメージは、以下のとおりとなります。

（ⅰ）給付実績の整理（令和６年度～令和８年度見込）

↓

（ⅱ）高齢者人口及び要支援・要介護認定者数の推計

↓

（ⅲ）施設・居住系サービスの見込量の推計

↓

（ⅳ）居宅サービス等の見込量の推計

↓

（ⅴ）推計した見込量について、介護報酬改定率等を調整

↓

（ⅵ）総給付費の推計

↓

（ⅶ）第１号被保険者の保険料を算出

（2）標準給付費見込額（A）

介護サービス総給付費、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額及び審査支払手数料を合わせた標準給付費見込額は、以下のとおりとなっています。

単位：円

	第９期合計	令和６年度（2024 年）	令和７年度（2025 年）	令和８年度（2026 年）
総給付費	15,728,691,000	5,207,226,000	5,243,754,000	5,277,711,000
特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	655,575,910	221,396,871	219,154,886	215,024,153
特定入所者介護サービス費等給付額	645,909,081	218,314,991	215,831,087	211,763,003
特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	9,666,829	3,081,880	3,323,799	3,261,150
高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	414,808,906	140,079,776	138,680,194	136,048,936
高額介護サービス費等給付額	408,031,837	137,919,087	136,349,897	133,762,853
高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	6,777,069	2,160,689	2,330,297	2,286,083
高額医療合算介護サービス費等給付額	44,792,603	15,140,375	14,968,113	14,684,115
算定対象審査支払手数料	19,477,565	6,507,500	6,492,490	6,477,575
標準給付費見込額（Ａ）	16,863,345,984	5,590,350,522	5,623,049,683	5,649,945,779

（3）地域支援事業費見込額（B）

令和６年度から令和８年度の地域支援事業費の見込みは次のとおりとなっています。

単位：円

	第９期合計	令和６年度（2024 年）	令和７年度（2025 年）	令和８年度（2026 年）
介護予防・日常生活支援総合事業	626,497,545	208,955,471	212,083,326	205,458,748
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	287,123,469	89,787,303	98,942,583	98,393,583
包括的支援事業（社会保障充実分）	51,436,867	17,440,037	16,998,415	16,998,415
地域支援事業費（Ｂ）	965,057,881	316,182,811	328,024,324	320,850,746

（4）介護保険の財源構成

保険料基準額の算定に用いられる第１号被保険者（65 歳以上）の総給付費に対する負担率については、第８期から変更はなく 23%となっています。

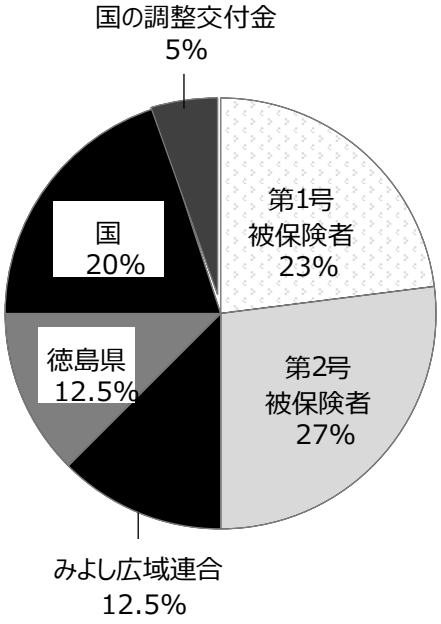

（5）第Ⅰ号被保険者負担相当額（C）

令和６年度から令和８年度までの標準給付費見込額、地域支援事業費の合計額に対して、第１号被保険者の負担割合 23%を乗じた値が第１号被保険者負担相当額となります。

第１号被保険者負担相当額（C）

＝（標準給付費見込額（A）＋地域支援事業費（B））×23%

単位：円

	第９期合計	令和６年度 （2024 年）	令和７年度 （2025 年）	令和８年度 （2026 年）
標準給付費見込額（A）	16,863,345,984	5,590,350,522	5,623,049,683	5,649,945,779
地域支援事業費（B）	965,057,881	316,182,811	328,024,324	320,850,746
第１号被保険者負担割合	23%	23%		
第１号被保険者負担 相当額（C）	4,100,532,889	1,358,502,666	1,368,747,022	1,373,283,201

（6）保険料収納必要額（H）

令和６年度から令和８年度までの第９期計画期間に要する保険料収納必要額は以下のとおりとなります。

保険料収納必要額（H）

＝第１号被保険者負担相当額（C）＋調整交付金相当額（D＝A′×0.05）※

－調整交付金見込額（E）－準備基金取崩額（F）

－保険者機能強化推進交付金等（G）

※A′＝標準給付費見込額（A）＋ 介護予防・日常生活支援総合事業費

単位：円

	第９期合計	令和６年度（2024 年）	令和７年度（2025 年）	令和８年度（2026 年）
第 1 号被保険者負担相当額（C）	4,100,532,889	1,358,502,666	1,368,747,022	1,373,283,201
調整交付金相当額（D）	874,492,176	289,965,300	291,756,650	292,770,226
調整交付金見込額（E）	1,496,266,000	524,837,000	500,654,000	470,775,000
準備基金取崩額（F）	266,500,000			
保険者機能強化推進交付金等（G）	40,500,000			
保険料収納必要額（H）	3,171,759,065			

※調整交付金相当額（D）と調整交付金見込額（E）の違いについて

国の負担割合 25%の内、５％は調整交付金での負担となります。

調整交付金とは、各市町村間における財政力の差を調整するために国が５％負担しているもので、調整するために、５％より多い市町村、少ない市町村があります。

みよし広域連合では、調整交付金相当額（D）は標準給付費見込額（A）の５％となりますが、実際には調整交付金見込額（E）を国が負担することとなり、交付額は５％より高くなっています。

※介護給付費準備基金取崩額（F）について

保険料の余剰分を積み立てている介護給付費準備基金から３年間で 2 億 6650 万円取り崩し、介護保険料の収納不足を補うこととします。

（7）所得段階別加入者数の推計

国において、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、第９期計画期間における第１号保険料の標準段階等の見直し（標準段階数の９段階から 13 段階への多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引き下げ、公費軽減割合の変更等）が行われたことを踏まえ、多段階化及び乗率の設定を行いました。

なお、令和５年 10 月時点の所得段階別加入者数を用いて算出された、令和６年度から令和８年度までの所得段階別加入者数の見込みは以下のとおりとなります。

単位：人

	基準所得額	第９期計画				基準額に対する割合 令和６年度～令和８年度
		令和６年度（2024 年）	令和７年度（2025 年）	令和８年度（2026 年）	合計	
第１段階		3,035	3,003	2,957	8,995	0.4550
第２段階		2,197	2,172	2,140	6,509	0.6850
第３段階		1,841	1,820	1,794	5,455	0.6900
第４段階		1,088	1,075	1,060	3,223	0.9000
第５段階		2,067	2,044	2,014	6,125	1.0000
第６段階		2,588	2,559	2,521	7,668	1.2000
第７段階	1,200,000	1,722	1,702	1,677	5,101	1.3000
第８段階	2,100,000	697	689	679	2,065	1.5000
第９段階	3,200,000	234	232	230	696	1.7000
第 10 段階	4,200,000	72	71	70	213	1.9000
第 11 段階	5,200,000	53	52	51	156	2.1000
第 12 段階	6,200,000	33	33	32	98	2.3000
第 13 段階	7,200,000	103	101	100	304	2.4000
計		15,730	15,553	15,325	46,608	

（8）所得段階別加入割合補正後被保険者数

所得段階別加入割合補正後被保険者数とは、所得段階により保険料が異なるため、所得段階別加入者数を、各所得段階別の保険料率で補正したものです。

単位：人

	基準所得額	第９期計画			
		令和６年度（2024 年）	令和７年度（2025 年）	令和８年度（2026 年）	合計
第１段階		1,380	1,365	1,345	4,090
第２段階		1,505	1,488	1,466	4,459
第３段階		1,270	1,256	1,238	3,764
第４段階		979	968	954	2,901
第５段階		2,067	2,044	2,014	6,125
第６段階		3,106	3,071	3,025	9,202
第７段階	1,200,000	2,239	2,213	2,180	6,632
第８段階	2,100,000	1,046	1,034	1,019	3,099
第９段階	3,200,000	398	394	391	1,183
第 10 段階	4,200,000	137	135	133	405
第 11 段階	5,200,000	111	109	107	327
第 12 段階	6,200,000	76	76	74	226
第 13 段階	7,200,000	247	242	240	729
計		14,561	14,395	14,186	43,142

（9）保険料基準額の算定

介護保険料基準額は以下のとおりとなります。

保険料基準額

＝保険料収納必要額（H）÷予定保険料収納率（98.81%）

÷所得段階別加入者割合補正後被保険者数（43,142 人）÷12 か月

介護保険料基準額（月額）＝ 6，200 円

所得段階		月額	年額	所得要件		
第 1 段階	0.285 ※1	1,767 円 (参考) ※2	**21,200 円** ※3	非課税世帯	本人非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者又は前年の合計所得金額※1 と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人
第 2 段階	0.485 ※1	3,007 円 (参考) ※2	**36,080 円** ※3			第 1 段階に該当しない人で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円以下の人
第 3 段階	0.685 ※1	4,247 円 (参考) ※2	**50,960 円** ※3			第 2 段階に該当しない人で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円を超える人
第 4 段階	0.9	5,580 円	**66,960 円**	課税世帯		前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人
第 5 段階	1.0	6,200 円	**74,400 円**			前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円を超える人
第 6 段階	1.2	7,440 円	**89,280 円**		本人課税	前年の合計所得金額が 120 万円未満の人
第 7 段階	1.3	8,060 円	**96,720 円**			前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の人
第 8 段階	1.5	9,300 円	**111,600 円**			前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人
第 9 段階	1.7	10,540 円	**126,480 円**			前年の合計所得金額が 320 万円以上の人
第 10 段階	1.9	11,780 円	**141,360 円**			前年の合計所得金額が 420 万円以上の人
第 11 段階	2.1	13,020 円	**156,240 円**			前年の合計所得金額が 520 万円以上の人
第 12 段階	2.3	14,260 円	**171,120 円**			前年の合計所得金額が 620 万円以上の人
第 13 段階	2.4	14,880 円	**178,560 円**			前年の合計所得金額が 720 万円以上の人

※1　第 1 段階から第 3 段階については、国・県・市町の公費による「低所得者保険料軽減繰入金」により軽減（第 1 段階 0.17　第 2 段階 0.2　第 3 段階 0.005）されています。

※2　第 1 段階から第 3 段階の月額は、年額を 1 2 か月で割ったものを表示（小数点以下四捨五入）しています。

※3　第 1 段階から第 3 段階の年額は、基準額（年額）に保険料率をかけて 10 円単位で端数処理（10 円未満切り捨て）しています。

参考資料

みよし広域連合介護保険事業計画策定委員会設置要綱
策定委員名簿

参考資料

みよし広域連合介護保険事業計画策定委員会設置要綱

制定　平成 20 年 8 月 13 日要綱第 2 号

（設置）

第 1 条　みよし広域連合（以下「広域連合」という。）は、介護保険法第 117 条に定める介護保険事業計画の策定及び改定を行うため、みよし広域連合介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条　委員会は、広域連合の介護保険事業計画について検討し、その結果をみよし広域連合長（以下「広域連合長」という。）に報告する。

（委員）

第 3 条　委員会は、委員 20 名以内で構成し、委員は次に掲げる者の中から、広域連合長が委嘱する。

（1）　学識経験者

（2）　保健、福祉、医療関係者

（3）　その他広域連合長が必要と認める者

（委員長及び副委員長）

第 4 条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

2　　委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3　委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条　委員会は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

2　　委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（委員の任期）

第 6 条　委員の任期は、広域連合長に対し、第 2 条の規定による報告を行った時点をもって終了するものとする。

（事務局）

第 7 条　委員会の事務局は、介護保険センターに置く。

（その他）

第 8 条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

附　則（平成 23 年 5 月 1 日要綱第 3 号）

この要綱は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

策定委員名簿

委員構成	氏　名	所　　属	備考
学識経験者	大木元　繁	三好保健所	所長
	小笠　直人	西部総合県民局保健福祉環境部	副部長
福祉関係者	◎藤原　英徳	三好市福祉事務所	所長
	安宅　克枝	三好市長寿・障害福祉 （みよし地域包括支援センター）	課長
	○森本　志子	東みよし町福祉課	課長
	井口　由美	東みよし町地域包括支援センター	センター長
	菅井　弘昭	三好市民生委員児童委員連絡協議会	会長
	大西　綾子	東みよし町民生委員児童委員協議会	会長
	高野　健一	三好市社会福祉協議会	事務局長
	藤内　則康	東みよし町社会福祉協議会	事務局長
	久保　陽子	みよしケアマネジャーネットワーク	会長
医療関係者	田岡　清三郎	三好市医師会	顧問
	檜原　　司	三好歯科医師会	代表
被保険者代表	山下　利幸	三好市老人クラブ連合会	会長
	山口　博視	東みよし町老人クラブ連合会	会長

◎…委員長　○…副委員長

第２部

三好市高齢者保健福祉計画（第 10 次）

は じ め に

我が国は、世界に類を見ない超高齢社会を迎えており、団塊の世代が７５歳以上となる２０２５年以降は、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれています。

三好市におきましても、２０２３年１１月末現在、65 歳以上の高齢者の割合が47%を超えており、２０２５年には高齢者割合が 50%を超えることが見込まれています。また、少子化や核家族化の進行等により、高齢者の一人暮らしや、高齢者夫婦のみの世帯が増加傾向にあり、家庭での介護力の不足など様々な課題を抱えています。

このような状況において、医療や介護が必要となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が大変重要です。

この度策定しました「三好市高齢者保健福祉計画（第 10 次）」では、これまでの計画と同様「高齢者を敬い、高齢者が住み慣れた地域で健康で安全・安心に暮らせる三好市の実現」を基本理念として継承し、地域包括ケアシステムの構築を推進するために、地域社会とつながりをもちながら高齢者が生きがいをもって暮らし、できるだけ要介護状態にならないための介護予防や、住み慣れた地域での自立した生活を確保するための生活支援を重要課題と捉え、各種施策を展開することとしています。三好市においては、各地域で住民が主体となって介護予防・日常生活支援サービスや「通いの場」の運営に取り組んでいただいております。住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためにも、一人ひとりが自ら健康づくりに取り組み「健幸寿命」の延伸を心がけていただけますようお願いいたします。

今後も、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進し、すべての人々が一人ひとりの暮らしと生きがいを共に造り、共に高め合う地域社会の構築を目指していかなければなりません。様々な関係機関と連携し、高齢者の方を地域でしっかり支える社会づくりを通して、互いに支え合い、励まし合い、楽しみを共有して、長寿の喜びを実感できる地域づくりを目指し、また三好市で生活して良かったと実感していただけるまちづくりを目指してまいりますので、ご支援・ご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりご尽力を賜りました策定委員の皆さまをはじめ多くの貴重な意見を頂戴いたしました市民の皆さまに心から厚くお礼申し上げます。

２０２４年3月

三好市長　高井美穂

第１章
計画策定にあたって

１　計画策定の趣旨
２　法令の根拠と位置づけ
３　計画期間の見直し
４　計画策定の体制
５　計画の進行管理

第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の趣旨

我が国は世界一の長寿国となり、諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行しています。６５歳以上の人口は、現在3,623万人を超えており、２０４３年の約3,953万人でピークを迎え、その後も、７５歳以上の人口割合は増加し続けることが予想されています。このような状況の中、団塊の世代（約８００万人）が７５歳以上となる２０２５年以降は、国民の医療や介護の需要が、さらに増加することが見込まれています。

三好市においては、２０２３年１１月末現在、総人口における６５歳以上の高齢者の割合が47.36%となり全国的に見ても高齢化が進んでいる状況にあります。

このような超高齢社会に突入している三好市では、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、三好市独自の「地域包括ケアシステム」を構築していくことが重要です。何でも相談できる人が身近に居てつながりをもつことが大切であることに注目し、『つながろう三好』を三好市のテーマとして「介護」「医療」「予防」といった専門的サービスを前提とし、「住まい」と「生活支援・福祉」等の多方面で、自助・互助・共助・公助をつなぎあわせ、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会「地域共生社会」の実現を目指します。

さらに高齢者が健康で生きがいをもって暮らせる「健幸寿命」を延ばし、できるだけ要介護状態にならないための「介護予防」や、住み慣れた地域で自立した生活を確保するための「生活支援」が重要となります。認知症になっても、早期の段階から適切な診断と対応可能な体制の整備や、地域全体で認知症高齢者やその家族を支援するネットワークの構築を目指します。高齢者の身体の衰えによる虚弱（フレイル）を予防し、地域コミュニティの活性化を図る「通いの場」の取り組み、高齢者の見守りネットワーク体制の構築と強化を推進します。高齢者の心身の多様な課題に対してきめ細やかな支援を実施するため、介護・医療・保健・福祉におけるサービスを総合的に提供し、高齢者にやさしく住みやすい地域づくりを目指します。

また、世界的に人類の社会生活を変えるなど、多大な影響を及ぼす感染症、巨大地震をはじめとする災害等に対しても対策を強化し、高齢者が安心して暮らせる地域づくりを目指します。

これらのことを踏まえ、三好市が直面している課題に対し、今後の取り組みや関係機関との連携・役割分担について三好市が中心となり介護・医療・保健・福祉の各関係機関と連携を図ることにより、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築を目指し「三好市高齢

者保健福祉計画（第 10 次）」を策定し、明るく活力のある社会の実現に向け取り組んでまいります。

2　法令の根拠と位置づけ

この計画は、「老人福祉法」（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の8の規定に基づいています。また「三好市高齢者保健福祉計画」は、三好市における高齢者に関する政策全般にわたる計画であり、内容において介護保険事業計画を包含するため、みよし広域連合が策定する介護保険事業計画と調和と整合性が保たれたものになるよう、作成時期及び計画期間を同一にし、「介護保険事業計画」は巻末に掲載します。

また、三好市総合計画・三好市地域福祉計画の基本構想に基づくとともに、その他の計画と調和を保ちます。

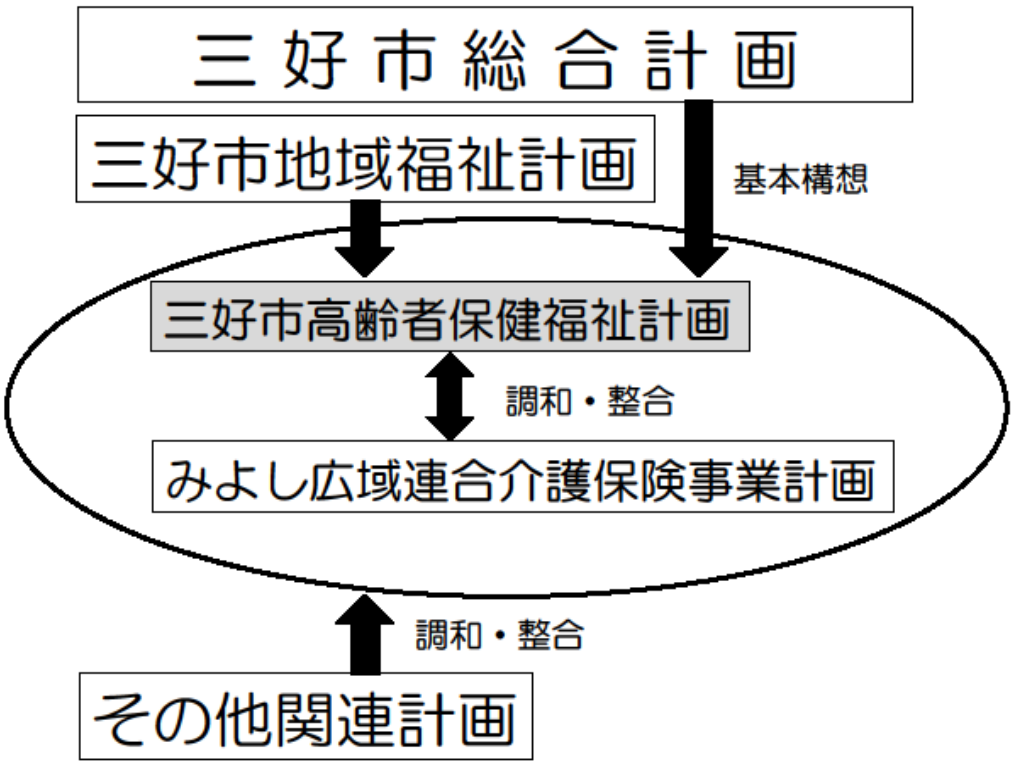

３　計画期間と見直し

本計画の期間は、2024（令和 6）年度から 2026（令和 8）年度までの3か年とします。社会環境や地域の実情等、高齢者を取り巻く環境は日々変化があることを踏まえ、2026 年度中に見直しを行います。

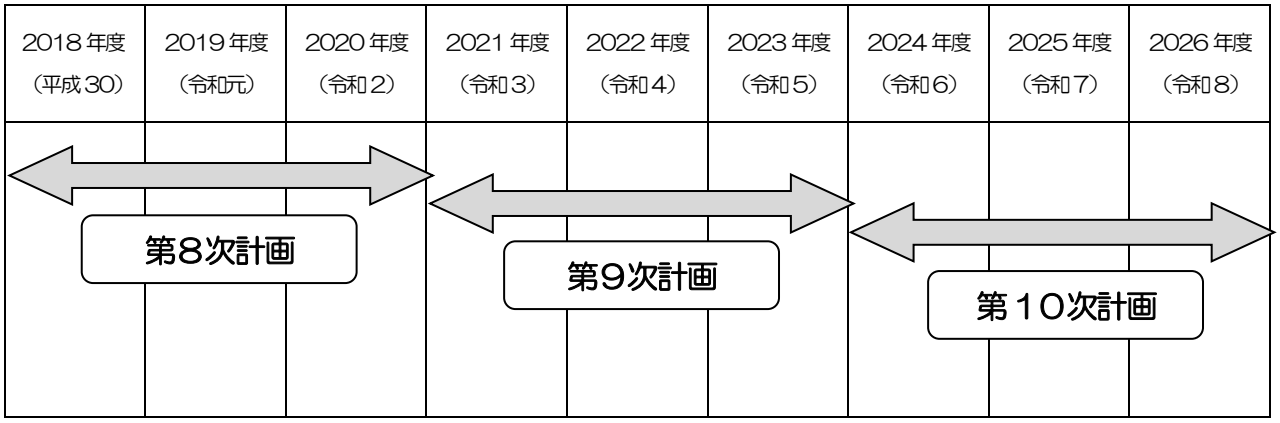

４　計画策定の体制

本計画を策定するにあたり、委員１２名からなる「三好市高齢者保健福祉計画策定委員会」を設置しました。委員は学識経験者、保健・医療・福祉関係者、住民で構成し、必要な事項について協議し、幅広い意見を踏まえ計画を策定しました。

５　計画の進行管理

三好市における状況や高齢者のニーズの多様化、国の施策や福祉制度の見直し等により、三好市や高齢者を取り巻く福祉環境は様々に変化することが予想される為、地域における保健福祉施策が質量ともにバランスがとれ、また、的確に機能しているか等絶えず評価する必要があります。そのため、適切に計画の進行管理を行います。

第２章
三好市の高齢者を取り巻く現状と課題

1　高齢者の状況
2　将来推計
3　今後の重点課題

第２章　三好市の高齢者を取り巻く現状と課題

１　高齢者の状況

（1）人口推移

三好市における人口構成は、下のグラフのように推移しています。

2023 年３月 31 日現在、2019 年同日から比べると、総人口は 2,745 人の減で、65 歳以上の高齢者では 363 人の減少となっています。高齢化率は 3.56 ポイント上昇し、約 47%です。

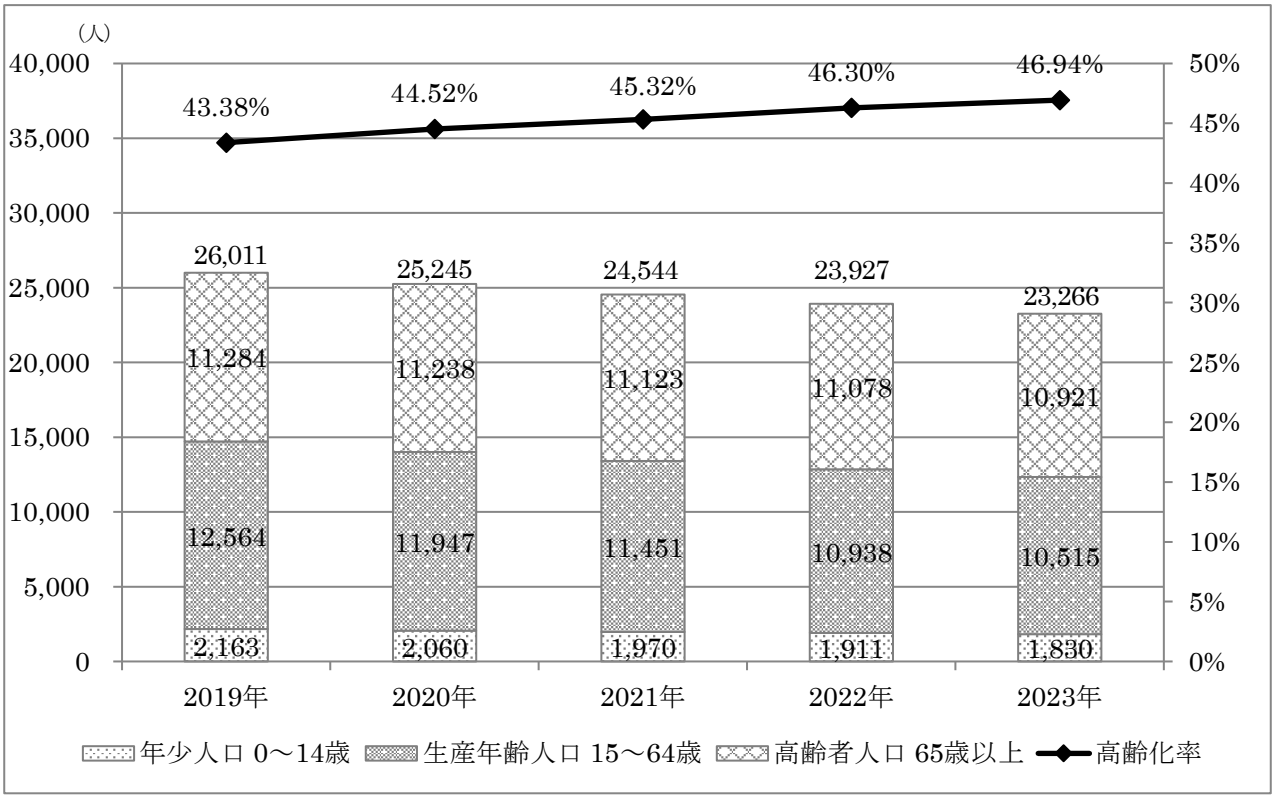

※住民基本台帳　各年３月 31 日現在

（2）高齢者世帯の状況

三好市における総世帯数は、2023 年３月 31 日現在、2020 年３月 31 日現在より 538 世帯減っています。しかし、65 歳以上の一人暮らしや高齢者のみで構成される世帯は増加の傾向にあり、子や孫などと一緒に暮らす同居世帯が減少しています。このことから在宅で生活する高齢者が何らかの介護が必要になっても、同居家族からの支援が難しいという状況がうかがえます。

	2020年	2021年	2022年	2023年
総 世 帯	12,487世帯	12,337世帯	12,129世帯	11,949世帯
高齢者のいる世帯（65歳以上）	8,120世帯	8,060世帯	8,010世帯	7,897世帯
一人暮らし高齢者世帯	3,696世帯	3,697世帯	3,719世帯	3,729世帯
高齢者のみで構成される世帯（一人暮らし除）	2,112世帯	2,102世帯	2,121世帯	2,116世帯
高齢者と同居世帯（一人暮らし、高齢者のみの世帯除く）	2,312世帯	2,261世帯	2,170世帯	2,052世帯

※住民基本台帳　各年３月31日現在

（３）65歳以上（第１号被保険者）の要支援、要介護認定者数

	2020年３月	2021年３月	2022年３月	2023年３月
要支援１	208人	201人	180人	170人
要支援２	397人	362人	369人	368人
要介護１	331人	348人	372人	358人
要介護２	498人	453人	424人	425人
要介護３	358人	368人	379人	379人
要介護４	359人	371人	382人	393人
要介護５	258人	245人	237人	203人
合　　計	2,409人	2,348人	2,343人	2,296人

※みよし広域連合介護保険センター資料（三好市分）

（4）65 歳以上の要支援・要介護認定者のうち認知症とみなされる人

日常生活自立度判定基準Ⅱ以上の者

2021 年 4 月 1 日現在	1,438 人
2022 年 4 月 1 日現在	1,520 人
2023 年 4 月 1 日現在	1,475 人

※みよし広域連合介護保険センター資料（三好市分）

（5）老人クラブの現状と加入者数

三好市老人クラブ連合会が中心となり、住み慣れた地域で、仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を展開しながら、自らも介護予防に努め、今まで培った知識や経験を活かして地域を豊かにする社会活動の中心を担う「介護予防リーダー」の養成に取り組んでいます。

	2021 年	2022 年	2023 年
老人クラブ数	32 団体	32 団体	32 団体
会　員　数	2,626 人	2,468 人	2,350 人

※各年４月１日現在

老人クラブ

		2021 年	2022 年	2023 年
会員数	三野町	330 人	322 人	309 人
	池田町	1,336 人	1,208 人	1,157 人
	山城町	168 人	158 人	140 人
	井川町	421 人	403 人	385 人
	東祖谷	282 人	270 人	253 人
	西祖谷	89 人	107 人	106 人
	合　計	2,626 人	2,468 人	2,350 人

※各年４月１日現在

（6）高齢者の受診・検診状況

病気で衰弱しやすい高齢期であるからこそ注意すべき疾患もあり、早期発見、対応が必要なことから、健康診査やがん検診の受診等について庁内関係部署間で連携し推進していきます。

○ 後期高齢者の医療受診状況

後期高齢者平均被保険者数（各月末現在の被保険者数の累積/12 ヶ月）

	2020 年度	2021 年度	2022 年度
被保険者数	6,430 人	6,192 人	6,154 人

※2020 年度から 2022 年度は、各月末（4 月から翌年 3 月）の被保険者数を合計し 12 ヶ月で除したもの

後期高齢者医療入院、入院外、歯科の受診件数

	2020 年度	2021 年度	2022 年度
入　　院	6,564 件	5,925 件	5,960 件
入 院 外	82,162 件	80,343 件	80,634 件
歯　　科	10,470 件	10,906 件	10,872 件
合　　計	99,196 件	97,174 件	97,466 件

※2020 年度から 2022 年度は 3 月～2 月診療分の 12 ヶ月分合計

後期高齢者健康診査の受診率

	2020 年度	2021 年度	2022 年度
健診受診率	43.78% (619/1,414)人	46.74% (660/1,412)人	45.34% (739/1,630)人

※2020 年度～2022 年度実績数

※健診受診率 = 受診者数 / 受診対象者数 ･･･

受診対象者数は、10 月 1 日から 9 月 30 日までの新規加入者、昨年度後期高齢者健康診査受診券で健診を受けた方、受診を希望する方など。

○ 各種がん検診及び特定健診・特定保健指導の状況

各種がん検診実施結果

65 歳～74 歳

		2020 年度	2021 年度	2022 年度
対象者		4,739 人	4,908 人	4,994 人
胃がん検診	受診者	595 人	522 人	521 人
	受診率	12.6%	10.6%	10.4%
肺がん検診	受診者	625 人	695 人	642 人
	受診率	13.2%	14.2%	12.9%
大腸がん検診	受診者	588 人	663 人	617 人
	受診率	12.4%	13.5%	12.4%

75 歳以上

		2020 年度	2021 年度	2022 年度
対象者		6,499 人	6,215 人	6,084 人
胃がん検診	受診者	269 人	239 人	281 人
	受診率	4.1%	3.8%	4.6%
肺がん検診	受診者	300 人	377 人	460 人
	受診率	4.6%	6.1%	7.6%
大腸がん検診	受診者	272 人	337 人	400 人
	受診率	4.2%	5.4%	6.6%

65 歳～74 歳（女性）

		2020 年度	2021 年度	2022 年度
対象者		2,309 人	2,364 人	2,408 人
子宮頸がん検診	受診者	267 人	254 人	263 人
	受診率	11.6%	10.7%	10.9%
乳がん検診	受診者	348 人	343 人	376 人
	受診率	15.1%	14.5%	15.6%

75 歳以上（女性）

		2020 年度	2021 年度	2022 年度
対象者		4,257 人	4,060 人	3,940 人
子宮頸がん検診	受診者	113 人	97 人	124 人
	受診率	2.7%	2.4%	3.1%
乳がん検診	受診者	150 人	127 人	153 人
	受診率	3.5%	3.1%	3.9%

※がん検診受診者数は三好市が実施する集団検診での受診者数を計上。人間ドックや医療機関で受診している者の数は含んでいません。

三好市国民健康保険加入者　特定健診・特定保健指導実施結果

			2020 年度	2021 年度	2022 年度
特定健診	40～74 歳	対象者	4,160 人	4,041 人	3,797 人
		受診者	1,717 人	1,663 人	1,554 人
		受診率	41.3%	41.2%	40.9%
	65～74 歳	対象者	2,834 人	2,833 人	2,670 人
		受診者	1,379 人	1,373 人	1,267 人
		受診率	48.7%	48.5%	47.5%
特定保健指導	40～74 歳	対象者	133 人	124 人	131 人
		実施者	95 人	80 人	90 人
		実施率	71.4%	64.5%	68.7%
	65～74 歳	対象者	88 人	97 人	96 人
		実施者	66 人	62 人	67 人
		実施率	75.0%	63.9%	69.8%

2　将来推計

2020 年の国勢調査の値をもとにした、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口の推計では、三好市の高齢化率（65 歳以上の人口比率）は、2025 年には 51.0%となり、2030 年に 53%を超え、2045 年には 59.9%まで上昇すると見通されています。

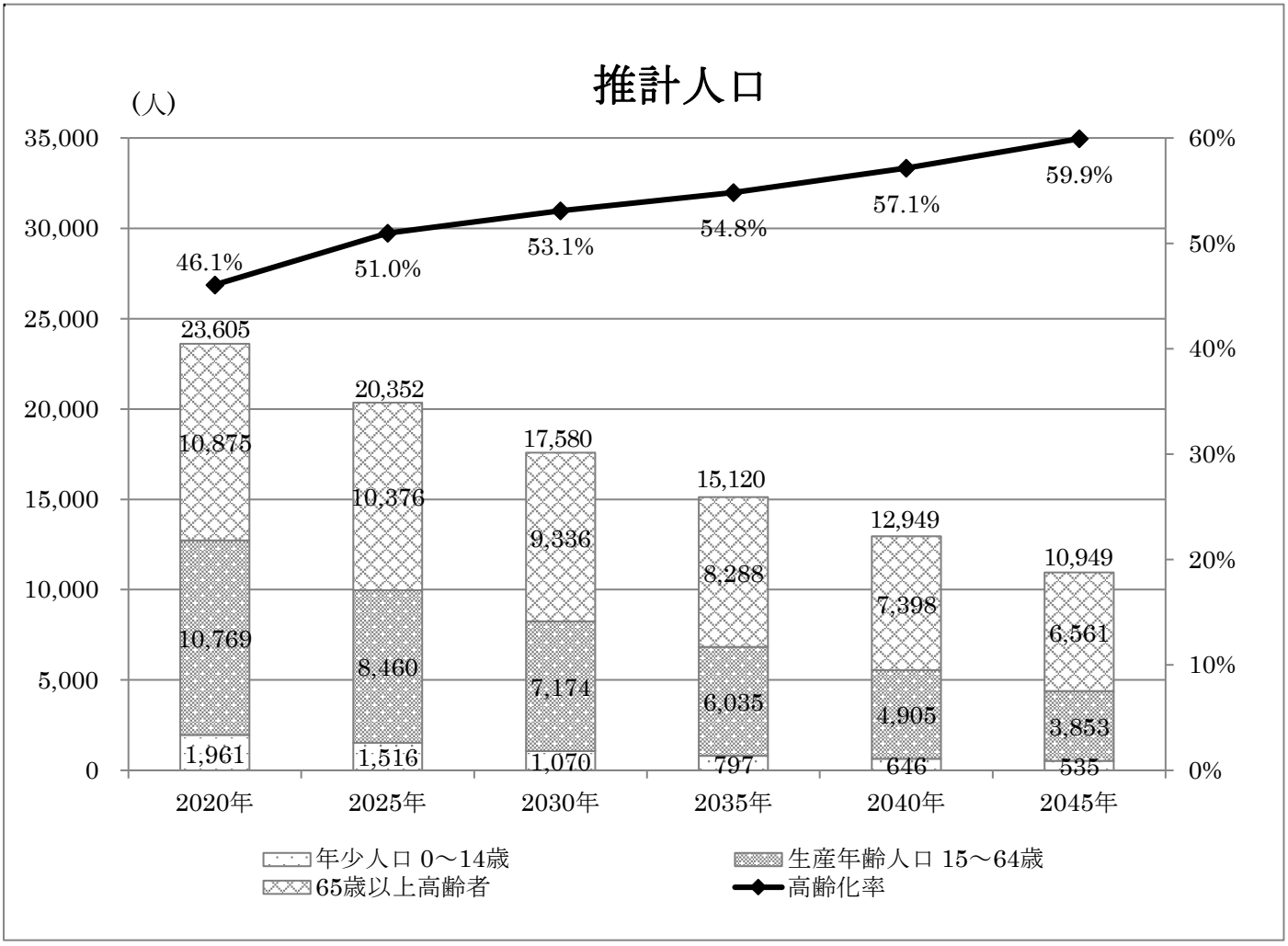

※　国立社会保障・人口問題研究所による将来人口の推計より

３　今後の重点課題

今期の計画期間中に団塊の世代がすべて後期高齢者となる2025 年、三好市の高齢化率が５３%を超えるとみられる 2030年、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年をも見据えた視点を持ち、地域包括ケアの実現のための方向性を踏まえ、3 年の計画期間のみならず、中長期的視野に立った施策の検討が必要です。

（1） 計画の方向性に関すること

- 介護に携わるものすべてが地域包括ケアシステム構築に向けた意識を共有し、地域の特性に応じた包括的な支援・サービスの提供に向けて取り組むことが重要です。
- 地域で年齢や障害の有無等にかかわらず、すべての人が、自分らしく、それぞれに役割をもちながら社会参加できる地域づくりをしていくことが重要です。
- 介護予防・日常生活支援総合事業として、地域住民のボランティア等の多様な主体によるサービス提供が可能となっており、今後これらの活動を積極的に推進しながら、地域における介護予防の力を高めていくことが重要です。

（2） 介護予防・健康づくり・生きがいづくりに関すること

- QOL(生活の質)を高める「健幸寿命」の延伸を図り、住民一人ひとりの主体的な生活習慣改善による生活習慣病予防、早期発見・対応を目指した介護予防が重要です。
- 高齢者の社会参加が図られ、地域の担い手として役割をもつことにより、高齢者と社会とのつながりを確保し、生きがいの場づくりや環境づくりを目指すことが重要です。

（3） 認知症に関すること

- 高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者が増える中、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けていくために、多様な主体が協働しながら地域全体で支える体制づくりが必要となり、地域包括ケアシステムのさらなる充実を図ることが重要です。

（4）移動・住まいに関すること

- 高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者が増える中、自宅からの外出が困難となっている現状を踏まえて、高齢者の移動支援を拡充して、高齢者が安全安心に暮らせる、やさしい地域づくりを進めることが重要です。

第３章
計画の基本的な考え方

１　三好市の目指す姿（基本理念）
２　計画推進における役割
３　施策の体系

第３章　計画の基本的な考え方

１　三好市の目指す姿（基本理念）

高齢者を敬い、高齢者が住み慣れた地域で
健康で安全・安心に暮らせる三好市の実現

この計画は、三好市が直面している課題解決への指針として、地域の包括的な支援・サービス提供体制を構築し、高齢者はもとより、誰もが住み慣れた地域で、健康で安全・安心に尊厳のある生活を継続できるまちづくりの実現を目指します。

※～高齢者にやさしいお店の情報誌～「まごのて手帳みよし」　より

２　計画推進における役割

基本理念を達成するために、行政はもとより、医療機関やサービス事業所、地域や市民・高齢者自身も含め、三好市全体での取り組みが重要です。

今後の課題や基本理念等を踏まえ、それぞれの立場で次の役割について推進していきます。

（１）市民・高齢者の役割

- 市民全体で、地域の高齢者を支えるインフォーマルサービスが根付いた社会づくりへの参加に努めます。
- 自己の健康づくり、介護予防に努めます。
- 支援が必要になった場合は、自分に合った適切なフォーマルサービスを利用します。
- 認知症を正しく理解し、認知症の人と家族が安心して生活できるよう地域で見守ります。

（２）医療・介護サービス事業所等の役割

- 自立支援型ケアマネジメントに努めます。
- 本人の状態に応じた適切なサービス提供に努めます。
- 介護の担い手の確保、育成に努めます。
- 多職種による情報交換を行い、素早い対応が図れる体制づくりに努め、三好市とのさらなる連携強化を図ります。

（３）三好市の役割

- 高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に生活できるよう、高齢者福祉サービスを推進することに努めます。
- 高齢者のニーズや意向、取り巻く環境の変化を把握することに努めます。
- 介護と医療と福祉の連携を図ることは重要であり、三好市が中心となり、三好市独自の包括的な支援・サービス提供体制の構築に努めます。
- 認知症高齢者を支援する取組みの強化に努めます。
- 地域ケア会議では、個人で解決できない課題の共有によって、地域づくり・資源開発、政策形成等につなげ、さらなる支援の充実に努めます。

３　施策の体系

基本理念の実現に向けて、次の体系に基づく取組みを進めていきます。

高齢者を敬い、高齢者が住み慣れた地域で
健康で安全・安心に暮らせる三好市の実現

生きがいのある健やかなまちづくり	住み慣れた地域でいつまでも暮せるまちづくり	安全・安心で高齢者にやさしいまちづくり	三好市独自の地域包括ケアシステムの構築
・高齢者の社会参加の促進 ・高年齢者の就労支援の充実 ・高齢者を敬う社会づくり	・要介護にならないための介護予防の推進 ・住まいと生活支援の充実 ・在宅医療・介護連携の推進 ・入所施設の充実 ・低所得者対策の推進 ・介護保険サービスの充実	・認知症対策・虐待対策の推進 ・高齢者を地域で支えるまちづくりの形成 ・高齢者の交通安全の推進	・地域包括ケアシステムの構築 ・地域ケア会議の推進 ・相談体制の整備

第４章
基本理念の実現に向けた施策の展開

第1節　生きがいのある健やかなまちづくり
（１）高齢者の社会参加の促進
（２）高齢者の就労支援の充実
（３）高齢者を敬う社会づくり

第2節　住み慣れた地域でいつまでも暮せるまちづくり
（１）要介護にならないための介護予防の推進
（２）住まいと生活支援の充実
（３）在宅医療・介護連携の推進
（４）入所施設の充実
（５）低所得者対策の推進
（６）介護保険サービスの充実

第3節　安心・安全で高齢者にやさしいまちづくり
（１）認知症対策・虐待対策の推進
（２）高齢者を地域で支えるまちづくりの形成
（３）高齢者の交通安全の推進

第4節　三好市独自の地域包括ケアシステムの構築
（１）地域包括ケアシステムの構築
（２）地域ケア会議の推進
（３）相談体制の整備

第４章　基本理念の実現に向けた施策の展開

第１節　生きがいのある健やかなまちづくり

（１）高齢者の社会参加の促進

老人クラブ活動における社会貢献の促進

老人クラブは、地域での仲間づくりを通じて、生きがいや趣味だけでなく、健康づくりといった介護予防効果のある事業など社会活動等に取り組んでいます。引続き、地域で高齢者の生きがいや健康づくり等に取り組む老人クラブに対する支援を行います。

友愛訪問員による一人暮らし高齢者等の見守り活動について、それぞれがかかえる課題について情報共有できる研修会等が開催できるよう努めます。

三好市老人クラブ連合会等と連携を図り、単位老人クラブに対しシニアリーダー養成事業等を展開し、養成事業で習得した知識を、地域において普及活動に努めていただき、活躍していただけるよう努めます。

（２）高年齢者の就労支援の充実

①シルバー人材センターの活用

シルバー人材センターは、高齢者に多様な就業の機会を提供する場として重要な役割を担っています。どのようなサービスが提供できるかをわかりやすく周知し、ニーズに合う人材の確保と高齢者が培ってきた知識や技術、経験等が社会に生かせるよう、シルバー人材センターの活用に努めます。

	2020 年度	2021 年度	2022 年度
会　員　数	336 人	328 人	327 人
就労延人数	19,998 人	20,564 人	18,471 人

※各年度　実績数

②職業安定所（ハローワーク）との連携

超高齢社会に入っている現在、退職後も現役並みに活躍する「元気高齢者」の数も増えていることを受けて、高齢者が健やかに活躍できる社会環境を整えるためにも、職業安定所（ハローワーク）と連携を図って就労支援に努めます。

（3）高齢者を敬う社会づくり

①長寿者慶祝訪問

長年にわたり社会の発展に尽力された高齢者を敬愛し、長寿を祝福するため、１００歳の誕生日に自宅等を訪問し、祝状及び祝金を贈呈します。

	2020 年度	2021 年度	2022 年度
100 歳を迎えた人	15 人	20 人	24 人

※各年度　実績数

②敬老祝金及び敬老会

・敬老祝金

当該年度に、節目を迎える方（77 歳、88 歳、99 歳、100 歳以上）に祝金を贈呈します。（9 月 1 日が基準日）

	2020 年度	2021 年度	2022 年度
77 歳（喜寿）	307 人	339 人	387 人
88 歳（米寿）	327 人	299 人	343 人
99 歳（白寿）	32 人	32 人	24 人
100 歳以上	50 人	56 人	51 人

※各年度　実績数

・敬老会

当該年度に７７歳以上を迎える高齢者を対象に、地域において高齢者を敬愛する社会づくりの一環として、敬老会の開催を継続し、長寿を祝福します。また、今後の敬老会対象者数の推移や、運営団体の意向等を考慮しながら、実施箇所数の検討をしていきます。

	2020 年度	2021 年度	2022 年度
対 象 者 数	6,037 人	5,866 人	6,189 人
参 加 者 数	0 人	0 人	0 人

※各年度新型コロナウイルス感染症蔓延のため敬老会中止

※対象者数は、各年度7月１日現在数

③ダイヤモンド婚・長寿夫婦祝

長年、苦楽を共にされてきたご夫婦を祝福するため、ダイヤモンド婚（結婚60年）及び長寿夫婦（結婚61年以上）を迎えるご夫婦をお祝いし、祝状・祝金（長寿夫婦は記念品）を贈呈します。

	2020 年度	2021 年度	2022 年度
ダイヤモンド婚	33 組	22 組	16 組
長　寿　夫　婦	13 組	5 組	8 組

※各年度　実績数

第２節　住み慣れた地域でいつまでも暮せるまちづくり

（１）要介護にならないための介護予防の推進

①高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

高齢者は、高血圧や糖尿病などの慢性疾患の有病率が高く、要介護状態の原因となる脳血管疾患や糖尿病性腎症の透析予防などの重症化予防が重要となります。

2020年度から開始した「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業」により、75歳到達前の高齢者に対して実施する生活習慣病重症化予防と、75歳到達後の後期高齢者に対する生活習慣病重症化予防を一体化して推進していきます。

また、効果的に事業展開するため、庁内関係部署間の連携により、高齢期前からの健診受診を勧め、重症化予防・介護予防の普及に努めていきます。

・生活習慣病重症化予防

後期高齢者健診結果、糖尿病管理台帳等などから対象者を抽出し、重症化して要介護の状態にならないよう、保健師、管理栄養士が保健指導を実施します。

・低栄養予防

後期高齢者健診の結果、体重減少や食欲低下など低栄養のリスクが高い対象者に対し、フレイル予防のため保健師、管理栄養士が保健指導を実施し、必要に応じて介護予防サービスに繋げます。

・健康状態不明な方の健康状態の把握

健診未受診、医療機関未受診の方等への訪問を行い、健診受診勧奨や、必要に応じて医療受診や介護サービスに繋げます。

・フレイル予防のための普及啓発・健康教育・健康相談

通いの場において、百歳体操等の介護予防の普及に努めるとともに、保健師等の専門職によりフレイル予防に関する健康教育・健康相談を実施します。

ハイリスクアプローチ

	2020 年度	2021 年度	2022 年度
個別支援実施者数	106 人	149 人	77 人

※各年度　実績数

ポピュレーションアプローチ（通いの場での健康教室）

	2020 年度	2021 年度	2022 年度
実施箇所	16 箇所	18 箇所	11 箇所
参加人数	146 人	288 人	224 人

※各年度　実績数

②健康な歯、口腔ケアの推進

庁内関係部署間の連携により、歯と口の健康に関する正しい知識の普及啓発を進めるため、歯科衛生士による地域での健康教室を実施していきます。

地域包括支援センターが実施している通所型介護予防サービスでの介護予防教室において、歯科衛生士による口腔機能の向上の支援に取り組んでいきます。

健康づくり課での節目歯科検診や、後期高齢者医療制度による歯科健康診査について周知していきます。

家族の送迎などができず通院が困難で、歯科受診ができない高齢者に対し、三好歯科医師会が実施している通院による診察が不可能な場合の訪問歯科診療の利用について周知していきます。

③運動機能の向上の推進

高齢期には、筋肉の減少や運動機能の衰えのため日常生活機能の低下が進み、要介護状態になる恐れが高くなります。これを予防するため、高齢者一人ひとりの状態や地域資源を活用しながら、生活改善運動の普及に努めます。

・きらめき元気アップ教室、水中運動教室

きらめき元気アップ教室では、運動機能の向上や栄養改善・口腔機能の向上などのプログラムを実施します。また、水中運動教室では、専門指導員により膝や腰に負担の少ない水中でのストレッチやウォーキング等を実施します。

きらめき元気アップ教室

	2020 年度	2021 年度	2022 年度
登 録 人 数	406 人	356 人	293 人
実施延べ件数	4,480 件	4,617 件	5,597 件

※各年度　実績数

水中運動教室

	2020 年度	2021 年度	2022 年度
登 録 人 数	21 人	21 人	13 人
実施延べ件数	337 件	17 件	192 件

※各年度　実績数

※2021年度はコロナ禍のため、4月のみ実施

・いきいき百歳体操

筋力低下の予防や認知症予防のために、高齢者が集う「通いの場 （いきいき百歳体操）」の支援のため、フレイル予防の普及啓発や専門職による栄養・運動などに関する健康教育や個別指導を実施します。また、必要に応じて体成分分析装置を用いた科学的な結果を基に、目に見える形で自身のからだの状態を知り、食習慣の改善と運動への意欲付けを行います。

	2020 年度	2021 年度	2022 年度
実施団体数	58 箇所	61 箇所	62 箇所
利 用 人 数	999 人	1,028 人	1,046 人

※各年度　実績数

• 介護予防通所型サービスC（のびのび教室）

基本チェックリストにより運動機能の低下がみられる高齢者を対象に、通所型介護予防事業での理学療法士による指導を短期集中的に実施し、重症化予防や介護予防について推進していきます。併せて、フレイルサポーターの方にも運営側としてフレイルチェックやフレイルに関する説明を行っていただき、地域で介護予防に取り組めるよう支援していきます。

	2020 年度	2021 年度	2022 年度
参 加 者 数	0 人	0 人	49 人

※各年度　実績数

※2020 年度、2021 年度については、新型コロナウイルス感染症対策のため中止

（2）住まいと生活支援の充実

① 高齢者等タクシー利用助成事業

三好市に居住する 65 歳以上の高齢者等（交通手段を持たない等条件あり）を対象に、日常生活に必要な外出にタクシーを利用する場合、その料金の一部を助成することにより、外出支援または経済支援を実施します。

また運転免許返納後に運転経歴証明書の発行を受けた人に対して 3,000 円のタクシー券を支給することを周知し、免許返納のきっかけづくり、高齢者の交通事故予防と家族の安心確保に努めます。

登録者数

	2020年度	2021年度	2022年度
三　　野	76人	81人	71人
池　　田	436人	452人	443人
山　　城	142人	149人	131人
井　　川	75人	109人	98人
東 祖 谷	15人	12人	16人
西 祖 谷	24人	39人	48人
合　　計	768人	842人	807人

※各年度　実績数

② 緊急通報体制整備事業

65 歳以上の一人暮らし高齢者で、心身の障害又は疾病等により日常生活において健康上の注意を要する状態である高齢者や、災害時要配慮者となりうる７５歳以上の高齢者のみで構成される世帯、または、寝たきりや重度の身体・知的障害者を在宅で介護している高齢者に対して、緊急通報装置を貸与し、急病や災害等の緊急時に迅速且つ適切な対応を行い、高齢者の不安や孤独感の解消を目的として実施します。

この事業は、地域協力員となる近隣住民等が重要な役割を果たす事業ですが、地域協力員となる担い手の高齢化がすすみ、協力員を確保することが困難となっています。最近では、設置したものの入退院を繰り返すことによる休止や、施設入所により廃止につながることが多く、利用者は減少傾向にありますが、事業所と協議しながら連絡体制の改善も踏まえ、利用者やその家族が安心して利用できる体制づくりに努めます。

	2020 年度	2021 年度	2022 年度
三　　野	10 台	10 台	10 台
池　　田	75 台	68 台	58 台
山　　城	47 台	42 台	40 台
井　　川	8 台	5 台	5 台
東 祖 谷	22 台	21 台	18 台
西 祖 谷	10 台	14 台	14 台
合　　計	172 台	160 台	145 台

※各年度　実績数

65 歳以上の一人暮らし高齢者

	2020 年度	2021 年度	2022 年度
設 置 台 数	167 台	155 台	142 台

※各年度　実績数

75 歳以上の高齢者のみで構成される災害要援護者

	2020 年度	2021 年度	2022 年度
設 置 台 数	5 台	5 台	3 台

※各年度　実績数

③ 高齢者住宅改造促進事業

高齢者ができる限り住み慣れた家で自立した生活を継続するために、徳島県の長寿社会づくり支援費補助金制度を利用し、生活しやすくするための住宅改造を促進することにより、高齢者の生活の質の向上を図ることを目的として実施します。

何らかの介助を必要とする要支援、要介護の 65 歳以上の高齢者のいる世帯で、全世帯員の前年度所得が所得税非課税である世帯に属する高齢者に対し、高齢者が生活しやすい住宅に改造するための助成対象経費（上限 90 万円）の 2／3 を助成します。

	2020 年度	2021 年度	2022 年度
助 成 数	0 件	0 件	2 件

※各年度　実績数

④ 関係部署との連携やインフォーマルサービスの利用促進

一人暮らし高齢者の割合の増加や高齢者の日常生活動作の低下により、通院や買い物（食料品や生活用品）等が自身で取り組めなくなるなどの生活環境の課題から、自宅での生活を断念せざるを得ない状況が生み出されてきています。地域での包括的な支援や官民で取り組まれるサービスを活用し、在宅での生活が継続できるよう支援に努めていきます。

・高齢者の暮らしの手引き

三好市や徳島県、三好市社会福祉協議会などで実施されている事業について、冊子にまとめ、高齢者を支援する人や団体に配布することで、支援体制やサービス利用の促進に努めていきます。なお、冊子については２０２４年度改訂予定です。

・まごのて手帳みよし

高齢者の方が利用できる配達や訪問などのさまざまなサービスを提供しているお店の情報を掲載した冊子・まごのて手帳みよしを、2017 年 7 月に発刊しました。情報の更新のため、２０１９年9月に第2版を発刊し、２０２４年度に第3版を発刊予定です。

まごのて手帳みよしを、民生委員や介護支援専門員、各種団体に配布したり、利用状況のアンケートを実施することで、高齢者の見守りや支援体制の構築に取り組んでいきます。

⑤ 生活支援体制整備事業の推進

高齢者が多様な生活支援・介護予防サービスを利用できる地域づくりを実現するために、日常生活における支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことが必要となります。行政のみならずボランティア、NPO、民間企業、地域団体との協働を通じて高齢者をはじめとした住民が主体的に地域に関わり、多様な主体を活用しながら、地域の実情にあわせた高齢者の支援体制を整備していきます。

生活支援体制整備に向けた調整役として生活支援コーディネーターを設置し、地域のネットワークを生かしながら地域の互助力を高め、住民主体のサービスが活性化されるよう、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めます。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、要介護状態とならずに健康状態を維持していくこと、「健幸寿命」を延ばしていくことが必要となります。地域における多様な人材の発見・育成を通して、地域住民主体による介護予防サービスを積極的に推進し、高齢社会に強い地域づくりを目指していきます。

（3）在宅医療・介護連携の推進

① 地域の医療・介護の資源の把握

地域の医療機関や介護事業所等の住所・機能などを記載した事業所一覧表の作成や、「まごのて手帳みよし」に訪問診療や認知症相談医療機関、サロンや通いの場などの情報を掲載することで、周知を図ります。

② 在宅医療・介護連携の課題の抽出

地域ケア会議の開催などにより、医療機関や介護事業所・地域団体などから課題や問題について意見を聴取し、情報共有を図ります。

また、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」において、医療・介護・保健情報のデータから地域の課題を抽出し、関係機関へ情報提供するとともに、効果的な事業展開に繋げられるよう努めていきます。

③ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

高齢者の入退院時におけるケアマネジャーと医療機関との連絡票を活用し、退院時のカンファレンスの際に適宜専門職や担当ケアマネジャーが参加できる環境を整えることで、高齢者の退院後の生活が円滑に進むよう支援をしていきます。

④ 在宅医療・介護関係者に関する相談支援

地域の医療機関や介護事業所などから、相談を受け付け、情報提供連携調整を行っていきます。

	2020年度	2021年度	2022年度
医療機関からの相談	31件	41件	50件
介護事業所からの相談	83件	70件	69件

※各年度　実績数

⑤ 地域住民への普及啓発

「通いの場」において、介護予防や健康教育などの普及に努めるとともに、医師会などが実施する研修会に参加し、情報共有を図っていきます。

⑥ 医療・介護関係者の情報共有の支援

ケアマネジャーと医療機関において連携シートを活用し、適切な医療が受けられるよう認知症初期集中支援チームから、かかりつけ医へ情報を提供します。

⑦　医療・介護関係者の研修

ケアマネジャーや医療関係者など、多職種を対象とした研修を計画・実施していきます。

（4）入所施設の充実

① 養護老人ホーム

環境上の理由及び経済的理由により、在宅において生活していくことが困難な高齢者等を措置する施設です。

急速な高齢化に加え、核家族化による高齢者単身世帯、高齢者のみで構成される世帯の増加により、在宅で生活をしていくことが困難な高齢者が増加しています。三好市内養護老人ホームの入所定員は、徳島県が策定している徳島高齢者いきいきプランにより当面、現状維持であるため、今後も、入所措置が必要な高齢者を把握し、円滑な措置を実施していくとともに、要介護状態となった入所者に対して、介護保険サービスが円滑に受けられるよう、居宅介護支援事業所等と連携し、入所者への適切な対応を図ります。

また、敬寿荘については2020年４月１日より指定管理により運営が行われているため、今後も三好市は適正な施設運営がなされるよう助言、指導を行います。

三好市からの措置者数

施　設　名　称	定　員	2020年度	2021年度	2022年度	運　営
三好市養護老人ホーム敬寿荘	41人	40人	40人	37人	池田博愛会
三好市養護老人ホーム若宮荘	30人	29人	27人	22人	三好市
養護老人ホーム健祥会頼朝	50人	48人	46人	44人	健祥会
養護老人ホームしののめ	29人	29人	28人	27人	健祥会
三好市内施設 （入所率）	150人	146人 (97.3%)	141人 (94.0%)	130人 (86.6%)	
三好市外施設		12人	10人	9人	
合　計		158人	151人	139人	

※各年度　実績数

② 生活支援ハウス

60歳以上の一人暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者及び家族による援助を受けることが困難な者であって、独立して生活することに不安のある高齢者に対し、「介護機能、居住機能、交流機能」を総合的に提供し、高齢者が安心して健康に生活がおくれることを支援する施設です。現在指定管理により運営を行っていますが、今後も充実した居住環境の資質向上を目指し、三好市は適正な施設運営がなされるよう助言、指導を行います。また円滑な入所手続ができるよう努めます。

三好市が設置主体になっている生活支援ハウス

施　設　名　称	所　在　地	定　員
三好市生活支援ハウス	三好市山城町大野字大寺508番の２	18人

	2020年	2021年	2022年
入　所　者	12人	12人	14人

※各年４月１日現在

③ 介護保険施設等

高齢者をとりまく社会環境、生活環境、経済環境は常に変化し、急激な変化に適応しきれないことも多くなっております。特に認知症高齢者や重度要介護高齢者ほど自宅で生活することが難しく、本人とその家族は福祉サポートを必要としています。環境や心身の状況に応じて、低所得者であっても、居宅と施設の介護を選択できるよう入所施設を整備していくことを、介護保険事業計画に基づいて、みよし広域連合介護保険センターと協議していきます。

・有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る情報連携の強化

高齢者が住み慣れた地域において暮らし続けるため、自宅と介護施設の中間に位置するような住宅が増えており、生活面で困難を抱える高齢者も多いことから、住まいと生活支援を一体的に提供する取り組みも進められています。こうした状況を踏まえ、徳島県と三好市の情報連携強化を図ります。

（5）低所得者対策の推進

① 生活困窮者に対する相談支援の充実

生活困窮者自立支援法に基づき、庁内関係部署間の連携により、高齢者が生活保護に至る前の段階において自立できるよう、相談支援を実施していきます。

② 社会福祉法人等による介護保険サービス低所得者利用負担軽減制度

低所得で特に生計が困難である者に対して、「三好市社会福祉法人等による介護保険サービス低所得者利用者負担軽減制度事業実施要綱」に基づき、対象費用の額の４分の１の額を補助することにより介護保険サービスの利用促進と介護保険法の円滑な実施を図ります。また本制度についての周知を図ります。

（6）介護保険サービスの充実

山間地介護保険特別支援事業

三好市内の中山間地域（池田町三縄地区・山城町・西祖谷山村・東祖谷）にあっては、厚生労働大臣が定める地域について、介護サービスの介護報酬単位に 15%の加算を行う制度（特別地域加算）が実施されておりますが、民家が広範囲に点在しており、長距離かつ道路事情も悪いために、訪問に多くの時間を要し、介護サービスの効率的な運営が困難で事業者の参入が進まない現状にあります。中山間地域の住民に対する訪問・通所介護サービスの提供を行う事業者に対して補助を行うことにより、本来必要な在宅サービスが充実し、利用者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう努めます。

第３節　安全・安心で高齢者にやさしいまちづくり

（１）認知症対策・虐待対策の推進

① 認知症対策総合施策の推進

今や認知症は誰もがかかる可能性のある身近な病気であり、高齢化が急速に進む三好市においても、その対策は喫緊の課題となっています。認知症になっても希望を持って生活でき、認知症の人や家族の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し「認知症施策推進大綱」に則りながら、各施策の推進に取り組んでいきます。

また、認知症基本法施行に伴い、今後国が策定する「認知症施策推進計画」を踏まえ、認知症対策の取り組みを進めていきます。

○ 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進

「認知症サポーター」は認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者で、現在の認知症サポーター数は、3,185人（2023年3月末現在）です。特に認知症の人と関わる機会が多い小売業、金融機関や公共交通機関等、地域や職域・学校を単位とした認知症サポーター養成講座の開催に引き続き取り組んでいきます。

また、サポーター養成講座を受講した方や、キャラバンメイトの方が地域で活動する機会を持てるよう取り組みを進めます。

毎年９月２１日～１０月２０日の徳島県認知症対策普及・啓発推進月間には、認知症を正しく理解し認知症予防の知識を得る機会として普及・啓発イベント等を継続して開催していきます。

※認知症サポーター数：キャラバンメイトとサポーター養成講座受講者数を合算した数値

○ 適時・適切な医療や介護の提供

・発症予防の推進

運動や口腔機能の向上、糖尿病や高血圧等の生活習慣病の予防や社会参加による社会的孤立の解消など、日常生活における取り組みが、認知症の発症を遅らせることにつながることから、「通いの場」や「サロン活動」など、地域の実情に応じた取り組みを推進していきます。また、庁内関係部署間の連携を図り、特定健診の受診を促し、生活習慣病重症化予防や「高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業」の実施に取り組み、通いの場を活用してのフレイル・認知症予防の健康教育を実施していきます。

・早期診断・早期対応のための体制整備

地域包括支援センター内に、三好市認知症初期集中支援チームを設置し、地域包括支援センター、かかりつけ医、認知症サポート医が連携を図り、早期診断・早期対応に取り組んでいます。医療機関受診や介護保険サービスに繋げることが課題としてあり、引き続き早期診断・早期対応が行えるよう、更なる質の向上を図り、連携を強化していきます。

○ 若年性認知症の人への支援・社会参加支援

若年性認知症の人が利用できるサービスが少ないことが課題となっています。発症初期の段階から、その症状・社会的立場や生活環境等の特徴を踏まえ、認知機能が低下しても、可能な限りできることを続けられ、適切な支援を受けられるよう、企業やハローワーク等とも連携した就労継続支援や相談に対応できる体制づくりに取り組んでいきます。

○ 認知症の人やその家族を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

認知症の人を支える側の視点だけでなく、認知症の人やその家族の視点を重視し、認知症の人が自らの言葉でメッセージを発信する機会の創出、本人や家族が話をしやすく相談しやすい雰囲気を作る「オレンジカフェ(認知症カフェ)」の開催に、引き続き取り組んでいきます。また、本人・家族を含む地域サポーターと多職種の職域サポーターがチーム（チームオレンジ）となり支援できるよう、認知症の人やその家族のニーズにあった具体的な支援ができるよう取り組んでいきます。

地域包括支援センターの総合相談業務、保健所の精神保健福祉相談事業の活用による精神科医の相談が身近に受けられる機会を確保するなど、関係機関と連携しながら、相談体制についても充実をしていきます。

さらに、認知症高齢者等の行方不明防止に対する取り組みとして、2021年10月に三好警察署と「つながろう三好ネットワークに関する協定書」を締結し、「つながろう三好ネットワーク事業」を開始しました。認知症の人が行方不明になった時、三好警察署や協力隊員と情報共有し、捜索支援を行うなど、認知症になっても住み慣れた地域で安心して外出したり、日常生活を送ることができるよう支援していきます。

・つながろう三好ネットワーク事業の登録者　　12人（2023年3月末）
※三好市に居住する方で、認知症状があり、支援が必要と認められる方で申請のあった人

・つながろう三好協力隊員・協力団体数　　２１８件（2023年3月末）
※日常的に見守りしていただきながら、認知症の方が行方不明になった時に、可能な範囲で捜索に協力してもらえる方。登録単位としては、個人、団体、事業所。

② 高齢者の虐待の防止

高齢者虐待を未然に防ぐためにも、家族・介護者等の養護者に対して、その負担を軽減するための支援を行うとともに、市民への啓発や相談窓口の周知に取り組んでいきます。

高齢者虐待についての相談・通報があった場合には、個別地域ケア会議の開催とあわせ、調査・介入の実施とともに、サービスの申請や受給へ繋ぐような取り組みなどで対応をしていきます。

	2020年度	2021年度	2022年度
相談・通報件数 （うち虐待判断）	12件 (2件)	5件 (2件)	2件 (0件)

※各年度　実績数

③ 高齢者の権利擁護の充実

高齢者が地域で安心して日常生活を送り続けることができるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用・促進・啓発に取り組んでいくとともに、相談や苦情に適切に対応できる体制づくりに取り組みます。

とりわけ、成年後見制度については、これまでも必要な事例に対しては、市長申立を実施してきましたが、専門職との連携強化、相談対応業務の質の向上を図る目的で、2023年3月1日に、成年後見制度における中核機関として、「三好市権利擁護センター」を設置しました。

三好市権利擁護センターでは、弁護士、司法書士、社会福祉士といった専門職を交えた定例の検討会を開催することで、権利擁護相談に対し、より専門的な視野を持った支援を行っています。

今後は、三好市権利擁護センターを中心としながら、他の権利擁護事業との連携や相談窓口の機能強化だけでなく、司法関係者や医療関係者、福祉関係者などを巻き込んだ、アウトリーチの方法の確立や連携のあり方についても検討していきます。

	2020年度	2021年度	2022年度
相 談 件 数 (うち市長申立実施)	6件 (4件)	12件 (5件)	18件 (10件)

※各年度　実績数

（2）高齢者を地域で支えるまちづくりの形成

① 高齢者の消費者トラブル

消費者情報センターなどに寄せられる高齢者からの相談件数は、全相談件数の３割を超えるなど増加傾向にあり、認知症高齢者等を狙った事案も増加しています。

消費者被害の事例の多くは、単に消費行動における問題発生というわけではなく、本人の判断能力の低下や支援者の不足などの複合的・横断的課題を抱えています。このため、三好市としても、消費者被害防止にかかわる周知や関係機関との連携強化とともに、ネットワークづくり・地域づくりに取り組んでいくことが重要です。「みよし消費生活センター」や福祉関係部局、三好警察署、徳島県弁護士会などで構成される「三好市・東みよし町消費者被害防止協議会」を通じた関係機関の連携強化に取り組んでいきます。

② 自殺予防の推進

日本における自殺者は２００３年の34,427人をピークとし、2009年の32,845人から２０１９年の20,169人と10年連続で減少していましたが、その後は増加傾向を示し、２０２２年には21,881人となっています。一方、徳島県の自殺者数は、増減はあるものの減少傾向にあり、２０２２年の自殺者数は８９人で、全国で２番目に少ない数値となっています（三好市の２０１８年から２０２１年の自殺者の平均は2.3人）。このうち、高齢者の自殺者の割合は、日本全国では約3.5割、徳島県では５割弱となっており、徳島県は全国平均より高い割合となっています。

高齢者の自殺特有の要因として、「身体的負担」「家族などへの精神的負担」「喪失感と孤立」が挙げられることから、介護や看護に対する支援や見守り体制の強化を図ります。

また、自殺予防対策は、高齢者だけでなく、すべての世代に対して取り組む必要があることから、自殺予防相談窓口である健康づくり課や生きる支援活動を行っている関係団体と連携・協働し、自殺予防週間（9月10日～9月16日）や自殺対策強化月間（3月）において、自殺予防の啓発による理解の促進を図ります。

③ 高齢者見守りに関する協定の推進

高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保ちながら、いつまでも安心して生活が続けられるよう支援するため、高齢者の見守りに関する協定について、医療機関や民間事業所と協力していけるよう推進するとともに、協定した事業所などと連携強化を図ります。

見守り協定事業所数

事　業　所
徳 島 新 聞 専 売 所　　５事業所
社　会　福　祉　法　人　　６法人
生　活　協　同　組　合　　１事業所
セブン‐イレブン・ジャパン（市内５店舗）
株式会社サンシャインチェーン・とくし丸

④ 思いやり声かけ運動の実施

高齢者、特に認知症の方が交通事故に遭うことを防止する取り組みとして、三好市思いやり声かけ運動を周知することに努めます。また、地域の行事など社会参加するための移動手段として、電動シルバーカーを利用する高齢者も多いことから、高齢者の交通安全意識の向上を、三好警察署及び三好地区交通安全教育推進協議会と共に取り組むことに努めます。

⑤ 災害時の支援

災害発生時においては、高齢者はもとより、「災害時要配慮者」になりうる者への支援を迅速かつ適切に実施するために、日頃から関係部局と情報を共有して災害時に必要となる物資や人材の確保を調整し、支援体制を整えることが重要です。防災計画、地域福祉計画と調和を保ちながら、庁内関係部署間や、消防団、自主防災組織と連携をとり、防災訓練等を実施するとともに、避難場所となる公共施設についても、消防用設備等点検を実施し安全確保を図ります。

また、在宅において被災した介護を要する高齢者の緊急の受け入れ先として、民間福祉施設にも協力を依頼し、福祉避難所の確保に努めます。

高齢者は罹災のリスクが高いことも考えて、日常的に社会福祉協議会、地区住民福祉協議会、介護サービス事業所等と連携しながら地域の見守り体制を強化して状況を把握し、災害

時に迅速に安全の確保ができるよう努めます。

⑥ 感染症に対する対策

感染力の高い新型ウイルスによる疾病が発生した場合、公共福祉施設及び民間福祉施設に危険度に応じた予防対策の周知と徹底を促し、庁内関係部署間や、社会福祉協議会、その他社会福祉法人とも連携をはかりながら、地域全体で感染拡大を防止する環境の整備に努めます。

高齢者は感染時の身体へのリスクが若年者よりも高いことを考慮しつつ、QOL（生活の質）も可能な限り保持していくために、適切な感染予防対策を講じながら高齢者の保健福祉に係る活動が継続的に実施できるよう努めます。

（3）高齢者の交通安全の推進

高齢者交通安全教室の開催

高齢化が進むにつれて、高齢運転者の交通事故が増加しています。高齢者の交通安全を推進するには、高齢者自身が自発的に交通安全行動を実践し、理解していくことが重要です。関係団体と連携し、高齢者の交通安全教室を開催し、推進していきます。

第４節　三好市独自の地域包括ケアシステムの構築

（1）　地域包括ケアシステムの構築

地域包括ケアシステムとは、高齢者をはじめとする誰もが住み慣れた地域で、自分らしく、いつまでも安心して暮らせる仕組みとして、住まいを中心に、その状態に応じて介護や医療・生活支援を一体的に提供できる体制を整えていくものです。

これまで、地域ケア会議において、地域の現状や課題の分析を行い「三好市地域包括ケアシステム構築方針」を策定し、医療・介護・福祉連携や認知症支援・地域包括ケアシステムの推進・深化の分野ごとに課題を出し合い、将来像に向けた方針・具体的な取り組み例について協議してきました。

地域ケア会議の中で、多くの事例や地域の取り組み例を出し合い、議論を深めるなかで、自分の意思に沿った生活を続けるためには地域社会とつながりがあり、何でも相談できる人が身近に居ることが大切であると規定し、三好市のテーマを「つながろう三好」としています。そして、これを基に、自分の可能性や生きる力を発揮し、自分らしい生活を続けられる地域包括ケアシステムが、地域住民の皆様の身近なものになるように構築方針を示します。

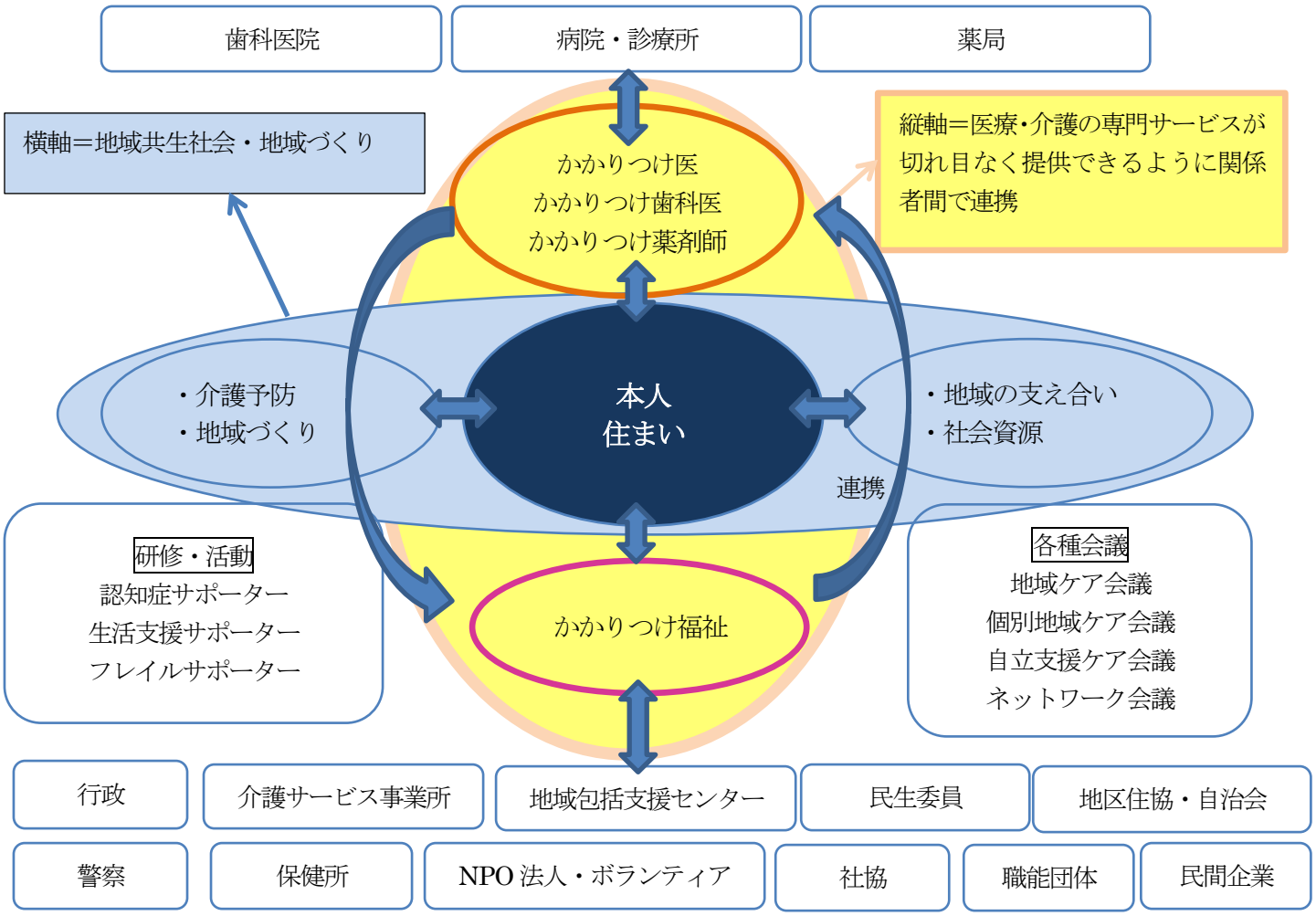

三好市の特性に応じた地域包括ケアシステムの体系として、本人と住まいを中心に、横軸に地域共生社会、地域づくりを置き、縦軸に医療・介護・福祉サービスが連携しながら提供できる姿を目指します。かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師を持つように、身近に福祉相談ができる「かかりつけ福祉」を作ることを提案し、地域における具体化に取り組んでいきます。

（2）地域ケア会議の推進

地域ケア会議とは、高齢者を地域で包括的・継続的に支援する事業を効果的に実施するため、介護支援専門員や保健・医療・福祉に関する専門職の多職種共同により個別事例を検討していくことで、地域課題を把握し、地域のネットワーク構築やケアマネジメント支援を推進していくものです。

三好市では、「個別地域ケア会議」と「地域ケア会議」、「自立支援ケア会議」の3つのケア会議を実施しています。個別地域ケア会議では、多職種(介護、保健、医療、福祉、法務関係者)や民生委員、地域関係者などが、さまざまな視点から個別事例を検討し、課題に対する具体的な対応策の多様化を図ります。地域ケア会議では、個別事例の検討から明らかになった地域課題について、地域包括支援ネットワークの構築や社会資源の開発、政策形成機能の強化を図っていきます。自立支援ケア会議では、高齢者の生活課題や介護支援専門員が作成したケアプランについて、多様な専門職(医師、薬剤師、歯科衛生士、理学療

法士、作業療法士、栄養士、主任介護支援専門員等)から専門的な助言を得ることで、自立支援に資するケアマネジメントの質を高めるとともに、今後の支援方法を検討していきます。

個別地域ケア会議

	2020年度	2021年度	2022年度
開　催　数	6回	6回	3回

地域ケア会議

	2020年度	2021年度	2022年度
開　催　数	2回	2回	2回

自立支援ケア会議

	2020年度	2021年度	2022年度
開　催　数	1回	0回	1回

※2021年度はコロナ禍のため中止

（3）相談体制の整備

地域包括支援センター総合相談業務

本人、家族、近隣住民、地域ネットワーク等を通じて、地域に住む高齢者に関するさまざまな相談を受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、必要に応じて継続的なフォローを実施していきます。

地域包括支援センターによる高齢者にもわかりやすいワンストップサービスを心がけ、今後もあらゆるサービスの調整を行う拠点として活動していくことに努めます。

区　分	2020年度	2021年度	2022年度
介護保険申請・サービスに関すること	366件	352件	348件
認知症に関すること	52件	55件	51件
生活支援連絡制度に関すること	26件	28件	29件
保険・医療に関すること	27件	19件	18件
成年後見制度に関すること	6件	12件	18件
施設入所に関すること	6件	17件	9件
高齢者虐待に関すること	8件	3件	6件
福祉全般に関すること	8件	14件	12件
その他	53件	95件	27件
合　計	552件	595件	518件

地域包括ケアシステムを支える「自助・互助・共助・公助」

地域包括ケアシステムを構築するためには、「自助・互助・共助・公助」の視点から、支援を必要とする方への包括的な支援やサービス提供体制を考える必要があります。

地域包括ケアシステムが効果的に機能するためには、それぞれの地域の特性を活かし「自助」を基本としながら、「互助」「共助」「公助」を適切に組み合わせることが重要です。特に、高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯がさらに増加することから、多様化する生活支援ニーズに対応するため「互助」「共助」を軸とする地域のささえあいも重要になります。

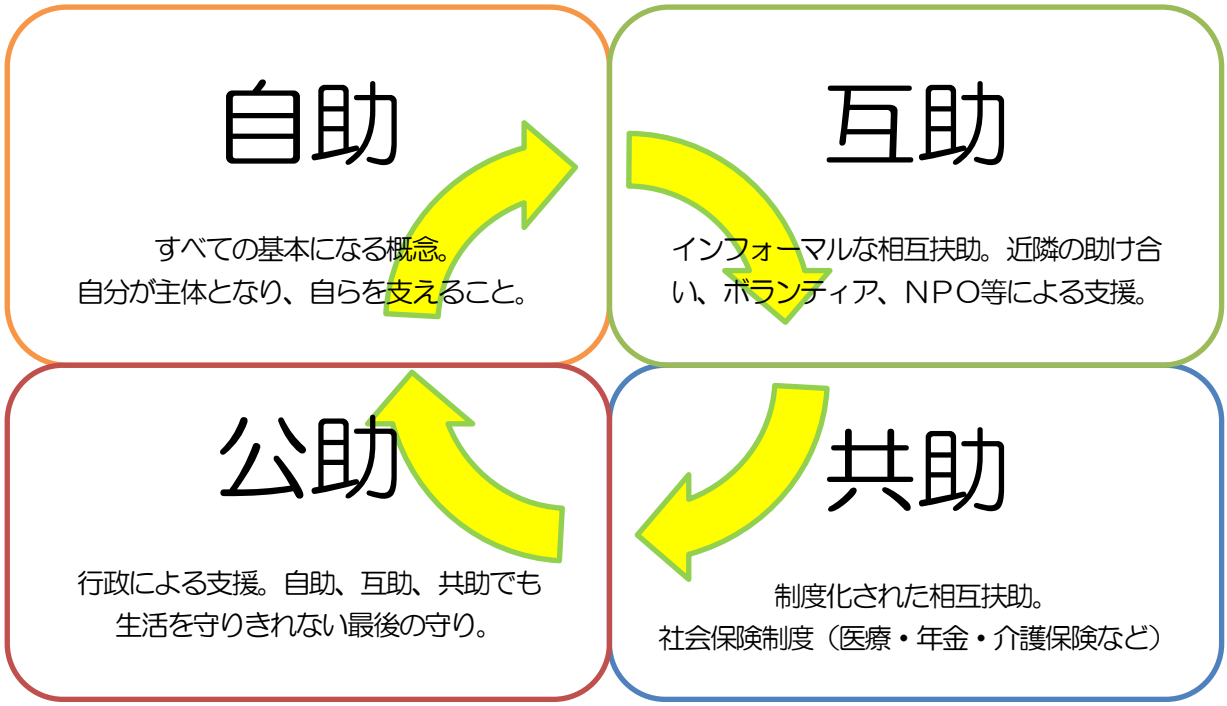

自助：自分の力で住み慣れた地域で暮らすために、介護予防活動に取り組んだり、健康維持のために検診を受けたり、病気のおそれがある際には受診を行うといった、自発的に生活課題を解決する力です。

互助：家族、友人、クラブ活動仲間など、個人的な関係性を持つ人間同士が助け合い、それぞれが抱える生活課題を、お互いが解決し合う力です。また、それらの活動を発展させると、地域住民などによるボランティア活動やNPO（非営利団体）などによる、システム化された支援活動となります。

共助：制度化された相互扶助。医療・年金・介護保険・社会保険制度など。

公助：自助・互助・共助でも支えることが出来ない問題に対して、最終的に対応する制度です。（生活困窮に対する生活保護や、虐待問題に対する虐待防止法などが該当します。）

第５章
アンケート結果による現状

現状調査結果

第５章　アンケート結果による現状

現状調査結果

本現状調査は、2024（令和6）年度からスタートする「高齢者保健福祉計画（第１０次）：介護保険事業計画（第9期）」の基礎資料とするため、国が示した調査票をもとに、みよし広域連合介護保険センターが実施しました（※日常生活圏域ニーズ調査）。

○調査概要

（１）調査対象者

2022 年 10 月 1 日現在、６５歳以上の方（要介護１～5、介護施設入所者、入院者を除く）のうち、無作為抽出した4,000 人（三好市 2,730 人、東みよし町 1,270 人）

（２）実施期間

2022 年 12 月 12 日（月）～2023 年 1 月4日（水）

（３）回収状況（三好市分）

配　布　数	有効回答数	有効回答率
2,730 人	1,796 人	65.79%

年齢、性別

	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85 歳以上	計
人　数	293 人	360 人	357 人	385 人	401 人	1,796 人

	前 期 高 齢 者		後 期 高 齢 者		計
男性	310 人	小計 653 人	480 人	小計 1,143 人	1,796 人
女性	343 人		663 人		

（４）調査方法

郵送で対象者に配布後、回答用紙を返信用封筒にて回収

（５）留意点

分析結果を見る際の留意点は以下のとおりとなっています。

- 単一回答における構成比（%）は、百分比の小数点第２位を四捨五入しているため、合計は 100%と一致しない場合があります。
- 構成比（%）は回答人数を分母として算出しています。

○調査結果

（1） 介護・介助の状況

日常の生活の中での、介護･介助の必要性をみると三好市全体で、76.8%の方が「介護･介助は必要ない」と最も多く回答しています。次いで、9.5%の方が「何らかの介護･介助は必要だが、現在は受けていない」と回答しており、あわせて、86.3%となっています。

一方で、現在、何らかの介護･介助を受けている方は、8.0%に留まっています。

旧町村別では、以下のとおりとなっています。

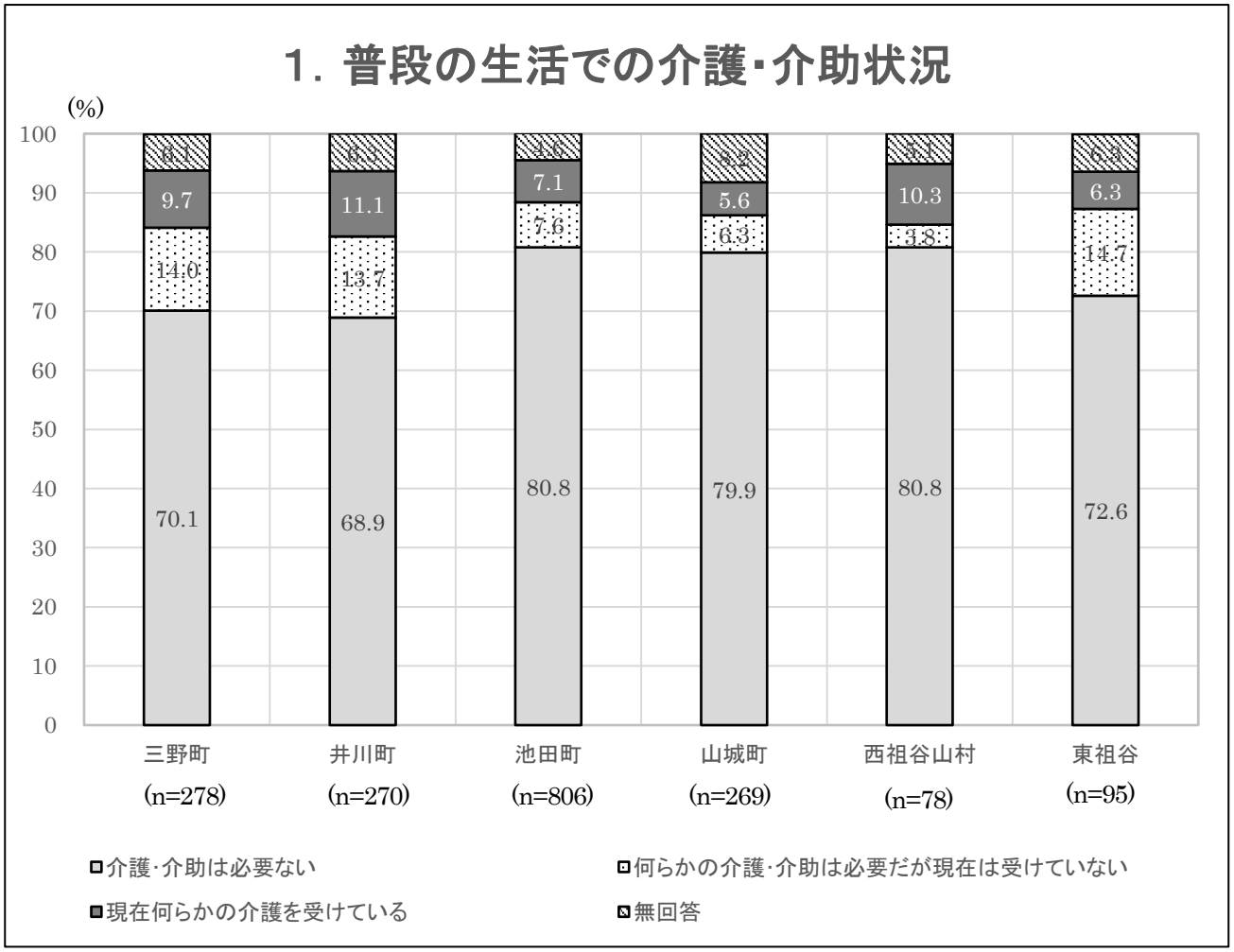

（2） リスク該当状況

高齢になるにつれ、発生する各種リスクの該当状況は下記のとおりで、全体で認知機能の低下48.9%、転倒リスク 39.3%、うつのリスク 39.2%、閉じこもりのリスク 32.3%、口腔機能の低下 28.4%、運動器機能の低下 24.3%、虚弱のリスク 12.4%、手段的自立度(IADL・3点以下)7.8%、低栄養リスク 1.6%の状況となっています。

全部の項目で、介護度が高いほど該当・低得点の傾向になっています。

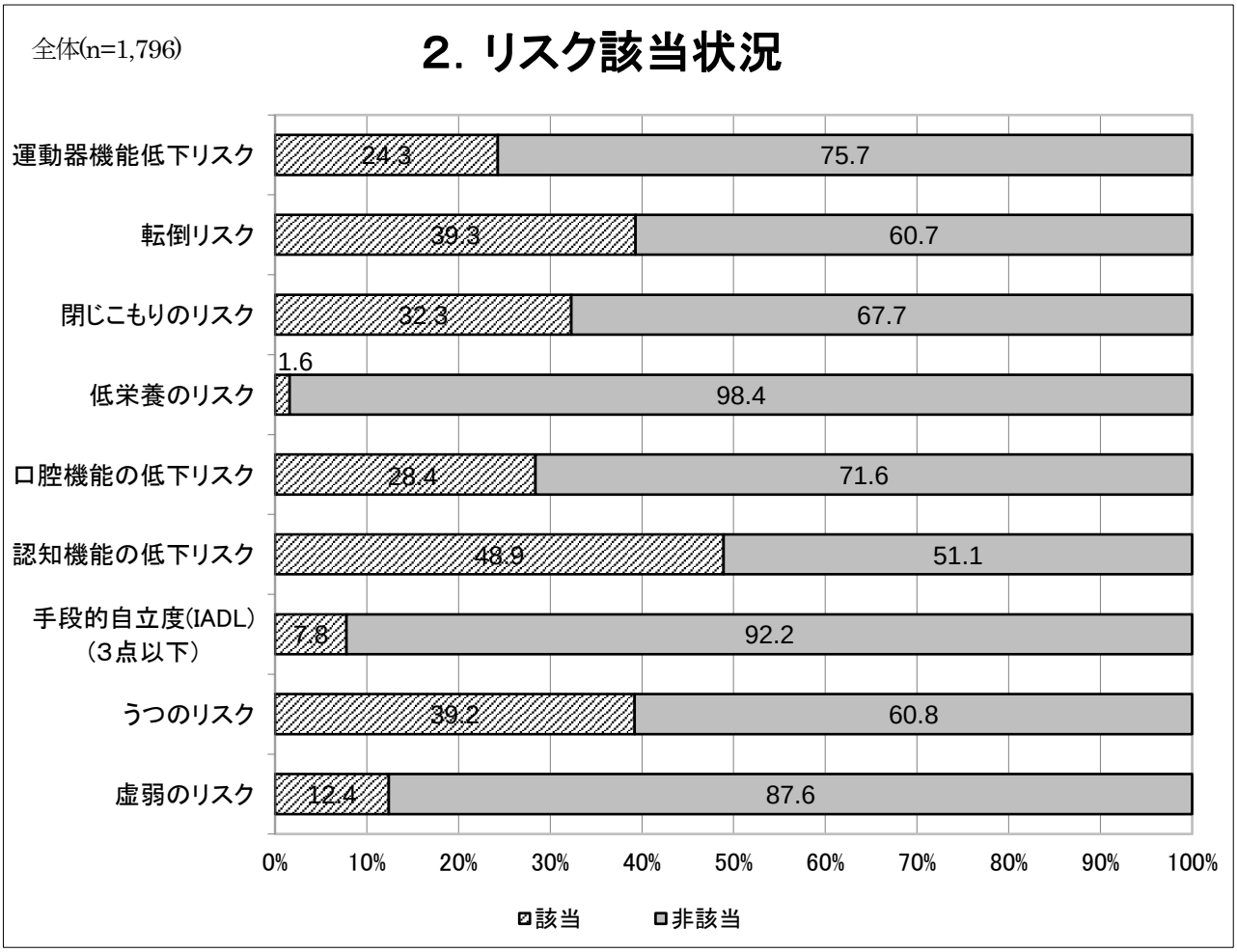

※ IADL：買い物･洗濯･掃除･料理･金銭管理･服薬管理･交通機関の利用･電話の対応などの手段的日常生活動作

（3） 外出する際の移動手段

外出をされる方の移動手段としては、自動車(自分で運転)の 58.6%が最も多く、次いで、徒歩 32.3%、自動車(乗せてもらう)26.6%となっています。

また、タクシーでの移動も、11.7%と比較的高い数値となっています。

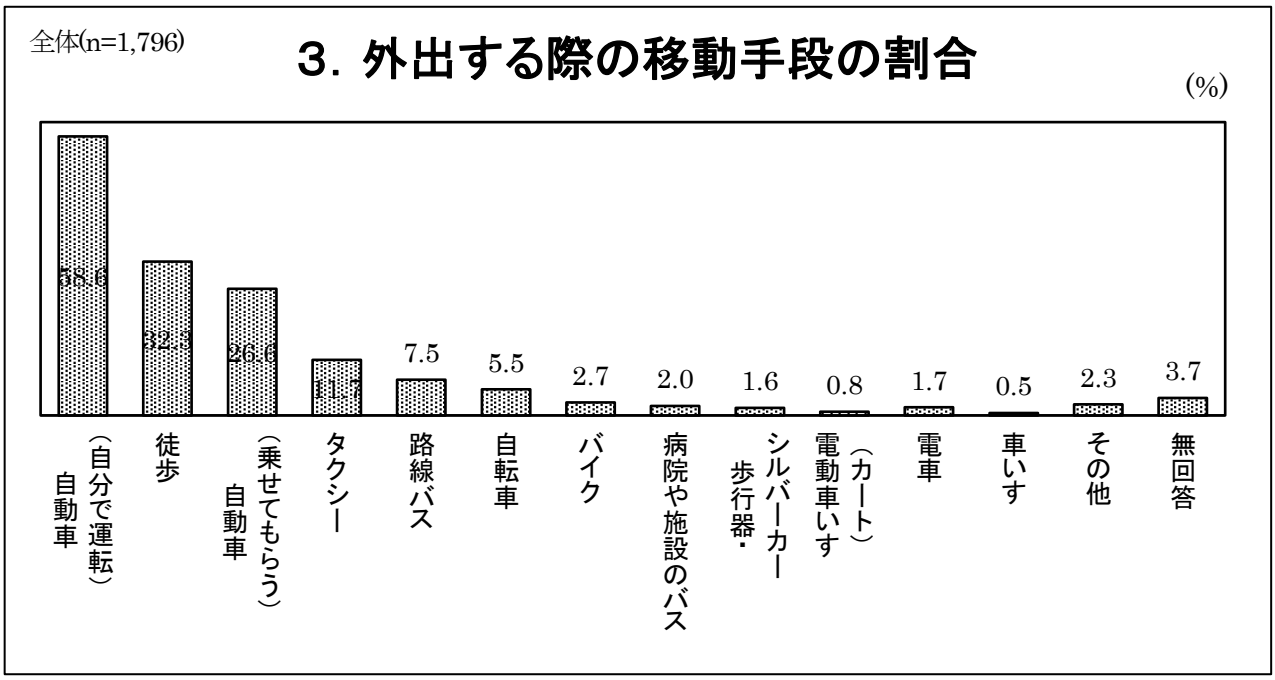

（4） 生きがいの有無

三好市全体で、「生きがいあり」は、62.8%、「思いつかない」32.2%となっています。旧町村では、井川町が 68.1%、池田町が 64.9%と高くなっています。結果は、下記のとおりとなっています。

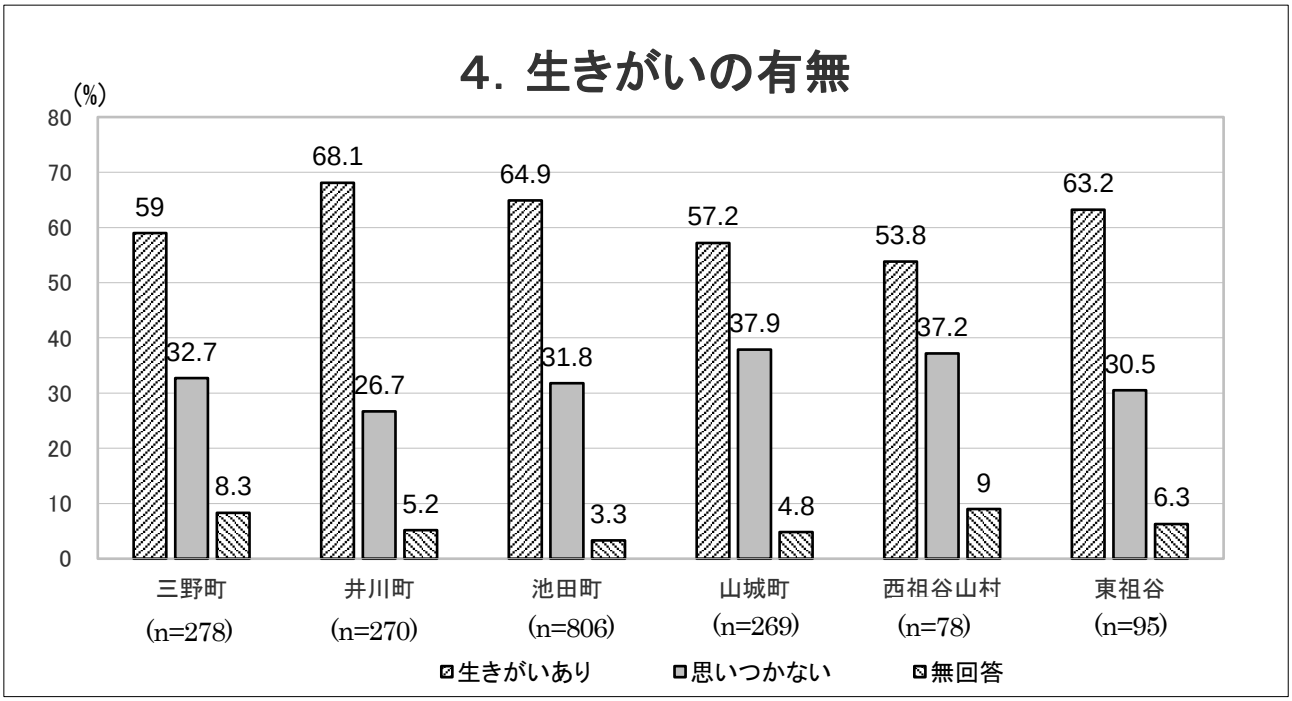

（5）地域での活動の参加状況

地域での活動の参加状況は、最も参加が多いのは、自治会の 43.3%で、次に、趣味関係のグループ 23.1%、収入のある仕事 22.3%、ボランティアグループ 17.6%、スポーツ関係グループ 16.8%の順となっています。

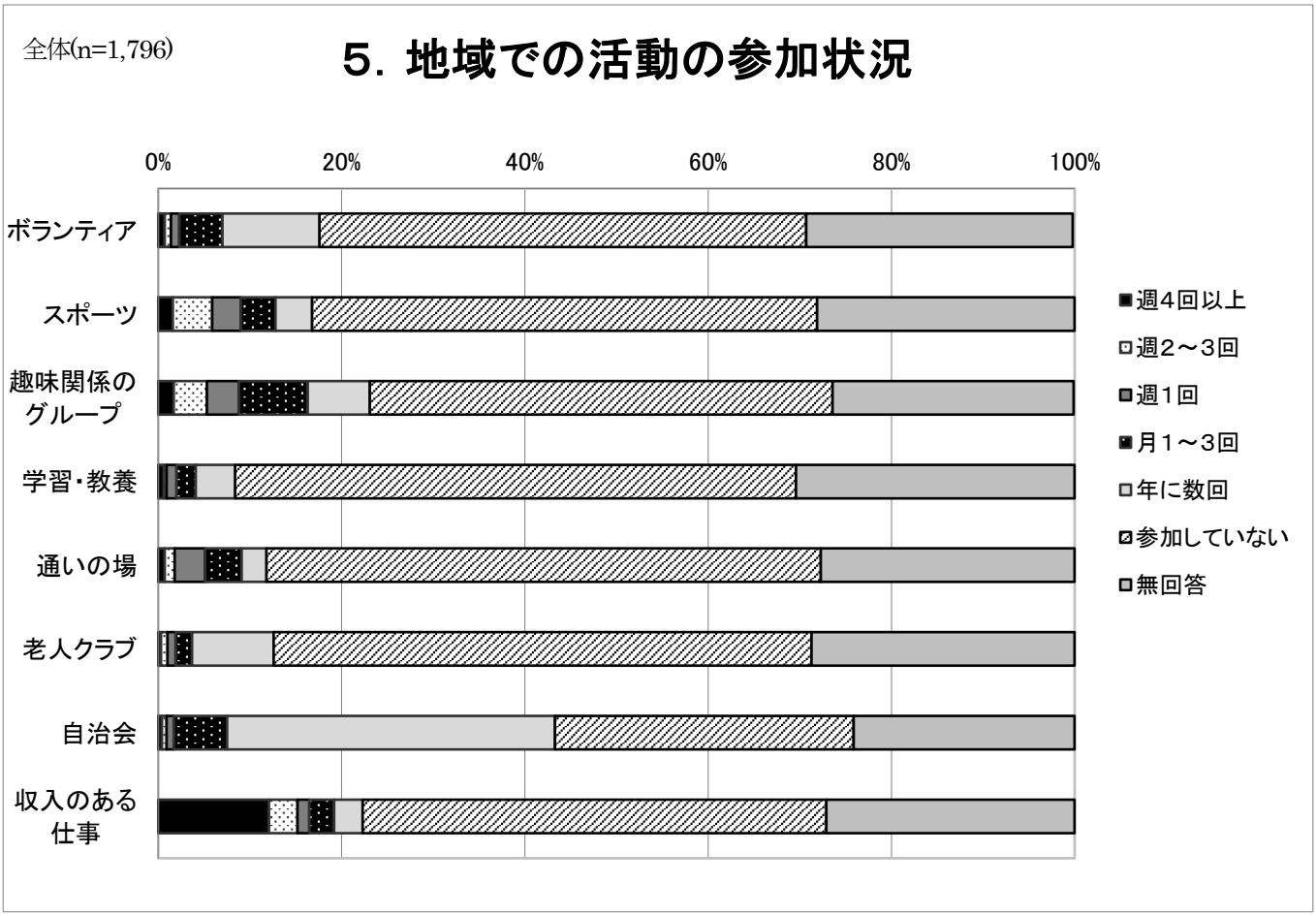

	週４回以上	週2~3回	週１回	月1~3回	年に数回	参加なし	無回答
ボテンティアのグループ	0.7	0.7	0.9	4.7	10.6	53.1	29.1
スポーツ関係のグループやクラブ	1.6	4.3	3.1	3.8	4.0	55.1	28.1
趣味関係のグループ	1.7	3.6	3.5	7.5	6.8	50.5	26.3
学習教育のグループ	0.6	0.3	1.1	2.1	4.3	61.2	30.4
いきいき 100 歳体操などの介護予防のための通いの場	0.7	1.1	3.3	4.0	2.7	60.5	27.7
老人クラブ	0.3	0.7	0.9	1.8	8.9	58.7	28.7
自治会	0.4	0.5	0.8	5.8	35.8	32.6	24.1
収入のある仕事	12.1	3.1	1.3	2.7	3.1	50.6	27.1

（6）疾病の状況

現在治療中、または後遺症のある病気は、高血圧が50.8%と最も高く、次いで、目の病気、耳の病気が17.3%、高脂血症14.7%となっています。治療中･後遺症の病気がないという方は12.4%となっています。

全体(n=1,796)

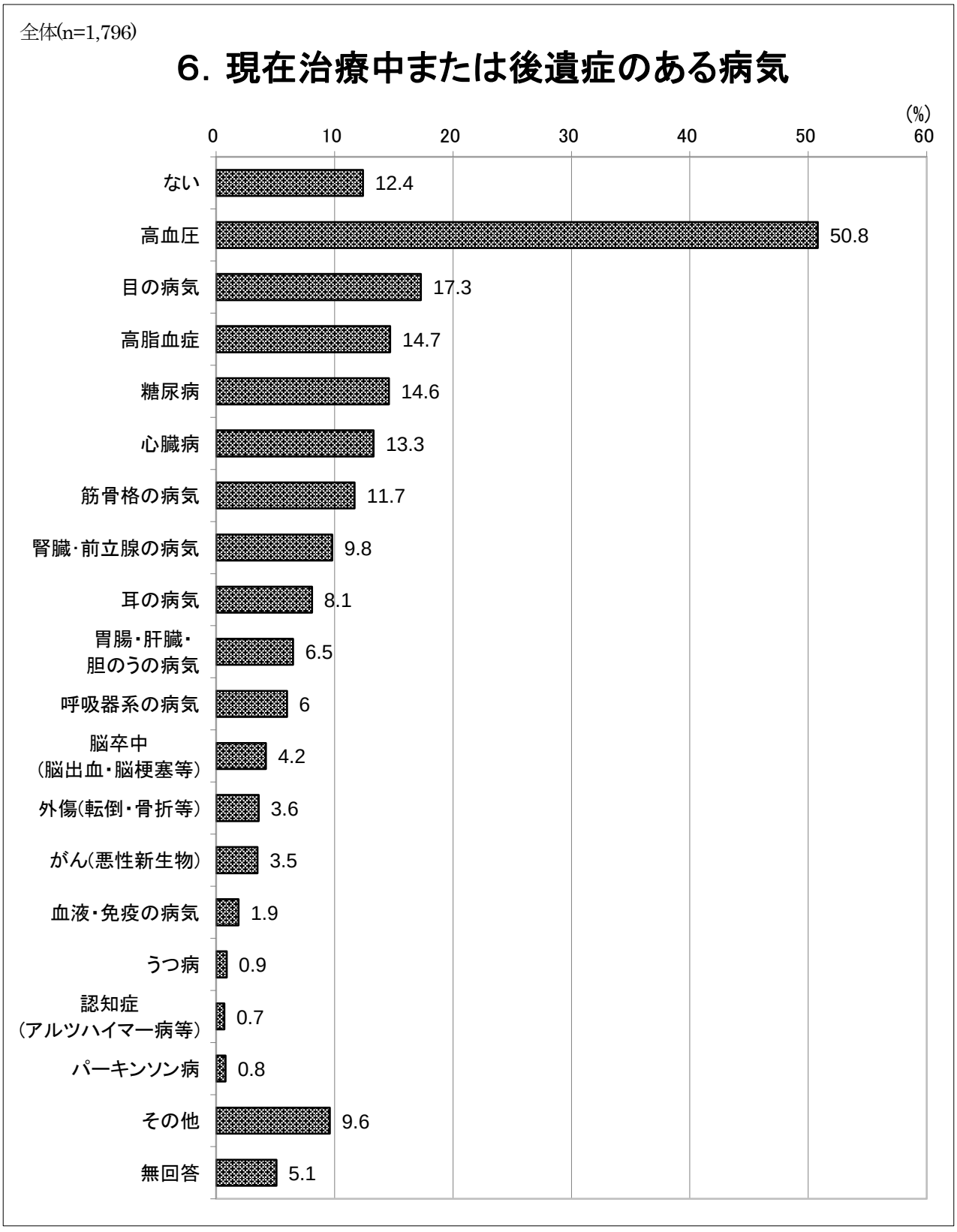

第６章
活動事例

活動事例の報告

第６章　活動事例

活動事例の報告

○ 地域住民主体によるサービスＢ

三好市では、高齢化・人口減少とともに、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、住民主体によるサービスの事業化を加速させています。

2017年度に介護予防・日常生活支援総合事業が創設されて以降、訪問型サービスBについては、2019年度に１箇所、2023年度に1箇所開始しています。また、通所型サービスB については、2018年度に１箇所、2019年度に3箇所、2020年度に1箇所、2023年度に４箇所で開始しており、住民主体の支援活動が広がっています。この介護予防・日常生活支援総合事業の展開が、既存の介護サービスとともに、住民の健康の維持・増進に寄与しています。

【 通所型サービスB 】

加茂野宮友愛会（三野町）

榑生ふれあいサロン（西祖谷山村）

黎明健康サロン（井川町）

○ 通いの場（いきいき百歳体操）

通いの場とは、高齢者をはじめ地域の住民の方が気軽に集い、他者とのつながりの中で主体的に「いきいき百歳体操」などの介護予防活動に取り組む場所となっています。

2021年3月末には58箇所の通いの場がありましたが、コロナ禍のため16箇所が活動を中止していました。2023年10月末現在では64箇所の通いの場があり（うち、7箇所が活動中止中）、三好市でも継続的に活動ができるよう支援していきます。

三好市いきいき百歳体操実施箇所分布（64箇所）

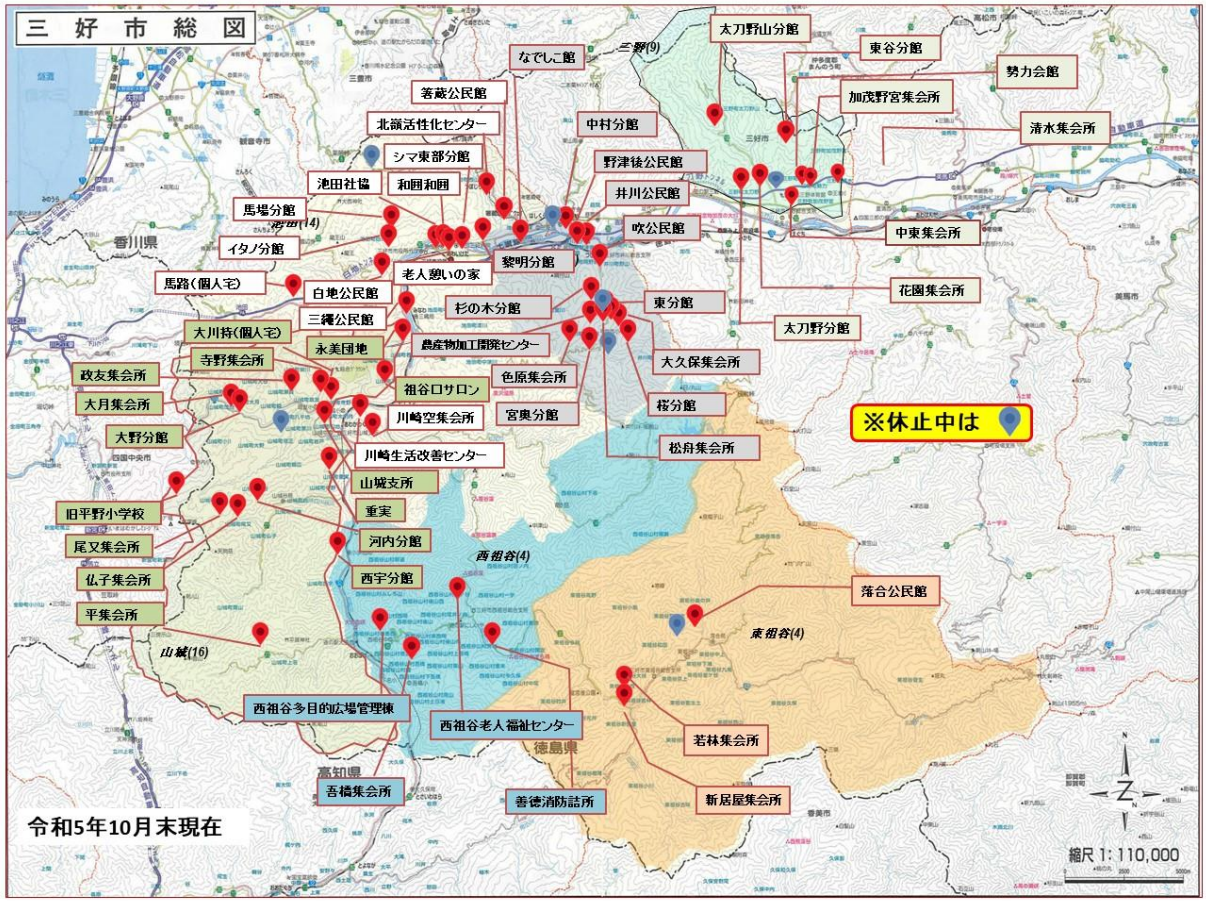

	三好市	地区別					
		三野町	井川町	池田町	山城町	西祖谷山村	東祖谷
団体数	64	9	17	14	16	4	4
活動中	57	8	14	13	15	4	3
休止中	7	1	3	1	1	0	1
登録者数（休止中含む）	1,057人	201人	284人	252人	194人	75人	51人

参考資料

三好市高齢者保健福祉計画策定委員会設置条例
三好市高齢者保健福祉計画策定委員会委員名簿

参考資料

○三好市高齢者保健福祉計画策定委員会設置条例

平成26年3月28日
条例第8号

(設置)

第1条　老人福祉法(昭和38年7月11日法律第133号)に定める老人保健福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、三好市高齢者保健福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条　委員会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査、審議し、市長に答申するものとする。

(1)　計画の基本的事項及び策定に関すること。

(2)　その他計画の策定について必要と認める事項

(組織)

第3条　委員会は、委員12人以内で組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　学識経験を有する者

(2)　保健・医療・福祉関係者

(3)　公募により選任した者

(4)　その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条　委員の任期は、第2条に定める所掌事務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

2　委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条　委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

２　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

４　委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（庶務）

第7条　委員会の庶務は、長寿・障害福祉課において処理する。

（その他）

第8条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この条例は、平成26年４月1日から施行する。

○三好市高齢者保健福祉計画策定委員会委員名簿

【策定委員】

構成区分	氏　　名	所　　属	役職
学識経験を有する者	菅井　弘昭	三好市民生児童委員連絡協議会 会長	委員長
学識経験を有する者	山下　利幸	三好市老人クラブ連合会 会長	副委員長
保健・医療・福祉関係者	田岡清三郎	医師代表	委員
保健・医療・福祉関係者	檜原　　司	歯科医師代表	〃
保健・医療・福祉関係者	鈴木美知子	薬剤師代表	〃
公募により選任した者	岸本　和宏	公募委員	〃
保健・医療・福祉関係者	大木元　繁	徳島県西部総合県民局 保健福祉環境部（三好）副部長 兼三好保健所長	〃
保健・医療・福祉関係者	小笠　直人	徳島県西部総合県民局 保健福祉環境部（三好）副部長	〃
保健・医療・福祉関係者	清水カズ子	みよし広域連合 介護保険センター 所長	〃
保健・医療・福祉関係者	高野　健一	三好市社会福祉協議会 事務局長	〃
その他市長が認める者	藤原　英徳	三好市福祉事務所 所長	〃
その他市長が認める者	竹井　耕三	養護老人ホーム施設代表	〃

（委員長・副委員長以下は順不同、敬称略）

第３部

東みよし町高齢者保健福祉計画（第 10 次）

は じ め に

我が国の少子・高齢化は、世界に類を見ないほど急速に進展しており、本町においても、総人口は減少傾向が続いている一方で、65 歳以上の方の人口比率（高齢化率）は増加傾向が続き、令和５（2023）年には 36.9％に達しています。今後、本町の高齢化率は、令和 10（2028）年には 38.6％まで上昇し、全国平均を上回って推移していくものと見込まれています。高齢化の進展は、元気な高齢者ばかりでなく、見守りや介護が必要な高齢者の増加にもつながることから、高齢者の生活をどのように支えていくかが重要な課題となっています。

本町では、町の最上位計画である「第２次東みよし町総合計画」において、「健やかにくらせるまち」として、健康づくり・医療体制の充実、地域福祉の充実、高齢者支援の充実等を政策目標に掲げ、少子高齢化が進行し、社会保障制度のあり方も変化していく中で、地域共生社会の実現に向けて、個人、家庭、地域、行政がそれぞれ担うべき役割を明確にするとともに、多様な主体が一丸となって様々な課題解決に取り組んでいくための体制・仕組みづくりを進めています。

今回策定を行いました高齢者保健福祉計画においても『すべての住民が安心して高齢期を迎えることができるよう、家庭や地域において、必要なサービスを必要な人に適切にかつ総合的に提供できる体制づくりを目指すとともに、生涯にわたり健康で生きがいを持ち、安心して暮らせる豊かな長寿社会づくり』を基本理念とし、町民の皆様の健康づくりから始まり、保健事業、介護予防、生きがいづくり、介護保険サービス、地域包括ケアシステムの充実といった様々な施策を進めてまいります。町民の皆様、関係機関・団体の皆様には、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりご尽力を賜りました策定委員会の委員の皆様をはじめ、多くの貴重な意見をいただきました関係機関・団体、アンケートにご協力いただきました多くの皆様に心から厚くお礼申し上げます。

２０２４年３月

東みよし町長　**松 浦 敬 治**

第１章
計画策定にあたって

第1節　計画策定の趣旨について
第2節　計画の法的位置づけ
第3節　上位計画との整合性
第4節　計画の期間
第5節　計画の策定体制
第6節　計画見直しにおける基本的な考え方について

第１章　　計画策定にあたって

第１節　計画策定の趣旨について

「高齢者保健福祉計画」は、東みよし町における高齢者に関する施策全般にわたる計画であり、すべての高齢者に対する福祉事業全般及び介護に関する総合的な計画です。高齢者がいきいきと安心して暮らすことができる環境及びシステムづくりを目的としています。

また、みよし広域連合で策定を行う「介護保険事業計画」は、高齢者保健福祉計画のうち、日常生活に何らかの支援・介護を必要とする高齢者に対する部分を担う計画となっており、要支援や要介護状態の高齢者が、できる限り“住み慣れた地域”で“自立した生活”が送れるようにするために策定します。

「介護保険事業計画」は「高齢者保健福祉計画」に包含されており、この２つの計画は、同一の基本理念のもとに調和の保たれた計画として策定します。

そのため今回の高齢者保健福祉計画策定に関しても、みよし広域連合の策定する第９期介護保険事業計画との整合性を図りつつ、「東みよし町高齢者保健福祉計画（第 10 次)」を策定します。

第２節　計画の法的位置づけ

本計画は、老人福祉法第 20 条の８第１項の規定に基づき、「市町村老人福祉計画」として策定するものです。

また、「みよし広域連合介護保険事業計画」は、介護保険法第 116 条第１項による国の基本指針に沿って、介護保険法第 117 条第１項の規定に基づき策定する「市町村介護保険事業計画」であり、老人福祉法第 20 条の８第７項及び介護保険法第 117 条第６項の規定に基づき、２つの計画を一体的に策定します。

第３節　上位計画との整合性

計画の策定にあたっては、東みよし町が主体的に計画推進に取り組む「高齢者保健福祉計画」と「みよし広域連合介護保険事業計画」との十分な連携のもと、制度の基本理念に沿って、双方が主体的に取り組むものとします。

また、本計画は、地方自治法に規定する「東みよし町総合計画」の基本構想に即して定めるほか、医療・保健・福祉に係る計画と調和を保つものとします。

第４節　計画の期間

本計画は、介護保険法第 117 条第１項の規定に基づき、３年を１期として計画内容を見直す「介護保険事業計画」と一体的に策定を行う必要があるため、３年を１期として策定します。

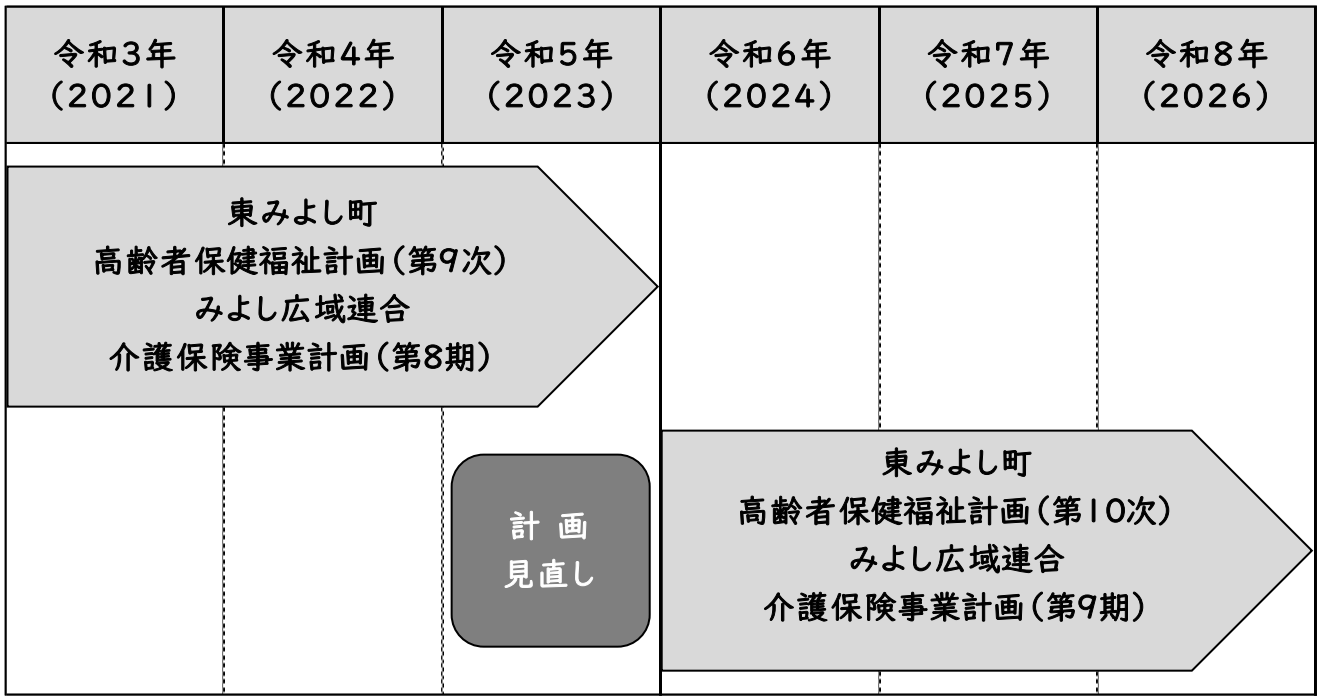

第５節　計画の策定体制

1. 計画策定体制

計画の策定は、「東みよし町高齢者保健福祉計画策定委員会」を設置し、審議を行いました。

この委員会では、学識経験者及び保健・医療・福祉の関係者にも委員として参画いただき、幅広い意見の集約を行いました。

2. 計画の進行管理

本計画で策定した基本目標・施策等の実施及び実現に向けて、庁内の関係課及びその他関係機関との連携を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、適切に計画の進行管理を行います。

第６節　計画見直しにおける基本的な考え方について

地域包括ケアシステムの推進に向けた基盤の整備

高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築に努めることが重要となっています。

今後、高齢化が一層進む中で、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、地域共生社会（高齢者介護、障がい福祉、児童福祉及び生活困窮者支援等の制度及び分野の枠、「支える側」及び「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人及び人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会をいう。）の実現に向けた中核的な基盤となり得るものとなります。

また、地域共生社会の実現に向けて、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により社会福祉法が改正され、地域住民及び行政等が協働し、公的な体制による支援とあいまって、地域及び個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう、「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備することが市町村の努力義務とされたところです。

さらに、令和２年の法改正においては、令和 22 年（2040 年）年を見据えた地域共生社会の実現を目指して、地域住民の複雑化及び複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策及び介護サービス提供体制の整備等の促進、医療及び介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化並びに社会福祉連携推進法人の創設など、社会福祉法等に基づく社会福祉基盤の整備及び介護保険制度の一体的な見直しが行われました。

今後は、地域の実情を踏まえ、高齢者等が要介護状態等となっても、可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう在宅及び施設の連携等、地域における継続的な支援体制を計画的に整備し、包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備と併せ、介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進及び地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図っていくことが必要となっています。

地域包括ケアシステムにおける住まいの確保

住まいの確保は、地域包括ケアシステムの構築にあたって重要なものであり、特に居宅での生活が困難な低所得の高齢者等に対する受け皿として、措置施設である養護老人ホーム及び無料又は低額な料金で高齢者を入所させる軽費老人ホームが、居住及び生活の支援の機能を果たすことが求められています。

さらに、今後、養護老人ホーム及び軽費老人ホームは、これらの施設が有する専門的支援機能を強化し、入所者はもとより地域で暮らす高齢者等も対象として社会生活上の課題解決を支援するとともに、関係者との強力な連携のもとで地域福祉を推進していくことが期待されています。

【地域包括ケアシステムのイメージ図】

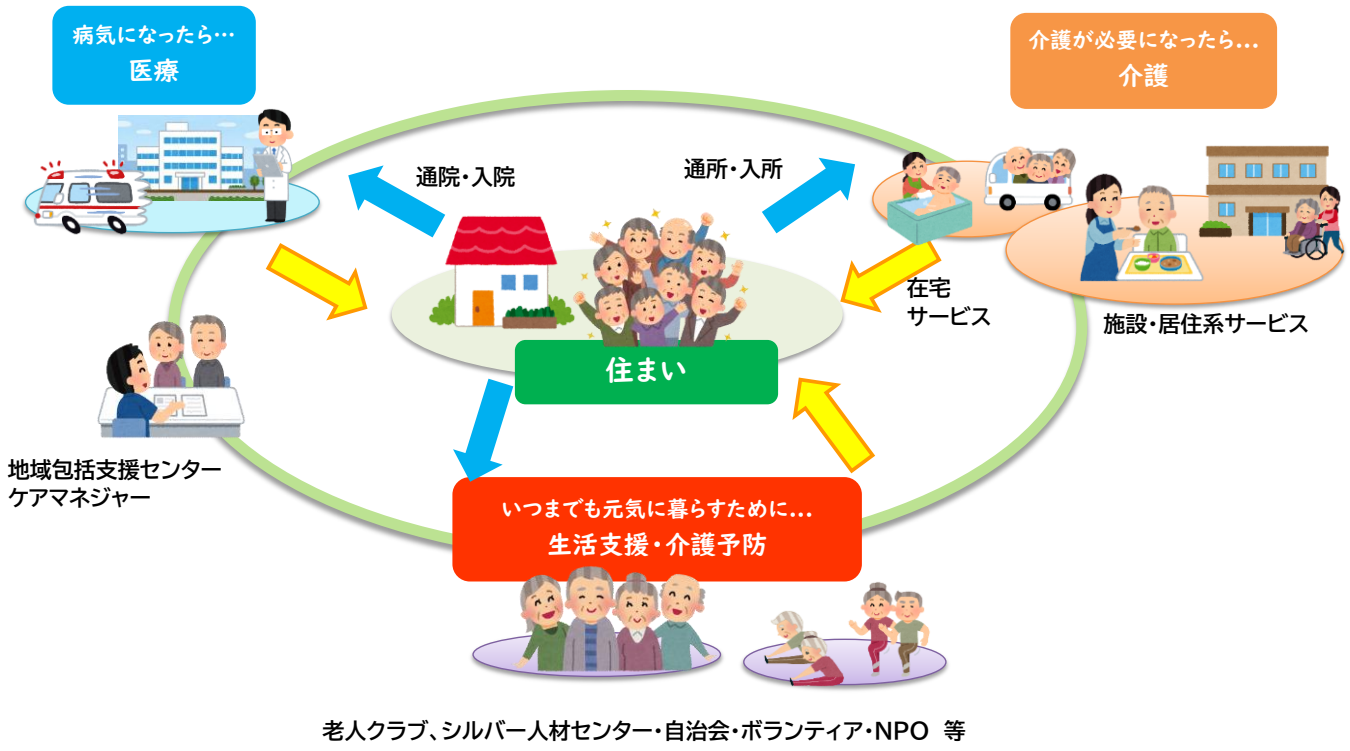

第２章
高齢者を取り巻く現状と将来推計

第1節　人口・高齢者数の現状と将来推計
第2節　要支援・要介護認定者数の推移と将来推計結果
第3節　介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

第２章　　高齢者を取り巻く現状と将来推計

第１節　人口・高齢者数の現状と将来推計

１.現在の人口

令和５年９月末の総人口は 13,451 人で、令和４年９月末の総人口（13,689 人）より 238 人減少しています。

また、５歳毎分布では、男性・女性ともに 70～74 歳、65～69 歳の順で多くなっており、70～74 歳は全体の 9.5%を占め、男性は 648 人、女性は 634 人となっています。

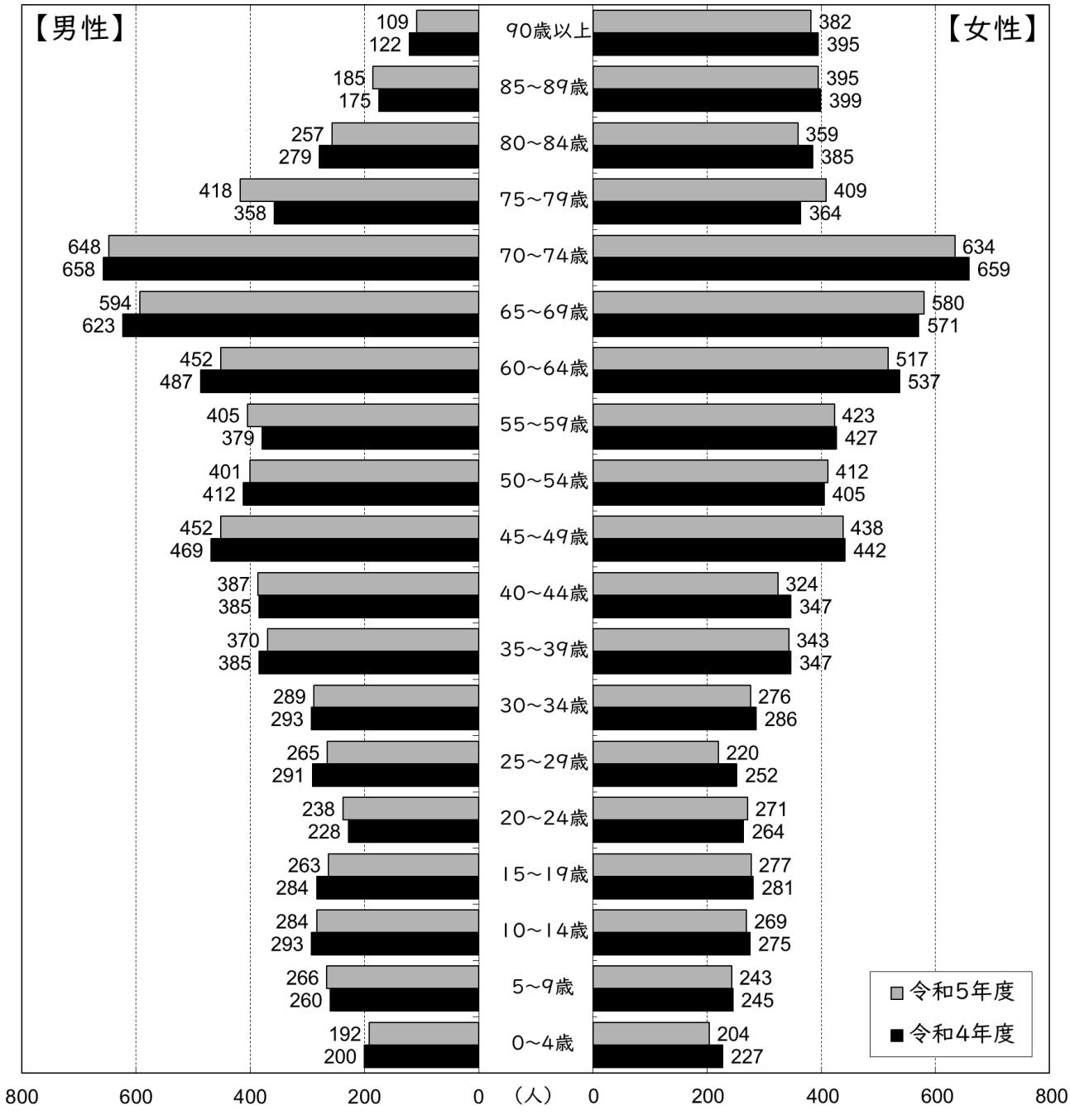

※資料：住民基本台帳　各年９月末日現在

2. 人口推移及び高齢化率の現状

人口の推移をみると、総人口は減少傾向にあり、令和５年では 13,451 人と、平成 30 年の 14,509 人から５年間で 1,058 人減少しています。

一方で、高齢者人口（65 歳以上）は増加傾向にあり、令和５年では 4,970 人と、平成 30 年の 4,854 人から 116 人増加しています。

総人口の減少、高齢者人口の増加により高齢化率も年々上昇し、令和５年では 36.9%となっています。

また、総人口に占める 75 歳以上の割合は、令和５年では 18.7%となっています。

単位：人

区　分	第7期			第8期		
	平成30年（2018年）	令和元年（2019年）	令和2年（2020年）	令和3年（2021年）	令和4年（2022年）	令和5年（2023年）
総人口	14,509	14,338	14,088	13,946	13,689	13,451
年少人口（0歳～14歳）	1,665	1,645	1,577	1,558	1,500	1,458
生産年齢人口（15歳～64歳）	7,990	7,789	7,580	7,413	7,201	7,023
40歳～64歳	4,710	4,619	4,489	4,371	4,290	4,211
高齢者人口（65歳以上）	4,854	4,904	4,931	4,975	4,988	4,970
65歳～74歳（前期高齢者）	2,274	2,359	2,451	2,569	2,511	2,456
75歳以上（後期高齢者）	2,580	2,545	2,480	2,406	2,477	2,514
高齢化率	33.5%	34.2%	35.0%	35.7%	36.4%	36.9%
総人口に占める75歳以上の割合	17.8%	17.8%	17.6%	17.3%	18.1%	18.7%

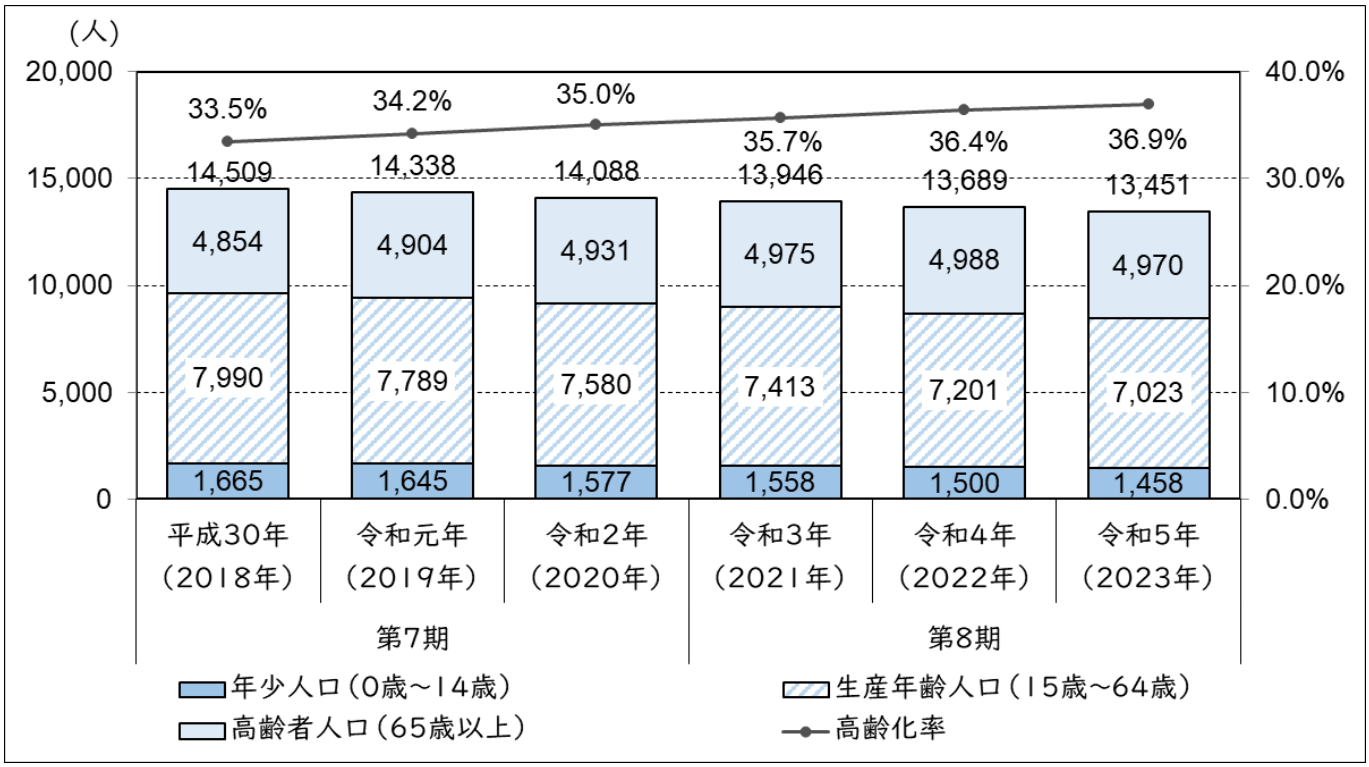

※資料：住民基本台帳　各年9月末日現在

3. 人口と高齢者の将来推計

将来推計人口の推移をみると、総人口は今後も減少傾向となり、令和８年では 12,864 人と、令和５年（13,451 人）から 587 人減少する見込みとなっています。その後も減少は続き、令和 10 年（2028 年）では 12,445 人、令和 22 年（2040 年）では 9,867 人となっています。

一方で、高齢者人口は令和４年をピークに減少傾向となっていますが、内訳をみると、後期高齢者人口は増加傾向となっています。総人口の減少、後期高齢者人口の増加により高齢化率は年々上昇し、令和８年では 38.1%、令和 10 年（2028 年）では 38.6%、さらに令和 22 年（2040 年）では 42.2%となる見込みとなっています。

また、総人口に占める 75 歳以上の割合は、令和８年では 20.5%、令和 10 年（2028 年）では 21.7%、さらに令和 22 年（2040 年）では 26.3%となる見込みとなっています。

単位：人

区　分	第9期			第10期			第14期
	令和6年（2024年）	令和7年（2025年）	令和8年（2026年）	令和9年（2027年）	令和10年（2028年）	令和11年（2029年）	令和22年（2040年）
総人口	13,276	13,069	12,864	12,653	12,445	12,239	9,867
年少人口（0歳～14歳）	1,443	1,410	1,364	1,317	1,282	1,252	931
生産年齢人口（15歳～64歳）	6,877	6,722	6,599	6,466	6,359	6,230	4,775
40歳～64歳	4,134	4,057	4,003	3,948	3,924	3,840	3,030
高齢者人口（65歳以上）	4,956	4,937	4,901	4,870	4,804	4,757	4,161
65歳～74歳（前期高齢者）	2,399	2,321	2,258	2,167	2,100	2,020	1,567
75歳以上（後期高齢者）	2,557	2,616	2,643	2,703	2,704	2,737	2,594
高齢化率	37.3%	37.8%	38.1%	38.5%	38.6%	38.9%	42.2%
総人口に占める75歳以上の割合	19.3%	20.0%	20.5%	21.4%	21.7%	22.4%	26.3%

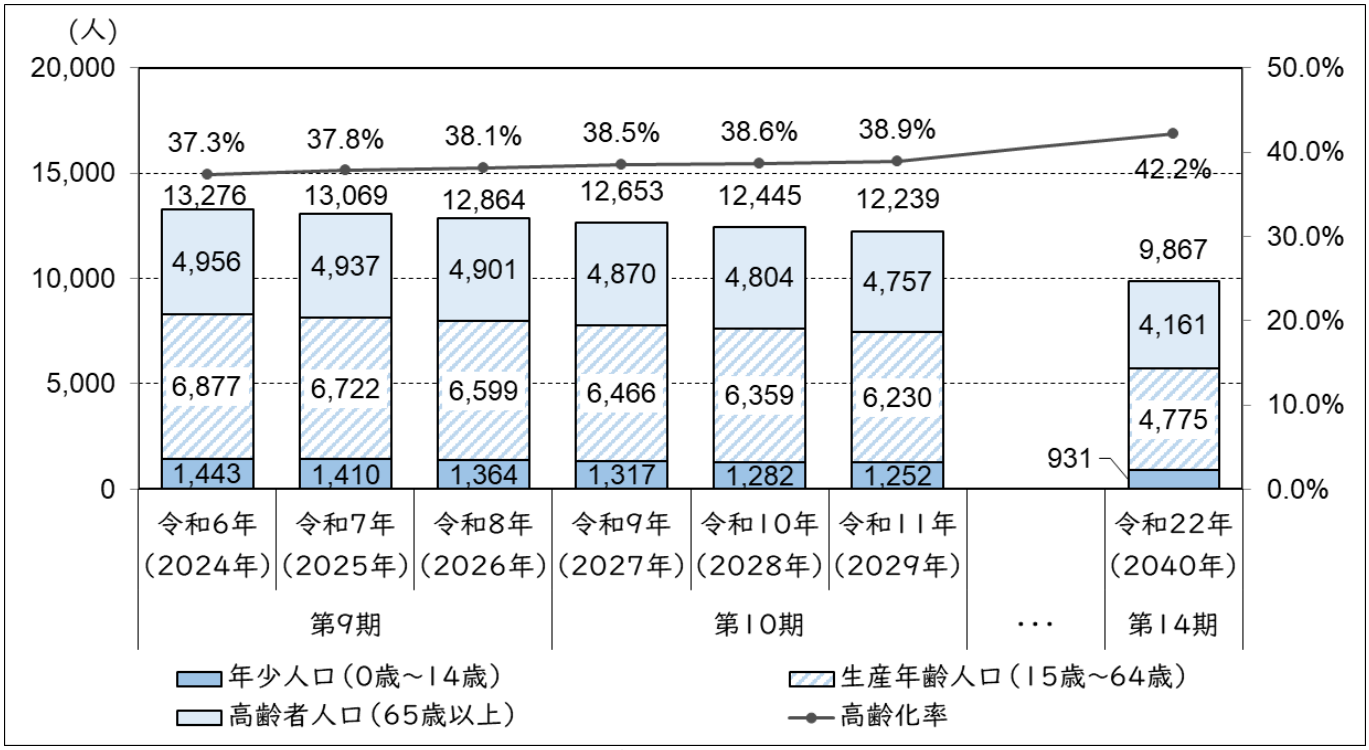

※資料：住民基本台帳人口に基づきコーホート変化率法で推計

第２節　要支援・要介護認定者数の推移と将来推計結果

みよし広域連合において令和３年から令和５年の各年９月末時点の要支援・要介護認定者の認定率をもとに、本計画期間における要支援・要介護認定者の推計を行いました。

要支援・要介護認定者数の将来推計をみると、総認定者数は減少傾向にあるものの、総人口に占める認定者数の割合は、横ばいで推移する見込みとなっています。

単位：人

区分	第8期			第9期			第10期		
	令和3年（2021年）	令和4年（2022年）	令和5年（2023年）	令和6年（2024年）	令和7年（2025年）	令和8年（2026年）	令和9年（2027年）	令和10年（2028年）	令和11年（2029年）
要支援1	84	79	68	67	66	64	65	64	62
要支援2	195	193	170	169	166	162	161	158	155
要介護1	131	130	126	129	128	126	120	117	115
要介護2	201	194	176	173	172	170	167	163	160
要介護3	144	153	162	160	159	157	154	151	148
要介護4	130	132	130	135	134	131	124	121	119
要介護5	90	90	83	80	78	76	79	77	76
総認定者数	975	971	915	913	903	886	870	851	835
総　人　口	13,946	13,689	13,451	13,276	13,069	12,864	12,653	12,445	12,239
総人口に占める認定者数の割合	7.0%	7.1%	6.8%	6.9%	6.9%	6.9%	6.9%	6.8%	6.8%

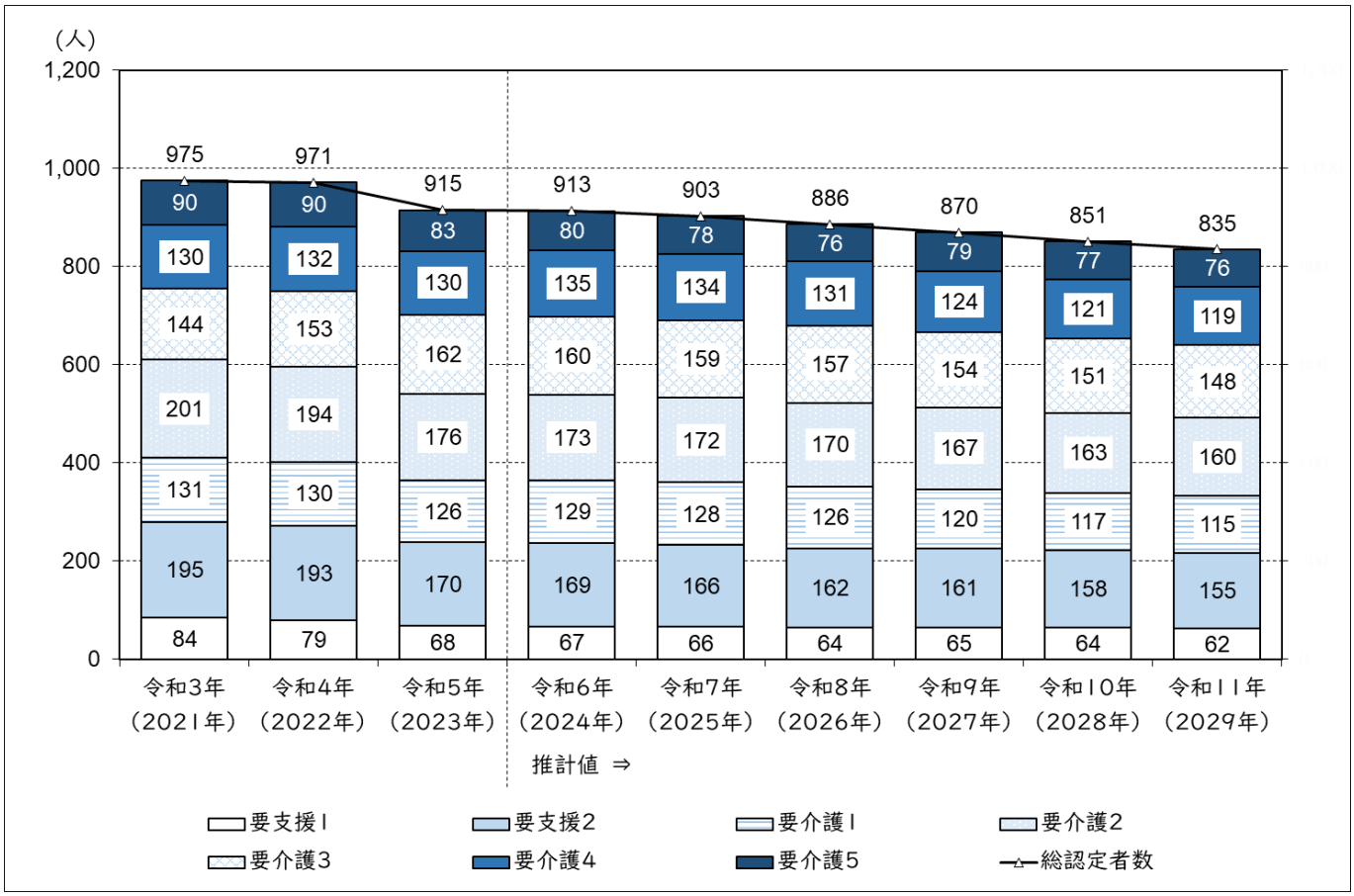

※資料：地域包括ケア「見える化」システム（みよし広域連合の結果を案分）

第３節　介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果

Ⅰ.調査の概要

本調査は、令和６年度から令和８年度までの「第 10 次高齢者保健福祉計画・第９期介護保険事業計画」を策定にあたって、高齢者等の日常生活実態を把握し、みよし広域連合管内における地域を含めた課題整理を行い、今後目指すべき地域包括システム構築のあり方とサービス基盤の方向性を検討し、将来推計の基礎資料を得ることを目的としています。

要介護状態になる前の高齢者について、要介護状態になるリスクの発生状況及び各種リスクに影響を与える日常生活の状況を把握し、地域の抱える課題を特定することを目的に実施しました。

対象者	令和４年 10 月１日時点、65 歳以上の方（要介護１～５、介護施設入所者、入院者を除く）のうち、無作為抽出した 4,000 名（三好市 2,730 人、東みよし町 1,270 人）
実施期間	令和４年 12 月 12 日（月）～令和５年１月４日（水）
実施方法	郵送配布、郵送回収（みよし広域連合にて実施）
有効回答数 （有効回収率）	796 件（62.7%） ※返送いただいた調査票のうち、全問無回答や締切後に返送があったものに関しては、集計結果に含んでいません。

2. 回答者の属性

(1)性別・年齢構成

単位:人

区　分		東みよし町	旧三加茂町	旧三好町
全　体		796	470	326
		100.0%	59.0%	41.0%
性　別	男　性	352	218	134
		100.0%	61.9%	38.1%
	女　性	444	252	192
		100.0%	56.8%	43.2%
年　齢	65～69歳	181	106	75
		100.0%	58.6%	41.4%
	70～74歳	215	127	88
		100.0%	59.1%	40.9%
	75～79歳	159	102	57
		100.0%	64.2%	35.8%
	80～84歳	127	72	55
		100.0%	56.7%	43.3%
	85歳以上	114	63	51
		100.0%	55.3%	44.7%
性別・年齢	男性前期高齢者	193	121	72
		100.0%	62.7%	37.3%
	男性後期高齢者	159	97	62
		100.0%	61.0%	39.0%
	女性前期高齢者	203	112	91
		100.0%	55.2%	44.8%
	女性後期高齢者	241	140	101
		100.0%	58.1%	41.9%

(2)認定状況

単位:人

区　分	一般高齢者	総合事業対象者	認定区分		総　数
			要支援1	要支援2	
旧三加茂町	425	15	10	20	470
	90.4%	3.2%	2.1%	4.3%	100.0%
旧三好町	297	11	5	13	326
	91.1%	3.4%	1.5%	4.0%	100.0%
東みよし町	722	26	15	33	796
	90.7%	3.3%	1.9%	4.1%	100.0%

Ⅰ.調査結果

(1)家族構成

家族構成をみると、全体では「夫婦２人暮らし（配偶者 65 歳以上)」37.1%、「息子・娘との２世帯」20.9%、「１人暮らし」14.8%、「夫婦２人暮らし（配偶者 64 歳以下)」5.2%の順に多くなっており、「その他」は 19.1%となっています。

また、旧町別にみると、「１人暮らし」は、旧三好町（17.8%）が旧三加茂町（12.8%）に比べ、5.0 ポイント多く、「夫婦２人暮らし（配偶者 65 歳以上)」は、旧三加茂町（39.4%）が旧三好町（33.7%）に比べ、5.7 ポイント多くなっています。

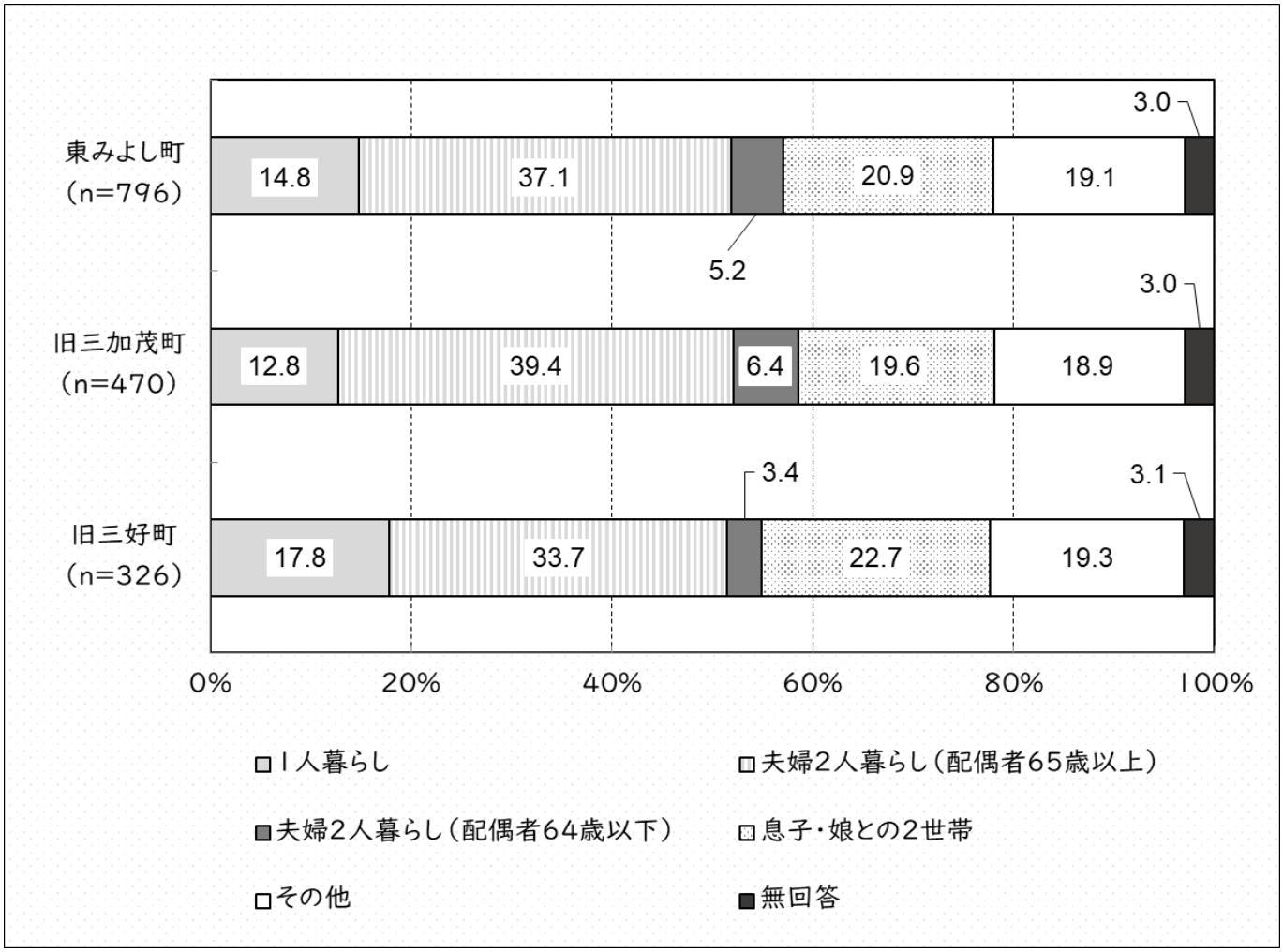

（2）介護・介助の状況

普段の生活で、どなたかの介護・介助が必要の有無をみると、全体の 84.3%が「介護・介助は必要ない」と回答しています。「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」（4.8%）または「現在、何らかの介護を受けている」(5.9%）と答えた“何らかの介護・介助が必要な方”は、全体の 10.7%を占めています。

また、旧町別にみると、“何らかの介護・介助が必要な方”は、旧三好町（13.2%）が旧三加茂町（9.0%）に比べ、4.2 ポイント多くなっています。

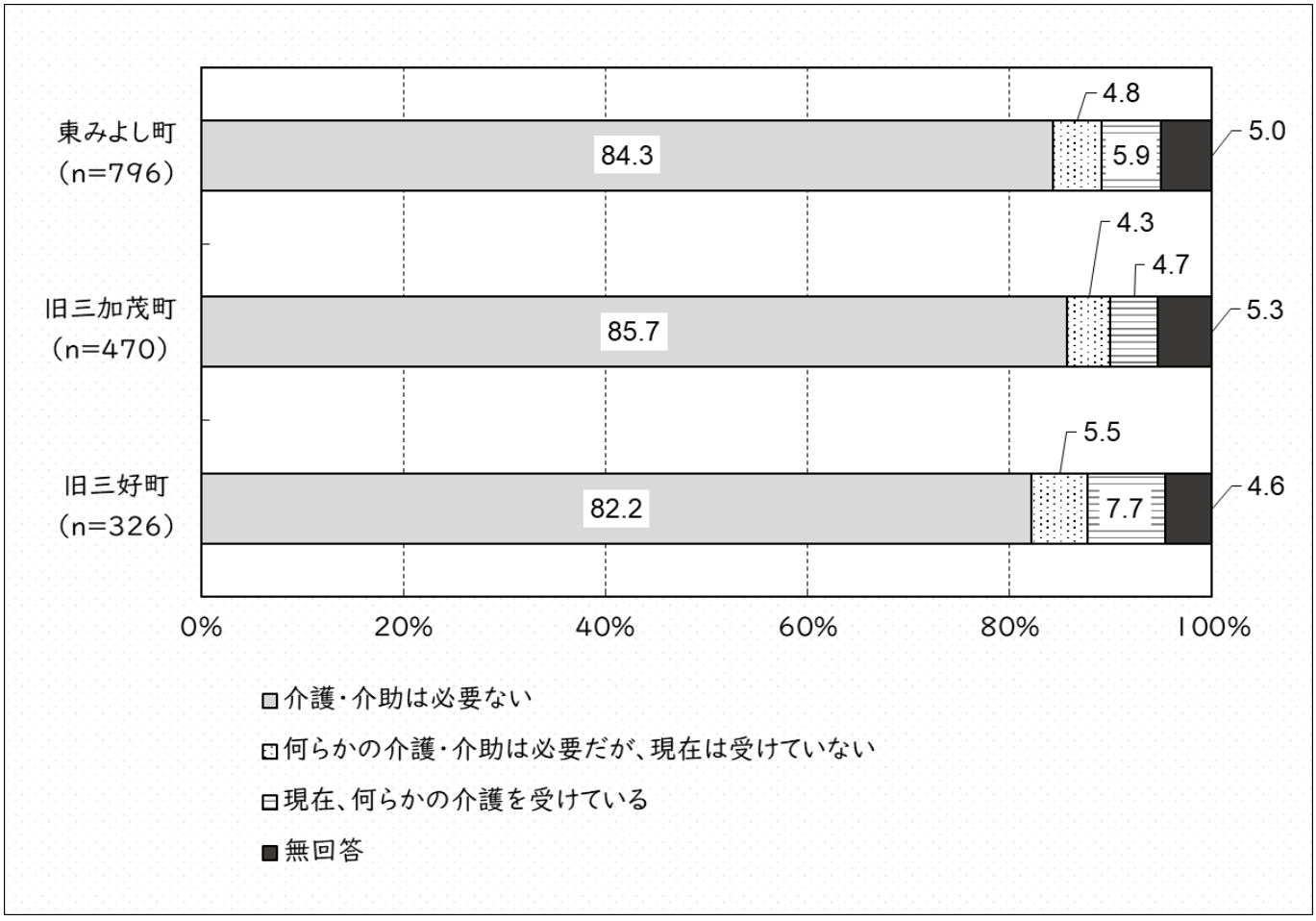

(3)リスク該当状況

一般高齢者（非認定者）のリスク該当状況をみると、全体では「認知機能の低下リスク」(47.6%)、「うつのリスク」(41.0%)、「転倒リスク」(34.3%)、「口腔機能の低下リスク」(24.7%)、「閉じこもりのリスク」(23.1%)、「運動器の機能低下リスク」(20.0%)、「手段的自立度（IADL)」（３点以下）(5.5%)、「低栄養のリスク」(1.1%）の順で該当率が高くなっています。

また、旧町別にみると、旧三好町は「運動器の機能低下リスク」、「転倒リスク」、「低栄養のリスク」、「口腔機能の低下リスク」、「うつのリスク」の該当者が旧三加茂町より多くなっています。

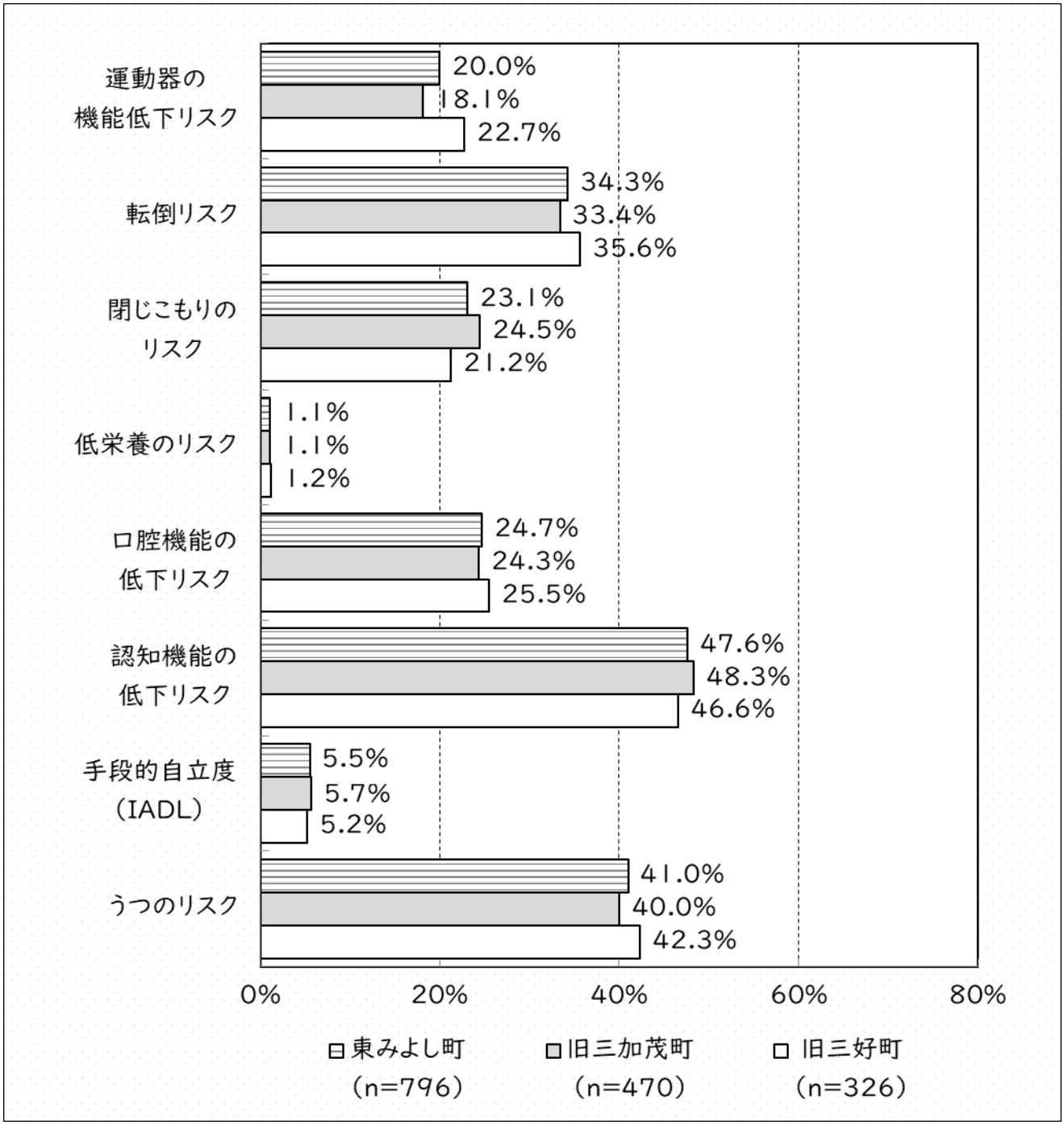

(4)孤食状況

どなたかと食事をともにする機会の有無をみると、全体の 61.7%は「毎日ある」と答えていますが、「年に何度かある」または「ほとんどない」と答えた“孤食傾向のある方”も 16.1%を占めています。

また、旧町別にみると、“孤食傾向のある方”は、旧三加茂町（16.3%）が旧三好町（15.7%）に比べ、0.6 ポイント多くなっています。

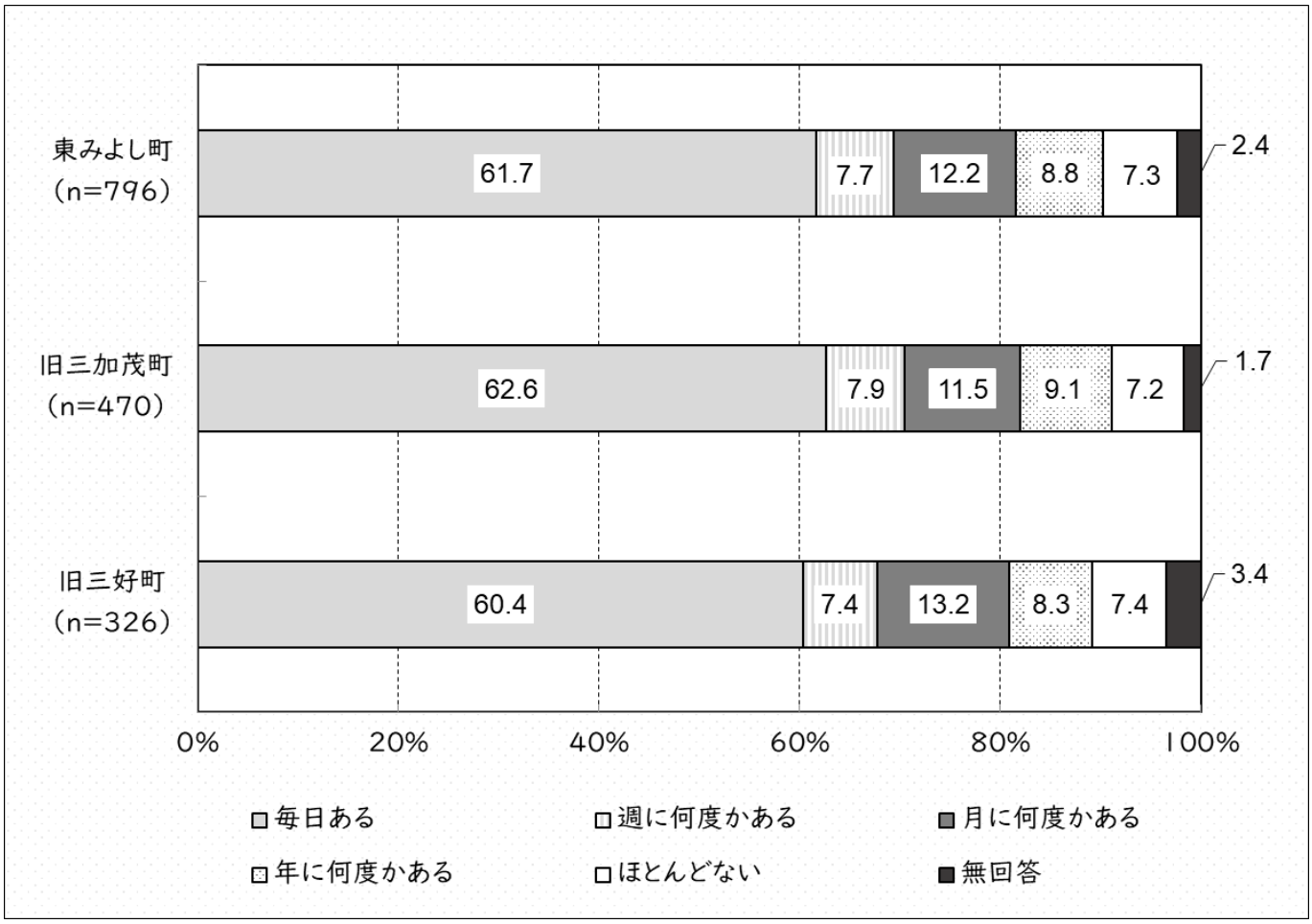

(5)会・グループ等への参加頻度

会・グループ等への参加頻度をみると、最も“参加頻度が高いもの（「参加していない」、「無回答」除く）”は、「⑦町内会・自治会」(43.7%)、次いで、「⑧収入のある仕事」(27.7%)、「③趣味関係のグループ」(26.4%) の順となっています。「⑦町内会・自治会」については、最も参加頻度が高くなっていますが、「年に数回」が 39.7%と多くなっているため、集まる回数は比較的少なくなっています。

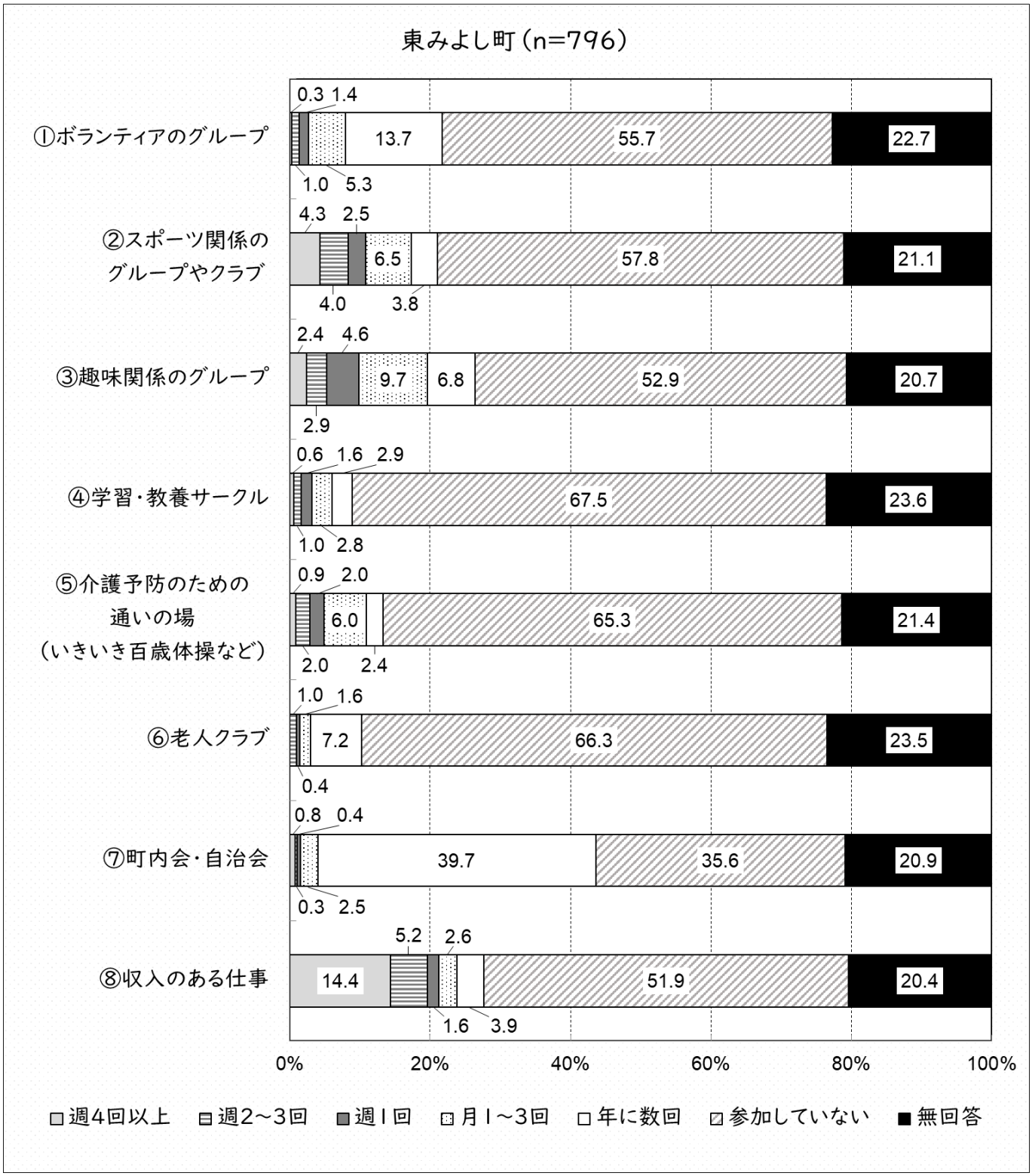

また、旧町別にみると、“参加頻度が高いもの（「参加していない」、「無回答」除く）”は、旧三加茂町が①②③④⑤⑥で旧三好町より多くなっています。

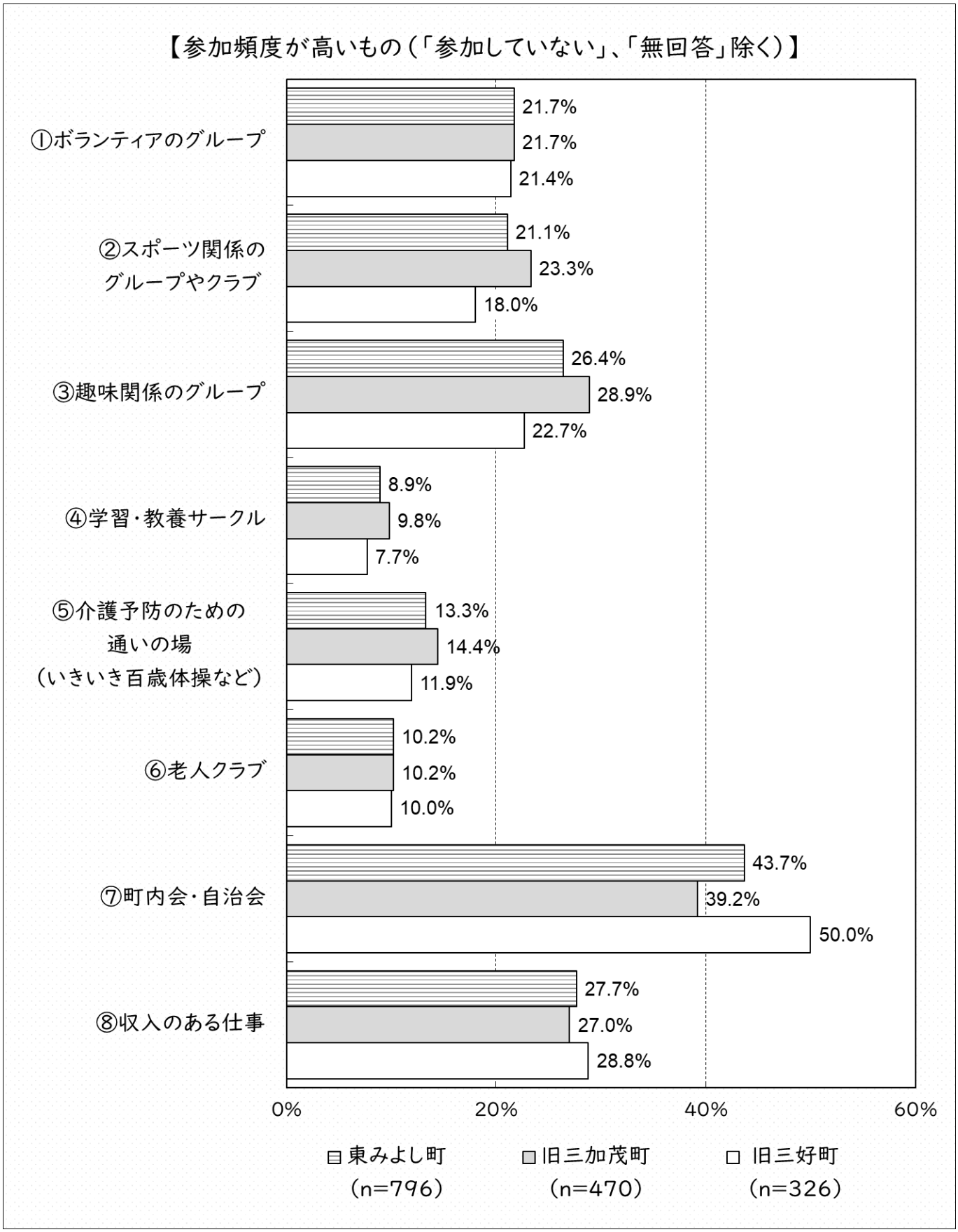

（6）健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意向

地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきとした地域づくりを進めるとしたら、参加者または、企画・運営として参加してみたいと思うかたずねると、「是非参加したい」もしくは「参加してもよい」と答えた“参加意向がある方”は参加者としては 51.3%、企画・運営としては 31.2%と、参加者としての参加意向のほうが高くなっています。

また、旧町別にみると、参加者側、企画・運営側ともに“参加意向がある方”は、旧三加茂町より旧三好町が多くなっています。

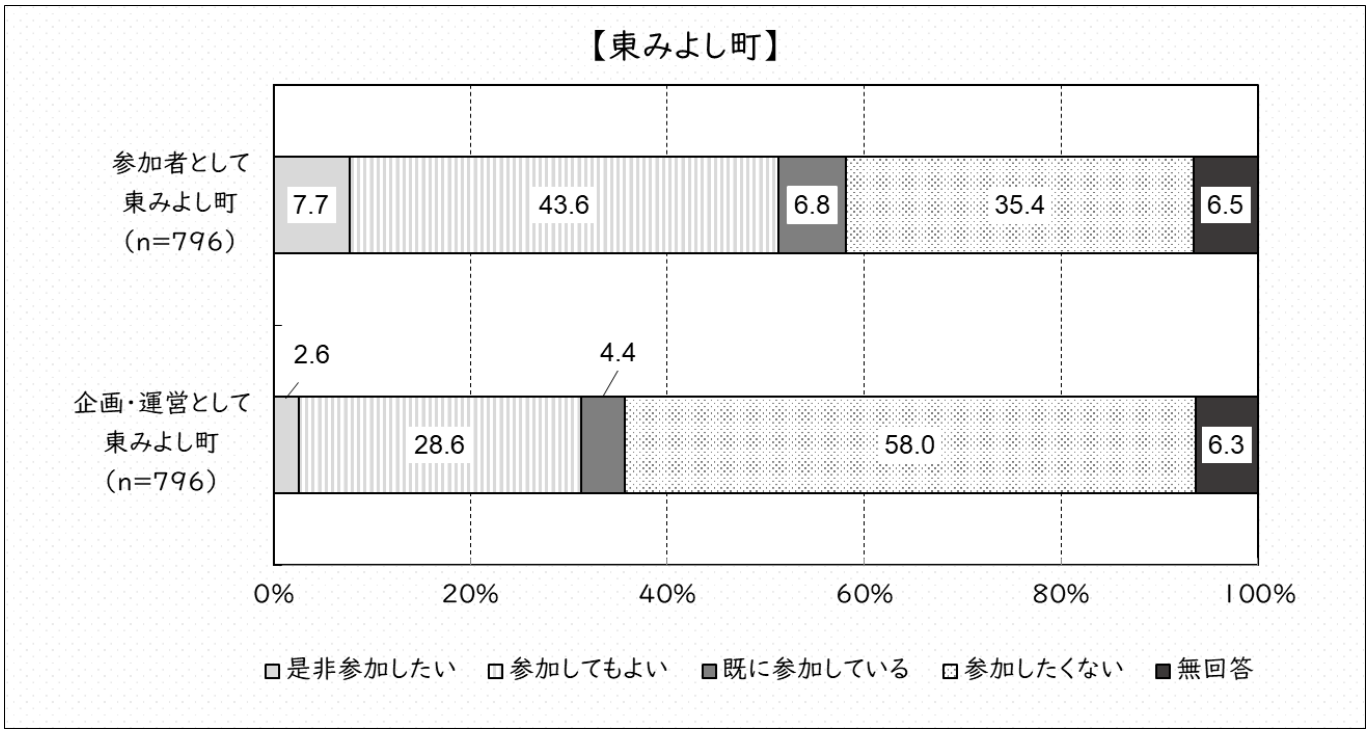

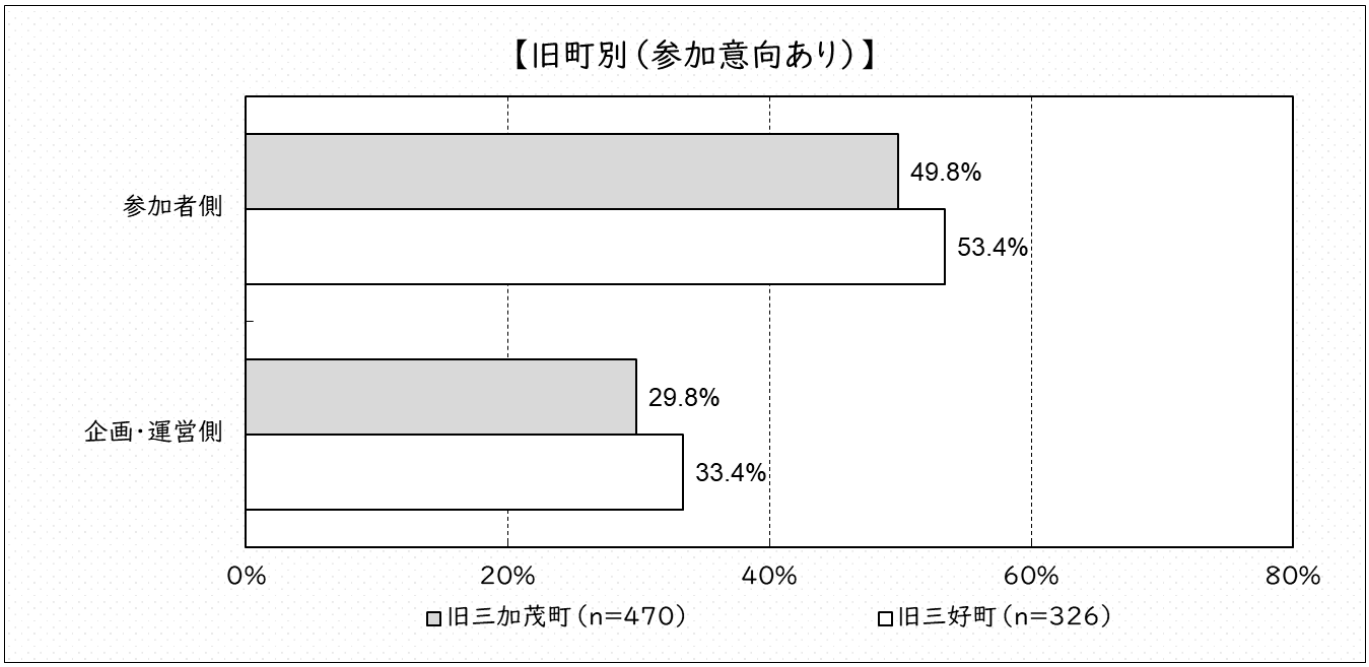

(7) 疾病の状況

現在治療中、または後遺症のある病気をみると、全体では「高血圧」51.5%が最も多く、次いで、「高脂血症（脂質異常）」14.7%、「糖尿病」14.4%の順となっています。

旧町別では、旧三加茂町・旧三好町ともに全体とほぼ同様の結果となっています。

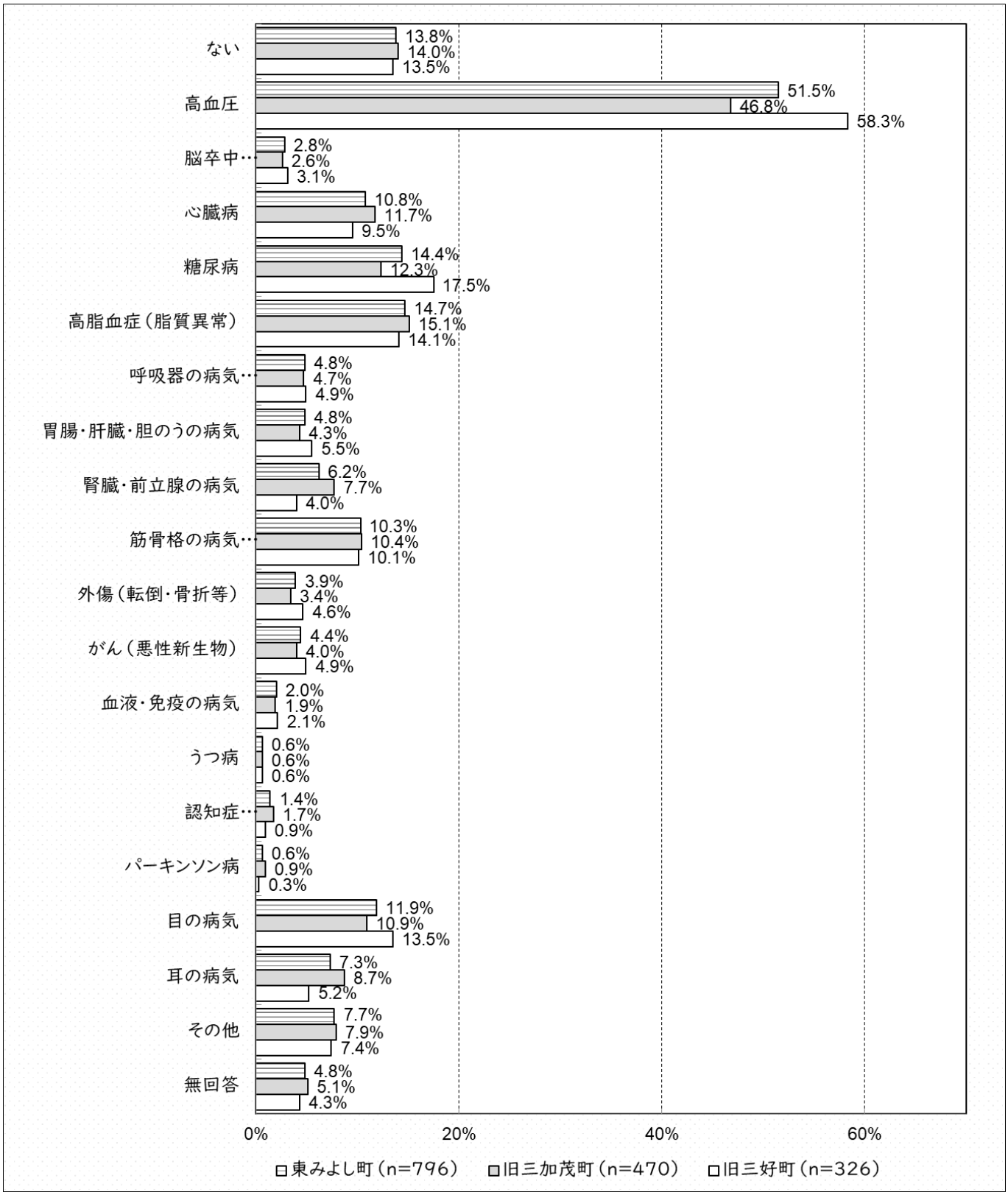

第３章
計画の基本構想

第1節　基本理念
第2節　基本目標
第3節　施策体系

第３章　　計画の基本構想

第１節　基本理念

東みよし町では、すべての住民が安心して高齢期を迎えることができるよう、家庭や地域において、必要なサービスを必要な人に適切にかつ総合的に提供できる体制づくりを目指すとともに、生涯にわたり健康で生きがいを持ち、安心して暮らせる豊かな長寿社会づくりを目指して高齢者福祉施策を展開しています。

本計画においても、これまでの目的を継承し、令和７年（2025年）・令和22年（2040年）を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進を目指します。

高齢者が要介護状態となっても、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が地域で一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の充実が求められており、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてつくりあげていく必要があります。

また、地域のあらゆる住民が「他人事」でなく「我が事」として、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、「丸ごと」支えあう「地域共生社会」の形成を図り、支えあい、認めあいながら、自分らしく活躍し、安心して暮らしていけるまちづくりが必要です。

こうした状況や直面する課題を踏まえ、高齢者を「受け手側」とするこれまでのイメージの転換を図り、地域を支える「新たな担い手」として生涯現役でご活躍いただくとともに、「地域包括ケアシステム」の充実を図り、高齢者がいきいきと暮らし、笑顔あふれる長寿社会の実現を推進していきます。

第２節　基本目標

基本目標１　いきいきとした高齢者の健康づくりの推進

高齢者がいつまでも住みなれた地域でいきいきと暮らせるよう、「東みよし町健康増進計画」に基づいて保健事業を展開するとともに、生活習慣病やフレイル予防、介護予防に向けた取り組みなど、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に進めます。

また、高齢にともなう日常生活の不安の解消や、生活の場を確保するため福祉施設サービスの充実に努めます。

基本目標２　地域で支え合う環境づくりの推進

ひとり暮らし、もしくは認知症や要介護状態になっても、住み慣れた地域で尊厳を保ちつつ生活を続けることができるよう、在宅福祉サービスを提供するとともに、医療・介護の連携など、多職種連携の強化を進め、利用者の状況に応じた必要なケアを、一体的に提供することができるよう、世代を超えつながる地域共生社会の実現を意識した地域包括ケアシステムを推進していきます。

基本目標３　豊かな長寿社会づくりの推進

地域の多様な主体が参画し、高齢者自らが地域の活動に積極的参画できる仕組みづくりを推進するとともに、多様化する高齢者のライフスタイルやニーズに対応した生きがいづくりのための活動を支援します。

基本目標４　介護サービスの充実と質の向上

介護が必要となった場合でも、利用者やその家族が安心してサービスを利用できるよう、みよし広域連合が策定した「介護保険事業計画」を推進し、質の向上を図るとともに、介護給付費の適正化に努めます。

また、介護サービスを安定的に継続して提供できるよう災害・感染症や介護人材不足などのリスクに対して強い体制を構築します。

第３節　施策体系

基本目標	施策	
いきいきとした高齢者の健康づくりの推進	高齢者の健康維持と増進	
	感染症予防対策	
地域で支え合う環境づくりの推進	地域生活支援（地域包括ケア体制の推進）	
	医療と介護の連携	
	在宅高齢者対策	高齢者移動支援の充実
		在宅介護事業
		避難行動要支援者支援事業
		救急医療情報キットの配布事業
	ひとり暮らし高齢者対策	友愛訪問事業による見守り活動
		見守りサービス事業による見守り活動
		緊急通報装置貸与事業
		心配ごと相談事業
	高齢者虐待の防止	
	認知症高齢者対策の推進	
	成年後見制度利用促進	
豊かな長寿社会づくりの推進	生きがいづくり	学習機会の提供
		高齢者グループ活動
		生きがい情報の提供
	高齢者の住まいの確保	福祉施設
		高齢者の居住ニーズに対応した住宅の確保
介護サービスの充実と質の向上	みよし広域連合介護保険事業計画の推進	

第４章
いきいきとした高齢者の健康づくりの推進

第1節　高齢者の健康維持と増進
第2節　感染症予防対策

第４章　　いきいきとした高齢者の健康づくりの推進

第１節　高齢者の健康維持と増進

【取り組み内容】

健康維持と増進のためには、健康的な生活習慣で病気を予防し、健診等で病気の早期発見に努めることが重要となります。特に高齢者は加齢や退職により、地域社会とのつながりの希薄化、運動器機能の低下や認知機能の低下、閉じこもり傾向になるなど、生活状況が大きく変化します。すべての高齢者がいきいきと自分らしく、健康で生活できるよう、「東みよし町健康増進計画」に基づいて高齢者保健事業を展開するとともに、住み慣れた地域で元気でいきいきとした生活を送れるよう、生活習慣病やフレイル予防、介護予防に向けた介護予防・日常生活支援総合事業を実施し、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に進めています。

また、地域における取り組みとしては、地域で生活している方々がふれあいを通し、仲間づくりの輪を広げ、生きがいづくりや社会参加を促進するための地域の拠点となる高齢者サロン（いきいきサロン）について、業務を社会福祉協議会に委託し、サロンの立ち上げや活動に対する支援を継続することで、小地域で気軽に集まれる居場所づくりの拡充を図っています。

新型コロナウイルス感染症が令和５年５月８日をもって感染症法上の位置づけが２類から５類に引き下げられるなど、一定の落ち着きをみせてきたことにより、最近では新設の要望が増えてきており、フレイル予防という言葉が高齢者にもかなり浸透してきています。その一方で、コロナ禍で一旦サロン活動を休止した参加者の中には、活動に復帰できていない方も多くいます。

【今後の方向性】

コロナ禍を乗り越えて活動が戻り始めたサロン活動に対して、会食や会話、趣味活動や健康体操などを通じた介護予防の取り組みを進めていきます。

また、設立から長期にわたり活動していているサロンに対しても、講師の派遣やレクリエーション用具の貸出し等を行うことで新たな活動を取り入れていただき、高齢者の健康維持と増進に対する取り組みが継続できるよう推進していきます。

〇いきいきサロン

単位：か所・人

区　分	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）	令和７年度（2025 年度）	令和８年度（2026 年度）
実施か所数	41	40	45	50	55	60
登録者数	490	493	530	580	630	680
参加延人数	9,985	10,690	11,000	11,250	11,500	11,750

第２節　感染症予防対策

【取り組み内容】

高齢者は、感染症に対する抵抗力が弱いことから、日頃から県、保健所、医療機関、介護事業所と連携し、感染症の正しい知識の普及に努めて、早期発見・早期治療を行うほか、まん延防止を図るため、広報やホームページ等の媒体を活用して予防の啓発を行っています。

また、高齢者を対象とした結核健診やインフルエンザ・成人用肺炎球菌の予防接種を実施するなど、感染症予防対策の充実を図っています。

【今後の方向性】

■感染症発生に備えた体制整備

あらゆる感染症に対して常時備え、関係機関と連携した感染症対策についての周知・啓発等の実施や感染症発生時に必要な物資についての備蓄体制の整備、関係機関・団体と連携した支援・応援体制を整備します。

■新型インフルエンザ等対策行動計画との調和に配慮した感染症に備えた取り組み

東みよし町新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、新型インフルエンザ等発生時における対策の協議・検討を行い、感染症に備えた取り組みを推進します。

○結核集団検診（65歳以上）

単位：人・%

区　分	実績値		見込値
	令和３年度 (2021 年度)	令和４年度 (2022 年度)	令和５年度 (2023 年度)
受診人数	744	820	775
受診率	15.00	16.41	15.55

○予防接種（65歳以上）

単位：人・%

区　分		実績値		見込値
		令和３年度 (2021 年度)	令和４年度 (2022 年度)	令和５年度 (2023 年度)
インフルエンザ	接種人数	3,410	3,343	3,535
	接種率	67.44	66.13	70.00
成人用肺炎球菌	接種人数	217	151	125
	接種率	28.07	20.30	15.43

第５章
地域で支え合う環境づくりの推進

第1節　地域生活支援（地域包括ケア体制の推進）
第2節　医療と介護の連携
第3節　在宅高齢者対策
第4節　ひとり暮らし高齢者対策
第5節　高齢者虐待の防止
第6節　認知症高齢者対策の推進
第7節　成年後見制度利用促進

第５章　　地域で支え合う環境づくりの推進

第１節　地域生活支援（地域包括ケア体制の推進）

【取り組み内容】

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援を切れ目なく一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の体制の強化、運営に努めています。介護予防、生活支援（配食、見守り等）、権利擁護、社会参加も含めた個別ケースを検討する個別地域ケア会議を開き、そこで表出した地域課題等を町の施策に反映させ、既存の介護予防サービスに加えて、介護予防・生活支援サービス、地域ボランティア等が主体の一般介護予防事業による支援を実施しています。

高齢者及び要支援者に対する適切な支援を行うために、地域包括支援センター等が主催となり、個別地域ケア会議を開催するとともに、老人クラブ連合会、婦人団体連合会、ボランティア連絡協議会、行政や社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会によって構成された、東みよし町地域ケア会議作業部会（以下「作業部会」という。）を設置し、個別地域ケア会議等で出てきた地域課題について検討しています。さらに、福祉関係機関や医療機関、議会・行政等によって構成された、東みよし町地域ケア会議町部局を設置し、作業部会で検討された地域課題を町施策や介護保険計画等に反映するべく検討を行っています。

また、市町村区域（第１層）及び日常生活圏域＜中学校区域＞（第２層）に生活支援コーディネーターを配置し、生活支援サービス等の関係者との座談会を開催して、各地区のニーズや課題を抽出し、課題の解決や地域資源の活用について話し合っています。

個別地域ケア会議などを通して、関係機関との連携・協力体制が構築され、課題に対する検討から政策形成へ結びつけることができていますが、地域や個人によって、福祉ニーズは多様化・複雑化しており、複合的な課題を解決するためには、より一層多職種で連携し、多方面の専門的な立場から支援していくことが必要となっています。

【今後の方向性】

個別地域ケア会議などを通して、地域の異なるニーズへも個別に対応できるよう、関係機関や生活支援コーディネーターとの連携を強化し、地域課題の抽出及び必要なインフォーマルサービスの提案や充実を図っていきます。

○個別地域ケア会議

単位：回

区　分	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）	令和７年度（2025 年度）	令和８年度（2026 年度）
実施回数	11	7	7	10	10	10

第２節　医療と介護の連携

【取り組み内容】

介護を必要とする高齢者は、一般的に医療ニーズも高く、高齢者が地域で安心して暮らし続けられるためには、介護関係者と医療関係者が高齢者の情報を共有するなど連携していくことが必要です。

本町では、地域包括支援センターを軸として、介護予防に向けた取り組みや医療ニーズの高い重度の要介護者の在宅ケアの推進など、在宅、医療、介護の連携を密にし、地域における包括的継続的なマネジメント体制の強化に向けて取り組んでいます。

地域包括支援センターが中心となり、在宅高齢者のケアの充実に取り組んできたこと、そして、医療側のソーシャルワーカー等相談窓口の充実もあり、医療と介護の連携が確立され、困難事例も解決へ向けて導くことができるよう努めています。

【今後の方向性】

近隣市町村の個人病院の減少、地域拠点病院をはじめとする入院病棟への長期入院の短縮化も進み、在宅での自立支援・重度化防止を視野に入れた医療と介護への方針転換が打ち出されています。

そのため、地域の医療機関や介護サービス事業所等と連携し、障がいを含む社会資源の整理を行うとともに、地域の実情に応じた医療・介護の連携を推進するための多職種連携研修会や自立支援ケア会議を開催し、問題点や改善策などについて意見交換を行い、多職種協働により包括的かつ継続的な在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の構築を図ります。

また、医療・介護関係者の情報共有を目的とした「医療連携シート」を活用し、スムーズな支援に繋げるよう努めていきます。

○実施回数

単位：回

区　分	実績値		見込値	計画値		
	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
多職種連携研修会	1	1	1	1	1	1
ケアマネ研修会	4	4	4	2	2	2
自立支援ケア会議	2	1	1	1	1	1

第３節　在宅高齢者対策

Ⅰ.高齢者移動支援の充実

【取り組み内容】

おおむね65歳以上の住民で、山間地域及びそれに準ずる平坦地域に在住する障がい者、虚弱高齢者等が在宅で自立した生活を送れるよう支援することを目的として、「高齢者移送サービス（登録制・有償）」を社会福祉協議会に委託しています。社会福祉協議会は、町内タクシー事業者へ再委託し、三好地区（東山地域、足代山間地域）及び三加茂地区（大藤・奥村地域、木藤・黒長谷地域、加茂山地域、西庄山間地域、毛田・毛田西山地域）を地域別曜日別に回って、利用者を町内の医療機関等へ送迎しています。

また、令和元年度より「高齢者タクシー利用助成」を開始し、登録申請を行った町内の75歳以上の高齢者に対してタクシー利用料金の一部を補助してきましたが、令和５年８月１日から東みよし町地域公共交通計画に基づき、企画課において「乗合タクシー」を実施することに伴い、令和５年７月末に事業を終了しました。乗合型区域運行交通サービスである「乗合タクシー」を導入したことにより、公共交通空白地域を解消するとともに、利用者の利便性の向上に努めています。

【今後の方向性】

免許を返納しても、安心して住み慣れた地域での自立した生活を維持するために、引き続き、高齢者の移動支援の充実を図るとともに、町ホームページや各種事業等で「高齢者移送サービス」や「乗合タクシー」の周知に努めます。

「高齢者移送サービス」については、自宅周辺の道路事情などに対応できるよう、車両の小型化について検討を行います。

「乗合タクシー」については、令和７年度までは実証運行とし、利用状況を踏まえ制度を検証していき、本町の交通ネットワークにおける重要なモードとなるよう、運用開始後も制度の周知と検証を続けていきます。

○登録者数

単位：人

区　分	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
高齢者移送サービス	153	135	131	140	140	140
高齢者タクシー利用助成	1,143	1,191	1,186	－	－	－
乗合タクシー（65歳以上）	－	－	577	597	617	637

2. 在宅介護事業

【取り組み内容】

社会福祉協議会において、サービス提供の地域差を解消するため、山間地域等、民間事業者のサービスが行き届きにくい地域の在宅要介護者に対して、居宅介護支援事業所がケアプランを作成し、ヘルパーやデイサービスの在宅サービスを実施しています。

山間地域では、人口減少に伴いひとり暮らしの高齢者が増加傾向にあり、病気やケガによる入院や介護度が重くなり施設入所されるケースが多く、在宅で介護サービスを受けている方は少なくなっていますが、在宅サービスの提供機会等を通じ、サービスの周知や利用の声掛け等を随時行うことで、各種サービスの利用に繋がっています。

【今後の方向性】

在宅サービスを安定的に提供していくための人材確保を行い、引き続き、利用者のニーズ把握に努め、利用者の生活に寄り添ったサービスの周知を行い、適切なサービスの提供に努めていきます。

○実施延件数

単位：件

区　分	実績値		見込値	計画値		
	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
居宅介護支援	1,137	1,142	1,000	1,000	1,100	1,200
通所介護	12,075	11,655	11,300	11,000	11,100	11,200
訪問介護	4,814	5,279	5,000	4,000	4,100	4,200

3. 避難行動要支援者支援事業

【取り組み内容】

町内の避難行動要支援者（災害時または災害の発生のおそれがある時に、自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難のために特に支援を必要とする者）の情報を迅速かつ的確に把握し、平常時の見守り活動の充実を通した避難行動要支援者の避難支援計画を作成し、災害時の迅速な避難や、安全確認を確実にする体制を構築するため「避難行動要支援者名簿」を作成しています。

毎年、前年度の登録データを基に、年１回登録情報の更新のため、各地区担当の民生委員が自宅訪問し、名簿の更新作業を行っています。ひとり暮らし及び高齢者のみの世帯で新たに75歳を迎えられた方については、担当職員が自宅訪問し、登録を希望される方の新規登録を受け付けています。

また、令和３年５月に災害対策基本法が一部改正され、災害時に要支援者一人ひとりに対して、安否確認や避難を支援するための「個別避難計画」作成が努力義務とされ、おおむね５年程度で作成に取り組むこととなり、令和５年度から作成を進めています。

【今後の方向性】

広報や民生委員の地域の見守り活動などを通じ、新規対象者や未登録者への登録喚起を行うとともに、災害時に迅速な避難や安全を確実に確保できるよう、登録者の中でも個人の避難困難度、地域の想定浸水深等を考慮し、優先度の高い方や地域から「個別避難計画」の作成を進めます。

○避難行動要支援者

単位：人

区　分	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
登録者数	1,928	2,136	2,317	2,530	2,730	2,930

4. 救急医療情報キットの配布事業

【取り組み内容】

町内の75歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯に対し、かかりつけ医療機関、持病等の救急時に必要な情報を自宅で保管する「救急医療情報キット」を配布し、高齢者の安心と安全の確保に努めています。

各地区担当の民生委員が自宅訪問し、「避難行動要支援者名簿」の更新作業と合わせて、「救急医療情報キット」の必要の有無を確認しています。

また、「救急医療情報キット」の中にはお薬手帳の写しが入っており、薬の変更があった場合は、随時各自で更新する必要がありますが、最新のものに更新されていない可能性があります。

【今後の方向性】

研修会等を通じて民生委員へ「救急医療情報キット」の必要性を共有し、対象者へきめ細かい説明や注意喚起ができるように努めます。

また、万一の緊急時には、かけつけた救急隊員がキットの情報を確認し、適切で迅速な処置やご家族への連絡もスムーズに行うため、すでに「救急医療情報キット」を持っている方に対しても状況確認に努めます。

○救急医療情報キット

単位：個

区　分	実績値		見込値	計画値		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
配布数	670	613	562	600	620	640

第４節　ひとり暮らし高齢者対策

１.友愛訪問事業による見守り活動

【取り組み内容】

町内のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯の方が、地域で安心して暮らせるように、老人クラブの友愛訪問員が安否確認を目的とした訪問や電話を週１回程度実施しています。

友愛訪問員の高年齢化や対象者の見守り活動の拒否、友愛訪問員の後継者不足により事業継続が困難な状況となっておりますが、積極的な見守り活動を継続していただいています。

【今後の方向性】

老人クラブの友愛訪問員の活動内容を周知し、友愛訪問員の後継者の確保に努めます。

また、友愛訪問事業を継続していくことで、地域での異変の察知や支え合う体制の強化を図り、地域で安心して暮らすことができる見守り体制を構築します。

○見守り活動

単位：件

区　分	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度 (2021 年度)	令和４年度 (2022 年度)	令和５年度 (2023 年度)	令和６年度 (2024 年度)	令和７年度 (2025 年度)	令和８年度 (2026 年度)
支援延件数	16,656	11,136	13,200	13,000	13,000	13,000

2. 見守りサービス事業による見守り活動

【取り組み内容】

高齢者が住み慣れた地域で安心・安全に暮らせる地域づくりを推進することを目的として、「見守りサービス事業」を社会福祉協議会が実施しています。地域のボランティアに協力いただき、町内の75歳以上のひとり暮らし高齢者、80歳以上の高齢者のみの世帯及び障がい者世帯を毎月定期的に訪問しています。

見守り配食サービスについては、令和３年11月より利用者一部負担（１食300円）をいただき実施を開始しました。しかし、それにより登録者数が大幅に減少することとなり、実際には見守りが必要であるが自己負担が必要となるため利用を希望されない方もみられました。そういった方に対しては、定期訪問や季節食をお届けすることで、日常の見守りを実施するようになったものの、まだまだ見守りを必要とする方が十分に把握できていないため、事業の周知及び利用者の掘り起こしが必要であると感じています。

また、以前は弁当をボランティアによる手作りで用意していたものの、コロナ禍により参集することが困難となり、活動が衰退したことでボランティアが減少しており、今後、ボランティアの人材確保や活動再開が課題となっています。

■見守り配食サービス

弁当（１食300円）を毎月２回まで自宅にお届けし、声掛け・安否確認を実施しています。

■定期訪問

見守り配食サービスを希望されない世帯に毎月１回、つながり通信をお届けし、声掛けを実施しています。

■季節食のお届けによる訪問

毎年８月、12月に季節食（おはぎ、いなりずし、餅等）を無料でお届けし、年間行事を通して四季の移り変わりや季節を感じていただくとともに声掛け・安否確認を実施しています。

【今後の方向性】

継続して実施していくとともに、民生委員に協力いただき、対象者への事業の周知及び利用者の掘り起こしを行っていきます。

○登録者数、延提供数

単位：人・個

区　分	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）	令和６年度（2024年度）	令和７年度（2025年度）	令和８年度（2026年度）
見守り配食サービス	239	223	200	210	215	220
見守りサービス	－	75	85	90	90	90
配食延提供数	5,280	3,613	3,400	3,500	3,600	3,700

3. 緊急通報装置貸与事業

【取り組み内容】

町内のひとり暮らし高齢者や身体障がい者等に対し、急病や災害などの緊急時に迅速かつ適切な対応を図るとともに、孤独感や不安感等を解消することを目的として緊急通報装置を貸与しています。

利用者は、おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者及びねたきり高齢者又はこれに準ずる者を抱える高齢者のみの世帯、ひとり暮らしの重度身体障がい者等であり、貸与経費の全部又は一部の負担が必要となります。

また、貸与条件として、近隣の協力員が３人以上必要とされており、そのうち１人は、各地区担当の民生委員であるが、外２名を選出しなければならないため、身寄りがない方が増加傾向にある昨今、装置を必要としている方に貸与できないケースが出てきています。

【今後の方向性】

身寄りがない方への貸与方法の検討や認知していない方への情報発信ができるよう、地域包括支援センターや社会福祉協議会と連携を図り、必要としている方に貸与できるよう努めていきます。

○緊急通報装置

単位：件

区　分	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）	令和７年度（2025 年度）	令和８年度（2026 年度）
貸与件数	59	54	54	60	65	70

4. 心配ごと相談事業

【取り組み内容】

高齢者が安心して生活を続けられるようにするため、日常生活での悩みごとや心配ごと、困りごとなどを相談できる窓口として社会福祉協議会に委託して「心配ごと相談事業」を実施しています。

毎月２回、三加茂地区及び三好地区で行政相談、人権相談、消費者相談、心配ごと相談、身体障がい者相談、居住支援相談を行っています。

また、大藤、奥村地区では年１回の出張相談を行っています。

平日の昼間に相談日を設けているため、相談者は高齢者が多いように見受けられます。夜間や休日でも電話で相談を受けられる体制を取っていますが、スマートフォン等の普及によってＳＮＳの利用が増えている昨今、年齢を問わず相談者を受け入れるためにもＳＮＳ等を活用した相談の受け入れ体制を整える必要があります。

【今後の方向性】

日常生活での悩みごとや困りごとなどの不安を軽減できるよう、まちの身近な相談窓口として周知を図るとともに、関係機関との連携を強化し、夜間や休日対応など、いつでもどこからでも相談しやすい体制づくりに努めます。

〇心配ごと相談事業

単位：件

区　分	実績値		見込値	計画値		
	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
相談延件数	224	162	150	150	150	150

第５節　高齢者虐待の防止

【取り組み内容】

高齢者への虐待の早期発見・早期対応を行うため、町及び地域包括支援センターによる相談体制及びネットワークを構築しています。

町が通報の受付を行い、地域包括支援センターと事実確認し、初期対応やケース検討会議を行っています。

中には、長期間の虐待から共依存状態となり、高齢者と加害者を引き離すことが難しいケースや認知症により虐待されている事実確認が難しいケースがあります。

また、コロナ禍で人との交流の減少や外出自粛による影響か、虐待の相談件数が増加しており、虐待者の介護疲れやストレスが虐待の要因となっていることも考えられます。

高齢者虐待は、身体的なものから心理的、性的、経済的、介護・世話の放棄など多岐にわたり、このような行為は、高齢者の心身に深い傷を負わせ、高齢者の基本的人権を侵害するものであることから、虐待を早期に発見し、早期に対応するため、関係機関と連携を図り、早期発見のためのネットワークを強化するとともに、高齢者の虐待被害を防止するための体制を整備しています。

【今後の方向性】

高齢者虐待の防止や早期発見のため、広報や町ホームページなどを通じて相談窓口や通報義務の周知を行い、関係機関の協力を得ながら情報を把握するなどネットワークの強化を図り、虐待を受けていると思われる高齢者を発見した場合（疑わしい場合も含む）は、高齢者の安全と権利、利益を守るため早期対応に努めます。

〇高齢者虐待の相談・通報

単位：件

区　分	実績値		見込値
	令和３年度 (2021 年度)	令和４年度 (2022 年度)	令和５年度 (2023 年度)
高齢者虐待の相談・通報受理件数	1	3	10

第６節　認知症高齢者対策の推進

本町においては、今後、総人口の減少、後期高齢者人口の増加により高齢化率は年々上昇し、認知症高齢者も増加することが予測されます。

地域包括支援センターを中心に、認知症に対する正しい理解が町全体に広がるよう、認知症施策推進大綱を踏まえ、認知症施策のさらなる充実に努め、認知症の方やその家族の視点を重視した取り組みを推進し、「共生」と「予防」の視点をもって様々な機会により普及啓発を実施するとともに、認知症の方の権利や意思が尊重される環境づくりに努めます。

【取り組み内容】

■認知症への正しい理解の促進

○認知症サポーター養成講座や認知症サポーターステップアップ講座の実施により、地域全体で認知症に対する正しい知識と対応方法を身につけられるよう取り組んでいます。

○各種団体や地域の方の集まりへの出前講座や、養成講座の講師役であるキャラバンメイトの活躍の機会の拡充、認知症サポーターによる活動の支援等に努めています。

○チームオレンジ「オレンジスマイル」を立ち上げ、チームによる早期からの継続支援チーム活動の周知等に努めています。

○認知症ケアパスの普及啓発と実態に応じた見直しを行っています。

○東みよし町 SOS 見守りネットワーク事業への協力団体を募り、地域での認知症高齢者の見守り体制を構築しています。

■認知症予防と認知症の早期対応の推進

○認知症予防を目的とした介護予防教室の開催等により、認知症予防と早期診断・早期対応についての啓発を行っています。

○認知症が疑われる方・認知症の方やその家族からの相談に対して、認知症初期集中支援チーム（認知症専門医と専門知識を持つ看護師・保健師・社会福祉士・介護福祉士等で構成）を配置し、適切な医療や介護を受けられるよう支援を行っています。

○認知症高齢者等への支援のあり方や関係機関との連携について検討するとともに、認知症初期集中支援チームの活動状況の評価等を行うため、認知症初期集中支援チーム検討委員会を開催しています。

○健祥会たんぽぽ内に認知症伴走型支援拠点を開設し、身近な地域で早い段階から認知症について相談ができる窓口として、日常的・継続的な支援を提供しています。

■認知症カフェの普及

○認知症の方と家族、地域住民、専門職等の誰もが参加できる場である「認知症カフェ」を開催することにより、認知症の方やその家族の心身負担の軽減や生活の質の改善につながる支援を行っています。

■認知症捜索・声掛け模擬訓練

○認知症について正しい知識の普及を図りながら地域での見守りと支え合い、関係機関とのネットワーク構築や強化に努めています。

【今後の方向性】

地域包括支援センターに設置している認知症相談窓口及び、新たに開始した認知症伴走型支援事業、東みよし町 SOS 見守りネットワーク事業の周知を図ります。

また、引き続き認知症サポーター養成講座やステップアップ講座を実施し、オレンジスマイルの登録者を増員し、認知症本人や家族への支援を広げられるよう活動していきます。

○認知症サポーター養成講座

単位：回・人

区　分		実績値		見込値	計画値		
		令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
町	開催回数	5	4	3	3	3	3
	参加延人数	104	70	70	70	70	70
健祥会	開催回数	0	1	2	2	2	2
	参加延人数	0	59	70	70	70	70

○認知症カフェ

名称	① さんカフェ	場　　所	ふれあい健康館
		住　　所	東みよし町昼間 3700 番地 1
		開 催 主 体	東みよし町地域包括支援センター
		お問い合わせ先	0883-76-5580
		開 催 日	毎月第 2 火曜日　14 時から
	② たんぽぽカフェ	場　　所	特別養護老人ホーム　健祥会たんぽぽ
		住　　所	東みよし町中庄 1653 番地 1
		開 催 主 体	特別養護老人ホーム　健祥会たんぽぽ
		お問い合わせ先	0883-82-3711
		開 催 日	奇数月　曜日は不定期　10 時から

単位：回・人

区　分		実績値		見込値	計画値		
		令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
①	開催回数	10	10	10	10	10	10
	参加延人数	106	106	108	110	110	110
②	開催回数	3	1	6	6	6	6
	参加延人数	15	13	60	60	60	60

第７節　成年後見制度利用促進

【取り組み内容】

成年後見制度とは、知的障がい・精神障がい・認知症などによってひとりで決めることに不安や心配のある人が、いろいろな契約や手続をする際にお手伝いする制度です。

本町では、令和５年度から中核機関として、社会福祉協議会に権利擁護センター運営業務を委託契約し、権利擁護支援や成年後見制度に関する広報や啓発、相談及び利用支援・促進を実施しています。

また、社会資源に乏しい本町において、直接弁護士などの専門職を確保することが困難であることから、とくしま絆ネットへの委託契約により、弁護士等の専門職を確保し、検討会議や個別相談において、専門職の立場から中核機関への業務支援を受けています。高齢者や障がい者等の権利擁護支援には、専門的な検討や、判断を要するケースが多いですが、専門職のサポートにより、安心感を持って支援を進めることができています。

親族等からの後見等申立が困難な場合は、町長申立を行い、申立に係る費用負担が困難な場合（生活保護受給者等）は、町が負担しています。さらに、後見人等への報酬の支払いが困難な場合も、町が助成しています。

【今後の方向性】

東みよし町権利擁護センター”あどサポ東みよし”を中心に、成年後見制度の普及・啓発を行い、制度の理解を深め、本町における権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築・強化に努めます。

○成年後見制度利用促進事業

単位：件

区　分	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）	令和７年度（2025 年度）	令和８年度（2026 年度）
町長申立件数	2	2	1	3	4	5
申立に要する助成件数	2	2	1	3	4	5
後見人等の報酬に係る助成件数	2	2	4	5	7	9

第６章
豊かな長寿社会づくりの推進

第1節　生きがいづくり
第2節　高齢者の住まいの確保

第６章　　豊かな長寿社会づくりの推進

第１節　生きがいづくり

１.学習機会の提供

【取り組み内容】

高齢者の生きがい対策や介護予防対策の一環として、生涯学習等への参加機会を通して、高齢者が積極的に地域活動等に参加し、社会貢献できる学習活動を推進しています。

特にコロナ禍において失われてしまった学習活動の場に積極的に参加していただけるよう働きかけ、社会福祉協議会を中心に、シルバー大学校・大学院を開催し、専門的な知識と実践力を身につけて地域福祉を推進するリーダーの養成や大学院の卒業生を中心とした『生きがいづくり推進員』の育成、介護予防リーダーの育成やニュースポーツを通じた高齢者自身の健康の増進に努めています。

【今後の方向性】

生涯学習の場がほとんどなくなっていたコロナ禍の３年間に新たにシニア世代となった方に対して、シルバー大学校・大学院、老人クラブ活動等の生涯学習の場を周知し、地域福祉を推進する新たなリーダーの養成に努めます。

○学習機会

単位：人

区　分	実績値		見込値	計画値		
	令和３年度（2021 年度）	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）	令和７年度（2025 年度）	令和８年度（2026 年度）
シルバー大学校卒業者数	21	24	24	30	30	30
シルバー大学校大学院卒業者数	9	7	10	10	10	10
介護予防リーダー登録者数	21	22	24	27	30	33
ニュースポーツ大会参加人数	10	9	20	30	30	30

※シルバー大学校・大学院の卒業者数の中には、町外の方も含まれています。

2. 高齢者グループ活動

【取り組み内容】

高齢者の生きがいづくりや地域の仲間づくり推進を目指し、社会福祉協議会におけるボランティア活動、老人クラブ各種活動を支援するとともに、高齢者の生きがいを高めるためのサークル活動、健康づくり、スポーツ活動等を推進しています。

老人クラブ等の各種福祉団体の会員数は減少傾向であるものの、社会参加活動に対する意欲は高くなっており、活動を継続して実施することにより、さらに生きがいを高め、活動内容の充実に繋げています。

また、シルバー人材センターでは、豊かな経験や能力を持つ高齢者の就労支援や各種生きがい活動の促進を目的として、高齢者の就労機会の確保や活動を通じた地域とのつながり強化等に努めるとともに、短時間・低料金のサービス提供による生活支援体制の整備を推進しています。

【今後の方向性】

高齢者の相互の交流やボランティア活動等を通じた生きがいづくりを進めるため、老人クラブや各種趣味サークルなどの育成と活動内容の充実を推進するとともに、活動の周知に努めます。

老人クラブでは、社会的参加活動、社会奉仕活動、その他の生きがいを高めるための活動や健康づくりのためのシルバースポーツ活動の推進など、各種活動に総合的に取り組んでいきます。

また、シルバー人材センターの活性化を図り、高齢者の就労支援の推進と、短時間日常生活支援事業による生活支援体制の整備に努めます。

○老人クラブ

単位：人

区　分	実績値		見込値	計画値		
	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
会員数	589	563	520	500	500	500

○サークル活動の参加会員数

単位：人

区　分	実績値		見込値	計画値		
	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
ゲートボール	38	34	31	30	30	30
グラウンドゴルフ	27	31	35	35	35	35
陶芸	16	16	16	16	16	16
カラオケ	10	10	10	10	10	10
パークゴルフ	25	26	25	25	25	25
絵手紙	8	7	7	7	7	7
工房	7	7	8	8	8	8
吹き矢	7	8	9	9	9	9
生け花	12	15	15	15	15	15
体操	8	8	8	8	8	8
踊り・舞踊	53	33	30	30	30	30

○教室開催回数

単位：回

区　分	実績値		見込値	計画値		
	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
福祉教室	8	7	8	9	9	9
料理教室	9	3	3	9	9	9

○大会参加者数

単位：人

区　分	実績値		見込値	計画値		
	令和 3 年度（2021 年度）	令和 4 年度（2022 年度）	令和 5 年度（2023 年度）	令和 6 年度（2024 年度）	令和 7 年度（2025 年度）	令和 8 年度（2026 年度）
高齢者体育大会	185	212	250	250	250	250
ウォーキング大会	139	129	150	150	150	150

○シルバー人材センター

単位：人・件

区　分	実績値		見込値	計画値		
	令和 3 年度（2021 年度）	令和 4 年度（2022 年度）	令和 5 年度（2023 年度）	令和 6 年度（2024 年度）	令和 7 年度（2025 年度）	令和 8 年度（2026 年度）
登録者数	113	95	90	100	100	100
就業実人員	85	70	65	80	80	80
短時間日常生活支援事業	―	―	―	10	10	10

3. 生きがい情報の提供

【取り組み内容】

生きがいづくりの機会やイベントの開催に関する情報、グループの活動状況の紹介等、高齢者の生きがいづくりに関する情報提供を実施しています。

また、生きがいと健康づくり会議を開催し、高齢者の生きがいづくり活動の支援を実施しています。

老人クラブ等各種福祉団体の会員数が減少傾向の中、広報や町ホームページなどを通じ、活動の魅力発信を実施しています。

【今後の方向性】

引き続き、イベント開催に関する情報や活動紹介等、高齢者の生きがいに関する情報提供と支援を実施していきます。

また、情報提供を行う上で、町ホームページやチラシ、ケーブルテレビなど、状況に応じて多様な手段を活用できるように工夫し、高齢者をはじめ、多くの方に活動の良さを知っていただき、会員増強に繋げていきます。

第２節　高齢者の住まいの確保

1. 福祉施設

【取り組み内容】

地域包括ケアシステムの構築にあたって住まいの確保は重要なものであり、特に居宅での生活が困難な低所得の高齢者等に対する受け皿として、措置施設である養護老人ホーム及び無料又は低額な料金で高齢者を入所させる軽費老人ホームが、居住及び生活の支援の機能を果たすことが求められています。

さらに、今後、養護老人ホーム及び軽費老人ホームは、これらの施設が有する専門的支援機能を強化し、入所者はもとより地域で暮らす高齢者等も対象として社会生活上の課題解決を支援するとともに、関係者との強力な連携のもとで地域福祉を推進していくことが期待されています。

本町では、高齢者が自立した在宅生活を送ることが困難になった場合等でも、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、高齢者の暮らしを支える介護保険サービス以外の施設として、民間が運営する軽費老人ホーム（ケアハウス）、住宅型有料老人ホームが１か所ずつあります。

【今後の方向性】

高齢化の進展に伴い、生活困窮及び社会的孤立の問題等が顕在化しており、今後、介護ニーズ以外の面で生活の問題を抱える高齢者も増加することが見込まれることから、現在整備している各施設の現状を把握するとともに、現状の利用者を基本とし、県と連携して情報を把握し、住民への周知や情報共有に努めます。

また、近隣市町村との連携を図りながら、広域的な観点から対応を検討します。

2. 高齢者の居住ニーズに対応した住宅の確保

【取り組み内容】

東みよし町居住支援協議会（事務局：社会福祉協議会）において、高齢者世帯などの住宅確保が困難な方へ住宅確保の支援を行うとともに、高齢者に配慮した住宅への転居のサポートや入居後の福祉サービスの提供体制を確保しています。

【今後の方向性】

相談窓口や住宅を資源とした制度の周知や啓発を実施し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅や公営住宅等への円滑な入居を目指して、不動産業者や福祉団体と連携し、住宅情報の提供や入居後の支援を実施していきます。

参考資料

東みよし町高齢者保健福祉計画策定委員会設置条例
東みよし町高齢者福祉計画策定委員名簿

参考資料

【東みよし町高齢者保健福祉計画策定委員会設置条例】

令和元年９月 13 日
条例第４号

（設置）
第１条　老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に定める老人福祉計画の策定に当たり、東みよし町高齢者保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）
第２条　委員会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項について審議し、町長に答申する。
（１）計画の基本的事項及び策定に関すること。
（２）その他計画の策定について必要と認める事項。

（組職）
第３条　委員会は、委員 11 名以内で組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
（１）学識経験を有する者。
（２）保健、医療、福祉関係者。
（３）その他町長が必要と認める者。

（任期）
第４条　委員の任期は、委嘱の日から第２条に規定する所掌事務が終了する日までとする。
２　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）
第５条　委員会に委員長及び副委員長を置く。
２　委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
３　委員長は委員会を代表し、会務を統括する。
４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）
第６条　委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。
２　委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
４　委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる
５　最初に招集される委員会は、第１項の規定にかかわらず、町長が招集する。

（庶務）
第７条　委員会の庶務は、福祉課において処理する。

（その他）
第８条　この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則
この条例は、公布の日から施行する。

【東みよし町高齢者保健福祉計画策定委員名簿】

番号	氏　　名	所　　属
1	山　口　　博　視	東みよし町老人クラブ連合会会長
2	七　條　　公　香	東みよし町婦人団体連合会会長
3	山　下　　潤	東みよし町医師団代表者
4	藤　内　　則　康	東みよし町社会福祉協議会事務局長
5	清　水　　カズ子	みよし広域連合介護保険センター所長
6	井　口　　由　美	東みよし町地域包括支援センター長
7	竹　谷　　孝　子	健祥会たんぽぽ施設長
8	◎坂　本　　正　一	東みよし町議会総務厚生常任委員会委員長
9	○大　西　　綾　子	東みよし町民生委員児童委員協議会会長
10	川　原　　誠　男	東みよし町副町長
11	戸　澤　　幸　代	東みよし町健康づくり課長

◎…委員長　○…副委員長（敬称略）